

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年7月31日
【発行者名】	UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ （UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.）
【代表者の役職氏名】	メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード ヴァレリー・ベルナール（Valérie Bernard） メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード フランチェスカ・プリム（Francesca Prym）
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1855、 J.F.ケネディ通り33A番 （33A avenue J.F.Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三 浦 健 弁護士 大 西 信 治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三 浦 健 弁護士 大 西 信 治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	UBS（Lux）ストラテジー・ファンド （UBS（Lux）Strategy Fund）
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】	

記名式無額面受益証券

上限見込額は以下のとおりである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーイールド（米ドル）

クラスP－a c c 受益証券 8億8,000万米ドル（約946億円）を上限とする。

クラス（日本円・ヘッジ）P－a c c 受益証券 1,000億円を上限とする。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーグロース（米ドル）

クラスP－a c c 受益証券 8億8,000万米ドル（約946億円）を上限とする。

クラス（日本円・ヘッジ）P－a c c 受益証券 1,000億円を上限とする。

（注）米ドルの円貨換算は、便宜上、2020年5月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝107.53円）による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド（以下「ファンド」という。）

（注）日本においては、UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーイールド（米ドル）（UBS（Lux）Strategy Fund - Yield（USD））およびUBS（Lux）ストラテジー・ファンドーグロース（米ドル）（UBS（Lux）Strategy Fund - Growth（USD））を募集する。以下、UBS（Lux）ストラテジー・ファンドを「ファンド」、UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーイールド（米ドル）およびUBS（Lux）ストラテジー・ファンドーグロース（米ドル）をそれぞれ「サブ・ファンド」ということがある。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドの受益証券は記名式無額面受益証券であり、追加型である。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーイールド（米ドル）

クラスP-a c c受益証券

クラス（日本円・ヘッジ）P-a c c受益証券

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーグロース（米ドル）

クラスP-a c c受益証券

クラス（日本円・ヘッジ）P-a c c受益証券

（注１）ファンドにはUBS（Lux）ストラテジー・ファンドーイールド（米ドル）のクラスP-a c c受益証券およびクラス（日本円・ヘッジ）P-a c c受益証券ならびにUBS（Lux）ストラテジー・ファンドーグロース（米ドル）のクラスP-a c c受益証券およびクラス（日本円・ヘッジ）P-a c c受益証券以外の受益証券も存在するが、その他の受益証券は日本で販売されていないため、以下、サブ・ファンドについて「受益証券」または「ファンド証券」というときは、上記の受益証券を指すものとする。

（注２）名称の一部に「P」を含むクラスの受益証券は、すべての投資者に提供される。名称に「-a c c」を含む各クラス受益証券は、管理会社が別途定める場合を除き、収益の分配を行わない。

（注３）名称の一部に「ヘッジ」を含む、サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建てのクラス受益証券（「基準通貨以外の通貨建てのクラス受益証券」）では、かかるクラス受益証券の基準通貨建てによる価格の変動リスクを、サブ・ファンドの基準通貨に対してヘッジする。ヘッジは、クラス受益証券の基準通貨以外の通貨建てによる純資産価額の95%から105%の範囲で行われる。ただし、ポートフォリオの時価の変動、ならびに基準通貨以外の通貨建てのクラス受益証券の申込みおよび買戻注文の量の変動により、為替ヘッジの水準が上記の範囲を一時的に超過する場合がある。ファンドおよび投資運用会社は、ヘッジを上記の制限内に戻すためにあらゆる必要な措置を講じる。上記のヘッジは、サブ・ファンドの基準通貨建て以外の通貨建ての投資対象から生じる為替リスクに影響を及ぼすものではない。

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.）（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各受益証券について、下記の申込金額を上限とする。

上限見込額は以下のとおりである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーイールド（米ドル）

クラスP-a c c受益証券 8億8,000万米ドル（約946億円）を上限とする。

クラス（日本円・ヘッジ）P-a c c受益証券 1,000億円を上限とする。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーグロース（米ドル）

クラスP-a c c受益証券 8億8,000万米ドル（約946億円）を上限とする。

クラス（日本円・ヘッジ）P-a c c受益証券 1,000億円を上限とする。

（注１）米ドルの円貨換算は、便宜上、2020年5月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝107.53円）による。

（注２）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されているが、サブ・ファンドの受益証券は、米ドル建てまたは円建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨または円貨をもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

各申込日の翌ファンド営業日（以下に定義する。）に計算される各受益証券1口当たりの純資産価格
下記（８）に記載された申込取扱場所に照会することができる。

（５）【申込手数料】

日本国内における申込手数料は以下の通りである。

UBS証券株式会社の場合：申込価額の2.75%（税抜2.50%）を上限とする。具体的な手数料の金額または料率については下記（８）に記載される申込取扱場所に照会することができる。

（６）【申込単位】

原則として1口以上1口単位。また金額単位の申込みも受け付ける。ただし、日本における販売会社（以下に定義する。）は、これと異なる取扱いをする場合がある。詳細については後記「（８）申込取扱場所」に照会のこと。

（７）【申込期間】

2020年8月1日（土曜日）から2021年7月30日（金曜日）まで

ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）（以下「営業日」という。）でかつ日本における販売会社（以下に定義する。）の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に、申込みの取扱いが行われる。ただし、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、UBS証券株式会社の申込受付時間は午後4時までとする。日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の営業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、後記「（10）払込取扱場所」に記載される期日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社（後記「（８）申込取扱場所」を参照のこと。）において申込みを受付けられない場合がある。詳細については、日本における販売会社に照会すること。

（注）申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

（８）【申込取扱場所】

UBS証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目５番１号 大手町ファーストスクエア イーストタワー

電話番号 0120-073-533

ホームページ・アドレス www.ubs.com/jp/ja

（以下「UBS証券」または「日本における販売会社」ということがある。）

（注）上記日本における販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

（９）【払込期日】

UBS証券株式会社に支払う場合には、投資者は、申込注文の成立をUBS証券株式会社が確認した日（以下「約定日」という。）から起算して日本での４営業日目までに申込金額および申込手数料をUBS証券株式会社に支払うものとする。

各申込日の発行総額は、日本における販売会社によって、申込日から起算して４営業日目に保管受託銀行であるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店のファンド口座に払い込まれる。

（注）申込日から起算して４営業日目を「ファンド払込日」という。

（10）【払込取扱場所】

UBS証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目５番１号 大手町ファーストスクエア イーストタワー

（11）【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

（12）【その他】

（１）申込証拠金はない。

（２）引受け等の概要

（a）UBS証券は、管理会社が販売会社の任命等の関連業務を委託しているUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）との間で日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関して2016年4月19日付契約に基づき、ファンド証券の募集を行う。

（b）本書に記載される通り、日本における販売会社は、直接または他の販売買戻取扱会社（以下「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求を管理会社へ取次ぐ。

（注）販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

（c）管理会社は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）を元引受会社に指定し、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、UBS証券をファンドに関して管理会社の日本における代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、１口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいう。

（３）申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社および販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社および販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出する。申込金額は、原則として円貨で支払うものとし、日本国内で募集される各サブ・ファンドの表示通貨（以下「表示通貨」という。）と円貨

との換算は、裁量により日本における販売会社および販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じ得る範囲で投資者の希望する通貨で支払うこともできる。

申込金額は、日本における販売会社により各払込期日に保管受託銀行であるUBSヨーロッパSEルクセンブルグ支店のファンド口座に表示通貨で払い込まれる。

（４）日本以外の地域における募集

本募集に並行して、ヨーロッパを中心とした海外（アメリカ合衆国を除く。）でアメリカ合衆国国民および同国居住者以外の者に対して、各申込日の翌営業日に計算される各ファンド証券１口当たりの純資産価格で、ファンド証券の販売が行われる。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの形態

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の民法および2010年12月17日の投資信託に関する法律（以下「2010年法」という。）の規定に基づき、管理会社および保管受託銀行との間の契約（以下「約款（注）」という。）によって設定されたオープンエンド型の共有持分型（契約型）投資信託である。ファンドのサブ・ファンドであるUBS（Lux）ストラテジー・ファンド－イールド（米ドル）およびUBS（Lux）ストラテジー・ファンド－グロース（米ドル）（以下、UBS（Lux）ストラテジー・ファンド－イールド（米ドル）およびUBS（Lux）ストラテジー・ファンド－グロース（米ドル）を個別にまたは総称して「サブ・ファンド」ということがある。）の受益証券は、管理会社により、ファンド証券所持人（以下「受益者」という。）の要求に応じて、いつでも、その時の純資産価格で約款に従い買戻される仕組みになっている。

各サブ・ファンドは、アンブレラ・ファンドであるファンドのサブ・ファンドである。ファンド受益証券の発行限度額については特に定めはなく、随時発行することができる。

（注）「約款」は、ファンド証券の保有者、管理会社および保管受託銀行の権利および義務を定めるものである。

② ファンドの目的及び基本的性格

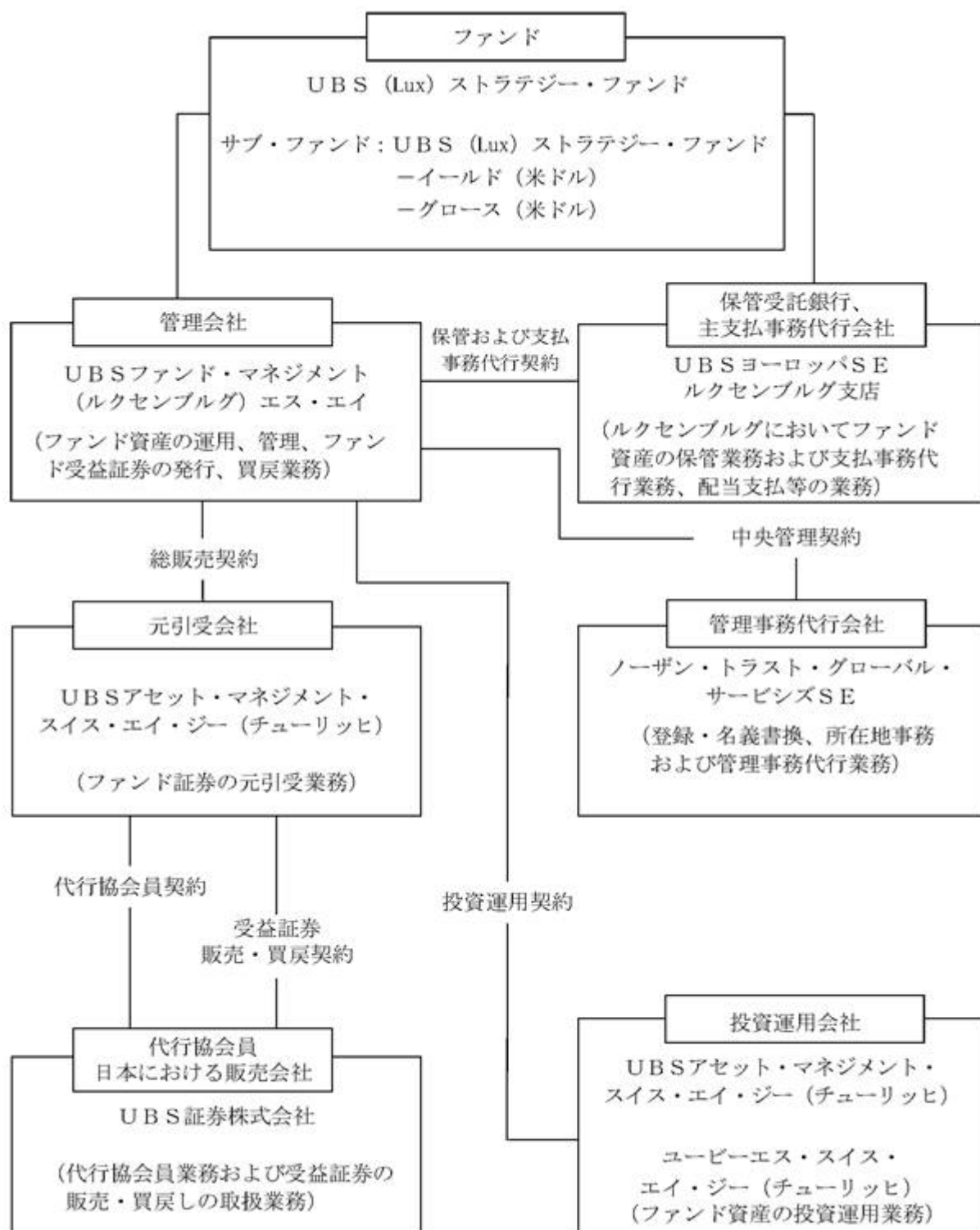
ファンドの目的は、元本の保全と純資産の流動性を十分考慮しながら、高い投資リターンを収めることである。

（2）【ファンドの沿革】

1991年4月23日	SBCグローバル・ポートフォリオ・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（旧管理会社）の設立
1991年7月22日	ファンドの約款締結
1991年7月23日	メモリアルで公告
1991年9月3日	メモリアルに預託通知を掲載
1997年4月28日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
1998年10月29日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2000年4月4日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2001年4月14日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2006年6月14日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2010年9月15日	旧管理会社からUBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイへ ファンドの管理会社としての機能の承継 ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2011年7月1日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2011年11月15日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2012年7月27日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2015年2月27日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2017年4月25日	ファンドの約款変更（効力発生日：2017年4月28日）
2018年7月3日	ファンドの約款変更（効力発生日：2018年8月3日）

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBSファンド・マネジメント （ルクセンブルグ）エス・エイ （UBS Fund Management （Luxembourg）S.A.）	管理会社	1991年7月22日付で保管受託銀行との間でファンド約款を締結（随時改訂済）。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 （UBS Europe SE, Luxembourg Branch）	保管受託銀行、 主支払事務代行会社	2016年10月13日付で管理会社との間で保管および支払事務代行契約（注1）を締結。ファンド資産の保管業務および支払事務（受益者への配当支払業務を含む。）について規定している。
ノーザン・トラスト・ グローバル・サービスSE （Northern Trust Global Services SE）	管理事務代行会社	管理会社との間で中央管理契約（2017年10月1日効力発生）（注2）を締結。ファンドの登録事務・名義書換事務代行、所在地事務代行ならびにファンド証券の純資産価格の計算およびファンドの会計管理・報告等の管理事務について規定している。
UBSアセット・マネジメン ト・スイス・エイ・ジー （チューリッヒ） （UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich）	投資運用会社	2014年7月22日付で管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結（2019年5月20日付更改契約（2019年6月17日効力発生）により更改済）。サブ・ファンドに 関しての運用会社業務について規定している。
ユービーエス・スイス・ エイ・ジー（チューリッヒ） （UBS Switzerland AG, Zurich）	投資運用会社	2016年1月1日付で管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。サブ・ファンドに 関しての運用会社業務および資産配分および事前の投資戦略の選考業務の提供について規定している。
UBSアセット・マネジメン ト・スイス・エイ・ジー （チューリッヒ） （UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich）	元引受会社	2015年1月7日付で管理会社との間で総販売契約（注4）を締結。ファンド証券の元引受業務について規定している。
UBS証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2016年4月19日付で元引受会社との間で代行協会員契約（注5）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。 2016年4月19日付で元引受会社との間で受益証券販売・買戻契約（注6）を締結。受益証券の販売・買戻し取扱い業務について規定している。

（注1）保管および支払事務代行契約とは、ファンド約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行ならびに主支払事務代行会社が、有価証券の保管、引渡し等ファンド資産の保管業務等および分配金支払い等を行うことを約する契約である。

（注2）中央管理契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、純資産価格計算、受益証券の発行、買戻し業務等を行うことを約する契約である。

- (注3) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約である。
- (注4) 総販売契約とは、管理会社によって任命された元引受会社が、ファンド証券の元引受業務を行うことを約する契約である。
- (注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券に関する目論見書の販売会社に対する送付、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに決算書類およびその他の書類の販売会社に対する送付等代行協会員事務を提供することを約する契約である。
- (注6) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規制および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

③ 管理会社の概況

(イ) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて2010年7月1日に設立された。

1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

(ロ) 事業の目的

管理会社の主な目的は、複数の要素から構成され得るルクセンブルグまたはルクセンブルグ外の法律に準拠する、2010年法の意味の範囲内における投資信託（UCI）またはオルタナティブ投資信託運用者に関する2013年7月12日法の意味の範囲内におけるオルタナティブ投資信託（AIF）を設立、販売、管理、運営しおよびこれに対する助言を行い、当該UCIまたはAIFの証券を表象または記録する証券または確認書を発行することである。

(ハ) 資本金の額

株主資本の13,000,000ユーロ（15億4,869万円）は、1株2,000ユーロ（238,260円）の株式6,500株によって表章される。2020年5月末日現在、すべての株式は全額払込済みである。

（注）ユーロの円貨換算は、2020年5月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝119.13円）による。以下同じ。

(ニ) 会社の沿革

2010年7月1日に設立。

(ホ) 大株主の状況

（2020年5月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
UBSアセット・ マネジメント・エイ・ジー （UBS Asset Management AG）	スイス、チューリッヒ、CH- 8001 バーンホフストラーセ45	6,500株	100%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

① 準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、ファンドは、2010年12月17日付のルクセンブルグ投信法、勅令、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）の通達等の規則に従っている。

② 準拠法の内容

（イ）民法

ファンドは、法人格を持たず、投資家の累積投資からなる、2010年法第41条第1項に規定されている譲渡性のある有価証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資家は、その投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは、会社として設立されていないので、個々の投資家は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）および下記の2010年法に従っている。

（ロ）2010年法

a. 2010年法は、以下の5つのパートにより構成されている。

パートⅠ－ 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）（以下「パートⅠ」という。）

パートⅡ－ その他のUCI（以下「パートⅡ」という。）

パートⅢ－ 外国投資信託（以下「パートⅢ」という。）

パートⅣ－ 管理会社（以下「パートⅣ」という。）

パートⅤ－ UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定（以下「パートⅤ」という。）

2010年法は、パートⅠが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（以下「UCITS」という。）とパートⅡが適用される「その他の投資信託」（以下「UCI」という。）を区分して取り扱っている。2010年法パートⅡに基づくUCIは、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法（以下「2013年法」という。）に規定するAIFとしての資格を有するのに対して、UCITSは、2013年法の範囲から除外されている。

b. 欧州連合（以下「EU」）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法のパートⅠに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「パートⅠ 投資信託」）としての適格性を有しているすべてのファンドは、EUの他の加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

c. 2010年法第2条は、同法第3条に従い、パートⅠ投資信託とみなされる投資信託を、以下のよう

に定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。

- 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。

d. 2010年法第3条は、同法第2条の定義に該当するので、UCITSではあるが、パートⅠファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

（i）クローズド・エンド型のUCITS

- (ii) EUまたはその一部において、公衆に対してその投資信託証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
 - (iii) 約款または設立文書に基づきEUの加盟国でない国の公衆に対してのみの投資信託証券を販売しうるUCITS
 - (iv) 2010年法第5章によりパートIファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であると金融監督委員会が判断する種類のUCITS
- e. 上記d)の種類のUCITSは金融監督委員会の2003年1月22日付金融監督委員会通達03/88（2002年法に関して発せられたが、2010年法に関しても有効である。）によって以下のとおり規定されている。
- (i) 2010年法第41条第1項に規定されている譲渡性のある有価証券以外の有価証券またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
 - (ii) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の有価証券に対する投資を意味する。
 - (iii) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する信託（「レバレッジ・ファンド」）
 - (iv) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入れの方針に関して、パートIの条項を充足していない投資信託
- f. 2010年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な形態は、パートIファンドおよびパートIIファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

- (i) 契約型投資信託 ("fonds commun de placement" (FCP) , common fund)
- (ii) 会社型投資信託 (investment companies)
 - 変動資本を有する会社型投資信託（「SICAV」）
 - 固定資本を有する会社型投資信託（「SICAF」）

上記の投資信託は、2010年法、商事会社に関する1915年8月10日法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されている。

税法上の主な規定は2010年法に記載されている。

投資信託の監督は、金融監督委員会が行っている。

（５）【開示制度の概要】

① ルクセンブルグにおける開示

（イ）金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、C S S Fへの登録およびその承認が要求される。この場合、目論見書、説明書、年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない。

ファンドの年次報告書に含まれている会計情報は、承認された監査人により監査され、C S S Fにより承認されなければならない。ファンドの独立監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・エス・エイ（Ernst & Young S.A.）、ルクセンブルグ事務所である。更に、ファンドは、金融庁（現C S S F）の1997年6月13日付通達97/136（改訂および追補済）に基づき、C S S Fに対して月次報告書を提出することを要求されている。

（ロ）受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した年次報告書および半期報告書は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所ならびに全ての支払事務代行会社および販売代理店において、受益者はこれを入手することができる。また、約款（その変更を含む。）は、管理会社の登記上の事務所に預託され、閲覧することができ、その写しを入手することができる。

年次報告書は、各サブ・ファンドおよびファンドについて毎年1月31日現在において公表され、半期報告書は、毎年7月31日現在において公表される。

前述の報告書には、関連する勘定通貨における各サブ・ファンド／各クラス受益証券それぞれの明細が含まれる。ファンド全体の資産の統合明細は、ユーロ建てで作成される。

会計年度末から4か月以内に公表される年次報告書は、独立監査人により監査された年次報告を含む。年次報告書には、信用リスクを低減するために、派生金融商品の利用により各サブ・ファンドが注力する投資先資産、当該派生取引に対する取引相手方、ならびに当該取引相手方がサブ・ファンドのために差し入れる担保（およびその範囲）の詳細に関する記載も含まれる。

かかる報告書は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において受益者が入手可能である。

各サブ・ファンドの発行価格および買付価格は、ルクセンブルグにおいて管理会社および保管受託銀行の本店で公表される。

受益者に対する通知は、ウェブサイト（http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/notifications）上で公告され、かつ、かかる通知を電子メールで受領する目的のために電子メールのアドレスを提供済の受益者に対して電子メールで送付される。電子メールのアドレスを提供していない受益者に対しては、かかる通知の紙面を受益者名簿に登録されている受益者の住所地に送付する。写しの紙面は、ルクセンブルグの法律もしくは管轄当局により義務付けられる場合に、または該当する販売国において法的に義務付けられる場合にも、受益者宛に郵送するか、またはルクセンブルグの法律が認める別の媒体により公告するか、その両方を行う。

② 日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

a. 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を日本国財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」という。）等においてこれを閲覧することができる。

ファンド証券の販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資家から請求された場合に交付しなければならない目論見書）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる（注）。

（注）EDINETでの開示：WEBサイト（<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）

b. 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実の販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に送付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会のホームページにおいて提供される。

（6）【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは、CSSFの監督に服している。

監督の主な内容は次の通りである。

① 登録の届出の受理

（イ）ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（すなわち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合）は、CSSFの監督に服し、CSSFに登録しなければならない。

（ロ）譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）で、ヨーロッパ共同体加盟国で設立され、かつ2009年7月13日付欧州理事会指令2009/65/ECの要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるUCITSは、CSSFに事前通知し、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命し、かつCSSFが、かかる通知および書類の提出から法令上の期限以内に異議を述べない場合、ルクセンブルグ国内において販売することができる。

（ハ）外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、CSSFへの事前登録を要する。

当該投資信託が設立された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

② 登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令、通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合またはその監査人が投資者に対する報告義務もしくはC S S Fに対する開示義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取り消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役がC S S Fにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取り消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

③ 目論見書に対する査証の交付

受益証券の販売に際し使用される目論見書もしくは説明書等は、C S S Fに提出されなければならない。C S S Fは書類が適用ある法律、勅令、通達に従っていると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

④ 財務状況、その他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者およびC S S Fに提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。

監査人は財務状況その他に関する情報が不完全もしくは不正確であると判断した場合には、その旨をC S S Fに直ちに報告する義務を負う。また監査人は、C S S Fが要求するすべての情報（投資信託の帳簿その他の記録を含む。）をC S S Fに提出しなければならない。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

一般投資方針

サブ・ファンドの資産は、リスク分散の原則に従い投資される。サブ・ファンドは、それぞれの純資産を、世界各国の株式、協同投資証券（cooperative shares）および利益参加証書等のその他の株式関連資本持分、米国預託証券（ADR）および海外預託証券（GDR）（参加証書および持分権）、コモディティ、短期債、配当権証書、社債、債券、類似の固定利付証券および変動利付証券（債務証書および債権）、あらゆる種類の資産担保証券、転換社債、転換債券、ワラント連動債および有価証券のワラント、ならびに法的に認められるすべての資産に投資する。

市場環境により、資産のごく一部を、コモディティにも投資することができる。コモディティへの投資は、法令に従い、投資先の資産（差金決済取引、トータル・リターン・スワップおよびオプション等）としてコモディティ指数を利用している上場取引もしくは店頭デリバティブ、仕組み商品（上場取引コモディティETF）を介して、またはUCIおよびUCITS（ETFを含む。）を通して、間接的にしか行うことができない。こうすることにより、サブ・ファンドに対するコモディティの現物交付が行われないことを徹底する。サブ・ファンドは、トータル・リターン・スワップにおいて、トータル・リターン（TR）コモディティ指数のパフォーマンス（当該指数で利用される現金金利の控除後）に依拠するスワップ取引の当事者になる。スワップの想定元本は、基本的に、日次ベースで調整されることがある（受益証券の申込みによる流入金、受益証券の買戻しによる流出金、または投資戦略の調整時等の場合と同様である。）。スワップに起因する取引相手方リスクは、未決済の利益である（スワップ契約の想定元本ではない。）。このようなリスクを最小限に抑え、かつ法的に許容される限界値を常に下回るようにするために、未決済の利益は、基本的に、月次ベースで、取引相手方リスクの法定の限界値に達するときは、いつでも決済する（再調整する。）。コモディティへの投資によるポートフォリオは、一般的に、株式のみのポートフォリオに比べて、ボラティリティが高くなる。したがって、投資家は、中程度または高水準のボラティリティを許容する用意がある投資家のみにサブ・ファンドが適しているという点に、留意すべきである。

個々のサブ・ファンドの名称に含まれる指定通貨（基準通貨）は各サブ・ファンドの純資産価額を算出する通貨のみを指し、サブ・ファンドの投資対象資産の通貨を指していない。個々のサブ・ファンドの投資はサブ・ファンドのパフォーマンスに最適であると考えられる通貨で行われ、基準通貨に関してアクティブに運用される。

各サブ・ファンドは、「（5）投資制限」の記載に従い、先物（先物、先渡しおよびノンデリバブル・フォワード（NDF））ならびにオプションの売買、「（5）投資制限」第1.1（g）項に記載の金融商品に対するスワップ取引（スワップ、トータル・リターン・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ）の締結、ならびに投資およびヘッジ目的で有価証券に対するオプションを含む取引を行うことができる。

オプション、先物およびスワップの市場は不安定であり、利益を得る機会および損失を被るリスクの双方が、証券への投資よりも高い。かかる技法および手段は、これらが各サブ・ファンドの投資方針に従い、かつ、各サブ・ファンドの質を低下させない場合にのみ用いられる。有価証券を購入する権利を保有者に付与するワラントについても同様である。

各サブ・ファンドは、付随的に流動資産を保有することができる。

サブ・ファンドにおいて、投資対象の市場、セクター、借り手、格付および企業が幅広く分散されるよう、注意を払わなければならない。

サブ・ファンドは、個々のサブ・ファンドの投資方針で別途定めのない限り、既存のUCITSおよびUCIにその純資産の100%を上限として投資することができる。

各サブ・ファンドの特定の投資方針**UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーイールド（米ドル）****典型的な投資家の特性**

サブ・ファンドは、グローバルに分散され、かつバランスの取れた基準通貨建てのポートフォリオを追求する、インカム志向の投資家に適している。

投資方針は、リスクを低く抑えつつ、基準通貨建て魅力的な水準の収益を収めることを目指すことである。この目的のために、利息が付される資産を中心として、世界中で幅広く分散投資を行う。固定利付資産に投資するサブ・ファンドと比べて株式の投資配分が高いため、投資リスクの水準が基本的に固定利付資産に投資するサブ・ファンドに比べて高くなる。サブ・ファンドは、投資方針に従い、ハイイールド債、新興市場およびコモディティに投資することができる。

基準通貨：米ドル

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーグロース（米ドル）**典型的な投資家の特性**

サブ・ファンドは、グローバルに分散され、かつバランスの取れた基準通貨建てのポートフォリオを追求する、キャピタルゲイン志向の投資家に適している。

投資方針は、基準通貨建て高水準の元本成長を目指すことである。この目的のために、資産の大部分を基本的に株式に投資しながら債券および株式に対して幅広く分散投資を行う。このため、サブ・ファンドの投資リスクは基本的にバランス型のサブ・ファンドに比べて高くなる。サブ・ファンドは、投資方針に従い、ハイイールド債、新興市場およびコモディティに投資することができる。

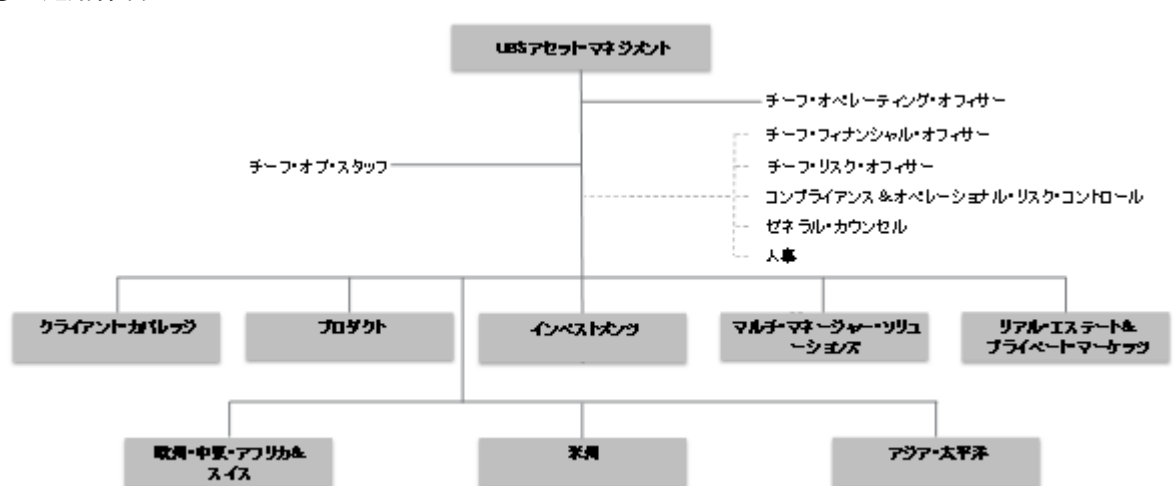
基準通貨：米ドル

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」を参照のこと。

（３）【運用体制】

① 運用体制



2020年4月6日現在

2020年3月末現在、UBSアセット・マネジメントは世界各地に860名を超える運用のプロフェッショナルを配している。

② 投資運用方針の意思決定プロセス

運用の目標は、堅実で長期的なリスク調整済みのパフォーマンスを上げることである。UBSアセット・マネジメントは、統制された厳格なプロセスを設けている。運用の成功は、この成果を反復させることに基づく。そのため、投資運用会社は、個人というよりチームの役割を重視している。チーム体制は、個々のメンバーの洞察と統制されたプロセスとのバランスを取り、個々のメンバーの洞察がすべての顧客のポートフォリオに首尾一貫して隈なく行き渡ることを確実にしている。

リサーチは、投資運用会社のグローバルに統合された運用体制の根本的な要素である。投資専門家のチームは、鋭い分析とグローバルな視点を伴う質の高いファンダメンタルなリサーチを行っている。各ポートフォリオは、銘柄および業界の徹底的な精査に基づいている。グローバル経済に関して、真にグローバルな洞察や評価を行うためにはすべての地域の銘柄を調査することが不可欠である。運用チームは、最先端のリスク管理とポートフォリオ構築システムにより、実際の取引を行う前に実現する可能性のあるシナリオを評価することができる。ポートフォリオ構築は、ボトム・アップの体制を取っており、銘柄の選定が鍵を握っている。投資運用方針の決定プロセスは、投資決定段階で終了するわけではない。投資運用会社は、義務の履行やコーポレート・ガバナンスの質によってもパフォーマンスが左右されると考えるからである。

投資運用会社は、２段階のリサーチに注力している。ファンダメンタルなリサーチは、現在の投資機会を掘り起こすために策定されており、業界リサーチは、資産運用業務に関連する主要事項に注目することにより、業界の見方の最前線にとどまるための助けとなっている。

- － **ファンダメンタルなリサーチ** 従来のソースや慣例にとらわれないソースからの質の高いリサーチを提供するため、通常当該業務に要求される質以上のことに踏み込むことを目的とする。また、投資運用会社は、経験からの実践的な洞察力に重きを置き、担当する業界出身のアナリストを多数雇用している。こうした深く掘り下げたリサーチにより多くの投資機会が掘り起こされ、顧客に対し真の価値を付加している。
- － **業界リサーチ** 投資運用会社の投資専門家らは、金融サービス業界に多くのリサーチ結果を寄稿している。投資運用会社の一連の白書は、理論上の投資概念の実践への適用に重きを置く一方、投資運用における最良の執行を推奨している。こうした白書は、世界中の主要な業界の刊行物や学術誌に掲載されている。

投資運用会社のリサーチは投資アプローチと連携しており、グローバルに統合された運用体制を支えている。

投資決定プロセス

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーイールド（米ドル）／グロース（米ドル）

UBS ウェルス・マネジメントのチーフ・インベストメント・オフィサー（以下「CIO」という。）と連携するグローバル・アセット・マネジメントは、包括的な資産クラス分野を含む長期的でより分散された戦略配分を規定し、リスクおよびリターン予想される長期的な見通しを考慮している。

さらに、限定的な資産配分は、長期的な資産配分から短期的な資産配分への逸脱を規定する。限定的な資産配分は、UBS ウェルス・マネジメント・リサーチ、UBS インベストメント・バンク、UBS アセット・マネジメントおよびその他の優秀な専門家からのシニア投資専門家を含むグローバル・インベストメント委員会によって決定される。当該委員会は、CIOが議長を務め、月に一回開催される。決定は専門家たちとの審議の上、CIOによってなされる。委員会のすべての委員は、迅速な決定が必要な場合、臨時委員会に招集される。

リスク管理／リスク統制

グローバル・インベストメント・ソリューションズ・チームの一部であるリスク管理グループの主な目的は、投資運用会社のポートフォリオ・マネジャーが最大のリスク調整後リターンを得るよう手助けすることである。

すべてのリスク・モデルおよびリスク・システムは、投資プロセスを通じて展開される。状況に合わせたリスク管理ツールが必要であるため、「画一的な」リスク管理商品には依拠していない。投資運用会社は、すべての資産クラスのための意思決定プロセスに適合する最先端の独自モデルの開発に多額の資金を注入してきた。

独自のリスク管理システムは、株式、債券および多様な資産から成るポートフォリオを対象とする。ポジションは、毎日の営業終了時にファンドの会計システムからダウンロードされ、夜を徹して処理される。その結果は、イントラネットを通じてポートフォリオ・マネジャーに配信される。このようにして、ポートフォリオ・マネジャーは正確かつ最新のリスク情報を受け取る。

グローバル・エクイティ・リスク管理システム（GERS）は、独自の株式リスク・モデルを提供する。これらのモデルは、リスクに関する長期および短期の見解を提示する。リスク・モデル要素は、業種、国および規模によってグループ化され、投資プロセスに対応する。また、GERSのBarraリスク・モデルも提供され、ポートフォリオ・マネジャーに対しリスクに関する代替的／補完的見解を示す。

リスク管理は、責任や名声に関する損害を回避するためにも、資産運用業務にとって特に重要な要素となる。最高水準のリスクの特定、リスク管理およびリスク統制は、運用グループの成功、評判および継続的な強さにとって不可欠であり、経営陣とスタッフはあらゆるリスクに対し最善の市場慣行を開発し適用することに注力している。

UBS アセット・マネジメントのリスク管理は、職務の適切な分離を含む強固な内部統制の原則に基づいている。リスク管理・統制は、投資運用・リサーチ部門と共に業務分野全体で行われており、リスク担当最高責任者と緊密に連携しているグループ内のリスク管理部門により別途監視されている。

法務／コンプライアンス

法務／コンプライアンス・グループは、グローバル投資運用部門および顧客勘定管理部門と明確に分離されている。コンプライアンス・オフィサーと法務スタッフは、運用部門の規制上および業務上

の手続きの検討を行う。さらに、顧客ガイドラインおよび契約遵守についてポートフォリオのレビューを行う会議が定期的に設定されている。

ファンドの管理体制

管理会社

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

投資運用会社

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

ユービーエス・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

（４）【配分方針】

管理会社は、約款第10条に従い、年次決算の終了後に、各サブ・ファンドまたは受益証券クラスが分配金を支払うか、およびその金額を決定する。分配は、収益（分配収入および利息収入）、ならびに元本により構成され、手数料および費用を含む場合と含まない場合とがある。一定の国の投資家は、受益証券の売却による値上がり益よりも分配される元本に高い税率を課される場合がある。そのため、分配型クラス受益証券（－distクラス受益証券／－mdistクラス受益証券）より成長型クラス受益証券（－accクラス受益証券）の申込みを好む投資家もいる。成長型クラス受益証券（－accクラス受益証券）の収益および元本に関する投資者への課税時期が、分配型クラス受益証券（－distクラス受益証券）の場合よりも、遅くなる場合がある。投資者は、個々の状況に関する税務面の助言のために、資格を有する専門家に相談すべきである。いずれの分配も、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格から直ちに控除される。ファンドの純資産が、分配により2010年法が定めるファンド資産の最低額を下回ってはならない。分配が行われる場合、会計年度の終了から4か月以内に支払が行われる。

管理会社は、中間分配金の支払を行うか、および分配金のその支払を停止するかを決定する権限を有している。

支払日から5年以内に請求されない分配金および分配受益証券についての権限は消滅し、関係するサブ・ファンドまたは受益証券クラスに戻し入れる。かかるサブ・ファンドまたは受益証券クラスが既に償還されている場合、分配金および配分は、各々の純資産に応じてファンドの残存するサブ・ファンドまたは関係するサブ・ファンドの残存する受益証券クラスに対して発生する。管理会社は、純投資収益およびキャピタル・ゲインの充当に関して、無償での受益証券の発行を決定することができる。分配が実際の収益を受ける権利に一致するよう、収益平準化額を算出する。

「－acc」を名称に含む受益証券クラスは、管理会社が別異の決定を行わない限り、収益分配を行わない。

分配の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

（５）【投資制限】

各サブ・ファンドの投資について、以下の規定が適用される。

1. ファンドが認可している投資対象

1.1 サブ・ファンドの投資対象は、主として、以下のものより構成されなければならない。

- 金融商品の市場に関する2004年4月21日付の欧州議会／理事会の通達2004／39／ECにより定義される規制を受ける市場に上場されるか、またはかかる市場で取引される有価証券および短期金融商品
- 規制を受け、公認かつ公開の定期的取引が行われるEU加盟国内の別の市場で取引される有価証券および短期金融市場商品。「EU加盟国」とは、欧州連合の加盟国をいう。欧州経済地域を

構成する契約の当事者であるものの、EU加盟国でない国は、かかる契約および関連する契約の範囲内において、EU加盟国に相当するとみなされる。

- c) EU非加盟国の証券取引所への正式な上場が認められているか、またはヨーロッパ、アメリカ、アジア、アフリカもしくはオーストラレイシア諸国（以下「承認された国」という。）の公認かつ公開の定期的に取りが行われる別の市場で取引される、有価証券および短期金融商品
- d) 新規発行される有価証券および短期金融商品。ただし、発行要項において、1.1項a) からc) に定める証券取引所または規制を受ける市場への正式な上場申請を行い、かつ有価証券の発行から1年以内に申請が承認されることを要する旨を定めなければならない。
- e) 2010年法に定義されるEU加盟国もしくはEU非加盟国に登録上の事務所を置く、通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSならびに／または通達2009/65/EC第1条（2）a) およびb) に規定されるその他のUCIの受益証券。ただし、以下を条件とする。
 - － かかるその他のUCIが、ヨーロッパ共同体法に基づき適用されるものと同等の健全性の監督に服することを求める法令に従い承認されているとCSSFが判断していること、および監督当局間の協力を確保するための十分な条項が存在すること。
 - － その他のUCIの受益者に与えられる保護水準が、ファンドの受益者に与えられる保護水準と同等であり、特に、資産の分別保有、借入れ、貸付ならびに有価証券および短期金融商品の空売りを規定する通達2009/65/ECの規定と同等の規定を適用すること。
 - － その他のUCIの事業運営が年次報告書および半期報告書の対象であり、報告期間中に発生する資産および負債、収益ならびに取引が評価されること。
 - － 受益証券が取得される予定のUCITSまたはこのような他のUCIが、その約款または設立文書に従い、その資産額の10%を上限として別のUCITSまたはUCIの受益証券に投資できること。

- f) 満期までの残存期間が12か月以下の、金融機関の当座預金または通知預金。ただし、当該金融機関の登記上の事務所がEU加盟国にあるか、または（当該金融機関の登記上の事務所がEU非加盟国にある場合には）ルクセンブルグの監督当局がヨーロッパ共同体法に基づく監督規則と同等であると判断する監督規則に従うこと。
- g) 上記a)、b) およびc) に掲げる規制を受ける市場で取引される、現金等価物で決済される商品を含む、金融派生商品（「派生商品」）、ならびに／または証券取引所もしくは規制を受ける市場で取引されない派生商品（「OTC派生商品」）。ただし、以下を条件とする。
- － 派生商品の利用が、各サブ・ファンドの投資目的および投資方針に一致し、かつその目標の達成に適していること。
 - － 投資対象が2010年法第41条（1）に規定される商品で、サブ・ファンドの投資方針に従い直接的にまたは他の既存のUCI／UCITSを通して間接的に投資を行うことができるマクロ経済指数、金利または為替レート等の金融指数であること。
 - － サブ・ファンドが、投資先の資産の適切な分散を通じて、サブ・ファンドに適用される後記「リスク分散」の項に記載される分散要件の遵守を徹底すること。
 - － OTC派生商品に関する取引の相手方当事者が健全性の監督に服し、金融監督委員会が承認する範疇に属し、かつ取締役会が明示的に承認している金融機関であること。取締役会による承認手続きが、UBSアセット・マネジメント・クレジット・リスクにより作成される原則に基づき、かつ特に同種の取引決済に関わる取引相手方の信用力、評判および経験に加え、取引相手方の資本提供の意思に関していること。取締役会が自身が承認した取引相手方のリストを保持していること。
 - － OTC派生商品が、日次ベースで、信頼に値する検証可能な評価が行われ、ファンドの主導により、かつ公正価値で、バック・ツー・バック・ローン取引によりいつでも売却、清算、または決済できること。
 - － 取引相手方が、該当するサブ・ファンドが運用するポートフォリオの組入銘柄（トータル・リターン・スワップもしくは類似の性格を有する金融派生商品等）、または該当するOTC派生商品の原資産の構成に関する裁量権を付与されていないこと。
- h) 規制を受ける市場で取引されていない、2010年法第1条が定める短期金融場商品。ただし、かかる商品の発行証券または発行体は、投資者および投資対象の保護を定める規則による規制を受け、かつ、当該商品が以下の条件に従うものとする。
- － 政府、地域機関もしくは地方機関またはEU加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、欧州連合（EU）もしくは欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟国、もしくは最低でも一つのEU加盟国が属する公的国際機関より発行または保証されていること。
 - － 1.1項a)、b) およびc) に記載される規制を受ける市場で有価証券が取引されている企業が発行体であること。
 - － ヨーロッパ共同体法が定める基準に従う健全性の監督に服する機関、または同法による規定と少なくとも同等に厳格であるとCSSFが判断する監督に服し、かつこれを遵守している機関により、発行または保証されていること。または、
 - － CSSFにより承認される範疇に属するその他の発行体が発行する有価証券。ただし、上記の箇条書き1番目、2番目または3番目に相当する投資者の保護が当該商品への投資に対して適用され、かつ、かかる発行体が、最低1,000万ユーロの株主資本を有し、第4回理事会通達78/660/EECの規定に基づき年次決算書を作成および公表する会社であるか、または一もしくは複数の上場企業を擁し、その資金調達に責任を有するグループ内の法主体か、銀行が提供する与信枠を利用して債務証券による資金調達を行う法主体であることを条件とする。

- 1.2 各サブ・ファンドは、1.1項に定める投資制限に関わらず、サブ・ファンドの純資産額の10%を上限として、1.1項に記載される証券以外の証券および短期金融商品に投資することができる。
- 1.3 管理会社は、派生商品に関連する全般的なリスクがファンドの組入銘柄の純資産総額を超えないことを確保しなければならない。各サブ・ファンドは、投資戦略の一環として、裏付商品の全般的なリスクが第2項に定める投資制限を越えないことを条件に、2.2項および2.3項の制限内で、派生商品に投資することができる。
- 1.4 各サブ・ファンドは、付随的に流動資産を保有することができる。

2. リスク分散

- 2.1 管理会社は、リスク分散の原則に従い、一サブ・ファンドの純資産額の10%を超えて同一金融機関の有価証券または短期金融商品に投資することができない。管理会社は、一サブ・ファンドの純資産額の20%を超えて同一金融機関の預金に投資することができない。サブ・ファンドがO T C派生商品の取引を行う場合、取引相手方が上記1.1項 f) に定義される金融機関である場合、取引相手方リスクが当該サブ・ファンドの資産の10%を超えてはならない。最大許容エクスポージャーは、他の相手方との取引においては、5%まで引き下げられる。一サブ・ファンドの純資産額の5%超を占める当該金融機関の有価証券および短期金融商品の全ポジションの総価値が、当該サブ・ファンドの純資産額の40%を超えてはならない。本制限は、健全性の監督に服する金融機関の預金またはかかる金融機関のO T C派生商品の取引には、適用されない。
- 2.2 2.1項に定める制限の上限に関わらず、各サブ・ファンドは、
 - ー 同一金融機関が発行する有価証券および短期金融商品、
 - ー かかる金融機関への預金、ならびに／または
 - ー かかる金融機関を取引相手とするO T C派生商品を組み合わせて、純資産の20%を超えて投資してはならない。
- 2.3 上記に反し、下記が適用される。
 - a) 2.1項に定める10%の上限は、E U加盟国に所在し、当該国において当該証券の保有者を保護するために用意される公的機関による特別な健全性の監督に服する金融機関により発行される、一定の債務証券においては、25%まで引き上げられる。特に、かかる債務証券の発行により得られる資金は、法律に従い、債務証書の存続期間中、かかる発行により生じる債務を十分にカバーし、かつ発行体の破産の場合に元利金の支払に優先権を与える資産に対して投資されなければならない。一サブ・ファンドが一発行体が発行する債券にその純資産の5%を超えて投資する場合、かかる投資対象の総額が、当該サブ・ファンドの純資産額の80%を超えてはならない。
 - b) 10%の上限は、E U加盟国またはその地方機関、別の承認された国または一もしくは複数のE U加盟国が属する法定の公的国際団体が発行または保証する有価証券または短期金融商品については、35%まで引き上げられる。

2.3項 a) および b) に記載の特別規定に該当する有価証券および短期金融商品は、上記40%のリスク分散の制限の算出には含まれない。
 - c) 2.1項、2.2項、2.3項 a) および b) に記載される制限を累積してはならない。そのため、かかる各項で列挙される、同一金融機関の有価証券もしくは短期金融商品への投資、または当該機関の預金もしくは派生商品への投資が、特定のサブ・ファンドの純資産額の35%を超えてはならない。
 - d) 理事会通達83/349/E E Cまたは公認の国際会計基準に従う連結決算書の目的において同一グループに属する企業は、本項に定める投資制限の計算上、同一発行体とみなされなければならない。ただし、同一の企業グループの有価証券および短期金融商品への一サブ・ファンドによる投資の上限は、合計で当該サブ・ファンドの資産の20%とする。

- e) 管理会社は、リスク分散のために、一サブ・ファンドの純資産額の100%を上限として、EU加盟国またはその地方機関、別の承認されているOECD加盟国、中国、ロシア、ブラジル、インドネシアもしくはシンガポールまたは一もしくは複数のEU加盟国が属する法定の公的国際団体が発行または保証する様々な銘柄の有価証券および短期金融商品に投資する権限を有する。当該有価証券または短期金融商品は、少なくとも6銘柄の証券に分割しなければならない、同一発行体の有価証券または短期金融商品が、一サブ・ファンドの純資産総額の30%を超えてはならない。

2.4 その他のUCITSまたは他のUCIへの投資には、以下の規定が適用される。

- a) 管理会社は、一サブ・ファンドの純資産の20%を上限として同一のUCITSまたは他のUCIの受益証券に投資することができる。本投資制限の実施上、複数のサブ・ファンドを有するUCIの各サブ・ファンドは、独立した発行体とみなされるが、各サブ・ファンドが第三者に対して個別に責任を負うことを条件とする。
- b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資が、サブ・ファンドの純資産額の30%を超えてはならない。サブ・ファンドが投資するUCITSまたは他のUCIの資産は、2.1項、2.2項および2.3項に定める上限の算出の際には、含まれない。
- c) サブ・ファンドがその投資方針に従い、その資産の大半を他のUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券に投資する場合、サブ・ファンド自身ならびにサブ・ファンドが投資する他のUCITSおよび／またはその他のUCIが請求する上限管理報酬は、後記「4 手数料等及び税金（3）管理報酬等」の項に記載される。

2.5 サブ・ファンドは、ファンドの一または複数の他のサブ・ファンドにより発行されるか、または発行された受益証券を買付、取得および／または保有することができるが、以下を条件とする。

- － 投資先のサブ・ファンド自身が、かかる投資先のサブ・ファンドに投資しているサブ・ファンドに投資しないこと。
- － 取得される投資先のサブ・ファンドが、同一のUCIの他の投資先のサブ・ファンドの受益証券に投資できる自身の資産の上限が、その販売目論見書または定款に従い、10%を超えないこと。
- － 財務書類および定期報告書における適正な評価に関係なく、かかる有価証券に付随する議決権が、当該サブ・ファンドにより保有される期間中、停止されていること。
- － サブ・ファンドがこれらの有価証券を保有する限り、その価値が、いかなる場合にも、2010年法に従うサブ・ファンドの最低純資産の検証のために同法が定める純資産価格の計算に含まれないこと。
- － サブ・ファンドの水準、およびサブ・ファンドが投資する投資対象のサブ・ファンドの水準において、管理事務／買付または買戻しの手数料が重複して請求されないこと。

2.6 ファンドは、あるサブ・ファンドの方針が、当該サブ・ファンドの投資方針に従い、CSSFが承認する特定の株式または債券指数に連動することである場合、当該サブ・ファンドの資産の20%を上限として、同一発行体の株式および／または債券に投資することができる。ただし、以下を条件とする。

- － 指数の構成が十分に分散されていること。
- － 指数がその参照市場の適切なベンチマークであること。
- － 指数が適切な方法で公表されていること。

例外的な市況、および特に一部の有価証券または短期金融商品の比率が高い、規制を受ける市場であることを理由に正当であると判断されることを条件に、上限を35%とする。かかる上限までの投資は、同一発行体の場合に限り、認められる。

第1項および第2項が定める制限を、故意にではなく、または引受権行使の結果として超過する場合、管理会社は、受益者の最善の利益を図りつつ、事態の収拾を最優先するために、有価証券の売却に努めなければならない。

新たに設定されるサブ・ファンドは、リスク分散投資の原則を遵守し続けるという条件で、正式な認可を取得してから6か月間、特定のリスク分散の制限を逸れることができる。

3. 投資制限

管理会社は、以下の行為をしてはならない。

- 3.1 継続的な販売が何らかの契約上の取決めにより制限される有価証券を、ファンドのために取得すること。
- 3.2 管理会社が、管理会社が運用する他の投資信託と共同で、当該発行体の経営に重大な影響を及ぼす権利を行使できるような議決権付の株式を取得すること。
- 3.3 以下の割合を超えて取得すること。

- 同一発行体の議決権のない株式の10%
- 同一発行体の債務証券の10%
- 同一のUCITSまたはUCIの受益証券の25%
- 同一発行体の短期金融商品の10%

上記の2番目から4番目について、債務商品および短期金融商品の総額ならびに発行済受益証券の純合計額を取得時に決定できない場合、かかる証券対象の証券の制限を遵守する必要はない。

以下の場合、3.2項および3.3項の規定の適用が免除される。

- EU加盟国、その地方機関または別の承認された国が発行または保証する有価証券および短期金融商品
 - 非加盟国が発行または保証する有価証券および短期金融商品
 - 一または複数のEU加盟国が属する公的国際機関が発行する有価証券および短期金融商品
 - EU非加盟国の法律において、かかる株式保有が当該EU非加盟国の発行体の有価証券への唯一の適法な投資方法である場合に、当該EU非加盟国を本拠地とする発行体の有価証券に主に投資する企業の株式。このような場合、2010年法を遵守しなければならない。
 - 子会社が所在する国において、ファンドのみのために、受益者の請求による受益証券の買戻しに関する運用、助言、もしくは販売等の業務を行う子会社の株式
- 3.4 有価証券、短期金融証券または1.1項 f) および g) に列挙されるその他の商品の空売りを行うこと。
 - 3.5 貴金属またはそれに関連する証券を取得すること。
 - 3.6 不動産への投資、および商品または商品契約の売買。
 - 3.7 借入れを行うこと。ただし、以下の場合を除く。
 - 外国通貨の買付のためのバック・ツー・バック・ローンによる借入れ
 - 一時的な、かつ当該サブ・ファンドの純資産額の10%を超えない借入れ
 - 3.8 第三者のための借入れを認めること、または保証人になること。本制限は、全額払込済でない有価証券、短期金融商品または1.1項 e) 、 g) および h) に列挙されるその他の商品の取得を妨げるものではない。

管理会社は、ファンドの受益証券が募集および販売される国々の法令規制の遵守を徹底するために必要がある場合、受益者の利益のために、いつでも投資制限を追加する権限を有している。

4. 資産のプール

取締役会は、効率性のために特定のサブ・ファンドの資産の内部統合および／または共同管理を認めることができる。このような場合、異なるサブ・ファンドの資産を一括して管理する。共同管理下の資産を「プール」と呼び、プールは、内部管理目的に限定して利用される。プールは公式のファンドではなく、受益者が直接プールを利用することはできない。

プール

取締役会は、複数のサブ・ファンド（かかる文脈上、「参加サブ・ファンド」という。）の組入資産のすべてまたは一部をプール形式で投資および運用することができる。このような資産プールは、各々の特定の参加サブ・ファンドから、現金およびその他の資産（これらの資産が該当するプールの投資方針に合致している場合に限る。）を資産プールに移し替えることにより、設定される。その後、管理会社は、さらに資産プールへの移し替えを行うことができる。参加額の全額を上限として、資産を参加サブ・ファンドに戻すこともできる。

特定の資産プール内の参加サブ・ファンドの持分は、同じ価値を有する想定上の受益証券を基準にして算出される。資産プールを設定する際、取締役会は、想定上の受益証券の当初価値を（管理会社が適切であると判断する通貨建てで）定め、参加サブ・ファンドが拠出した現金（またはその他の資産）に相当する参加サブ・ファンドの想定上の受益証券に割り当てなければならない。その後、資産プールの純資産を既存の想定上の受益証券の口数で除すことにより、想定上の受益証券の価値を算出する。

追加の現金または資産が資産プールに拠出されるか、または資産プールから引き出される場合、関係する参加サブ・ファンドに配分される想定上の受益証券の口数は、資産プールに拠出されるか、または資産プールから引き出される現金または資産を、参加サブ・ファンドの資産プールにおける持分の現在価値で除すことにより算出される口数の分だけ、増減する。現金を資産プールに拠出する場合、計算目的上、税務費用ならびに現金投資のためのクロージング手数料および取得費用に充当するために管理会社が適切であると判断する金額を減額する。現金を引き出す場合、資産プールの有価証券またはその他の資産の処分において発生する費用の額を計上するためにその分の減額を行うことがある。

ある資産プール内の資産から発生する配当、利息および収益と同様のその他の配当が、当該プールに配分されると、純資産が増加する。ファンドが償還される場合、資産プールの資産は資産プール内の各々の持分に比例して参加サブ・ファンドに配分される。

共同管理

運営および管理費用を削減しつつ、広範な分散投資を可能にするために、取締役会は一または複数のサブ・ファンドの資産のすべてまたは一部を別のサブ・ファンドまたはその他の投資信託の資産と一括して管理することを決定できる。以下の項において「共同管理ファンド」とは、ファンドおよびその各サブ・ファンド、ならびに共同管理の取決めが存在し得る一切のファンドをいう。「共同管理資産」とは、上記の共同管理契約に従い管理される共同管理ファンドの資産全体をいう。

各投資運用会社は、共同管理契約の一環として、共同管理ファンドに関して統一的に、ファンドおよびファンドの各サブ・ファンドのポートフォリオ構成に影響を与える投資対象および資産の売却を決定する権限を有する。各々の共同管理ファンドは、共同管理資産の総評価額に対して自身の純資産が占める比率に相当する、共同管理資産における持分を有している。この保有比率（かかる文脈において、「持分割合」と称する。）は、共同管理の下で保有または取得されるすべての資産クラスに適用される。投資および／または売却に関する決定は、共同管理ファンドの持分割合には影響を及ぼさないが、将来の投資分は当該割合により割り当てられる。資産を売却する場合、個々の共同管理ファンドが保有する割合に応じて共同管理資産から控除される。

ある共同管理ファンドに新規の購入申込みがある場合、購入申込金は、申込みが行われる共同管理ファンドの調整後の持分割合を考慮した上で、各共同管理ファンドに配分され、このような調整が、かかる共同管理ファンドの純資産の増加に対応する。共同管理ファンド間で資産を移し替えると、各共同ファンドの純資産総額が、調整後の持分割合に応じて変動する。同様に、ある共同管理ファンドが買戻請求を受ける場合、買戻しの現金が、買戻しが適用される共同管理ファンドの純資産

の減少額を調整後の持分割合に基づき、共同管理ファンドの準備金から引き出される。この場合も、各共同ファンドの純資産総額が、調整後の持分割合に応じて変動する。

受益者は、共同管理契約により、特定のサブ・ファンドの資産構成が、取締役会または管理会社の委託先が特別な措置を取らない限り、別の共同管理ファンドに関連する事態（申込みおよび買戻し等）から影響を受ける可能性があるという事実、留意すべきである。そのため、その他の点がすべて等しければ、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドが購入申込みを受けると、当該サブ・ファンドの手元現金が増加する。逆に、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドが買戻しを受けると、サブ・ファンドの手元現金が減少する。ただし、購入申込みおよび買戻しを、共同管理契約の枠外で、各共同管理ファンドのために開設される購入申込みおよび買戻し専用の特別勘定で行うことができる。特別勘定には大量の購入申込みと買戻しを計上することができ、かつ、管理会社または管理会社の委託先がサブ・ファンドの共同管理契約への参加の終了をいつでも決定できるため、当該サブ・ファンドは、ファンドおよび受益者の利益に悪影響を及ぼすおそれがある場合、ポートフォリオの再編成を回避することができる。

別の共同管理ファンドに関連する買戻し、または別の共同管理ファンドに関連する（該当するサブ・ファンドに属するものとして計上できない）報酬および費用の支払の結果として生じる、特定のサブ・ファンドのポートフォリオ構成の変更により、当該サブ・ファンドの投資制限の違反が起り得る場合、該当する資産が上記の調整による影響を受けないようにするために、かかる資産は、変更の実施前に、共同管理契約の対象から外される。

サブ・ファンドの共同管理資産は、同じ投資目的に従い投資される資産に限り、共同で管理される。これは、投資決定がすべての点において該当するサブ・ファンドの投資方針と一致することを徹底させるためである。共同管理資産は、同一の投資運用会社が投資および投資対象の売却の決定を行う権限を有し、かつ保管受託銀行が預託機関を務める資産に限り、共同で管理される。これは、保管受託銀行が、2010年法およびその他の法規定に従いファンドおよびそのサブ・ファンドの義務を完全に履行できることを徹底させるためである。保管受託銀行は、常に、ファンドの資産をその他の共同管理資産と分別保管しなければならない。これにより、保管受託銀行は、いつでも、個々のサブ・ファンドの資産を正確に区別することができる。共同管理ファンドの投資方針が、個々のサブ・ファンドの投資方針と正確に一致する必要はないため、共同管理ファンドの投資方針が、個々のサブ・ファンドの投資方針よりも厳しい制限を受けることがある。

取締役会は、事前の通知なしに、いつでも共同管理契約の終了を決定することができる。

受益者は、いつでも、共同管理契約を締結している共同管理資産および共同管理ファンドの間合せ時点における比率を、管理会社の登記上の事務所に問い合わせることができる。

共同管理資産の構成と比率を年次報告書に記載しなければならない。

ルクセンブルグ籍以外のファンドとの共同管理契約は、（１）ルクセンブルグ籍以外のファンドが関係する共同管理契約がルクセンブルグの法律に準拠し、かつルクセンブルグの管轄権に服すること、または（２）ルクセンブルグ籍以外のファンドのいかなる債権者、清算者、もしくは破産管財人に対してもサブ・ファンドの資産を利用させないことと、かかる資産の凍結を認めない各共同管理ファンドの権利が定められることを条件に、許可される。

5. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品

ファンドおよびそのサブ・ファンドは、2010年法の条件および制限に従い、CS SFにより定められる要件に従う効率的なポートフォリオ運用のために、レポ契約、リバースレポ契約、証券貸付契約ならびに／または、有価証券および短期金融商品を裏付資産とするその他の技法および商品（「技法」）を採用することができる。かかる取引が、派生商品の使用に関連する場合には、条件および制限が、2010年法の規定を遵守しなければならない。このような技法および商品の利用が、投資家の最善の利益に一致するものでなければならない。

レポ契約とは、一方の当事者が、ある証券を相手方当事者に対して売却すると同時に、当該証券を、指定された将来の日に、当該証券の表面利率とは無関係の市場金利を反映した指定価格で買い戻す取り決めを行う取引である。リバースレポ契約とは、サブ・ファンドが、ある証券を相手方当事者から購入すると同時に、当該証券を、合意された日にかかる価格で、相手方当事者に売却することを約束する取引である。証券貸付契約とは、「ローン」の対象である証券の権原を「貸主」から「借主」に移転し、借主が将来の日に貸主に「これに相当する証券」を交付することに合意する契約である（「証券貸付」）。

証券貸付は、クリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリア等の公認決済機関を通じて、またはかかる業務を専門とする一流の金融機関を通じ、かつ当該機関が定める手続に従い行う場合にのみ、行うことができる。

証券貸付取引の場合、ファンドは、原則として、貸付契約の締結時に少なくとも貸付証券の総額および未払利息に相当する金額の担保を受けなければならない。かかる担保は、ルクセンブルグの法律の規定により認められる金融上の担保の形で発行されなければならない。クリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリア、または貸付証券の返済をファンドに保証する他の機関を通じて取引が行われる場合には、かかる担保は要求されない。

前記「（１）投資方針 担保の運用」の項の規定は、したがって、証券貸付の範囲内でファンドに提供される担保の運用に対して適用されるものとする。前記「（１）投資方針 担保の運用」の項の適用緩和規定として、金融セクターの受益証券は、証券貸付の範囲内で有価証券として認められる。

ファンドに証券貸付の分野で業務を提供しているサービス提供会社は、その業務に対して市場基準に見合う報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、適切な場合、年次ベースで独立機関により見直され、採用される。

さらに、管理会社は、証券貸付に関する枠組み合意を作成している。かかる枠組み合意には、関連する定義、証券貸付取引の契約管理に関する原則および基準の記載、担保の信用度、認可を受ける取引相手方、リスク管理、第三者に支払う報酬ならびにファンドが受領する報酬に加え、年次報告書および半期報告書に開示される情報を中心とする内容が含まれる。

管理会社の取締役会は、証券貸付取引からの担保として、以下の資産クラスの商品を承認し、当該商品に対して以下のヘアカットを適用する旨を決定している。

資産クラス	最低ヘアカット率 (市場価格からの減額率)
固定および変動利付証券	
G10参加国（米国、日本、英国、ドイツおよびスイスを除く国々。発行体として当該国の連邦州および小郡を含む。）により発行され、格付がA [*] 以上の証券。	2 %
米国、日本、英国、ドイツおよびスイス（その連邦州および小郡 ^{**} を含む。）により発行された証券。	0 %
格付がA以上の債券。	2 %
国際的組織によって発行された証券。	2 %
法主体によって発行され、格付がA以上の銘柄の証券。	4 %
地方機関によって発行され、格付がA以上の証券。	4 %
株式	8 %
以下の指数に組み入れられている資本は、容認できる担保として認められる。	ブルームバーグ I D

オーストラリア（S&P/ASX 50 INDEX）	AS31
オーストリア（AUSTRIAN TRADED ATX INDX）	ATX
ベルギー（BEL 20 INDEX）	BEL20
カナダ（S&P/TSX 60 INDEX）	SPTSX60
デンマーク（OMX COPENHAGEN 20 INDEX）	KFX
欧州（Euro Stoxx 50 Pr）	SX5E
フィンランド（OMX HELSINKI 25 INDEX）	HEX25
フランス（CAC 40 INDEX）	CAC
ドイツ（DAX INDEX）	DAX
香港（HANG SENG INDEX）	HSI
日本（NIKKEI 225）	NKY
オランダ（AEX-Index）	AEX
ニュージーランド（NZX TOP 10 INDEX）	NZSE10
ノルウェー（OBX STOCK INDEX）	OBX
シンガポール（Straits Times Index STI）	FSSTI
スウェーデン（OMX STOCKHOLM 30 INDEX）	OMX
スイス（SWISS MARKET INDEX）	SMI
スイス（SPI SWISS PERFORMANCE IX）	SPI
英国（FTSE 100 INDEX）	UKX
米国（DOW JONES INDUS. AVG）	INDU
米国（NASDAQ 100 STOCK INDX）	NDX
米国（S&P 500 INDEX）	SPX
米国（RUSSELL 1000 INDEX）	RIY

* 本表において、「格付」とは、スタンダード・アンド・プアーズ（S & P）、ムーディーズ（Moody's）およびフィッチ（Fitch）の格付が、これに相当するそれぞれの基準に合わせて利用されている。これらの格付機関がある発行体に付与する格付が一致しない場合、最も低い格付を適用するものとする。

** これらの州が発行する無格付の債券も、認められる。これらの債券に対して、ヘアカットは適用されない。

一般的に、以下の要件がレポ契約／リバースレポ契約および証券貸付契約に適用される。

- （i）レポ契約／リバースレポ契約または証券貸付契約の取引相手方は、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である。取引相手方は、信用査定に従う。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用査定において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA2またはそれを下回る格付（もしくはこれに相当する格付）に引き下げる場合、かかる取引相手方に関する新たな信用査定を遅延なく実施する。
- （ii）管理会社は、いつでも、貸付された証券をリコールできるか、または締結した証券貸付契約を終了できなければならない。
- （iii）管理会社がリバースレポ契約を締結する場合、管理会社は、発生ベースまたは時価評価ベースのいずれかにより、現金全額（リコールの実施時までには発生する利息を含む。）のリコールまたはリバースレポ契約の終了をいつでも行えることを徹底しなければならない。現金のリコールをいつでも時価評価ベースで行える場合、該当するサブ・ファンドの純資産価額の算出のために、リバースレポ契約の時価評価額を利用しなければならない。7日以内の固定期間のリバースレポ契

約は、管理会社がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなすべきである。

- (iv) ファンドがレポ契約を締結する場合、ファンドは、レポ契約に従い証券をリコールするか、または締結済のレポ契約の終了をいつでも行えるよう、徹底しなければならない。7日以内の固定期間のレポ契約は、ファンドがいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなされるべきである。
- (v) レポ契約／リバースレポ契約または証券貸付契約は、UCITS通達の目的上の借入または貸付を構成するものではない。
- (vi) 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じるすべての収益（直接および間接の運営コスト／費用控除後）は、該当するサブ・ファンドに返却される。
- (vii) 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト／費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは、帳簿外収益を含んではならない。このような直接および間接の運営コスト／費用は、ファンドの年次報告書または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとする。

ファンドおよびサブ・ファンドは、いかなる状況下でも、これらの取引のために投資方針を逸脱してはならない。同様に、これらの技法の利用により、該当するサブ・ファンドのリスク水準を本来のリスク水準（これらの技法を利用しない場合等）から大幅に上昇させてはならない。

かかる技法の利用に本質的に付随するリスクに関しては、前記「（１）投資方針」の「効率的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク」の項に記載の情報を参照のこと。

管理会社は、リスク管理手続きの一環として、管理会社または管理会社が指定する業務提供会社のうちの一つにより、これらの技法の利用を通じて発生する、取引相手方リスクを中心とするリスクの監視および管理を行うことを徹底する。ファンド、管理会社および保管受託銀行の関連会社との取引により生じる潜在的な利益相反の監視は、主に、定期的な契約および関連する手続きを検証することを通じて実施される。また、管理会社は、これらの技法および商品を利用しているとしても、投資家の買戻注文の実施をいつでも可能とすることを徹底する。

3【投資リスク】

（１）リスク要因

① 有価証券の価格変動リスク

ファンドは、各種通貨建て有価証券への投資を行う。また、一部のファンドについては、スワップ等金融派生商品によりファンドの金利リスク感応度等の調整を行う。したがって、ファンドに組み入れられた公社債や金融派生商品等（以下、併せて「組入資産」という。）の値動きによりファンドの純資産価格は変動し、これにより投資元本に損失が生じることがある。株価は発行企業の業績、株式市場の需給ならびに政治、規制、市場および経済状況の影響を受け、大きく変動することがある。また、一般に、公社債などの市場価格は、金利が低下した場合には上昇傾向となり、金利の上昇局面では下落傾向となる。公社債の価格変動は、残存期間、発行体、証券の種類等に左右される。

② 為替リスク

ファンドは、世界各国の各種通貨建て有価証券に投資する各基準通貨建ての外国投資信託であり、その円換算資産価値は、為替レートの動向により変動し、その結果投資元本に損失が生じることがある。為替レートは、短期間に大幅に変動することがあり、これに伴いファンドの円換算価値も大きく変動する場合がある。

為替レートは、一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定される。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、不介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性がある。

③ 信用リスク

ファンドの純資産価格は、組入資産の発行者や契約相手方の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価または市場の変化等により変動し、その結果投資元本に損失が生じることがある。

④ 金融派生商品を用いた投資手法のリスク

管理会社は、各サブ・ファンドの投資方針を達成するための主たる要因として、有価証券、短期金融商品およびその他の金融商品を裏付資産とする特別な技法および金融手段を用いることができる。オプション、先物およびスワップの市場は、不安定である。利益を達成する機会および損失を被るリスクの両方について、証券投資に伴う場合を上回る。かかる技法および手段は、個々のサブ・ファンドの投資方針に従う場合およびそれらの品質に悪影響を及ぼさない場合にのみ活用される。証券のワラントについても同様である。

⑤ エマージング・マーケット・リスク

各国の金融・証券市場に投資を行う場合、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、ファンドの資産価値に大きな変動をもたらす可能性がある。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーイールド（米ドル）およびUBS（Lux）ストラテジー・ファンドーグロース（米ドル）は、新興市場にも投資を行う。

新興市場は、発展の初期段階にあり、収用、国有化ならびに社会的、政治的および経済的に不確定な大きなリスク（偽造証券、流動性に関する困難、ボラティリティ、通貨の変動、通貨流出の制限、決済および保管リスク、売買の制限、会計上の制約等）を負っている。

一般的ナリスク情報

リスク情報

- 新興市場への投資は、先進国市場への投資よりもパフォーマンスの変動性が高くなり、流動性が低くなる可能性がある。さらに、サブ・ファンドが投資する国の公的な規制は、他の国々と比べ非効率な可能性があり、採用されている会計、監査および報告に関する方法が、より発展している国々の基準を満たさないことがある。このため、サブ・ファンドは、特に、これらのリスクを認識している投資家に適している。

- － 格付の低い（ハイイールドの）投資対象は、平均以上の利回りをもたらすこともあるが、最上位格付を有する借り手の証券への投資よりも信用リスクが高い。

UCIおよびUCITSへの投資

サブ・ファンドは、その資産の少なくとも半分をその特定の投資方針に従い既存のUCIおよびUCITSに投資する、ファンド・オブ・ファンズの仕組みになっている。

ファンド・オブ・ファンズの一般的な利点は、直接投資を行う投資信託に比べて、分散水準が高いこと（またはリスクの分散）にある。ファンド・オブ・ファンズでは、投資対象（投資先の投資信託）が厳しいリスク分散原則にも従うため、ポートフォリオ分散がその投資対象にも適用される。ファンド・オブ・ファンズにより、投資家は、リスクを二段階に分散する商品に投資を行うことが可能になるので、個別の投資対象に固有のリスクが最小限に抑えられ、投資対象の大半を占めるUCITSおよびUCIの投資方針が、ファンドの投資方針にできる限り従うことが求められる。また、ファンドは、単一の商品への投資を認めており、これにより、投資家は、多数の有価証券への間接投資を行う。

既存の投資信託に投資する際、一定の手数料および費用（例えば、保管受託銀行および中央管理事務代行機関の手数料、運用／顧問報酬、ならびに投資先のUCIおよび／またはUCITSの発行／買戻し手数料）が何重かで発生することがある。このような手数料および費用は、投資先の投資信託およびファンド・オブ・ファンズのレベルで請求される。

サブ・ファンドは、UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ、または共同経営もしくは支配を通じてか、実質的な直接もしくは間接保有を通じて同社と関連がある会社が運用するUCIおよび／またはUCITSにも投資することができる。この場合、発行または買戻し手数料は、これらの受益証券の買付または買戻しに対して請求されない。ただし、上記の手数料および費用の二重請求は継続する。

既存の投資信託に投資する際に発生する一般費用および経費については、後記「4 手数料等及び税金」の項に記載される。

金融派生商品取引の利用

金融派生商品取引とは、それ自体は投資商品ではないが、その評価額が主に投資先の商品の価格ならびに価格変動および予測に基づく権利のことである。金融派生商品取引への投資は、一般的な市場リスク、決済リスク、信用リスクおよび流動性リスクを負う。

ただし、金融派生商品取引の特定の特徴により、上記のリスクは、投資先の商品の投資対象のリスクと異なることがあり、投資先の商品への投資に伴うリスクよりも高くなることがある。

そのため、金融派生商品の利用には、投資先の商品への理解だけでなく、金融派生商品取引そのものに関する深い知識が必要である。

取引所で取引される金融派生商品における不履行リスクは、取引所で取引される各金融派生商品取引に関する発行体または取引相手方としての機能を引き受ける決済機関が決済履行の保証を引き受けるため、概して、公開市場の店頭取引所で取引される金融派生商品取引に伴うリスクに比べて、低くなる。不履行リスクを全体的に低減するため、かかる保証は、決済機関が維持する日払制度に支えられ、この制度において、保証を求められる資産が計算される。公開市場の店頭取引所で取引される金融派生商品の場合には、これに相当する決済機関の保証がないため、管理会社は、潜在的な不履行リスクを評価するために、各取引相手方の信用力を考慮しなければならない。

一定の金融派生商品の売買が困難となる可能性があるため、流動性リスクも存在する。金融派生商品取引が特に大規模であるか、または対応する市場の流動性が低い場合（公開市場の店頭取引所で取引される金融派生商品の場合等）、一定の状況下で、取引の完全な履行が必ずしも可能ではないか、または追加費用の発生によってしかポジションを清算できないことがある。

金融派生商品取引の利用に関連する追加的なリスクは、金融派生商品取引の価格または評価の決定を誤ることである。また、金融派生商品がその投資先の資産、金利または指数に完全に連動しない可能性がある。金融派生商品取引の多くは複雑であり、主観的に評価されることが多い。不適切な評価により、取引相手方から求められる現金需要が上昇したり、各サブ・ファンドの評価額が損失を被ることがある。金融派生商品取引と、その源泉となる資産の金利もしくは指数の評価額との間に、常に直接的または並行的な関係が存在するとは限らない。このような理由により、管理会社による金融派生商品取引の利用が、常にファンドの投資目的を達成するための効率的な方法であるとは限らず、ときに逆効果を及ぼすこともある。

スワップ契約

サブ・ファンドは、各種の投資先の資産（通貨、金利、証券、集団投資スキームおよび指数を含む。）に関連してスワップ契約（トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引を含む。）を締結することができる。スワップとは、ある当事者が、他方の当事者から何か（特定の資産または資産のバスケットのパフォーマンス）と引き換えに、かかる他方の当事者に対して何か（例えば、合意された料率による支払い）を与えることに合意する契約である。サブ・ファンドは、金利の変動および為替相場の変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることができる。サブ・ファンドは証券指数または特定の証券価格のポジションをとるか、またはこれらの変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることもできる。

サブ・ファンドは、為替に関して、為替スワップ契約を利用することができ、サブ・ファンドは、これらの契約において、変動為替レートにおける通貨を固定為替レートにおける通貨と交換するか、その逆の交換を行うことができる。サブ・ファンドは、これらの契約により、保有している投資対象の通貨建てのエクスポージャーを管理することができ、機動的な通貨のエクスポージャーを獲得することもできる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定為替レートによる金額に対する為替レートの変動に基づいている。

サブ・ファンドは、金利に関して、金利スワップ契約を利用することができ、この契約において、サブ・ファンドは固定金利と変動金利を交換することができる（その逆の交換を行うこともできる）。サブ・ファンドは、これらの契約により、金利のエクスポージャーを管理することができる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定金利に対する金利の変動に基づいている。

サブ・ファンドは、キャップおよびフロアを利用することができる。これは、金利のスワップ契約で、リターンが、当事者間で合意済の固定金利に対するプラス（キャップの場合）またはマイナス（フロアの場合）の金利変動にのみ、基づいている。

サブ・ファンドは、証券および証券指数に関して、トータル・リターン・スワップ契約を利用することができる。サブ・ファンドは、トータル・リターン・スワップ契約において、金利のキャッシュフローを、株式もしくは固定債券商品または証券指数のリターンに基づくキャッシュフロー等と、交換することができる。サブ・ファンドは、これらの契約において、一定の証券または証券指数のエクスポージャーを管理することができる。サブ・ファンドのリターンは、これらの商品において、関連する証券または指数のリターンに対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、サブ・ファンドのリターンが、関連する証券の価格のボラティリティに対応しているスワップ（ボラティリティ・スワップといい、ある特定の商品のボラティリティを連動先とする先渡契約を指す。これは、純粋なボラティリティ商品で、投資家が、受益証券の価格による影響を控除した受益証券のボラティリティのみに基づく投資を行うことが出来る。）、またはバリエーション（ボラティリティの2乗）に対応しているスワップ（バリエーション・スワップといい、ボラティリティ・スワップの一種で、ボラティリティではなくバリエーションに対する直線的な相関関係により支払を行うため、支払がボラティリティよりも高い割合で上昇する。）を利用することもできる。

サブ・ファンドがトータル・リターン・スワップを締結する（または同じ特徴を有するその他の金融派生商品に投資する）場合、サブ・ファンドのために、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である取引相手方との間でしか、締結することができない。このような取引相手方は、信用査定に従う。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用査定において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA2またはそれ未満の格付（もしくはこれに相当する格付）に引き下げる場合、かかる取引相手方に関する新たな信用査定を遅延なく実施する。投資運用会社は、これらの条件を遵守することを条件に、該当するサブ・ファンドの投資目的および方針を実行するためにトータル・リターン・スワップの締結の取引相手方の任命において、完全な裁量を有している。

クレジット・デフォルト・スワップ（「CDS」）とは、売り手と買い手との間で信用リスクを移転および転換するメカニズムを有する派生商品である。プロテクションの買い手は、プロテクションの売り手から、投資先の証券に関するデフォルトまたはその他の信用事由の結果として発生しうる損失のためのプロテクションを購入する。プロテクションの買い手は、かかるプロテクションのための保証料（プレミアム）を支払い、プロテクションの売り手は、CDS契約で定められる多数の具体的な信用事由のいずれか一つの発生時に生じる損失から、プロテクションの買い手を補償するための支払いを行うことに合意する。サブ・ファンドは、CDSの利用において、プロテクションの買い手もしくはプロテクションの売り手になるか、またはその双方となる場合がある。信用事由とは、クレジット・デリバティブで参照される投資先である事業体の信用格付の悪化に関連する事由である。信用事由が発生すると、通常、取引のすべてまたは一部が終了し、プロテクションの売り手がプロテクションの買い手に対して支払を行うことになる。信用事由には、破産、不払、業務再編および債務不履行が含まれるが、これらに限られない。

スワップ取引相手方の支払不能リスク

ブローカーが、スワップ契約に関連する預託証拠金を保有する。スワップ契約は、各当事者を他方当事者の支払不能から保護するための条項を盛り込んだ構成になっているが、かかる条項に効果があるとは限らない。かかるリスクは、スワップ契約の取引相手方を信頼できる相手に限定して選定することにより、さらに軽減される。

取引所で取引される商品およびスワップ契約に起こりうる流動性の欠如

管理会社は、市場の状況（一日の値幅制限の適用を含む。）次第で、取引所で常に希望する価格で売買注文を実行できるとは限らず、オープン・ポジションを常に清算できるとも限らない。取引所での取引が停止または制限される場合、管理会社は、投資運用会社が望ましいと考える条件で、取引を実行できない、またはポジションを手仕舞えない場合がある。

スワップ契約は、単独の相手との店頭契約であるため、流動性が低くなることがある。十分な流動性を得るためにスワップ契約を手仕舞うことがあるが、極端な市況において、かかる手仕舞いが不可能となるか、またはファンドが多額の費用を負担することがある。

効率的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

サブ・ファンドは、後記「（５）投資制限 ５．有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に記載される条件および制限に従い、買い手または売り手として、レポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。レポ契約またはリバースレポ契約の取引相手方が不履行になる場合、サブ・ファンドは、レポ契約またはリバースレポ契約に関連してサブ・ファンドが保有する投資先の証券および／またはその他の担保の売却による手取金が、買戻価格または投資先の証券の評価額（該当がある場合。）を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、レポ契約またはリバースレポ契約の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、またはそれ以外の場合で買戻日に債務を履行できない場合、サブ・ファンドが損失（証券の金利もしくは元本の損失、およびレポ契約もしくはリバースレポ契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。）を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、後記「（５）投資制限 ５．有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に記載される条件および制限に従い、証券貸付取引を締結することができる。証券貸付取引の他方当事者が不履行になる場合、サブ・ファンドは、証券貸付取引に関連してファンドが保有する担保資産の売却による手取金が、貸付対象の証券の評価額を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、証券貸付取引の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、または合意済の証券の返却が行われない場合には、サブ・ファンドが損失（証券の元利金の損失、ならびに証券貸付契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。）を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、該当するサブ・ファンドのリスクの低減（ヘッジ）または追加的な資本もしくは収益の創出のいずれかを目的とする場合にのみ、レポ契約、リバースレポ契約または証券貸付取引を利用する。このような技法を利用する場合、サブ・ファンドは後記「（５）投資制限 ５．有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に定める規定を常に遵守する。レポ契約、リバースレポ契約および証券貸付取引の利用により発生するリスクは、詳細に精査され、このようなリスクの低減を目指すために、かかる技法（担保の運用を含む。）が採用される。レポ契約、リバースレポ契約および証券貸付取引は、一般的に、サブ・ファンドの運用実績に重大な影響を及ぼすものではないが、このような技法の利用により、サブ・ファンドの純資産価額に、マイナスかプラスかの一方により、重大な影響を及ぼすことがある。

証券金融取引のエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レポ契約／リバースレポ契約および証券貸付取引のエクスポージャー（いずれの場合も、純資産価額に対する割合）は、以下の通りである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レポ契約／リバースレポ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
UBS（Lux）ストラテジー・ファンド－イールド（米ドル）	0%～10%	100%	0%	100%	0%～50%	100%
UBS（Lux）ストラテジー・ファンド－グロース（米ドル）	0%～10%	100%	0%	100%	0%～50%	100%

リスク管理

コミットメント手法およびバリュエーション・アット・リスク（VaR）法に従うリスク管理は、適用法および規制条項に基づき行われる。また、リスク管理手続は、上場投資信託（ETF）およびその他のUCITSの銘柄に関するESMAガイドラインについてのCSSF通達14/592に従い、担保の運用（下記「担保の運用」の項を参照のこと。）ならびにポートフォリオの効率的運用のための技法および手段（後記「（5）投資制限 5. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項を参照のこと。）におけるリスク管理手続きの範囲内でも適用される。

レバレッジ

バリュエーション・アット・リスク（「VaR」）手法を利用するUCITSのレバレッジは、CSSF通達11/512に従い、各サブ・ファンドが利用する派生商品の「想定元本の総額」として定義されている。受益者は、かかる定義が人為的な高レバレッジを発生させる場合があること、およびこのようなレバレッジが、とりわけ以下の理由により、実際の経済的リスクを正確に反映していない可能性があることに、留意すべきである。

- － 派生商品が投資またはヘッジ目的のいずれかのために利用されるか否かに関わらず、派生商品により、想定元本の総額による手法に従い算出されるレバレッジ額が上昇すること。
- － 金利派生商品のデュレーションを考慮していないこと。その結果、短期金利の派生商品の経済的リスクが著しく低いにもかかわらず、短期金利の派生商品において長期金利の派生商品と同程度のレバレッジが発生する。

VaR手法に従うUCITSの経済的リスクは、UCITSのリスク管理プロセスの一部として決定される。ここには、（とりわけ）VaRの制限条項が含まれ、その中に派生商品を含むすべてのポジションの市場リスクが含まれている。VaRは、包括的な資産査定テストのプログラムにより補完されている。

VaR手法を利用する各サブ・ファンドのレバレッジの平均は、以下の表に記載される範囲に収まる見通しである。レバレッジは、想定元本の総額と当該サブ・ファンドの純資産価格との間の比率で表示される。一定の状況下では、すべてのサブ・ファンドのレバレッジ額が大きくなる可能性がある。

サブ・ファンド	リスク計算法	想定されるレバレッジの範囲	参照ポートフォリオ（ベンチマーク）
UBS（Lux）ストラテジー・ファンド－イールド（米ドル）	コミットメント手法	該当なし	該当なし

UBS（Lux）ストラテジー・ ファンド・グロース（米ドル）	コミットメント手法	該当なし	該当なし
-----------------------------------	-----------	------	------

担保の運用

ファンドは、店頭取引を実行する場合、店頭取引相手方の信用力に関連するリスクを負うことがある。ファンドはまた、先物契約もしくはオプションを締結するか、またはその他の派生技法を利用する場合、店頭取引相手方が単一または複数の契約に基づく自らの債務を履行しない（または履行することができない）リスクを負うことがある。

取引相手方リスクは、有価証券を預託することにより軽減することができる（「担保」については、上記を参照のこと。）。担保は流動性の高い通貨、流動性の高い株式および高格付の政府債のような流動資産の形で提供される場合がある。ファンドは、（客観的かつ適切な評価を行った後に）適切な期間内に換金が可能である金融商品のみを、担保として認めている。ファンドまたはファンドが任命するサービス提供会社は、最低一日一回、担保の評価額を精査しなければならない。担保の評価額は、各店頭市場の取引相手方の持高の評価額を上回っていなければならない。ただし、かかる評価額が、2回続く評価の間で、変動する場合がある。

もっとも、それぞれの評価後、かかる担保は、必ず、（適切な場合は、追加の担保を請求すること）各店頭市場の取引相手方の持高の評価額に見合う金額分上昇していなければならない（値洗い）。管理会社は、当該担保に関連するリスクを適切に考慮するために、要求される担保価値を引き上げるべきか、またはかかる評価額を慎重に算定される適切な金額に減額（元本減免）すべきかを判断する。担保の評価額の変動が大きいほど、引き下げ額は大きくなる。

管理会社は、受け入れる担保の種類、各担保の加算額および差引き額に加え、担保として預託される流動性のある資金の投資方針の関連事項を中心に、上記の要件および評価額の詳細を決定する社内枠組み合意を決定するものとする。管理会社は、かかる枠組み合意を定期的に見直し、適切な場合に容認する。

管理会社は、OTC派生商品取引からの担保として、以下の資産クラスの商品を承認し、かかる商品に対して以下のヘアカットを適用することを決定している。

資産クラス	最小ヘアカット率 （時価に対する 控除率（％））
固定および変動利付き商品	
スイス・フラン、ユーロ、英ポンド、米ドル、日本円、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル建ての流動性のある資金	0 %
オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、日本、ノルウェー、スウェーデン、英国および米国のいずれか一つの国が発行し、かつ、かかる発行国の格付がA格以上の短期金融商品（残存期間1年以内）	1 %
上記と同等の基準を満たし、かつ平均的な残存期間（1年から5年）の商品	3 %
上記と同等の基準を満たし、かつ残存期間が長期（5年から10年）の商品	4 %
上記と同等の基準を満たし、かつ残存期間が超長期（10年超）の商品	5 %
残存期間が10年以内の米国のインフレ連動債	7 %
米国財務証券のストリップ債およびゼロ・クーポン債（残存期間を問わない）	8 %

残存期間が10年超の米国のインフレ連動債	10%
----------------------	-----

証券の貸付による担保として利用されるヘアカットは、該当ある場合、「5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」に記載される。

担保として預託される有価証券が、各々の店頭市場の取引相手方により発行されなかったか、または当該店頭取市場の取引相手方との密接な関係になかった可能性がある。このような理由から、金融セクターの株式は、担保として認められない。担保として預託される有価証券は、ファンドに代わり保管受託銀行が保有し、ファンドが売却、投資、および担保設定を行うことができない。

ファンドは、必ず、譲渡された担保を、地理的分散、複数市場間での分散、集中リスクの分散を中心に適切に分散する。担保として保有され、かつ単一発行体が発行する証券および短期金融商品が、各サブ・ファンドの純資産価額の20%を超えない場合、十分に分散されているとみなされる。

上記の段落に関わらず、かつ2014年8月1日付のETTFおよびその他のUCITS債券に関するESMAのガイドライン43(e)の修正点に従い、ファンドは、EU加盟国、一もしくは複数のEU加盟国の規制当局、EU非加盟国、または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際団体が発行または保証する、各種の譲渡性のある有価証券および短期金融商品により完全な担保を設定することができる。このような場合、ファンドは、必ず、少なくとも6つの異なる発行証券から有価証券を受領しなければならないが、いずれか一発行体の証券の上限が、各サブ・ファンドの純資産の30%を超えてはならない。

管理会社は、上記の適用除外規定を利用することを決定し、各サブ・ファンドの純資産の50%を上限として、米国、日本、英国、ドイツおよびスイスが発行または保証する国債から担保を受領する。

ファンドは、流動性のある資金として預託される担保に投資することができる。投資対象は、後記「(5) 投資制限 1. ファンドが認可している投資 第1.1(f) 項」に従う当座預金または通知預金、高格付の政府債、後記「5. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」に規定されるレポ契約（当該取引の相手方が、「1. ファンドが認可している投資 第1.1(f) 項」が定める金融機関であり、かつ、ファンドがいつでも当該取引を中止し、投資額（発生済利息を含む。）の返還を請求する権利を有することを条件とする。）、ならびに欧州のマネー・マーケット・ファンドの定義に関するCESRガイドライン10-049が定める短期のマネー・マーケット・ファンドのみに限定される。

前段落に記載される制限は、集中リスクの分散にも適用される。保管受託銀行もしくはその副保管人／取引銀行ネットワーク内の破産および支払不能事由またはその他の信用関連事由により、担保に関連するファンドの権利行使が遅延またはその他の方法で制限されることがある。ファンドが当該契約に基づき店頭取引相手方から担保を提供されている場合、当該担保はファンドと店頭取引相手方との合意に基づき店頭取引相手方に移転されることになる。店頭取引相手方、保管受託銀行もしくはその副保管人／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用関連事由により、担保に関連するファンドの請求の権利または認定が遅延、制限、ひいては削減され、担保が当該債務をカバーするために予め提供されていたか否かにかかわらず、ファンドが、店頭取引の枠組みでその債務を履行せざるをえなくなることもある。

(2) リスクに対する管理体制

投資運用会社は、リスク分散により意図せざるリスクの影響を回避し、長期的な資産価値の増大を図る。リスク特性の分析に当たっては、投資運用会社は、UBSアセット・マネジメントが開発したリスク管理および統制基準ならびにUBSアセット・マネジメントが管理する全ての資産に関するリスク問題の識別、測定、モニタリング、報告に活用する。

UBSアセット・マネジメントでは、法規制度遵守（コンプライアンス）に対する認識は組織全体に浸透しており、すべてのビジネス活動の根幹となっている。すべての従業員およびディレクターはUB

Sの内部規則、ガイドラインおよび手続きと同様に、UBSが営業を行う国の法律、規則、規定に従うことが求められている。業務機能から独立した統制プロセスは、リスクの性質や大きさに相応して実行される。統制機能は、業務部門のリスク管理およびリスク負担活動の監督の効果を独立して監視する。リスク・エクスポージャーの統制、リスク集中の早期識別、明確かつ方法論的に適切な会社全体のリスク測定原則および透明性のあるリスク報告は、会社全体のリスクに対する緊密に結びついた管理および統制に不可欠である。

ファンドは、ヘッジ目的に限定せず、デリバティブ取引等を行っている。管理会社は、ファンドに関して、デリバティブ取引等およびそれらに伴うリスクを、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法（改訂済）の下で認められたコミットメント・アプローチにより管理している。

（３）リスクに関する参考情報

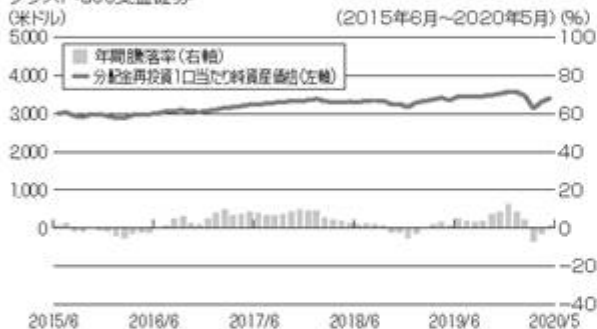
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

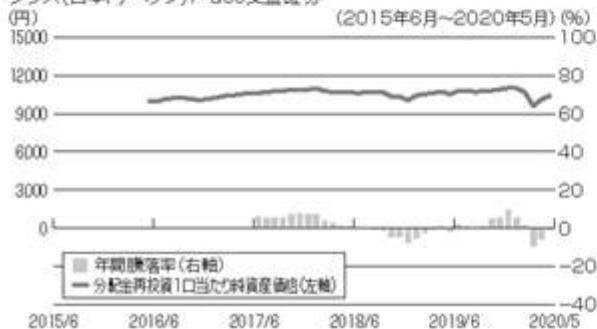
2015年6月～2020年5月までの期間における各サブ・ファンドの受益証券の分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。各サブ・ファンドのクラス(日本円・ヘッジ) P-acc受益証券は、2016年6月6日に設定されたので、2016年6月末日以降の分配金再投資1口当たり純資産価格および2017年6月末日以降の期間における各月末時点の年間騰落率を表示しています。

1.UBS(Lux)ストラテジー・ファンドーイールド(米ドル)

クラスP-acc受益証券

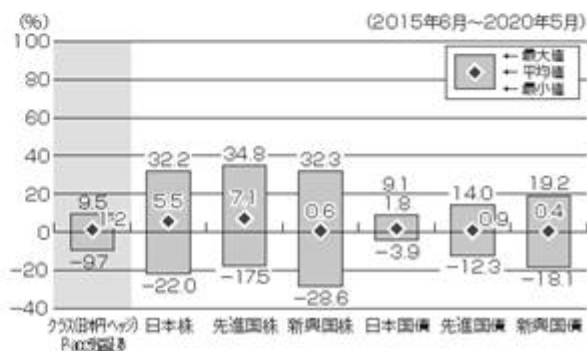
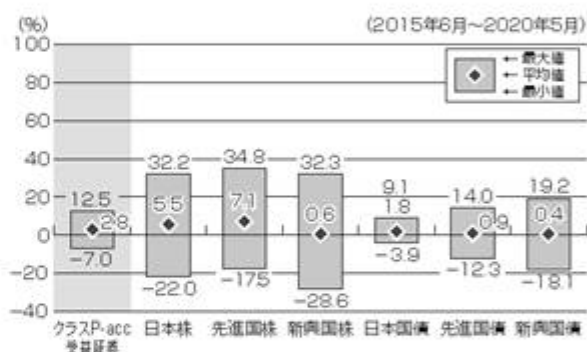


クラス(日本円・ヘッジ)P-acc受益証券



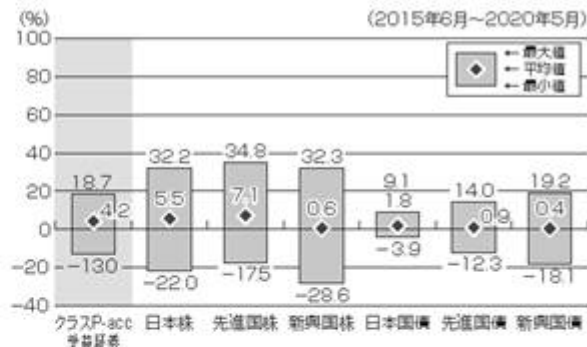
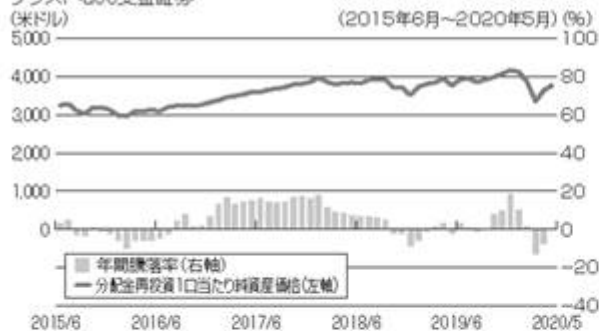
ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

2015年6月～2020年5月の5年間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、各サブ・ファンドの受益証券と他の代表的な資産クラスとの間で比較したものです。(ただし、各サブ・ファンドのクラス(日本円・ヘッジ) P-acc受益証券は、2016年6月6日に設定されたので、2017年6月末日以降の期間における各月末時点の年間騰落率に基づく数字を表示しています。)このグラフは、各サブ・ファンドの受益証券と代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

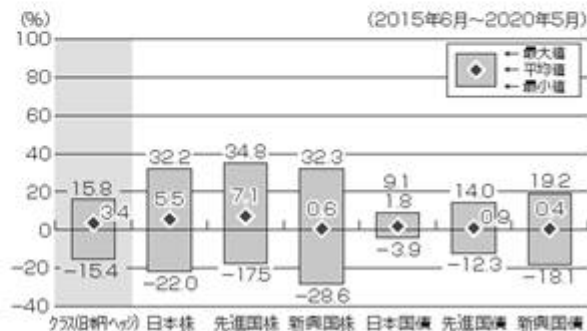


2.UBS(Lux)ストラテジー・ファンド・グロース(米ドル)

クラスP-acc受益証券



クラス(日本円・ヘッジ)P-acc受益証券



出所Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森田田松本法律事務所が作成

(ご注意)

- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドの各クラス受益証券へ再投資したとみなして算出したものです。クラスP-acc受益証券およびクラス(日本円・ヘッジ)P-acc受益証券では、分配の支払が行われていません。また、クラス(日本円・ヘッジ)P-acc受益証券は、2016年6月6日に設定されたため、2016年6月末日以降の分配金再投資1口当たり純資産価格を記載しています。
- サブ・ファンドの各クラス受益証券の年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
- サブ・ファンドの各クラス受益証券と他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均最大・最小をグラフにして比較したものです。
- サブ・ファンドの各クラス受益証券の分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- サブ・ファンドの各クラス受益証券は、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

● 代表的な資産クラスを表す指数

日本株…TOPIX(配当込み)
先進国株…FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
新興国株…S&P新興国総合指数
日本国債…BBGバークレイズE1年超日本国債指数
先進国債…FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
新興国債…FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 海外における申込手数料

受益証券の純資産総額に基づき算出される発行手数料（最大2.50%）とする。

② 日本における申込手数料

申込手数料は、申込金額の2.75%（税抜2.50%）を上限とする。申込手数料は、事務処理費用およびファンドに関する情報提供の対価として支払われる。

（２）【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

② 日本における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

（３）【管理報酬等】

ファンドは、サブ・ファンドの純資産価額の平均に基づき算出される、月次上限定率報酬を支払う。

これは、以下のために利用するものとする。

以下の規定に従い、ファンド資産から、ファンドの管理事務、ポートフォリオ運用および販売に関して（該当する場合）、ならびに保管受託銀行のすべての職務（ファンドの資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主支払事務代行会社」と称する項に記載されるその他一切の職務等）の対価として、ファンドの純資産価額に基づき、上限定率報酬が支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンドの資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率報酬）。名称に「ヘッジ」を含むクラス受益証券の上限定率報酬には、為替リスクをヘッジするための報酬が含まれる。

かかる上限定率報酬は、関連ある受益証券のクラスが設定されるまでは請求されない。

実際に適用される上限定率報酬料率は、年次報告書および半期報告書で参照することができる。

ファンドは、クラスP受益証券に関し、下記の表に列挙されるサブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算される月次上限定率報酬を支払う。

サブ・ファンド名	上限定率報酬料率 （上限管理報酬料率）	上限定率報酬料率 （上限管理報酬料率） 名称に「ヘッジ」を含む クラス受益証券の料率
UBS（Lux）ストラテジー・ファンド －イールド（米ドル）	年率1.440%（1.150%）	年率1.490%（1.190%）
UBS（Lux）ストラテジー・ファンド －グロース（米ドル）	年率1.800%（1.440%）	年率1.850%（1.480%）

2020年1月31日に終了した会計年度中の管理報酬は、以下のとおりである。

サブ・ファンド名	報酬
UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーイールド（米ドル）	11,409,831.26米ドル
UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーグロース（米ドル）	3,336,378.09米ドル

（４）【その他の手数料等】

上限定率報酬には、ファンドの資産から控除される以下の報酬および追加の費用が含まれない。

- a) 資産の売買のためのファンドの資産の管理に関する一切の追加の費用（買呼値および売呼値のスプレッド、市場に応じた取次費用、手数料、報酬等）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買を通じて発生するかかる追加費用は、「資産の評価」と称する項に従い、シングル・スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
- b) ファンドの設立、変更、償還および併合に関する監督官庁に支払われる費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場している証券取引所に対する一切の手数料。
- c) ファンドの設立、変更、償還および併合に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して監査法人に支払われるか、または法律により許可される一切のその他の報酬。
- d) ファンドの設立、販売国における登録、変更、償還および併合に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、ファンドおよびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
- e) ファンドの純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む。）。
- f) ファンドの法的文書に関するコスト（目論見書、K I I D、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
- g) 外国の監督官庁へのファンドの登録に関するコスト（該当する場合）（外国の監督当局に支払われる手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人のための報酬を含む。）。
- h) ファンドによる議決権または債権者の権利の行使により発生する費用（外部顧問に対する報酬を含む。）。
- i) ファンドの名義で登録されている知的財産またはファンドの利用者の権利に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、投資運用会社または保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じる特別措置に関して生じる一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益について集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じる費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）を本ファンドの資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができるが、かかるすべての管理事務コストが証明可能でありかつ開示され、本ファンドの総費用率（T E R）の開示において考慮される。

管理会社は、ファンドの販売業務をカバーするための手数料を支払うことができる。

ファンドはまた、年次税をはじめ、収益およびファンドの資産に対し課せられる一切の税金を負担する。

定率報酬を採用していないファンドの各々の業務提携会社の報酬規定を全般的に比較するという目的上、「上限管理報酬」の料率は、定率報酬の80%に定められている。

個々のサブ・ファンドに配分される一切の費用は、当該サブ・ファンドに請求される。

個々の受益証券クラスに起因する費用は、当該受益証券クラスに請求される。直接的に、または費用が一部またはすべてのサブ・ファンド／受益証券クラスに関係する場合、当該費用は、関係するサブ・ファンド／受益証券クラスの純資産価額に比例して、かかる関係があるサブ・ファンド／受益証券クラスに請求される。

その投資方針の条項に基づき他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドの費用は、サブ・ファンドおよびかかる投資先の投資信託の双方において、発生することがある。サブ・ファンドの資産を投資する投資先の投資信託の管理報酬は、全ての販売手数料を考慮し、最大3%となることがある。

直接的に、または管理会社自らの委託により、あるいは共同経営もしくは支配または実質的な直接もしくは間接の保有を通じて間接的に運用している投資信託の受益証券への投資の場合、投資を行うサブ・ファンドに対して投資先の投資信託に関する発行または買戻手数料が請求されないことがある。

継続費用の詳細は、主要な投資家向け資料（KIID）に記載されている。

2020年1月31日に終了した会計年度中のその他費用は、以下のとおりである。

サブ・ファンド名	その他の費用
UBS（Lux）ストラテジー・ファンド－イールド（米ドル）	387,511.52米ドル
UBS（Lux）ストラテジー・ファンド－グロース（米ドル）	85,277.77米ドル

管理会社の報酬方針

管理会社の取締役会は、適用ある規則（具体的には、（i）UCITS通達2014/91/EU、2016年3月31日付で公表されたUCITS通達およびAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAの最終報告書、（ii）オルタナティブ投資ファンド運用者（AIFM）指令2011/61/EU（2013年7月12日よりルクセンブルグのオルタナティブ投資ファンド運用者に関する法律（随時改正済）に移行した。）、2013年2月11日付で公表されたAIFMに基づく健全な報酬方針に関するESMAのガイドライン、ならびに（iii）2010年2月1日付で発表された金融セクターにおける報酬方針のガイドラインに関するCSSF通達10/437により定義される規定）に報酬が従うことを徹底し、かつ、UBSグループ・エイ・ジーの報酬方針の枠組みを遵守することを目的とする報酬方針を採用している。かかる報酬方針は、少なくとも年1回、検証される。

報酬方針により、健全かつ効果的なリスク管理環境を促し、投資主の利益を守り、かつかかる譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）／オルタナティブ投資ファンド（AIFs）の法人のリスク特性、約款および定款に従わないリスクを負担することを防いでいる。

かかる方針は、さらに、管理会社およびUCITS／AIFsの戦略、方針、価値および利益（利益相反の防止措置を含む。）の遵守を目指している。

この手法は、さらに、以下の項目に特に重点を置いている。

- パフォーマンスの評価を、サブ・ファンドの投資主に対して推奨される保有期間に適した複数年にわたる枠組みで行っている。これは、評価プロセスが、サブ・ファンドの長期的なパフォーマンスおよびその投資リスクに依拠し、かつ、報酬の成功ベースの部分の実際の支払を同じ期間に行うことを徹底するためである。
- すべての人材の報酬が、固定報酬部分および変動報酬部分の間で、適切なバランスを取っている。固定報酬部分は、報酬総額のかなりの部分を占め、十分な機動性を有する賞与の戦略（変動報酬部分を支払わない可能性を含む。）を認めている。ここには、変動報酬分を支払わないオプション規定が含まれる。固定報酬は、個々の従業員の役割（責任および業務の複雑性、パフォーマンスおよび各地の市況を含む。）を考慮した上で決定される。管理会社が、自身の裁量により、一部の従業

員に対して付加給付を提供する可能性があることにも、留意すべきである。これらが固定報酬の重要な部分である。

UCITS通達2014/91/EUの規定に従い、管理会社の年次報告書において関連する開示を行うものとする。

受益者は、管理会社の直近の報酬方針に関する詳細（報酬および給付金の算定方法の概要、報酬および給付金を付与する責任を負う者の資格（報酬委員会（該当する場合。）の構成を含む。）を含むが、それらに限らない。）を、

https://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.htmlで閲覧することができる。

かかる文書の書面による写しは、請求によって管理会社から無料で入手可能である。

上記手数料等は、一部の費用等が実費となる場合があるため、これらを合計した料率または上限等を表示することができない。

（５）【課税上の取扱い】

① 日本

I ファンドが税法上公募公社債投資信託である場合

本書の日付現在、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

- （i）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （ii）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （iii）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるため原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (iv) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。）
- (v) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
- 譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (vi) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(v)と同様の取扱いとなる。
- (vii) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (i) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ii) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (iii) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。
- 日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
- 申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (iv) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。）
- (v) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(vi) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(v)と同様の取扱いとなる。

(vii) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

III 本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

IV 税制等の変更により上記IないしIIIに記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

② ルクセンブルグ

ファンドはルクセンブルグ法に従う。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の現行法規に基づき、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象にならない。ただし、各サブ・ファンドの純資産総額から、年率0.05%のルクセンブルグの年次税を課せられ、各四半期末に支払わなければならない。年率0.01%に減税される年次税は、クラスI-A1、I-A2、I-A3、I-B、I-X、FおよびU-X受益証券^(注)に課せられる。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。

受益者は、2005年6月21日付ルクセンブルグ法により利息支払における貯蓄収入への課税に関する2003年6月3日付欧州連合指令2003/48/ECがルクセンブルグ法化されたとの通知を受ける。これにより、2005年7月1日からEU加盟国内の個人居住者に対する国際的な利払が、源泉徴収税または自動情報交換の対象となる。これには特に、欧州連合貯蓄収入課税に基づき定義される債務証券および債権において、15%以上の投資を行う投資信託により支払われる分配金および配当金、ならびに25%以上の投資を行う投資信託の受益証券の譲渡または買戻しによる利益が含まれる。必要な場合、販売代行会社または販売会社は、購入後、同人が税法上の居住国により提供される課税認証番号（「TIN」）を付与するよう求めることができる。

提示される課税金額は、算定時の最新の入手可能なデータに基づく。

関連するサブ・ファンドおよび受益者が、欧州連合貯蓄収入課税の対象ではない限り、受益者は、現行税法上、ルクセンブルグの所得税、贈与税、相続税またはその他の税金を支払う義務を負わない。ただし、当該受益者がルクセンブルグに住所地もしくは居住地を有するか、または恒久的施設を維持しているか、あるいはルクセンブルグに以前居住し、かつファンドの受益証券の10%超を保有する場合は、この限りではない。

2008年11月13日、欧州委員会は、貯蓄課税指令の改正案を承認した。改正案は、特に、(i) 欧州連合貯蓄課税指令の適用範囲を拡大し、(EU加盟国に登記上の事務所を設置するか否かを問わず) 欧州連合に居住する個人である最終受益者に一部の仲介機関が行う支払を含むこと、および(ii) 欧州連合貯蓄課税指令の適用範囲に該当する利息の定義を拡大することを定めている。本書の日付現在において、改正案が実施されるか否かおよび実施の時期は不明である。

上記は税効果に関する概要にすぎず、完全であると断言するものではない。受益証券の購入者は、居住地に関連する、またその国籍を有する人に関する受益証券の購入、保有および売却を規定する法律および規則に関する情報を求める責任を負う。

(注) 当該クラス受益証券は、現在、日本で販売されていない。

情報自動交換－FATCAおよび共通報告基準

ルクセンブルグ籍の投資信託として、ファンドは、以下に記載する制度（および随時導入されるその他の制度）等の自動情報交換制度に基づき、個人投資家およびその課税上の地位に関する一定の情報を収集し、かつ当該情報をルクセンブルグの税務当局に提供することを義務付けられ、さらに、ルクセンブルグの税務当局は、かかる情報を当該投資者が税務上の居住者となっている法域の税務当局と交換することがある。

米国の外国口座税務コンプライアンス法およびその関連法（「FATCA」）に基づき、ファンドは、ルクセンブルグと米国との間で締結された政府間協定（「IGA」）に定義される特定米国人が所有する金融口座を米国財務省に報告するために作成された、徹底的なデューディリジェンスの実施および報告義務を遵守することを義務付けられている。ファンドが、上記の義務を遵守しない場合、一定の米国源泉の所得および2019年1月1日以降は総所得に対して米国の源泉徴収税を徴収されることとなる。ファンドは、IGAに基づき、「遵守（Compliant）」と見なされ、特定米国人が所有する金融口座の身元確認を行い、かつルクセンブルグの税務当局に直接通知する場合、源泉徴収税を課されず、ルクセンブルグの税務当局は、これを受け、当該情報を米国内国歳入庁に提供する。

経済協力開発機構（OECD）は、FATCAの実施に向けた政府間の取り組みに多大な支援を行い、世界的なオフショアの租税回避問題に対処するため、共通報告基準（「CRS」）を策定した。CRSの下では、参加CRS法域の居住者である金融機関（ファンド等）は、その投資者の個人情報および口座情報を現地の税務当局に提供する義務を負い、該当する場合は、当該金融機関の法域との間で情報交換協定を締結している他の参加CRS法域の居住者である支配者についても同様の情報提供義務を負う。参加CRS法域の税務当局は、年に1回、かかる情報の交換を行う。第1回目の情報交換は、2017年に開始される予定である。ルクセンブルグは、CRSを導入するための法律を制定した。そのため、ファンドは、ルクセンブルグにおいて適用されるCRS上のデューディリジェンス義務および報告義務を遵守しなければならない。

投資予定者は、ファンドがFATCAおよびCRSに基づく義務を履行し、かつ当該情報を継続的に更新できるよう、投資を行う前に個人情報および自らの課税上の地位に関する情報をファンドに提供する義務を負う。投資予定者は、ファンドがかかる情報をルクセンブルグの税務当局に提供する義務を負うことに留意する必要がある。投資者は、ファンドが、上記の要求された情報を投資者がファンドに提供しない場合にファンドに課される源泉徴収税ならびに発生するその他一切のコスト、利息、罰金、その他の損失および債務を投資者に負担させることを徹底するため、投資者のファンドにおける保有資産に関して必要であると考える措置を講じることができる点に、留意する必要がある。また、上記により、投資者が、FATCAもしくはCRSに基づき発生した米国の源泉徴収税もしくは罰金の支払い、および／または当該投資者のファンドにおける持分の強制買戻しもしくは清算について責任を負う場合もある。

FATCAおよびCRSの仕組みおよび適用範囲に関する詳細なガイドラインは、未だ策定途上にある。これらのガイドラインの策定期間またはファンドの将来的な事業に及ぼす影響に関する保証は一切ない。投資予定者は、FATCAおよびCRS、ならびにかかる自動情報交換制度が及ぼしうる影響に関して、自らの税務アドバイザーに相談する必要がある。

FATCAにより定義される「特定米国人」

「特定米国人」という用語は、（i）米国の裁判所が適用法に基づき信託の管理のあらゆる面に関して命令または判決を行うことを認められている場合、または（ii）一もしくは複数の特定米国人が米国人もしくは米国居住者であった遺言者の信託もしくは財産に関するすべての重要な決定を行う権利を有している場合に、米国人もしくは米国居住者、および米国内で、または米国連邦もしくは州の法律に基づき、パートナーシップもしくは有限会社の形態を有する法人として設立される会社または信託を指している。本項は、米国内国歳入法に従わなければならない。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（資産別及び地域別の投資状況）

(イールド（米ドル）)

(2020年5月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
投資信託	ルクセンブルグ	528,415,260.26	73.16
	アイルランド	32,701,590.05	4.53
	小計	561,116,850.31	77.68
債券	米国	76,475,702.35	10.59
	カナダ	6,371,798.99	0.88
	韓国	5,001,722.43	0.69
	ドイツ	3,757,197.77	0.52
	オランダ	3,636,622.34	0.50
	国際機関	3,200,166.78	0.44
	フィリピン	3,160,276.46	0.44
	クウェート	3,087,000.00	0.43
	オーストラリア	2,767,300.00	0.38
	カタール	2,402,875.00	0.33
	アラブ首長国連邦	2,091,375.00	0.29
	シンガポール	1,685,392.50	0.23
	イギリス	1,590,204.00	0.22
	フランス	1,337,336.40	0.19
	ルクセンブルグ	1,225,253.70	0.17
	ノルウェー	905,646.48	0.13
	ニュージーランド	601,556.10	0.08
	日本	505,421.60	0.07
	小計	119,802,847.90	16.59
従来型オプション	米国	1,288,840.00	0.18
ポートフォリオ合計		682,208,538.21	94.45
現金・その他の資産（負債控除後）		40,105,972.56	5.55
合計 （純資産総額）		722,314,510.77 (約77,670百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

(注2) 資産別及び地域別の投資状況は、サブ・ファンドの資産がどのような商品にどれくらい投資されているかを示している。以下同じ。

(注3) 本「5 運用状況」に記載されているサブ・ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

（グロース（米ドル））

（2020年5月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	160,894,724.21	78.21
	アイルランド	30,774,286.87	14.96
	小計	191,669,011.08	93.17
債券	米国	3,050,416.27	1.48
短期金融商品	米国	2,999,822.91	1.46
従来型オプション	米国	322,210.00	0.16
株式	カナダ	5,254.67	0.00
ポートフォリオ合計		198,046,714.93	96.27
現金・その他の資産（負債控除後）		7,676,913.34	3.73
合計 （純資産総額）		205,723,628.27 （約22,121百万円）	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（イールド（米ドル））

（2020年5月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率（％）	満期日	数量 （1,000）	取得価額 （米ドル）	時価 （米ドル）	投資 比率 （％）
1	UBS(LUX)BOND SICAV - USD INVEST GRADE CORP USD U-X-ACC	ルクセン ブルグ	投資信託	—	—	11.19	114,628,514.70	131,171,023.44	18.16
2	UBS(LUX)BOND SICAV - SHORT TERM USD CORPORATES(USD)U-X-A	ルクセン ブルグ	投資信託	—	—	4.66	47,047,784.31	51,466,509.51	7.13
3	UBS(LUX)INST FUND-KEY SEL. GLOBAL EQUITY FA-USD	ルクセン ブルグ	投資信託	—	—	2.07	35,667,945.56	49,323,087.70	6.83
4	UBS(LUX)EQUITY SICAV-GLOBAL QUANTITATIVE(USD)U-X-ACC	ルクセン ブルグ	投資信託	—	—	3.56	44,616,030.98	49,072,175.38	6.79
5	UBS(LUX)EQUITY FUND - GLOBAL SUSTAINABLE(USD)U-X-ACC	ルクセン ブルグ	投資信託	—	—	4.34	44,040,221.59	44,677,723.80	6.19
6	UBS(LUX)EMERGING ECONOMIES FUND- GLOBAL BONDS(USD)-U-X-ACC	ルクセン ブルグ	投資信託	—	—	3.16	38,638,395.82	40,843,348.28	5.65
7	UBS(LUX)BOND SICAV - USD CORPORATES U-X-ACC	ルクセン ブルグ	投資信託	—	—	2.82	28,600,774.30	34,790,341.47	4.82
8	UBS(LUX)BOND SICAV - USD HIGH YIELD U-X-ACC	ルクセン ブルグ	投資信託	—	—	1.50	25,032,923.81	28,668,555.00	3.97
9	UBS(LUX)BOND SICAV - EMERGING ECONOMIES CORP(USD)-I-X-DIS	ルクセン ブルグ	投資信託	—	—	221.98	23,622,479.31	23,398,595.57	3.24
10	UBS(LUX)EQUITY SICAV - GLOBAL OPPORTUNITY(USD)U-X-ACC	ルクセン ブルグ	投資信託	—	—	2.44	22,218,463.51	22,506,901.60	3.12
11	UBS(LUX)EQUITY SICAV - GLB EM OPP (USD)-U-X-ACC	ルクセン ブルグ	投資信託	—	—	0.82	22,780,185.65	21,726,638.00	3.01
12	UBS(LUX)INSTITUTION SICAV- EQUITIES GLB(EX USA)PASSIVE XA	ルクセン ブルグ	投資信託	—	—	177.13	18,218,694.85	16,030,536.50	2.22
13	UBS ETFs PLC - MSCI USA TRN INDEX SF(USD)A-ACC	アイルランド	投資信託	—	—	185.14	15,635,801.81	15,266,974.24	2.11
14	SOURCE MARKETS PLC - MSCI USA SOURCE ETF-A	アイルランド	投資信託	—	—	185.35	15,607,866.95	15,216,226.16	2.11
15	UBS(LUX)BOND FUND - EURO HIGH YIELD(EUR)I-X-ACC	ルクセン ブルグ	投資信託	—	—	105.93	15,736,609.61	14,728,626.35	2.04

16	AMERICA, UNITED STATES OF 2.375%/CPI LINKED 04-15.01.25	米国	債券	3.2548	2025年1月15日	2,500	3,737,342.54	3,874,951.26	0.54
17	AMERICA, UNITED STATES OF 0.625%/CPI LINKED 16-15.01.26	米国	債券	0.6795	2026年1月15日	3,000	3,219,538.42	3,462,395.24	0.48
18	AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI INDEX 13-15.07.23	米国	債券	0.4163	2023年7月15日	3,020	3,302,601.55	3,437,753.45	0.48
19	KUWAIT INTERNATIONAL GOVT BOND- REG-S 3.50000% 17-20.03.27	クウェート	債券	3.5000	2027年3月20日	2,800	2,804,200.00	3,087,000.00	0.43
20	AMERICA, UNITED STATES OF 1.125%/CPI LINKED 11-15.01.21	米国	債券	1.3285	2021年1月15日	2,600	3,054,745.28	3,067,113.88	0.42
21	MICROSOFT CORP 2.40000% 16- 08.08.26	米国	債券	2.4000	2026年8月8日	2,775	2,689,362.50	3,048,665.78	0.42
22	AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 20-15.01.30	米国	債券	0.1255	2030年1月15日	2,750	2,906,286.15	2,922,579.97	0.40
23	INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 2.25000% 19-18.06.29	米国	債券	2.2500	2029年6月18日	2,600	2,648,857.20	2,907,272.94	0.40
24	AMERICA, UNITED STATES OF 0.750%/CPI LINKED 18-15.07.28	米国	債券	0.7718	2028年7月15日	2,450	2,768,040.34	2,785,838.30	0.39
25	AMERICA, UNITED STATES OF 3.875%/CPI LINKED 99-15.04.29	米国	債券	6.0891	2029年4月15日	1,280	2,704,320.46	2,782,828.00	0.39
26	ROCHE HOLDINGS INC-REG-S 3.62500% 18-17.09.28	米国	債券	3.6250	2028年9月17日	2,300	2,268,490.00	2,688,280.71	0.37
27	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU 2.87500% 18-03.04.28	ドイツ	債券	2.8750	2028年4月3日	2,100	2,100,410.50	2,438,583.00	0.34
28	AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI LINKED 15-15.07.25	米国	債券	0.4085	2025年7月15日	1,980	2,143,237.42	2,257,758.88	0.31
29	UBS(IRE)INVESTOR SELECTION PLC - GLOB EMER MKT OPP-I-B USD	アイルランド	投資信託	—	—	10.36	1,615,686.01	2,218,389.65	0.31
30	AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 12-15.07.22	米国	債券	0.1404	2022年7月15日	1,920	2,120,224.99	2,177,630.86	0.30

(グロース（米ドル）)

(2020年5月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率 (%)	満期日	数量 (1,000)	取得価額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資比率 (%)
1	UBS(LUX)BOND SICAV - USD INVEST GRADE CORP USD U X ACC	ルクセンブルグ	投資信託	—	—	2.40	25,128,721.84	28,135,000.80	13.68
2	UBS(LUX)EQUITY SICAV-GLOBAL QUANTITATIVE(USD)U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	—	—	1.89	23,598,382.38	26,105,772.10	12.69
3	UBS(LUX)INST FUND-KEY SEL. GLOBAL EQUITY FA-USD	ルクセンブルグ	投資信託	—	—	1.09	19,334,372.89	25,833,382.81	12.56
4	UBS(LUX)EQUITY FUND - GLOBAL SUSTAINABLE(USD)U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	—	—	2.10	21,373,120.63	21,632,881.72	10.52
5	UBS(LUX)EQUITY SICAV - GLB EM OPP (USD)-U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	—	—	0.61	15,646,736.87	16,176,727.30	7.86
6	UBS(LUX)INSTITUTION SICAV- EQUITIES GLB(EX USA)PASSIVE XA	ルクセンブルグ	投資信託	—	—	171.08	16,723,448.61	15,482,921.00	7.53
7	SOURCE MARKETS PLC - MSCI USA SOURCE ETF-A	アイルランド	投資信託	—	—	169.85	14,165,128.13	13,943,835.75	6.78
8	UBS ETFS PLC - MSCI USA TRN INDEX SF(USD)A-ACC	アイルランド	投資信託	—	—	166.70	13,941,143.07	13,746,082.00	6.68
9	UBS(LUX)EQUITY SICAV - GLOBAL OPPORTUNITY(USD)U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	—	—	1.44	13,122,900.45	13,273,537.46	6.45
10	UBS(LUX)EMERGING ECONOMIES FUND- GLOBAL BONDS(USD)-U-X ACC	ルクセンブルグ	投資信託	—	—	0.60	7,425,182.94	7,796,897.08	3.79
11	UBS(LUX)BOND SICAV - EMERGING ECONOMIES CORP(USD)-I-X-DIS	ルクセンブルグ	投資信託	—	—	40.67	4,398,949.39	4,286,708.47	2.08

12	UBS(IRE)INVESTOR SELECTION PLC - GLOB EMER MKT OPP-I-B USD	アイルランド	投資信託	—	—	14.40	2,262,257.61	3,084,369.12	1.50
13	AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 20.06.19-18.06.20	米国	短期金融商品	—	2020年6月18日	3,000	2,972,077.50	2,999,822.91	1.46
14	UBS(LUX)BOND SICAV - USD HIGH YIELD U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	—	—	0.11	2,062,043.21	2,159,697.81	1.05
15	AMERICA, UNITED STATES OF 1.75000% 13-15.05.23	米国	債券	1.7500	2023年5月15日	880	919,007.03	920,287.46	0.45
16	AMERICA, UNITED STATES OF 2.25000% 17-15.08.27	米国	債券	2.2500	2027年8月15日	495	553,978.13	556,546.27	0.27
17	AMERICA, UNITED STATES OF 2.12500% 15-15.05.25	米国	債券	2.1250	2025年5月15日	510	553,275.00	555,123.01	0.27
18	AMERICA, UNITED STATES OF 2.25000% 17-15.11.27	米国	債券	2.2500	2027年11月15日	340	380,826.56	383,310.15	0.19
19	AMERICA, UNITED STATES OF 4.37500% 08-15.02.38	米国	債券	4.3750	2038年2月15日	235	366,186.91	365,636.12	0.18
20	S&P 500 INDEX CALL 2600.00000 18.09.20	米国	従来型オプション	—	2020年9月18日	0.01	47,187.00	337,890.00	0.16
21	AMERICA, UNITED STATES OF 5.37500% 01-15.02.31	米国	債券	5.3750	2031年2月15日	110	163,824.61	164,028.89	0.08
22	AMERICA, UNITED STATES OF 1.50000% 19-30.11.24	米国	債券	1.5000	2024年11月30日	100	105,437.50	105,484.37	0.05
23	UBS(LUX)MONEY MARKET FUND - USD U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	—	—	0.00	10,792.98	11,197.66	0.01
24	CANOPY GROWTH CORP COM NPV	カナダ	株式	—	—	0.30	8,289.32	5,254.67	0.00
25	S&P 500 INDEX PUT 2225.00000 18.09.20	米国	従来型オプション	—	2020年9月18日	−0.01	−187,537.00	−15,680.00	−0.01

②【投資不動産物件】

該当事項なし（2020年5月末日現在）。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2020年5月末日現在）。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

各会計年度末および2020年５月末日前１年以内における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

（イールド（米ドル））

	純資産総額		１口当たりの純資産価格		
	千米ドル	百万円	受益証券の クラス	米ドル	円
第20会計年度末 (2011年１月31日)	327,195	35,183	P－a c c	2,597.06	279,262
第21会計年度末 (2012年１月31日)	304,507	32,744	P－a c c	2,632.53	283,076
第22会計年度末 (2013年１月31日)	331,008	35,593	P－a c c	2,750.29	295,739
第23会計年度末 (2014年１月31日)	486,350	52,297	P－a c c	2,836.21	304,978
第24会計年度末 (2015年１月31日)	667,100	71,733	P－a c c	3,009.79	323,643
第25会計年度末 (2016年１月31日)	614,299	66,056	P－a c c	2,890.07	310,769
第26会計年度末 (2017年１月31日)	719,205	77,336	P－a c c	3,107.54	334,154
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	10,262円	
第27会計年度末 (2018年１月31日)	1,061,339	114,126	P－a c c	3,388.62	364,378
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	11,006円	
第28会計年度末 (2019年１月31日)	864,089	92,915	P－a c c	3,300.01	354,850
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	10,452円	
第29会計年度末 (2020年１月31日)	829,122	89,155	P－a c c	3,571.69	384,064
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	11,019円	
2019年６月末日	858,066	92,268	P－a c c	3,450.52	371,034
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	10,804円	
７月末日	852,174	91,634	P－a c c	3,457.79	371,816
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	10,801円	
８月末日	842,822	90,629	P－a c c	3,445.49	370,494
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	10,741円	
９月末日	845,667	90,935	P－a c c	3,462.03	372,272
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	10,770円	
10月末日	852,644	91,685	P－a c c	3,489.43	375,218
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	10,830円	
11月末日	843,759	90,729	P－a c c	3,523.89	378,924
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	10,922円	

12月末日	852,595	91,680	P－a c c	3,572.44	384,144
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	11,042円	
2020年1月末日	829,122	89,155	P－a c c	3,571.69	384,064
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	11,019円	
2月末日	790,955	85,051	P－a c c	3,472.86	373,437
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	10,702円	
3月末日	675,932	72,683	P－a c c	3,135.38	337,147
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	9,605円	
4月末日	706,683	75,990	P－a c c	3,316.22	356,593
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	10,143円	
5月末日	722,315	77,671	P－a c c	3,406.01	366,248
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	10,415円	

(注1) 本サブ・ファンドは、1991年9月13日から運用を開始した。

(注2) クラス（日本円・ヘッジ）P－a c c 受益証券は、2016年6月6日に設定された。

(注3) 2008年4月以降の各取引日に使用された1口当たりの純資産価格は、純資産価格の調整の結果、上記および財務書類に記載の価格と異なる場合がある。以下同じ。

(注4) 「1口当たりの純資産価格」は日本で販売されるクラスのみ記載している。以下同じ。

<参考情報>



(グロス（米ドル）)

	純資産総額		1口当たりの純資産価格		
	千米ドル	百万円	受益証券の クラス	米ドル	円
第20会計年度末 (2011年1月31日)	90,955	9,780	P－a c c	2,512.85	270,207
第21会計年度末 (2012年1月31日)	77,753	8,361	P－a c c	2,470.40	265,642
第22会計年度末 (2013年1月31日)	76,194	8,193	P－a c c	2,694.22	289,709
第23会計年度末 (2014年1月31日)	88,627	9,530	P－a c c	2,941.65	316,316
第24会計年度末 (2015年1月31日)	109,110	11,733	P－a c c	3,174.82	341,388
第25会計年度末 (2016年1月31日)	124,535	13,391	P－a c c	2,986.89	321,180
第26会計年度末 (2017年1月31日)	130,621	14,046	P－a c c	3,383.29	363,805
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	10,727円	
第27会計年度末 (2018年1月31日)	161,876	17,407	P－a c c	3,978.13	427,768
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	12,426円	
第28会計年度末 (2019年1月31日)	221,770	23,847	P－a c c	3,745.48	402,751
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	11,434円	
第29会計年度末 (2020年1月31日)	246,465	26,502	P－a c c	4,124.29	443,485
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	12,290円	
2019年6月末日	231,669	24,911	P－a c c	3,937.82	423,434
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	11,892円	
7月末日	232,051	24,952	P－a c c	3,945.66	424,277
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	11,889円	
8月末日	232,402	24,990	P－a c c	3,864.11	415,508
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	11,625円	
9月末日	236,622	25,444	P－a c c	3,927.20	422,292
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	11,793円	
10月末日	238,855	25,684	P－a c c	3,994.15	429,491
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	11,967円	
11月末日	242,577	26,084	P－a c c	4,075.27	438,214
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	12,195円	
12月末日	249,714	26,852	P－a c c	4,179.24	449,394
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	12,472円	
2020年1月末日	246,465	26,502	P－a c c	4,124.29	443,485
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	12,290円	

2月末日	232,700	25,022	P-a c c	3,862.80	415,367
			(日本円・ヘッジ) P-a c c	11,510円	
3月末日	185,506	19,947	P-a c c	3,354.95	360,758
			(日本円・ヘッジ) P-a c c	9,919円	
4月末日	197,518	21,239	P-a c c	3,643.05	391,737
			(日本円・ヘッジ) P-a c c	10,750円	
5月末日	205,724	22,122	P-a c c	3,776.70	406,109
			(日本円・ヘッジ) P-a c c	11,141円	

（注1）本サブ・ファンドは、1991年9月13日から運用を開始した。

（注2）クラス（日本円・ヘッジ）P-a c c 受益証券は、2016年6月6日に設定された。

<参考情報>



ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

ファンド証券は、ルクセンブルグ証券取引所に上場されている。同取引所での実質的な取引実績はない。

②【分配の推移】

該当事項なし。

③【収益率の推移】

（イールド（米ドル））

会計年度	収益率（％）	
	クラスP－a c c受益証券	クラス（日本円・ヘッジ） P－a c c受益証券
第20会計年度	6.35	—
第21会計年度	1.37	—
第22会計年度	4.47	—
第23会計年度	3.12	—
第24会計年度	6.12	—
第25会計年度	－3.98	—
第26会計年度	7.52	2.62
第27会計年度	9.05	7.25
第28会計年度	－2.61	－5.03
第29会計年度	8.23	5.42

（注1）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝会計年度末の1口当たりの純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たりの純資産価格（分配落の額）。ただし、第26会計年度のクラス（日本円・ヘッジ）P－a c c受益証券については当初発行価格（10,000円）。以下同じ。

（注2）「収益率」は日本で販売しているクラスのみ記載している。以下同じ。

（注3）クラス（日本円・ヘッジ）P－a c c受益証券は、2016年6月6日に設定された。

（グロース（米ドル））

会計年度	収益率（％）	
	クラスP－a c c受益証券	クラス（日本円・ヘッジ） P－a c c受益証券
第20会計年度	12.55	—
第21会計年度	－1.69	—
第22会計年度	9.06	—
第23会計年度	9.18	—
第24会計年度	7.93	—
第25会計年度	－5.92	—
第26会計年度	13.27	7.27
第27会計年度	17.58	15.84
第28会計年度	－5.85	－7.98
第29会計年度	10.11	7.49

（注）クラス（日本円・ヘッジ）P－a c c受益証券は、2016年6月6日に設定された。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績および下記会計年度末現在の発行済口数は以下の通りである。

（イールド（米ドル））

	受益証券のクラス	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第20会計年度	P－a c c	23,460.705 (0)	31,823.661 (0)	109,913.437 (0)
第21会計年度	P－a c c	14,331.469 (0)	23,365.962 (0)	100,878.944 (0)
第22会計年度	P－a c c	21,947.977 (0)	18,429.427 (0)	104,397.494 (0)
第23会計年度	P－a c c	61,876.909 (0)	18,224.731 (0)	148,049.672 (0)
第24会計年度	P－a c c	68,481.207 (0)	32,701.166 (0)	183,829.713 (0)
第25会計年度	P－a c c	34,060.365 (0)	45,635.732 (0)	172,254.346 (0)
第26会計年度	P－a c c	54,884.074 (1,761)	59,364.155 (0)	167,774.265 (1,801)
	(日本円・ヘッジ) P－a c c	104,936 (63,460)	0 (0)	104,936 (63,460)
第27会計年度	P－a c c	82,496.049 (1,418.698)	47,495.315 (0)	202,774.999 (3,219.698)
	(日本円・ヘッジ) P－a c c	263,996.053 (191,296.506)	66,027.455 (48,800)	302,904.598 (205,956.506)
第28会計年度	P－a c c	11,088.599 (0)	68,040.222 (0)	145,823.376 (3,219.698)
	(日本円・ヘッジ) P－a c c	7,645.985 (2,221.598)	100,439.048 (48,404.661)	210,111.535 (159,773.443)
第29会計年度	P－a c c	9,517.397 (36.581)	31,106.855 (635.208)	124,233.918 (2,606.054)
	(日本円・ヘッジ) P－a c c	13,169.617 (4,293.339)	16,357.706 (6,600.359)	206,923.446 (157,466.423)

（注１）（ ）内の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数であり、受渡し日を基準として算出している。一方、（ ）の上段の数字は約定日を基準として算出している。以下同じ。

（注２）クラス（日本円・ヘッジ）P－a c c受益証券は、2016年６月６日に設定された。

（注３）第26会計年度中にクラスP－a c c受益証券40口が海外から国内へ移管され、第29会計年度中にクラスP－a c c受益証券15,017口が国内から海外へ移管された。

(グロース（米ドル）)

	受益証券のクラス	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第20会計年度	P－a c c	1,920.408 (0)	6,974.777 (0)	36,195.827 (0)
第21会計年度	P－a c c	2,074.714 (0)	6,796.664 (0)	31,473.877 (0)
第22会計年度	P－a c c	2,535.439 (0)	5,728.813 (0)	28,280.503 (0)
第23会計年度	P－a c c	7,957.208 (0)	6,109.401 (0)	30,128.310 (0)
第24会計年度	P－a c c	10,266.267 (0)	6,073.226 (0)	34,321.351 (0)
第25会計年度	P－a c c	16,514.335 (0)	9,963.544 (0)	40,872.142 (0)
第26会計年度	P－a c c	11,384.566 (47)	16,920.359 (0)	35,336.349 (47)
	(日本円・ヘッジ) P－a c c	17,768.153 (12,900)	0 (0)	17,768.153 (12,900)
第27会計年度	P－a c c	7,799.139 (624.243)	8,170.182 (0)	34,965.306 (671.243)
	(日本円・ヘッジ) P－a c c	59,913.512 (8,339.446)	1,228.153 (0)	76,453.512 (21,239.446)
第28会計年度	P－a c c	3,861.462 (514.325)	5,951.378 (620.302)	32,875.390 (565.266)
	(日本円・ヘッジ) P－a c c	26,284.158 (21,005.967)	20,142.112 (16,960.111)	82,595.558 (25,285.302)
第29会計年度	P－a c c	2,080.399 (0)	6,081.900 (0)	28,873.889 (565.266)
	(日本円・ヘッジ) P－a c c	3,780 (0)	21,531.590 (10,063.284)	64,843.968 (15,222.018)

(注) クラス（日本円・ヘッジ）P－a c c受益証券は、2016年6月6日に設定された。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における申込（販売）手続等

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価」における規定に従って決定される。

受益証券クラスの当初発行後、発行価格は、本書において別異に定められない限り、受益証券1口当たりの純資産価格に、受益証券の純資産総額の発行手数料（下記参照）を加算した額に基づく。

サブ・ファンド	上限発行手数料率
UBS（Lux）ストラテジー・ファンド －イールド（米ドル）	純資産価額の2.5%
UBS（Lux）ストラテジー・ファンド －グロース（米ドル）	純資産価額の2.5%

販売される国々で発生することがある税金、手数料およびその他の報酬も請求される。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家に代わって、ノミニー・ベースで必要な取引を行う。支払代理人の費用が投資家に請求されることがある。

ファンド証券の申込みは、管理事務代行会社、保管受託銀行または管理会社およびその他の販売会社において、サブ・ファンドの発行価格で受諾される。

申込代金の受領を委託されている保管受託銀行および／または代理人は、適用法令に従い、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの勘定の通貨および購入予定の受益証券クラスの申込通貨以外の通貨による支払いを受領することができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。

受益証券は、地域の実勢市場の基準に従い、貯蓄プラン、支払プランまたは転換プランを通じて販売することもできる。この件についての詳細な情報が、現地の販売会社から要求されることがある。

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、注文日を過ぎてから3営業日目（「決済日」）までに、サブ・ファンドのために保管受託銀行の口座へ払い込まれる。

該当する受益証券クラスの通貨の国の銀行が、決済日もしくは注文日と決済日の間のいずれかの日に営業していない場合、または該当する通貨の取引が銀行間の決済システムにおいて行われていない場合、これらの銀行が営業しているか、または該当する通貨の取引のためにこれらの決済システムを利用できる次の日に、決済を行うものとする。

管理会社は、受益者の請求により、管理会社の裁量により、現物による全部または一部の購入を受諾することができる。かかる場合、現物で購入された元本は、特定のサブ・ファンドの投資方針および投資制限と合致していなければならない。これらの現物による支払いはまた、管理会社が任命する監査人により監査される。関連費用は該当する投資者に対して請求される。

記名式受益証券のみを発行する。これは、ファンドの投資者の受益者としての地位ならびに関連するすべての権利および義務が、ファンドの受益者名簿における各投資者の記載に基づくことを意味している。記名式受益証券から無記名式受益証券への転換を要求することはできない。受益者は、記名式受益証券がクリアストリームのような承認された外部の決済機関を通じて決済されることに留意すべきである。

すべての発行済受益証券は同一の権利を表章する。ただし、約款は、特定のサブ・ファンド内で特別の内容を持つ様々なクラス受益証券を発行することができることを定めている。

さらに、すべてのサブ・ファンド／クラス受益証券の端数の受益証券の発行が可能である。端数の受益証券は、小数第三位まで表示される。該当するサブ・ファンドまたはクラスが償還される場合、保有

者は、償還手取金に対する端数の受益証券の割合に相当する分配または持分を受領する権利を有している。

受益証券の発行条件

サブ・ファンドの受益証券は毎営業日に発行される。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除く。

「法定外休日」とは、複数の銀行および金融機関が休業している日である。

管理会社が後記「4 資産管理等の概要、（1）資産の評価 ② 純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止」の記載に従って純資産価格の計算を行わないことを決定した日に、受益証券は発行されない。さらに、管理会社はその裁量により買付申込みを拒絶する権限を付与されている。

管理会社は、マーケット・タイミング取引および時間外取引を含む、受益者の利益を損なうおそれがあると判断される取引を認めていない。管理会社は、こうした実務に関連すると考えられる買付または転換申込みを拒絶する権限を有する。さらに、管理会社は、当該実務から受益者を保護するために必要であるとみなされるすべての措置を実行する権限を有する。

営業日（「買付申込日」）の13時（中央ヨーロッパ標準時間）（締切時間）までに管理事務代行会社に登録された買付申込みを、当該日の締切時間を過ぎてから計算される（かかる日を「評価日」という。）純資産価格に基づき、取り扱う。

ファクシミリにより送付される買付申込みはすべて、営業日の各サブ・ファンドに関する前述の締切時間の遅くとも1時間前までに管理事務代行会社により受領されなければならない。ただし、管理事務代行会社への買付申込みを期限通り確実に取り次ぐため、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関は、顧客に対して、上記より早い締切時間を定めることができる。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社およびその他の取次金融機関から入手することができる。

営業日の各締切時間以後に管理事務代行会社に登録された買付申込みの場合、注文日は翌営業日とみなされる。

上記は、関連するサブ・ファンドの純資産価格に基づき行われるサブ・ファンドの受益証券をファンドの他のサブ・ファンドの受益証券に転換する場合の申込みにも適用される。

これは、決済のための純資産価格が注文が行われた時点では判明していないことを意味している（将来価格）。かかる価格は、評価日に、最新の市場価格（計算時に入手できる場合には、入手可能な最新の市場価格または終値を利用する。）に基づき計算される。適用される個別の評価原則は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載される。

データ保護

国家データ保護委員会の体制および一般データ保護枠組みに関する2018年8月1日付ルクセンブルグ法（改正済）ならびに個人データの処理に係る自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付規則（EU）2016/679（以下「データ保護法」という。）の規定に従って、ファンドは、データ管理者を務め、投資者が求めるサービスを履行する目的で、また、ファンドの法律上および監督上の義務を果たすために、投資者が提供するデータを電子的またはその他の手段により収集、保存および処理する。

処理されるデータには、特に、投資者の氏名、連絡先の詳細（住所または電子メールアドレスを含む。）、銀行口座の詳細、ファンドへの投資の金額および性質（ならびに投資者が法人の場合、その連

絡先の人物および／または実質的所有者等、当該法人に関連する自然人のデータ）（以下「個人データ」という。）が含まれる。

投資者は、自己の裁量により、ファンドへの個人データの移転を拒否することができる。ただし、この場合に、ファンドは、受益証券の申込注文を拒否する権利を有する。

投資者の個人データは、ファンドと契約を締結した際に、受益証券の申込みの実行（すなわち、契約の履行）、ファンドの正当な利益の保護、およびファンドの法的義務の履行のために処理される。個人データは、特に、（i）受益証券の申込み、買戻しおよび転換を行い、投資者に配当を支払い、顧客口座を管理するため、（ii）顧客との関係を管理するため、（iii）過剰取引および市場タイミング慣行に関する確認、ならびにルクセンブルグまたは外国の法令（FATCAおよびCRSに関する法令を含む。）により義務付けられる納税に関する身元確認を行うため、（iv）適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために処理される。受益者から提供されたデータは、（v）ファンドの受益者名簿の管理のために処理される。さらに、個人データは、（vi）マーケティング目的で使用する事ができる。

上記の正当な利益には、以下が含まれる。

- － 本「データ保護」の項の上記（ii）および（vi）に記載されたデータ処理の目的
- － ファンドの会計上および監督上に関する義務全般を履行すること
- － 適切な市場基準に従いファンドの事業を遂行すること

この目的のために、また、データ保護法の規定に従って、ファンドは、個人データをそのデータ受領者（以下「受領者」という）に移転することができる。受領者は、上記の目的に関連するファンドの活動を支援する関連会社または外部会社である場合がある。これらには、特に、ファンドの管理会社、管理事務代行会社、販売会社、保管受託銀行、支払事務代行会社、投資運用会社、所在地事務代行会社、元引受会社、監査人および法律顧問が含まれる。

受領者は、自己の責任で個人データを自己の代表者および／または代理人（以下「再受領者」という。）に提供することができ、当該代表者および／または代理人は、受領者がファンドのためにサービスを遂行することおよび／または法的義務を履行することを支援することのみを目的として、個人データを処理することができる。

受領者および再受領者は、データ保護法が適切な水準の保護を提供しない可能性のある欧州経済地域（EEA）内外の国に所在することができる。

適切なデータ保護基準を持たないEEA外の国に所在する受領者および／または再受領者に個人データを移転する場合、ファンドは、投資者の個人データが、データ保護法によって規定される保護と同じ保護を確実に与えられるように、契約上の保護手段を確立するものとし、そのために欧州委員会によって承認されたモデル条項を使用することができる。投資者は、上記のファンドの住所に書面による請求を送付することにより、個人データを当該国に移転することを可能にする関連文書の写しを請求する権利を有する。

受益証券の申込みに際して、すべての投資者は、個人データが上記の受領者および再受領者（EEA外に所在する会社、特に適切な水準の保護を提供しない国に所在する会社を含む。）に移転され、処理される可能性があることを明示的に再認識させられる。

受領者および再受領者は、ファンドの指示に基づきデータを取り扱う際には処理者として、または、個人データを自己の目的、すなわち自己の法的義務を履行するために処理する場合は自己の権利で管理者として、個人データを処理することができる。ファンドはまた、EEA内外の税務当局を含む政府および監督当局等の第三者に対し、適用される法令に従って、個人データを移転することができる。特に、個人データは、ルクセンブルグ税務当局に提供され、その後ルクセンブルグ税務当局は管理者を務め、このデータを外国の税務当局に転送することができる。

データ保護法の規定に従い、すべての投資者は、上記のファンドの住所に書面による請求を送付することにより、以下の権利を有する。

- ・ 個人データに関する情報（すなわち、個人データが処理されているか否かをファンドに確認する権利、ファンドが個人データをどのように処理しているかについての一定の情報を得る権利、データにアクセスする権利、および処理された個人データのコピーを得る権利（法定免除の対象となる。））
- ・ 個人データが不正確または不完全である場合に、個人データを訂正させること（すなわち、不完全または不正確な個人データまたは誤りの更新および訂正をファンドに要求する権利）
- ・ 個人データの利用を制限すること（すなわち、個人データの保管に同意するまで、一定の状況下で個人データの処理を制限することを要求する権利）
- ・ マーケティング目的での個人データの処理の禁止を含む、個人データの処理に異議を申し立てること（すなわち、投資者の特定の状況に関連する理由により、公益または正当な利益に基づいて業務を遂行するためにデータを処理することをファンドに禁止する権利。投資者の利益、権利および自由に優先するデータを処理する正当かつ最優先の根拠があること、またはデータを処理することが法的請求を執行、実施または防御するために必要であることをファンドが証明できない限り、ファンドは、当該データの処理を中止する。）
- ・ 個人データを削除させること（すなわち、特定の状況において、特に、ファンドが当該データを収集または処理した目的において当該データを処理する必要がなくなった場合、個人データの削除を要求する権利）
- ・ データポータビリティ（すなわち、技術的に可能であれば、構造化され、広く使用され、機械で読み取り可能なフォーマットで、投資者または他の管理者へのデータの移転を要求する権利）。

また、投資者は、ルクセンブルグ大公国、L-4361エシュ＝シュル＝アルゼット、ロックンロール通り1の国家データ保護委員会に対して、または他のEU加盟国に居住している場合は他の国家データ保護当局に対して、異議を申し立てる権利を有する。

個人データは、データが処理される目的に必要な期間を超えて保存されない。関連するデータ保存の法定期限が適用されるものとする。

マネーロンダリングおよびテロリストのための資金供与の防止

ファンドの販売会社は、ルクセンブルグのマネーロンダリングおよびテロリストのための資金供与の防止に関する2004年11月12日の法律（改正済）、ならびにC S S Fの関連法令規定および該当通達を遵守しなければならない。

したがって、投資者は、申込みを受諾する販売会社または販売代理店に対して、身元を証明できるものを提示しなければならない。販売会社または販売代理店は、投資者に少なくとも以下に掲げる身元確認書類を要求しなければならない。自然人は、旅券／身分証明書の認証付謄本（販売会社もしくは販売代理店、または地方の行政官庁によって認証されたもの）を提示しなければならず、企業またはその他の法人は、基本定款の認証付謄本、商業登記簿の認証付抄本、最新の公表された年次決算書の写しおよび実質的所有者の姓名を提示しなければならない。販売会社または販売代理店は、状況に応じて、受益証券の申込または買戻しを行う者に本人確認のための追加の書類または情報を求める義務を負う。

販売会社は、販売代理店が上記の身元確認の手続を厳守することを徹底しなければならない。管理事務代行会社および管理会社は、いつでも、手続が忠実に行われている保証を販売会社に求めることができる。管理事務代行会社は、販売会社または販売代理店がマネーロンダリングおよびテロリストのための資金供与の防止に関するルクセンブルグの法律またはヨーロッパ共同体法と同等の要件に服していない国々の販売会社または販売代理店から受領するすべての販売および買戻しの申込みを、上記規定の遵守について監視する。

さらに、販売会社とその販売代理店は、関連する国々で効力のあるマネーロンダリング防止およびテロリストのための資金供与の防止のためのすべての規則に従わなければならない。

（２）日本における申込（販売）手続等

日本においては、募集期間中の営業日で、また日本における販売会社の営業日ならびに日本の通常の銀行の営業日である日に申込みの取扱いが行われる。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、UBS証券株式会社の申込受付時間は午後4時までとする。日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社が申込みを受け付けられない場合がある。詳細については、日本における販売会社に照会することができる。また金額単位の申込みも受け付けるが、かかる申込みについては、日本における販売会社が定める。詳細については、UBS証券株式会社に照会のこと。

日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。販売の単位は、原則として1口以上1口単位である。

各サブ・ファンドのファンド証券1口当たりの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した営業日の翌営業日に計算される当該サブ・ファンドの1口当たりの純資産価格である。日本における約定日は日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとし、投資者は、当該払込期日までに、申込金額および申込手数料を支払わなくてはならない。日本国内における申込手数料は、UBS証券株式会社の場合、申込価額の2.75%（税抜き2.50%）を上限とする。

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した投資者の場合、投資者に対して取引報告書を交付する。買付代金の支払は、原則として円貨によるものとし、表示通貨との換算は、裁量により日本における販売会社および販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社の応じ得る範囲で投資者の希望する通貨で支払うこともできる。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券取引に関する規制中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

前記「海外における申込（販売）手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されることがある。

２【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し手続等

買戻し請求は、発行済みの証書と併せて、管理会社、管理事務代行会社、または保管受託銀行または他の適切に授權される販売代行会社もしくは支払代行会社によって受領される。

資本移動に関する外国為替管理もしくは制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の状況により、買戻し請求が提出された国への買戻し金額の送金が不可能とならない限り、買い戻されたサブ・ファンドの受益証券の価額は、注文日を過ぎてから3営業日目（「決済日」）までに支払われる。

該当する受益証券クラスの通貨の国の銀行が、決済日もしくは注文日と決済日の間のいずれかの日に営業していない場合、または該当する通貨の取引が銀行間の決済システムにおいて行われていない場合、これらの銀行が営業しているか、または該当する通貨の取引のためにこれらの決済システムを利用できる次の日に、決済を行うものとする。

サブ・ファンドの純資産総額に関し、受益証券クラスの価格が、受益証券クラスの経済効率の良い運用のために取締役が定める最低水準を下回るかまたは当該水準に達しない場合、取締役会は、取締役会が決定する営業日に、買戻価格を支払うことにより、当該クラスのすべての受益証券の買戻しを決定することができる。当該クラス／サブ・ファンドの投資者は、当該買戻しの結果、一切の追加費用またその他の経済的負担を負わなくてよい。適用ある場合、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載されるシングル・スウィング・プライシングの原則が適用されるものとする。

異なる通貨建ての複数のクラス受益証券を有するサブ・ファンドについて、受益者は、原則として、各クラス受益証券の基準通貨で買戻しの対価を受領する。

買戻手取金の支払を委託されている保管受託銀行および／または代理人は、適用法令に従い、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの基準通貨および買い戻される受益証券クラスの通貨以外の通貨により支払うことができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。

投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。これらの報酬と、各販売国で発生するいずれかの税金、手数料およびその他の報酬（例えば、関係する銀行により課される報酬。）が、各投資者に請求され、買戻手取金から控除される。

販売される国で発生することがある税金、手数料およびその他の報酬（関係する銀行により課される報酬を含む。）も請求される。

販売会社のための追加の買戻手数料は徴収されない。

純資産価格の推移が、買戻価格が投資者により支払われた発行価格より高くなるかまたは低くなるかを決定する。

管理会社は、ある注文日における申込みによりサブ・ファンドの純資産総額の10%超の資金が流出する場合、当該注文日における買戻注文および乗換注文の一部を執行しない権利を留保する（買戻制限）。この場合、管理会社は、買戻注文および乗換注文の一部のみを執行し、当該注文日において執行されなかった買戻注文および乗換注文の執行を通常20営業日を超えない期間で延期し、これらを優先的に取り扱うことを決定することができる。

大量の買戻請求が行われる場合、保管受託銀行および管理会社は、相当するファンド資産が売却されるまでの間、（不当な遅滞なく）買戻請求の処理の先送りを決定できる。このような処理が必要な場合、同日に受領されたすべての買戻請求は同一価格で処理される。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家に代わって、ノミニール・ベースで取引を行う。支払代理人の業務に要する費用および関連する銀行から徴収される手数料が、投資家に請求される場合がある。

管理会社は、受益者の請求を受け、管理会社の裁量により、現物による全部または一部の買戻しを投資者に申し出ることができる。その場合、現物により買い戻される元本は、当該サブ・ファンドの投資方針および投資制限に従って取り扱われなければならない。また、かかる現物による支払は、管理会社が任命する監査人により監査される。

受益証券の買戻条件

サブ・ファンドの受益証券は毎営業日に買戻しが行われる。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびに各サブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除く。

「法定外休日」とは、複数の銀行および金融機関が休業している日である。

管理会社が後記「4 資産管理等の概要、（1）資産の評価 ② 純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止」の記載に従って純資産価格の計算を行わないことを決定した日に、受益証券は買い戻されない。

管理会社は、マーケット・タイミング取引または時間外取引を含むがこれらに限られない、受益者の利益を損なうおそれがあると判断される取引を認めていない。さらに、管理会社は、当該実務から受益者を保護するために必要とみなされるすべての措置を実行する権限を有する。

営業日（「買戻請求日」）の13時（中央ヨーロッパ標準時間）（締切時間）までに管理事務代行会社に登録された買戻請求を、当該日の締切時間を過ぎてから計算される（かかる日を「評価日」という。）純資産価格に基づき、取り扱う。

ファクシミリで送付される買戻請求はすべて、営業日の各サブ・ファンドに関する前述の締切時間の遅くとも1時間前までに管理事務代行会社により受領されなければならない。ただし、管理事務代行会社への買戻請求を期限通り確実に取り次ぐため、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関は、顧客に対して、上記より早い締切時間を定めることができる。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社およびその他の取次金融機関から入手することができる。

営業日の各締切時間以後に管理事務代行会社に登録された買戻請求の場合、注文日は翌営業日とみなされる。

上記は、関連するサブ・ファンドの純資産価格に基づき行われるサブ・ファンドの受益証券をファンドの他のサブ・ファンドの受益証券に転換する場合の申込みにも適用される。

これは、決済のための純資産価格が注文が行われた時点では判明していないことを意味している（将来価格）。かかる価格は、評価日に、最新の市場価格（計算時に入手できる場合には、入手可能な最新の市場価格または終値を利用する。）に基づき計算される。適用される個別の評価原則は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載される。

（2）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、原則として、営業日でかつ日本における販売会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社を通じ、管理会社に対し行うことができる。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、UBS証券株式会社の申込受付時間は午後4時までとする。その他の販売会社の申込受付時間については、日本における販売会社に問い合わせることができる。ただし、日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、日本における販売会社が買戻請求を受け付けられない場合がある。

ファンド証券1口当たりの買戻価格は、原則として、管理会社が買戻請求を受領した営業日の翌営業日に決定される1口当たりの純資産価格である。買戻代金は、口座約款の定めるところに従い、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻請求が行われた営業日後4営業日目に支払われる。買戻代金は円貨で支払われる場合、表示通貨との換算は裁量により日本における販売会社および販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じ得る場合は当該受益者の希望する通貨で支払うこともできる。ファンド証券の買戻しは原則として1口を単位とする。

前記「海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

3【乗換え（スイッチング）】

（1）海外における乗換え

受益者は、いつでも、自らの受益証券を同一サブ・ファンド内の別の受益証券クラスに乗り換えるか、および／または、別のサブ・ファンドの受益証券に乗り換えることができる。受益証券の発行および買戻しと同様の手続が、乗換請求の提出にも適用される。

受益者の既存の受益証券の乗換の結果として生じる口数は、以下の算式により計算される。

$$A = \frac{B \times C \times D}{E}$$

- －A 乗換えを行う新サブ・ファンドまたは受益証券クラスの口数。
- －B 乗換えが行われる元のサブ・ファンドまたは受益証券クラスの口数。
- －C 乗換えのために提出される受益証券の純資産価格。
- －D 関係するサブ・ファンドまたは受益証券クラス間の外国為替レート。両方のサブ・ファンドまたは受益証券クラスが同一の基準通貨建てである場合、かかる係数は1となる。
- －E 乗換えを行うサブ・ファンドまたは受益証券クラスの受益証券の純資産価格に税金、手数料その他費用を加算した額。

乗換えに際して、各サブ・ファンドまたは受益証券クラスの最大発行手数料に相当する最大乗換手数料が、販売代行会社により、請求されることがある。この場合、「海外における買戻手数料」に定める通り、買戻手数料は徴収されない。

乗換代金の受領を委託されている保管受託銀行および／または代理人は、適用法令に従い、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの基準通貨および／または乗換え予定の受益証券クラスの基準通貨以外の通貨により支払うことができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。これらの手数料と、サブ・ファンドの乗換えまたは受益証券クラス間での乗換の時に各販売国で発生するその他の手数料、公租公課および印紙税が、受益者に対し請求される。

（2）日本における乗換え

日本における受益者については、サブ・ファンド間のファンド証券の乗換えは認められていない。

4【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 純資産価格の計算

あるサブ・ファンドの各クラス受益証券の１口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および転換価格は、関係する各サブ・ファンドまたはクラス受益証券の基準通貨で表示され、各ファンド営業日に、各クラス受益証券に帰属するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの受益証券クラスの発行済口数で除して計算される。ただし、受益証券の純資産価格は、以下の項に記載される通り、受益証券の発行または買戻しを行わない日にも算出されることがある。この場合、純資産価格は公表されることがあるが、運用実績、統計または報酬を算出する目的のためのみに利用することができる。いかなる状況においても申込みまたは買戻しの注文のための基準として利用してはならない。

サブ・ファンドの各クラス受益証券に帰属する純資産価格の割合は、各受益証券の発行および買戻しに応じて変動する。クラス受益証券に請求される手数料を考慮して、各クラス受益証券の発行済口数がサブ・ファンドにおける総発行済口数に占める割合により、決定される。

一取引日におけるサブ・ファンドのすべてのクラス受益証券の購入または買戻しの全額により、元本が純流入または純流出となる場合、当該サブ・ファンドの純資産価格が、これに応じて増加または減少することがある（いわゆるシングル・スウィング・プライシング）。最大調整価額は、純資産価格の２％である。サブ・ファンドが負担する見積取引費用および税額ならびにそのサブ・ファンドの投資対象である資産の見積の買い呼び値／売り呼び値スプレッドが考慮される。純変動額により、ファンドのすべての受益証券の口数が増加する場合、調整により純資産価格が上昇する。純変動額により受益証券口数が減少する場合、純資産価格が低下する。管理会社は、各サブ・ファンドに限度額を設定することができる。これは、ファンドの純資産に対する一取引日における純変動率、または該当するファンドの基準通貨建ての金額から算出される。このような場合、この限度額を一取引日において超過する場合のみ、純資産価格を調整する。

各サブ・ファンドにより保有される資産の評価は、以下のように計算される。

- a) 流動資産は、（現金および銀行預金、為替手形小切手、約束手形、前払費用、配当金ならびに宣言済または発生済の未収利息のいずれかの形により）いずれも総額として評価される。ただし、かかる価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、その評価額は、その実際の価値を算出するために適切であるとみなされる金額を控除することにより決定される。
- b) 証券取引所に上場している有価証券、派生商品およびその他の資産は、その最新の入手可能な市場価格で評価される。かかる有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合、当該投資対象の主要市場である証券取引所の最終価格に基づき評価される。有価証券、派生商品およびその他の資産が証券取引所において通常取引されず、かつ当該市場に沿った価格設定を行う流通市場において証券トレーダー間で取引されている場合、管理会社は、当該価格に基づき、当該証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場していないか、または公認で公開の定期的に取りが行われている他の規制を受ける市場で取引されている証券、派生商品およびその他の投資対象は、当該市場における最新の入手可能な価格で評価される。
- c) 証券取引所に上場していないか、または他の規制された市場で取引され、かつ適正価格を入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想市場価格に基づき管理会社が誠実に選定する他の基準に従い、管理会社により評価される。
- d) 証券取引所に上場されていない派生商品（O T Cデリバティブ）は、独立した価格決定ソースに基づき評価される。ある派生商品のために独立した価格決定ソースを一つしか利用できない場

合、入手される評価の妥当性を、派生商品を裏付ける市場価格に基づき、管理会社およびファンドの監査人が認める算出モデルの利用により検証する。

- e) 譲渡性のある証券を投資対象とする他の投資信託（「UCITS」）および／または投資信託（「UCI」）の受益証券は、それらの直近の資産価格で評価される。
- f) 証券取引所に上場していないか、または公開されている他の規制を受ける市場で取引されていない短期金融商品は、関連するカーブに基づき評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドから算出する。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品に、満期までの残存期間にもっとも近い金利が差し込まれる。このような計算により、金利は、裏付となる借主の信用力を反映する信用スプレッドを加算した上で市場価格に転換される。借主の信用格付が大幅に変更される場合、かかる信用スプレッドは調整される。
- g) 当該サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建てであり、外国為替取引によりヘッジされない有価証券、派生商品およびその他の資産は、ルクセンブルグで知られている為替レートの仲値（買呼値と売呼値の仲値）、または入手できない場合には、当該通貨の最も代表的な市場におけるレートにより評価される。
- h) 定期預金および信託預金は、これらの額面額に累積利息を付して評価される。
- i) スワップの価値は、外部の業務提供者により計算され、二次的な独立の評価が他の外部の業務提供者により提供される。かかる計算は、すべてのキャッシュ・フロー（イン・フローおよびアウト・フローの双方）の純現在価値に基づいている。特定の場合において、（ブルームバーグから入手するモデルおよび市場データに基づく）内部による計算ならびに／またはブローカーが算出する評価を利用することがある。評価方法は、各有価証券に基づき、該当するユービーエスのグローバル評価ポリシーに従い選定される。

管理会社は、特殊な事態のために上記規則に基づく評価が実行不可能または不正確である場合、純資産の適切な評価を完了するために、他の一般に認められ、かつ実証可能な評価基準を誠実に適用する権限を有している。

特殊な事態において、追加評価を当日のうちに行うことができる。このような新しい評価が、受益証券の事後の発行および買戻しに適用されるものとする。

② 純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止

管理会社は、以下の場合に、一または複数のサブ・ファンドの純資産価格の計算、ならびに受益証券の発行、買戻しおよび個々のサブ・ファンド間の乗換えを、一時的に停止することができる。

- 純資産の大部分を評価するために利用する一もしくは複数の証券取引所が、通常の休日以外の日 に閉鎖されている場合、当該市場における取引が停止されている場合、または当該証券取引所もしくは市場が制限を課せられるか、一時的に大幅な変動が生じている場合。
- 管理会社の支配、責任または影響力が及ばない事由により、通常の市況下で受益者の利益を大きく損うことなく純資産を取り扱うことができない場合。
- 通信ネットワークの障害またはその他の事由により、純資産の大部分の評価額を算出できない場合。
- 管理会社が当該サブ・ファンドの買戻注文の支払のための資金の本国送金を行うことができないか、あるいは、投資対象の販売もしくは取得または受益証券の買戻しによる支払のための資金の振込を通常の為替レートにより行うことができないと、管理会社が判断する場合。
- 管理会社の支配が及ばない政治的、経済的、軍事的またはその他の状況により、受益者の利益を著しく損うことなく通常の状況下でファンドの資産の処分を行うことができない場合。
- その他の理由により、サブ・ファンドが保有する資産の評価を迅速または正確に決定できない場合。
- ファンドの償還に関する管理会社の決定が公告される場合。

- － 管理会社による一または複数のサブ・ファンドの併合についての公告が、受益者の保護のために当該停止が正当であることを示している場合。

- － 為替または資本取引に関する制限により、ファンドが取引を決済できない場合。

純資産価格の計算、ファンド証券の発行および買戻しまたはサブ・ファンド間の受益証券の乗換えが停止される場合、ファンドの受益証券の公衆への販売が承認されている国々のすべての管轄当局に遅滞なく通知され、さらに、本書の「ルクセンブルグにおける開示」に記載される方法で通知が行われる。

管理会社は、さらに、投資家がクラス受益証券の要件を充足しなくなる場合、以下の行為を該当する投資家に要求する権利を有している。

- a) 受益証券の買戻しの規定に従い、保有する受益証券を30暦日以内に返却すること。
- b) かかるクラス受益証券を取得するための上記の要件を充足する者に、受益証券を譲渡すること。
または
- c) かかるクラス受益証券の取得要件を充足する、当該サブ・ファンドの別のクラス受益証券に、受益証券を転換すること。

管理会社は、さらに、以下の行為を行うことを認められている。

- a) 自らの裁量により、受益証券の購入申込みを拒否すること。
- b) 免除要項に違反して申込みまたは購入される受益証券をいつでも買い戻すこと。

（２）【保管】

ファンドの受益証券が販売されるルクセンブルグ以外の国においては、受益証券または確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の券面または確認書は、日本における販売会社または販売取扱会社の保管者により保管者名義で保管される。

ただし、日本の受益者が、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

ファンドは、存続期間を無期限として設定されている。

（４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年１月31日である。

（５）【その他】

① ファンドおよびサブ・ファンドまたは受益証券クラスの償還

受益者、その相続人およびその他の利害関係者は、ファンド、サブ・ファンドまたは受益証券クラスの分割または償還を要求することができない。ただし、管理会社は、受益者の利益を考慮に入れた上で、管理会社もしくはファンドの保護のために、または投資方針を理由に、償還が適切または必要であるとみなされる場合に限り、ファンド、サブ・ファンドまたは受益証券クラスを償還する権限を有している。

あるサブ・ファンドまたはあるサブ・ファンドの受益証券クラスの純資産総額が、サブ・ファンドまたは受益証券クラスの経済的に効率的な運用に必要な最低額を割りこむか、もしくはその水準に満たない場合、政治、経済もしくは金融環境に著しい変化がある場合、または合理化の一環として、管理会社は、評価日または決定の効力発生時の純資産価額（実際の投資の換金率および費用を考慮する。）で、影響を受ける受益証券クラスの全ての受益証券を買戻すか、または消却することを決定できる。

あるサブ・ファンドまたは受益証券クラスを償還する旨の決議は、前記「開示制度の概要」の「① ルクセンブルグにおける開示」に記載される方法で公告される。かかる決定の日以後、受益証券の発行は行われず、関連サブ・ファンド／受益証券クラスの乗換えはすべて停止される。受益証券の買戻しまたは関連するサブ・ファンド／受益証券クラスからの乗換えは、当該決定が行われた後でも可能であり、サブ・ファンドまたは関連する受益証券クラスが償還費用を算入することを徹底する。償還決定が行われる時点でサブ・ファンド／受益証券クラスの受益証券を保有する者が、かかる費用を最終的に負担する。償還が行われる場合、管理会社は、受益者の最大の利益のために、ファンドの資産を換金し、サブ・ファンドまたは受益証券クラスの償還により生じる純手取金を各々の保有口数に応じてかかるサブ・ファンドまたは受益証券クラスの受益者に配分することを保管受託銀行に指示する。償還手続（９か月かかることがある。）の終了時に受益者に配分できない償還手取金は、直ちにルクセンブルグの「供託機関」に預託される。

法律に規定のある場合および管理会社が清算される場合には、ファンドを償還しなければならない。かかる償還の通知は、少なくとも２つの日刊紙（うち１つはルクセンブルグの日刊紙でなければならない。）およびRESAにおいて公告される。

ファンド、またはサブ・ファンドと他の投資信託（UCITS）もしくはファンドのサブ・ファンドとの併合、サブ・ファンド間の併合

「併合」とは、以下の取引である。

- a) 一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収対象UCITS」）が、清算することなく償還する際に、すべての資産および負債を別のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収先UCITS」）に移転し、かつ、吸収対象UCITSの受益者が引き換えに吸収先UCITSの受益証券および（適用ある場合に）当該受益証券の純資産価額の10%を超えない現金支払を受領する。

b) 複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収対象UCITS」）が、清算することなく償還する際に、すべての資産および負債を、自らまたは当該UCITSのサブ・ファンドが設立する別のUCITS（「吸収先UCITS」）に移転し、かつ、吸収対象UCITSの受益者が引き換えに吸収先UCITSの受益証券、および適用ある場合に当該受益証券の純資産価額の10%を超えない現金支払を受領する。

c) 負債を完済するまで存続し続ける、一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収対象UCITS」）が、その純資産すべてを、同一UCITSの別のサブ・ファンド、当該UCITSが設立する別のUCITSまたは当該UCITSの別の既存のUCITSもしくは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収先UCITS」）に移転する。

併合は、2010年法が定める条件により行われる。併合の法律上の効果は、2010年法に定められている。

「ファンドおよびサブ・ファンドまたは受益証券クラスの償還」に記載される状況の下で、管理会社は、一つのサブ・ファンドまたはクラス受益証券の資産を、他の既存のサブ・ファンドもしくはファンドのクラス受益証券または2010年法パートIに基づく他のルクセンブルグのUCIに配分することを決定することができる。また、管理会社は、当該サブ・ファンドの受益証券またはクラス受益証券を（必要な場合、統合により、および受益者の比例的権限に応じた金額の支払を通じて）別のサブ・ファンドの受益証券またはクラス受益証券として指定し直すことを決定することができる。

受益者は、前記「開示制度の概要」の「① ルクセンブルグにおける開示」に記載される方法により管理会社からかかる決定を通知される。

管理会社がかかる併合を決定する場合、かかる併合は、当該決定の公告日から30日間、関連するサブ・ファンドのすべての受益者を拘束するものとする。この期間内に、受益者は、解約手数料または事務手数料を支払わずに受益証券の買戻請求を行うことができる。買戻しのために提出されなかった受益証券は、交換比率の決定日と同じ日に計算される、関係するサブ・ファンドの純資産価額に基づいて交換される。

② 約款

統合約款は、ルクセンブルグ地方裁判所の商業・法人登記所に寄託され、同所で閲覧することができる。

管理会社は、受益者の利益のため、保管受託銀行の承認を得て、または必要ある場合にはファンドに関して管轄権ある監督当局の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも変更することができる。変更は、ルクセンブルグの商業・法人登記所に保管された日に発効する。

日本においては、約款の重要事項の変更は、公告され、日本の受益者に通知される。

③ ワラント、新受益証券引受権またはオプション等の発行

管理会社は、ワラント、新受益証券引受権またはオプションを発行して、受益者にファンド証券を買付ける権利を与えない。

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約は、投資運用会社または管理会社のいずれかにより、違約金を支払うことなく、相手方当事者に3か月前に書面で通知を行うことにより、いつでも終了させることができる。

本契約は、やむを得ない理由がある場合、一方当事者から相手方当事者への通知により、解約することができる。やむを得ない理由とは、本契約により課される義務に関する故意および重大な過失によるものである。管理会社は、受益者の利益となる場合、本契約の条項を直ちに撤回する権利を付与される。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管および支払事務代行契約

保管および支払事務代行契約は、存続期間を無期限として締結され、また一方当事者が書留郵便による3か月の事前通知を他方当事者に発することによっていつでも解約することができる。管理会社は、前述の通知期間の期日までに、資産が移管され、かつファンドの保管受託銀行業務を継承することになる後任の保管受託銀行を指名する。

一方の当事者による同契約の義務について重大な不履行がある場合で、かつ不履行当事者に対する書面による通知から30日以内に当該不履行が是正されない場合、同契約は、後任の保管受託銀行の指定後即時の効力をもって解約することができる。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

中央管理契約

中央管理契約は、両当事者の相互の合意によりいつでも修正することができ、無期限の期間にわたり完全な効力を有するものとするが、一方当事者が他方当事者に対し、書面による通知を送達または郵便料金前払いで投函することにより終了することができ、かかる終了は、かかる送達日または投函日から3か月を経過した後に、効力を有するものとする。ただし、各当事者は、以下の場合にはいつでも、同契約を即時に終了することができる。

- － 清算、他方当事者の管理者、審査官もしくは管財人の任命、または、適切な規制当局もしくは管轄権を有する裁判所の指示により同様の事態が発生する場合。
- － 他方当事者が、同契約の条項に違反し、是正が可能であるにもかかわらず、かかる違反の是正を求める通知の送達日から30日以内に、かかる違反を是正できない場合。
- － 同契約の継続的な履行がいずれかの理由により違法行為となる場合。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、同契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、契約書に規定の住所宛、書面により通知することにより終了する。

同契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、契約書に規定の住所宛に書面による通知を3か月前になすことによりこれを解約することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

⑤ 苦情処理、議決権行使方針および最良執行

ルクセンブルグの法律および規則に従い、管理会社は、苦情処理の手続き、議決権行使方針および最良執行に関する追加情報を、以下のウェブサイトに掲載する。

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

5【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は口座約款に基づき日本における販売会社をして自己に代わって受益権を行使させることができる。ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

① 分配請求権

分配が行われる場合、受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

② 買戻請求権

受益者は、いつでもファンドの受益証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有する。

③ 残余財産分配請求権

ファンドが償還される場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

④ 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

（注）約款には受益者集会に関する規定はない。なお受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の５年後に失効する。

管理会社は、投資者がファンドへの投資の後に受益者名簿に自らの名義で登録される場合、受益者としての権利（特に、受益者集会に参加する権利）のみにより利益を受けることに留意するよう、投資者に注意を喚起する。ただし、投資者が、投資者を代理して自らの名義で投資を行う取次機関を通じて間接的に投資する場合で、その結果、かかる取次機関が当該投資者に代わり受益者名簿に登録される場合、上記の権利が、当該投資者ではなく、当該取次機関に付与される可能性がある。そのため、投資者は、投資決定を下す前に投資者の権利について助言を求めることを推奨される。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- ① 管理会社またはファンドに対する、ルクセンブルグおよび日本における法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、訴訟関係書類を受領する権限、

- ② 日本におけるファンド証券の販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。なお日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する代理人ならびに金融庁長官に対する届出代理人は、
- 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治
東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
である。

（４）【裁判管轄等】

日本の受益者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである（ただし、円換算部分を除く。）。
- b. ファンドの原文の財務書類は、UBS（Lux）ストラテジー・ファンドおよびすべてのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類については、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを記載している。ただし、「財務書類に対する注記」については、原文は全文を記載している。日本語の作成にあたっては、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。なお、各サブ・ファンドには下記のクラス受益証券以外のクラス受益証券も存在するが、本書においては下記のクラス受益証券に関する部分のみを抜粋して日本語に記載している。
- イーールド（米ドル）
 - クラスP－a c c 受益証券
 - クラス（日本円・ヘッジ）P－a c c 受益証券
 - グロース（米ドル）
 - クラスP－a c c 受益証券
 - クラス（日本円・ヘッジ）P－a c c 受益証券
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d. ファンドの原文の財務書類は、ユーロおよび米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2020年5月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝119.13円、1米ドル＝107.53円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【2020年1月31日終了年度】

①【貸借対照表】

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド

連結純資産計算書

	ユーロ	千 円
	2020年1月31日現在	
資産		
投資有価証券、取得原価	6,429,930,533.55	765,997,624
投資有価証券、未実現評価（損）益	1,239,471,745.24	147,658,269
投資有価証券合計（注１）	7,669,402,278.79	913,655,893
現金預金、要求払預金および貯蓄預金	248,712,461.59	29,629,116
その他の流動資産（委託証拠金）	73,835,162.81	8,795,983
有価証券売却未収金（注１）	14,144,876.26	1,685,079
発行受益証券未収金	8,664,664.94	1,032,222
有価証券に係る未収利息	7,377,857.10	878,924
流動資産に係る未収利息	312.72	37
未収分配金	73,339.30	8,737
その他の未収金	225,751.53	26,894
金融先物に係る未実現（損）益（注１）	(19,144,920.69)	(2,280,734)
先渡為替契約に係る未実現（損）益（注１）	17,069,160.78	2,033,449
資産合計	8,020,360,945.13	955,465,599
負債		
当座借越	(468,075.95)	(55,762)
有価証券購入未払金（注１）	(850,981.54)	(101,377)
買戻受益証券未払金	(30,063,988.22)	(3,581,523)
報酬引当金（注２）	(5,240,379.59)	(624,286)
年次税引当金（注３）	(116,665.69)	(13,898)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(755,268.74)	(89,975)
引当金合計	(6,112,314.02)	(728,160)
負債合計	(37,495,359.73)	(4,466,822)
期末現在純資産額	7,982,865,585.40	950,998,777

注記は、財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド

連結運用計算書

	ユーロ	千 円
	自2019年2月1日	至2020年1月31日
収益		
流動資産に係る利息	918,743.44	109,450
有価証券に係る利息	30,160,464.03	3,593,016
分配金	29,879,197.65	3,559,509
スワップに係る受取利息（注1）	1,558,525.15	185,667
貸付有価証券に係る収益（注13）	1,640,314.56	195,411
その他の収益（注4）	762,363.08	90,820
収益合計	64,919,607.91	7,733,873
費用		
スワップに係る支払利息（注1）	(214,986.79)	(25,611)
報酬（注2）	(121,496,983.10)	(14,473,936)
年次税（注3）	(1,547,513.89)	(184,355)
貸付有価証券に係るコスト（注13）	(656,125.82)	(78,164)
その他の手数料および報酬（注2）	(1,122,584.19)	(133,733)
現金および当座借越に係る利息	(761,132.45)	(90,674)
費用合計	(125,799,326.24)	(14,986,474)
投資に係る純（損）益	(60,879,718.33)	(7,252,601)
実現（損）益（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る 実現（損）益	445,141,019.63	53,029,650
オプションに係る実現（損）益	(11,862,585.19)	(1,413,190)
利回り評価有価証券および 短期金融商品に係る実現（損）益	506,029.37	60,283
金融先物に係る実現（損）益	8,083,813.41	963,025
先渡為替契約に係る実現（損）益	(72,405,213.65)	(8,625,633)
スワップに係る実現（損）益	1,184,839.71	141,150
外国為替に係る実現（損）益	(23,076,963.52)	(2,749,159)
実現（損）益合計	347,570,939.76	41,406,126
当期実現純（損）益	286,691,221.43	34,153,525
未実現評価（損）益の変動（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る 未実現評価（損）益	238,616,850.34	28,426,425
オプションに係る未実現評価（損）益	3,780,671.45	450,391
利回り評価有価証券および 短期金融商品に係る未実現評価（損）益	(114,248.81)	(13,610)
金融先物に係る未実現評価（損）益	(23,627,174.40)	(2,814,705)
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	35,681,121.20	4,250,692
未実現評価（損）益の変動合計	254,337,219.78	30,299,193
運用の結果による純資産の純増（減）	541,028,441.21	64,452,718

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーイールド（米ドル）

3年度の比較

	ISIN	2020年1月31日	2019年1月31日	2018年1月31日
純資産額（米ドル）		829,122,119.51	864,088,724.89	1,061,338,723.11
クラスP-a c c	LU0033043885			
発行済受益証券口数		124,233.9180	145,823.3760	202,774.9990
1口当たり純資産価格（米ドル）		3,571.69	3,300.01	3,388.62
1口当たり発行および買戻価格（米ドル） ¹		3,571.69	3,300.01	3,388.62
クラス（日本円・ヘッジ）P-a c c	LU1410364910			
発行済受益証券口数		206,923.4460	210,111.5350	302,904.5980
1口当たり純資産価格（円）		11,019	10,452	11,006
1口当たり発行および買戻価格（円） ¹		11,019	10,452	11,006

¹ 注記1を参照のこと。

パフォーマンス

	通貨	2019年／2020年	2018年／2019年	2017年／2018年
クラスP-a c c	米ドル	8.2%	-2.6%	9.0%
クラス（日本円・ヘッジ）P-a c c	日本円	5.4%	-5.0%	7.3%

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、受益証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

本サブ・ファンドはベンチマークを有していない。

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーイールド（米ドル）

投資有価証券の構成

通貨別分類（対純資産割合（％））

米ドル	94.45
ユーロ	2.07
合計	96.52

商品別分類（対純資産割合（％））

投資信託、オープン・エンド型	74.73
固定利付ノート	7.57
変動利付米国中期国債	4.15
米国短期国債、ゼロ・クーポン	3.07
固定利付米国中期国債	2.76
固定利付債券	2.27
固定利付ミディアム・ターム・ノート	1.92
ミディアム・ターム・ノート、ゼロ・クーポン	0.05
合計	96.52

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド－イールド（米ドル）

純資産計算書

	米ドル	千円
	2020年1月31日現在	
資産		
投資有価証券、取得原価	705,814,879.44	75,896,274
投資有価証券、未実現評価（損）益	94,487,258.97	10,160,215
投資有価証券合計（注1）	800,302,138.41	86,056,489
現金預金、要求払預金および貯蓄預金	26,244,706.28	2,822,093
その他の流動資産（委託証拠金）	5,363,194.76	576,704
有価証券売却未収金（注1）	3,906,344.08	420,049
発行受益証券未収金	2,817,330.64	302,948
有価証券に係る未収利息	953,544.22	102,535
流動資産に係る未収利息	13.16	1
その他の未収金	2,000.92	215
金融先物に係る未実現（損）益（注1）	(2,158,535.07)	(232,107)
先渡為替契約に係る未実現（損）益（注1）	1,813,358.69	194,990
資産合計	839,244,096.09	90,243,918
負債		
有価証券購入未払金（注1）	(921,023.38)	(99,038)
買戻受益証券未払金	(8,625,616.05)	(927,512)
報酬引当金（注2）	(496,978.46)	(53,440)
年次税引当金（注3）	(10,413.15)	(1,120)
その他の手数料および報酬引当金（注2）	(67,945.54)	(7,306)
引当金合計	(575,337.15)	(61,866)
負債合計	(10,121,976.58)	(1,088,416)
期末現在純資産額	829,122,119.51	89,155,502

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド－イールド（米ドル）

運用計算書

	米ドル	千円
	自2019年2月1日 至2020年1月31日	
収益		
流動資産に係る利息	169,517.86	18,228
有価証券に係る利息	4,538,163.15	487,989
分配金	1,762,777.38	189,551
スワップに係る受取利息（注1）	168,748.71	18,146
貸付有価証券に係る収益（注13）	209,373.57	22,514
その他の収益（注4）	113,271.23	12,180
収益合計	6,961,851.90	748,608
費用		
スワップに係る支払利息（注1）	(22,141.29)	(2,381)
報酬（注2）	(11,409,831.26)	(1,226,899)
年次税（注3）	(143,249.69)	(15,404)
貸付有価証券に係るコスト（注13）	(83,749.43)	(9,006)
その他の手数料および報酬（注2）	(116,788.86)	(12,558)
現金および当座借越に係る利息	(21,582.25)	(2,321)
費用合計	(11,797,342.78)	(1,268,568)
投資に係る純（損）益	(4,835,490.88)	(519,960)
実現（損）益（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る 実現（損）益	42,658,618.74	4,587,081
オプションに係る実現（損）益	(1,257,653.91)	(135,236)
金融先物に係る実現（損）益	2,216,668.58	238,358
先渡為替契約に係る実現（損）益	(1,054,625.32)	(113,404)
スワップに係る実現（損）益	122,881.40	13,213
外国為替に係る実現（損）益	92,044.38	9,898
実現（損）益合計	42,777,933.87	4,599,911
当期実現純（損）益	37,942,442.99	4,079,951
未実現評価（損）益の変動（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る 未実現評価（損）益	29,376,977.83	3,158,906
オプションに係る未実現評価（損）益	408,750.00	43,953
利回り評価有価証券および 短期金融商品に係る未実現評価（損）益	59,864.71	6,437
金融先物に係る未実現評価（損）益	(2,919,755.14)	(313,961)
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	1,610,635.49	173,192
未実現評価（損）益の変動合計	28,536,472.89	3,068,527
運用の結果による純資産の純増（減）	66,478,915.88	7,148,478

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド－イールド（米ドル）

純資産変動計算書

	米ドル	千円
	自2019年2月1日 至2020年1月31日	
期首現在純資産額	864,088,724.89	92,915,461
受益証券発行	72,627,746.65	7,809,662
受益証券買戻し	(167,306,883.96)	(17,990,509)
受益証券発行（買戻し）純額合計	(94,679,137.31)	(10,180,848)
支払分配金	(6,766,383.95)	(727,589)
純投資（損）益	(4,835,490.88)	(519,960)
実現（損）益合計	42,777,933.87	4,599,911
未実現評価（損）益の変動合計	28,536,472.89	3,068,527
運用の結果による純資産の純増（減）	66,478,915.88	7,148,478
期末現在純資産額	829,122,119.51	89,155,502

発行済受益証券口数の変動

	自2019年2月1日 至2020年1月31日
クラス	P－a c c
期首現在発行済受益証券口数	145,823.3760
発行受益証券口数	9,517.3970
買戻受益証券口数	(31,106.8550)
期末現在発行済受益証券口数	124,233.9180

クラス	（日本円・ヘッジ） P－a c c
期首現在発行済受益証券口数	210,111.5350
発行受益証券口数	13,169.6170
買戻受益証券口数	(16,357.7060)
期末現在発行済受益証券口数	206,923.4460

年間分配金¹

クラス P－a c c 受益証券およびクラス（日本円・ヘッジ） P－a c c 受益証券については該当なし。

月間分配金¹

クラス P－a c c 受益証券およびクラス（日本円・ヘッジ） P－a c c 受益証券については該当なし。

¹ 注記5を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーイールド（米ドル）

2020年1月31日現在の投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表

銘柄	数量／ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現（損）益 （注1）	純資産 割合 （%）
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品			
固定利付ノート			
米ドル			
USD ABU DHABI, GOVERNMENT OF-REG-S 3.12500% 17-11.10.27	1 950 000.00	2 069 437.50	0.25
USD ALBERTA, PROVINCE OF 3.30000% 18-15.03.28	1 670 000.00	1 863 447.79	0.22
USD ALPHABET INC 1.99800% 16-15.08.26	1 215 000.00	1 235 824.00	0.15
USD APPLE INC 2.20000% 19-11.09.29	1 000 000.00	1 007 781.20	0.12
USD APPLE INC 2.45000% 16-04.08.26	1 350 000.00	1 392 410.52	0.17
USD APPLE INC 2.90000% 17-12.09.27	3 375 000.00	3 579 785.21	0.43
USD APPLE INC 3.00000% 17-09.02.24	400 000.00	419 407.68	0.05
USD APPLE INC 3.20000% 17-11.05.27	2 230 000.00	2 405 383.70	0.29
USD APPLE INC 3.25000% 16-23.02.26	1 525 000.00	1 640 725.24	0.20
USD BERKSHIRE HATHAWAY INC 3.12500% 16-15.03.26	1 800 000.00	1 930 491.90	0.23
USD CHEVRON CORP 2.95400% 16-16.05.26	1 550 000.00	1 644 585.18	0.20
USD CORPORACION ANDINA DE FOMENTO 4.37500% 12-15.06.22	725 000.00	763 410.50	0.09
USD EQUINOR ASA 3.62500% 18-10.09.28	800 000.00	896 526.08	0.11
USD EUROPEAN INVESTMENT BANK 2.37500% 17-24.05.27	1 100 000.00	1 166 729.52	0.14
USD EXPORT-IMPORT BANK OF KOREA 2.50000% 15-10.05.21	1 000 000.00	1 009 687.50	0.12
USD EXXON MOBIL CORP 3.04300% 16-01.03.26	1 000 000.00	1 063 258.70	0.13
USD HSBC BANK PLC-REG-S 4.12500% 10-12.08.20	900 000.00	910 945.08	0.11
USD INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 2.25000% 19-18.06.29	2 600 000.00	2 745 302.56	0.33
USD INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 2.00000% 19-23.07.26	1 175 000.00	1 214 958.81	0.15
USD JOHNSON & JOHNSON 2.45000% 16-01.03.26	1 250 000.00	1 296 112.62	0.16
USD JOHNSON & JOHNSON 2.90000% 17-15.01.28	1 000 000.00	1 065 548.70	0.13
USD KOREA EAST-WEST POWER CO LTD-REG-S 3.87500% 18-19.07.23	400 000.00	424 250.00	0.05
USD KOREA HYDRO&NUCLEAR POWER CO LTD-REG-S 3.12500% 17-25.07.27	1 200 000.00	1 271 250.00	0.15
USD KOREA RESOURCES CORP-REG-S 3.00000% 17-24.04.22	1 200 000.00	1 221 375.00	0.15
USD KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU 2.87500% 18-03.04.28	2 100 000.00	2 317 134.54	0.28
USD KUWAIT INTERNATIONAL GOVT BOND-REG-S 3.50000% 17-20.03.27	2 800 000.00	3 036 250.00	0.37
USD MICROSOFT CORP 2.87500% 17-06.02.24	400 000.00	419 326.04	0.05
USD MICROSOFT CORP 3.30000% 17-06.02.27	850 000.00	930 532.40	0.11
USD MICROSOFT CORP 4.00000% 11-08.02.21	700 000.00	718 469.57	0.09
USD NOVARTIS CAPITAL CORP 3.10000% 17-17.05.27	1 270 000.00	1 367 320.74	0.16
USD PROCTER & GAMBLE CO 2.85000% 17-11.08.27	300 000.00	325 738.50	0.04
USD QATAR, STATE OF-REG-S 3.37500% 19-14.03.24	1 200 000.00	1 265 400.00	0.15
USD QATAR, STATE OF-REG-S 4.00000% 19-14.03.29	1 000 000.00	1 130 000.00	0.14
USD QUEBEC, PROVINCE OF 2.50000% 16-20.04.26	1 400 000.00	1 470 870.38	0.18
USD ROCHE HOLDINGS INC-REG-S 3.62500% 18-17.09.28	2 300 000.00	2 602 610.31	0.31
USD SHELL INTERNATIONAL FINANCE BV 2.87500% 16-10.05.26	900 000.00	950 659.74	0.11
USD STATE STREET CORP 2.40000% 20-24.01.30	448 000.00	452 812.86	0.05
USD TOTAL CAPITAL INTERNATIONAL SA 3.45500% 19-19.02.29	1 200 000.00	1 321 703.52	0.16
USD VISA INC 3.15000% 15-14.12.25	1 000 000.00	1 074 274.50	0.13
USD WALMART INC 3.05000% 19-08.07.26	925 000.00	989 755.82	0.12
USD WALMART INC 3.70000% 18-26.06.28	1 300 000.00	1 453 328.11	0.18
USD WESTPAC BANKING CORP 2.85000% 16-13.05.26	2 450 000.00	2 544 055.50	0.31
米ドル合計		58 608 877.52	7.07
固定利付ノート合計		58 608 877.52	7.07

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現（損）益 （注1）	純資産 割合 （%）
固定利付メディアム・ターム・ノート			
米ドル			
USD ASB FINANCE LTD-REG-S 2.12500% 16-01.09.21	600 000.00	602 448.00	0.07
USD ASIAN DEVELOPMENT BANK 2.62500% 17-12.01.27	900 000.00	966 902.40	0.12
USD ASIAN DEVELOPMENT BANK 2.75000% 18-19.01.28	500 000.00	545 598.20	0.07
USD ASIAN DEVELOPMENT BANK 1.75000% 19-19.09.29	2 000 000.00	2 025 540.00	0.24
USD BANK OF AMERICA CORP 3.24800% 16-21.10.27	575 000.00	611 564.77	0.07
USD COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA-REG-S 3.15000% 17-19.09.27	1 000 000.00	1 064 980.00	0.13
USD JAPAN TOBACCO INC-REG-S 2.80000% 16-13.04.26	875 000.00	897 408.75	0.11
USD LANDWIRTSCHAFTLICHE RENTENBANK-REG-S 1.75000% 20-14.01.27	650 000.00	659 503.00	0.08
USD MDGH - GMTN BV-REG-S 3.00000% 17-19.04.24	2 100 000.00	2 157 750.00	0.26
USD QUEBEC, PROVINCE OF 7.50000% 99-15.09.29	1 000 000.00	1 482 058.90	0.18
USD SP POWERASSETS LTD-REG-S 3.25000% 15-24.11.25	1 550 000.00	1 654 671.50	0.20
USD SUMITOMO MITSUI BANKING CORP-REG-S 2.44000% 19-18.06.24	488 000.00	500 487.04	0.06
USD TORONTO-DOMINION BANK 2.50000% 15-14.12.20	400 000.00	402 806.44	0.05
USD TOYOTA MOTOR CREDIT CORP 2.60000% 17-11.01.22	1 750 000.00	1 782 734.97	0.21
米ドル合計		15 354 453.97	1.85

固定利付メディアム・ターム・ノート合計		15 354 453.97	1.85
---------------------	--	---------------	------

固定利付債券

米ドル			
USD BANK NEDERLANDSE GEMEENTEN NV-REG-S 2.62500% 14-28.04.21	1 850 000.00	1 875 525.01	0.23
USD BANK NEDERLANDSE GEMEENTEN NV-REG-S 2.37500% 16-16.03.26	850 000.00	889 674.94	0.11
USD BRITISH COLUMBIA, PROVINCE OF 2.25000% 16-02.06.26	800 000.00	828 930.56	0.10
USD EUROPEAN INVESTMENT BANK 1.87500% 15-10.02.25	1 650 000.00	1 687 250.24	0.20
USD ING BANK NV-REG-S 2.62500% 12-05.12.22	1 650 000.00	1 696 068.00	0.20
USD INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 3.00000% 14-21.02.24	1 175 000.00	1 247 284.12	0.15
USD INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 2.12500% 15-15.01.25	1 275 000.00	1 318 777.51	0.16
USD INTL BK FOR RECONSTR & DEVT 2.50000% 15-29.07.25	1 750 000.00	1 849 536.32	0.22
USD KOREA, REPUBLIC OF 3.87500% 13-11.09.23	600 000.00	643 500.00	0.08
USD KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU 2.50000% 14-20.11.24	575 000.00	604 380.37	0.07
USD MICROSOFT CORP 2.40000% 16-08.08.26	2 775 000.00	2 877 214.07	0.35
USD MORGAN STANLEY 5.50000% 10-24.07.20	1 050 000.00	1 068 502.36	0.13
USD NOVARTIS CAPITAL CORP 3.40000% 14-06.05.24	400 000.00	428 308.16	0.05
USD ONTARIO, PROVINCE OF 2.50000% 16-27.04.26	1 750 000.00	1 838 357.33	0.22
米ドル合計		18 853 308.99	2.27

固定利付債券合計		18 853 308.99	2.27
----------	--	---------------	------

固定利付米国中期国債

米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 5.37500% 01-15.02.31	850 000.00	1 180 171.87	0.14
USD AMERICA, UNITED STATES OF 4.37500% 08-15.02.38	970 000.00	1 361 410.13	0.16
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.25000% 17-15.08.27	2 405 000.00	2 542 911.60	0.31
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.25000% 17-15.11.27	2 400 000.00	2 540 156.16	0.31
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.62500% 19-15.02.29	3 153 000.00	3 451 918.90	0.42
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.50000% 15-31.01.22	1 000.00	1 002.93	0.00
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.62500% 10-15.11.20	495 000.00	499 118.56	0.06
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.12500% 16-31.07.21	1 000 000.00	995 820.31	0.12
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.37500% 16-30.09.23	840 000.00	842 067.15	0.10
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.25000% 17-15.02.27	1 801 000.00	1 899 351.35	0.23
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.75000% 13-15.05.23	3 500 000.00	3 549 355.25	0.43
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.50000% 13-15.08.23	1 000.00	1 041.06	0.00
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.37500% 17-15.05.27	410 000.00	436 537.86	0.05

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現（損）益 （注1）	純資産 割合 （%）
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.12500% 15-15.05.25	2 450 000.00	2 546 085.82	0.31
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.50000% 19-30.11.24	675 000.00	680 589.81	0.08
米ドル合計		22 527 538.76	2.72
固定利付米国中期国債合計		22 527 538.76	2.72
変動利付米国中期国債			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 12-15.01.22	2 000 000.00	2 278 025.07	0.28
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 12-15.07.22	2 200 000.00	2 481 127.16	0.30
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 13-15.01.23	2 100 000.00	2 356 178.03	0.28
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.250%/CPI LINKED 15-15.01.25	2 200 000.00	2 442 867.86	0.30
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI INDEX 13-15.07.23	2 200 000.00	2 483 683.31	0.30
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI LINKED 15-15.07.25	2 600 000.00	2 919 100.86	0.35
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI LINKED 17-15.01.27	1 000 000.00	1 104 037.13	0.13
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.500%/CPI LINKED 18-15.01.28	4 450 000.00	4 874 798.70	0.59
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.625%/CPI LINKED 14-15.01.24	2 200 000.00	2 501 628.52	0.30
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.625%/CPI LINKED 16-15.01.26	2 500 000.00	2 835 759.42	0.34
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.125%/CPI LINKED 11-15.01.21	1 900 000.00	2 250 365.33	0.27
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.375%/CPI LINKED 04-15.01.25	2 450 000.00	3 769 182.20	0.45
USD AMERICA, UNITED STATES OF 3.875%/CPI LINKED 99-15.04.29	1 000 000.00	2 134 900.08	0.26
米ドル合計		34 431 653.67	4.15
変動利付米国中期国債合計		34 431 653.67	4.15
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券 および短期金融商品合計		149 775 832.91	18.06
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品			
米国短期国債、ゼロ・クーポン			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 25.04.19-23.04.20	8 500 000.00	8 471 159.84	1.02
USD AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 22.08.19-20.02.20	8 500 000.00	8 494 082.89	1.03
USD AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 12.09.19-12.03.20	8 500 000.00	8 486 238.84	1.02
米ドル合計		25 451 481.57	3.07
米国短期国債、ゼロ・クーポン合計		25 451 481.57	3.07
固定利付ノート			
米ドル			
USD HSBC HOLDINGS PLC 4.87500% 11-14.01.22	1 500 000.00	1 586 352.30	0.19
USD NESTLE HOLDINGS INC-144A 3.62500% 18-24.09.28	800 000.00	899 266.24	0.11
USD NEW YORK LIFE GLOBAL FUNDING-REG-S 1.95000% 17-28.09.20	1 200 000.00	1 202 336.40	0.15
USD SCENTRE GROUP TRUST 1 / 2-REG-S 3.75000% 17-23.03.27	400 000.00	427 532.00	0.05
米ドル合計		4 115 486.94	0.50
固定利付ノート合計		4 115 486.94	0.50
固定利付ミディアム・ターム・ノート			
米ドル			
USD GUARDIAN LIFE GLOBAL FUNDING-REG-S 2.00000% 16-26.04.21	600 000.00	602 933.22	0.07
米ドル合計		602 933.22	0.07
固定利付ミディアム・ターム・ノート合計		602 933.22	0.07

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現（損）益 （注1）	純資産 割合 （%）
ミディアム・ターム・ノート、ゼロ・クーポン			
米ドル			
USD INTL BK FOR RECONSTR & DEVT WORLD BANK 0.00000% 00-01.05.30	540 000.00	439 993.45	0.05
米ドル合計		439 993.45	0.05
ミディアム・ターム・ノート、ゼロ・クーポン合計		439 993.45	0.05
固定利付米国中期国債			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.75000% 12-15.05.22	335 000.00	338 166.79	0.04
米ドル合計		338 166.79	0.04
固定利付米国中期国債合計		338 166.79	0.04
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券 および短期金融商品合計		30 948 061.97	3.73
2010年12月17日のルクセンブルグ投信法第41条(1) e) に準拠した投資信託／その他の投資信託			
投資信託、オープン・エンド型			
アイルランド			
USD SOURCE MARKETS PLC - MSCI USA SOURCE ETF-A	185 349.00	16 163 359.55	1.95
USD UBS (IRL) INVESTOR SELECTION PLC - GLOB EMER MKT OPP-I-B USD	10 357.00	2 600 415.88	0.31
USD UBS ETFS PLC - MSCI USA TRN INDEX SF (USD) A-ACC	185 144.00	16 233 425.92	1.96
アイルランド合計		34 997 201.35	4.22
ルクセンブルグ			
EUR UBS (LUX) BOND FUND - EURO HIGH YIELD (EUR) I-X-ACC	114 700.00	17 217 122.64	2.08
USD UBS (LUX) BOND SICAV - SHORT TERM USD CORPORATES (USD) U-X-A	5 536.00	60 786 940.80	7.33
USD UBS (LUX) BOND SICAV - USD CORPORATES U-X-ACC	3 249.00	39 871 045.71	4.81
USD UBS (LUX) BOND SICAV - USD HIGH YIELD U-X-ACC	1 269.00	25 581 415.68	3.09
USD UBS (LUX) BOND SICAV - EMERGING ECONOMIES CORP (USD)-I-X-DIS	247 420.00	27 107 335.20	3.27
USD UBS (LUX) BOND SICAV - USD INVEST GRADE CORP USD U X ACC	11 599.00	135 244 803.96	16.31
USD UBS (LUX) EMERGING ECONOMIES FUND-GLOBAL BONDS (USD)-U-X ACC	2 870.00	40 577 896.80	4.89
USD UBS (LUX) EQUITY FUND - GLOBAL SUSTAINABLE (USD) U-X-ACC	3 321.00	36 734 278.41	4.43
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - GLB EM OPP(USD)-U-X-ACC	800.00	23 556 392.00	2.84
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV-GLOBAL QUANTITATIVE (USD) U-X-ACC	4 729.75	73 265 168.97	8.84
USD UBS (LUX) INSTITUTIONAL FUND-KEY SEL. GLOBAL EQUITY FA-USD	3 018.61	77 776 922.88	9.38
USD UBS (LUX) INSTITUTIONAL SICAV-EQUITIES GLB (EX USA) PASSIVE XA	177 133.00	18 359 835.45	2.21
USD UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - USD U-X-ACC	764.00	8 501 883.68	1.03
ルクセンブルグ合計		584 581 042.18	70.51
投資信託、オープン・エンド型合計		619 578 243.53	74.73
2010年12月17日のルクセンブルグ投信法第41条(1) e) に準拠した 投資信託／その他の投資信託合計		619 578 243.53	74.73
投資有価証券合計		800 302 138.41	96.52

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄

数量／
額面米ドル建評価額
先物／先渡為替契約／
スワップに係る
未実現（損）益
（注1）純資産
割合
（%）

派生商品

公認の証券取引所に上場されている派生商品

指数に係る金融先物

EUR	EURO STOXX 50 INDEX FUTURE 20.03.20	-177.00	208 166.75	0.03
CHF	SWISS MARKET INDEX FUTURE 20.03.20	78.00	108 372.65	0.01
GBP	FTSE 100 INDEX FUTURE 20.03.20	128.00	-389 351.49	-0.05
SEK	OMX 30 INDEX FUTURE 21.02.20	-95.00	6 917.64	0.00
USD	S&P500 EMINI FUTURE 20.03.20	-25.00	94 651.49	0.01
JPY	NIKKEI 225 (OSE) INDEX FUTURE 12.03.20	-12.00	31 369.65	0.00
CAD	S&P/TSX 60 INDEX FUTURE 19.03.20	-44.00	-104 446.71	-0.01
AUD	SPI 200 INDEX FUTURE 19.03.20	-39.00	-108 752.15	-0.01
USD	MINI MSCI EMERGING MARKETS INDEX FUTURE 20.03.20	750.00	-2 171 686.15	-0.26
HKD	HANG SENG INDEX FUTURE 27.02.20	-15.00	166 223.25	0.02
指数に係る金融先物合計			-2 158 535.07	-0.26

公認の証券取引所に上場されている派生商品合計 -2 158 535.07 -0.26

派生商品合計 -2 158 535.07 -0.26

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現（損）益 （注1）	純資産 割合 （%）
先渡為替契約			
先渡為替契約（購入／売却）			
USD	6 682 346.31	AUD 9 698 584.87	5.3.2020 185 739.38 0.02
GBP	1 956 015.58	USD 2 577 995.28	5.3.2020 2 645.66 0.00
USD	1 868 069.00	JPY 201 922 941.00	5.3.2020 1 883.72 0.00
NZD	10 000.00	USD 6 649.58	5.3.2020 -175.43 0.00
USD	3 992 062.15	CAD 5 182 024.02	5.3.2020 74 012.75 0.01
USD	229 828.99	SGD 310 000.00	5.3.2020 2 694.75 0.00
ZAR	2 220 000.00	USD 154 591.18	5.3.2020 -7 212.64 0.00
USD	1 070 363.09	DKK 7 130 000.00	5.3.2020 10 711.98 0.00
USD	536 838.84	NOK 4 726 462.30	5.3.2020 24 024.24 0.00
USD	2 234 151.18	HKD 17 377 000.00	5.3.2020 -2 508.60 0.00
USD	843 287.56	SEK 7 922 963.27	5.3.2020 20 047.04 0.00
USD	4 408 437.49	CHF 4 264 995.75	5.3.2020 -23 604.84 0.00
USD	25 462 448.32	EUR 22 710 341.06	5.3.2020 245 456.98 0.03
USD	535 178.59	EUR 480 000.00	5.3.2020 2 198.67 0.00
USD	417 000.04	JPY 45 500 000.00	5.3.2020 -3 513.99 0.00
USD	45 047.34	HKD 350 000.00	5.3.2020 -2.49 0.00
USD	45 043.68	HKD 350 000.00	26.3.2020 3.77 0.00
USD	8 936 570.93	TWD 265 720 000.00	27.2.2020 179 676.60 0.02
IDR	120 585 370 000.00	USD 8 793 507.62	27.2.2020 -79 746.66 -0.01
INR	589 750 000.00	USD 8 298 507.04	27.2.2020 -83 252.11 -0.01
USD	23 114 068.47	EUR 20 699 915.93	26.3.2020 99 677.49 0.01
USD	1 110 655.85	DKK 7 430 000.00	26.3.2020 4 831.27 0.00
USD	2 201 656.57	HKD 17 120 000.00	26.3.2020 -1 438.58 0.00
GBP	4 274 943.27	USD 5 560 076.72	26.3.2020 83 169.30 0.01
USD	5 678 269.89	AUD 8 214 245.77	26.3.2020 173 589.39 0.02
USD	1 754 148.26	CAD 2 291 242.14	26.3.2020 21 756.95 0.00
USD	2 286 632.05	JPY 250 318 068.00	26.3.2020 -29 609.86 0.00
NZD	10 000.00	USD 6 638.46	26.3.2020 -162.59 0.00
USD	548 777.80	NOK 4 878 770.70	26.3.2020 19 400.88 0.00
USD	753 041.69	SGD 1 014 000.00	26.3.2020 10 003.89 0.00
USD	797 312.93	SEK 7 562 918.14	26.3.2020 10 717.80 0.00
USD	3 333 659.67	CHF 3 228 049.33	26.3.2020 -25 725.65 0.00
GBP	16 534 100.00	USD 21 468 273.91	18.2.2020 335 099.26 0.04
JPY	4 985 342 600.00	USD 45 422 630.12	18.2.2020 609 608.31 0.07
EUR	8 484 400.00	USD 9 466 986.85	18.2.2020 -56 541.46 -0.01
USD	946 192.03	JPY 103 848 000.00	18.2.2020 -12 690.09 0.00
USD	47 350.39	SEK 450 000.00	26.3.2020 547.32 0.00
USD	47 304.55	SEK 450 000.00	5.3.2020 547.02 0.00
USD	229 571.57	CAD 300 000.00	5.3.2020 2 746.14 0.00
USD	229 575.26	CAD 300 000.00	26.3.2020 2 747.47 0.00
USD	141 120.05	JPY 15 492 700.00	18.2.2020 -1 932.04 0.00
GBP	950 000.00	USD 1 246 941.50	26.3.2020 7 129.81 0.00
GBP	950 000.00	USD 1 246 153.95	5.3.2020 7 214.85 0.00
GBP	3 221 653.10	SEK 40 235 000.00	26.3.2020 67 938.35 0.01
GBP	3 220 544.25	SEK 40 235 000.00	5.3.2020 68 232.02 0.01
BRL	35 140 000.00	USD 8 408 494.92	27.2.2020 -196 871.52 -0.02
GBP	3 260 000.00	USD 4 265 621.98	5.3.2020 35 411.99 0.01
GBP	3 250 000.00	USD 4 255 199.00	26.3.2020 35 044.96 0.01
USD	481 785.51	GBP 370 000.00	26.3.2020 -6 642.26 0.00
USD	481 479.89	GBP 370 000.00	5.3.2020 -6 674.27 0.00
JPY	263 899 500.00	USD 2 429 566.38	18.2.2020 7 153.76 0.00
先渡為替契約（購入／売却） 合計			1 813 358.69 0.22
銀行預金、要求払預金および貯蓄預金ならびにその他の流動資産			31 607 901.04 3.81
その他の資産および負債			-2 442 743.56 -0.29
純資産合計			829 122 119.51 100.00

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーグロース（米ドル）

3年度の比較

	ISIN	2020年1月31日	2019年1月31日	2018年1月31日
純資産額（米ドル）		246,465,192.70	221,769,984.01	161,875,887.93
クラスP-a c c	LU0033040865			
発行済受益証券口数		28,873.8890	32,875.3900	34,965.3060
1口当たり純資産価格（米ドル）		4,124.29	3,745.48	3,978.13
1口当たり発行および買戻価格（米ドル） ¹		4,124.29	3,745.48	3,984.10
クラス（日本円・ヘッジ）P-a c c	LU1410364837			
発行済受益証券口数		64,843.9680	82,595.5580	76,453.5120
1口当たり純資産価格（円）		12,290	11,434	12,426
1口当たり発行および買戻価格（円） ¹		12,290	11,434	12,445

¹ 注記1を参照のこと。

パフォーマンス

	通貨	2019年／2020年	2018年／2019年	2017年／2018年
クラスP-a c c	米ドル	10.1%	-6.0%	17.8%
クラス（日本円・ヘッジ）P-a c c	日本円	7.5%	-8.1%	16.0%

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、受益証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

本サブ・ファンドはベンチマークを有していない。

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーグロース（米ドル）

投資有価証券の構成

通貨別分類（対純資産割合（％））

米ドル	94.07
合計	94.07

商品別分類（対純資産割合（％））

投資信託、オープン・エンド型	90.80
変動利付米国中期国債	2.06
米国短期国債、ゼロ・クーポン	1.21
合計	94.07

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーグロース（米ドル）

純資産計算書

	米ドル	千円
	2020年1月31日現在	
資産		
投資有価証券、取得原価	197,373,968.28	21,223,623
投資有価証券、未実現評価（損）益	34,468,140.86	3,706,359
投資有価証券合計（注1）	231,842,109.14	24,929,982
現金預金、要求払預金および貯蓄預金	12,180,237.09	1,309,741
その他の流動資産（委託証拠金）	2,789,381.11	299,942
有価証券売却未収金（注1）	5.59	1
発行受益証券未収金	90,725.06	9,756
有価証券に係る未収利息	5,483.41	590
流動資産に係る未収利息	1.89	0
未収分配金	1,222.24	131
その他の未収金	46,583.12	5,009
金融先物に係る未実現（損）益（注1）	(590,815.70)	(63,530)
先渡為替契約に係る未実現（損）益（注1）	607,900.37	65,368
資産合計	246,972,833.32	26,556,989
負債		
買戻受益証券未払金	(325,149.76)	(34,963)
報酬引当金（注2）	(153,004.42)	(16,453)
年次税引当金（注3）	(1,441.89)	(155)
その他の手数料および報酬引当金（注2）	(28,044.55)	(3,016)
引当金合計	(182,490.86)	(19,623)
負債合計	(507,640.62)	(54,587)
期末現在純資産額	246,465,192.70	26,502,402

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーグロース（米ドル）

運用計算書

	米ドル	千円
	自2019年2月1日 至2020年1月31日	
収益		
流動資産に係る利息	39,769.95	4,276
有価証券に係る利息	147,608.55	15,872
分配金	751,598.54	80,819
スワップに係る受取利息（注1）	46,554.17	5,006
貸付有価証券に係る収益（注13）	30,800.55	3,312
その他の収益（注4）	33,038.38	3,553
収益合計	1,049,370.14	112,839
費用		
スワップに係る支払利息（注1）	(6,270.18)	(674)
報酬（注2）	(3,336,378.09)	(358,761)
年次税（注3）	(21,820.26)	(2,346)
貸付有価証券に係るコスト（注13）	(12,320.22)	(1,325)
その他の手数料および報酬（注2）	(31,848.36)	(3,425)
現金および当座借越に係る利息	(13,018.75)	(1,400)
費用合計	(3,421,655.86)	(367,931)
投資に係る純（損）益	(2,372,285.72)	(255,092)
実現（損）益（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る 実現（損）益	15,297,671.44	1,644,959
オプションに係る実現（損）益	(340,273.49)	(36,590)
利回り評価有価証券および 短期金融商品に係る実現（損）益	246,340.53	26,489
金融先物に係る実現（損）益	1,121,835.33	120,631
先渡為替契約に係る実現（損）益	695,500.96	74,787
スワップに係る実現（損）益	33,764.25	3,631
外国為替に係る実現（損）益	97,950.74	10,533
実現（損）益合計	17,152,789.76	1,844,439
当期実現純（損）益	14,780,504.04	1,589,348
未実現評価（損）益の変動（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る 未実現評価（損）益	8,613,349.24	926,193
オプションに係る未実現評価（損）益	117,650.00	12,651
利回り評価有価証券および 短期金融商品に係る未実現評価（損）益	(28,671.03)	(3,083)
金融先物に係る未実現評価（損）益	(803,294.43)	(86,378)
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	741,444.69	79,728
未実現評価（損）益の変動合計	8,640,478.47	929,111
運用の結果による純資産の純増（減）	23,420,982.51	2,518,458

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーグロース（米ドル）

純資産変動計算書

	米ドル	千円
	自2019年2月1日 至2020年1月31日	
期首現在純資産額	221,769,984.01	23,846,926
受益証券発行	32,546,833.46	3,499,761
受益証券買戻し	(31,272,607.28)	(3,362,743)
受益証券発行（買戻し）純額合計	1,274,226.18	137,018
純投資（損）益	(2,372,285.72)	(255,092)
実現（損）益合計	17,152,789.76	1,844,439
未実現評価（損）益の変動合計	8,640,478.47	929,111
運用の結果による純資産の純増（減）	23,420,982.51	2,518,458
期末現在純資産額	246,465,192.70	26,502,402

発行済受益証券口数の変動

	自2019年2月1日 至2020年1月31日
クラス	P－a c c
期首現在発行済受益証券口数	32,875.3900
発行受益証券口数	2,080.3990
買戻受益証券口数	(6,081.9000)
期末現在発行済受益証券口数	28,873.8890

クラス	(日本円・ヘッジ) P－a c c
期首現在発行済受益証券口数	82,595.5580
発行受益証券口数	3,780.0000
買戻受益証券口数	(21,531.5900)
期末現在発行済受益証券口数	64,843.9680

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーグロース（米ドル）

2020年1月31日現在の投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表

銘柄	数量／ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現（損）益 （注1）	純資産 割合 （%）
----	-----------	---	------------------

公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品

無記名株

カナダ			
CAD CANOPY GROWTH CORP COM NPV	300.00	6 759.67	0.00
カナダ合計		6 759.67	0.00

無記名株合計		6 759.67	0.00
--------	--	----------	------

変動利付米国中期国債

米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 12-15.01.22	300 000.00	341 703.76	0.14
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 12-15.07.22	300 000.00	338 335.53	0.14
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 13-15.01.23	325 000.00	364 646.60	0.15
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 16-15.04.21	325 000.00	351 888.17	0.14
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.250%/CPI INDEX 19-15.07.29	350 000.00	365 626.91	0.15
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.250%/CPI LINKED 15-15.01.25	400 000.00	444 157.79	0.18
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI INDEX 13-15.07.23	300 000.00	338 684.09	0.14
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI LINKED 15-15.07.25	325 000.00	364 887.60	0.15
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI LINKED 17-15.01.27	325 000.00	358 812.06	0.14
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.625%/CPI LINKED 14-15.01.24	175 000.00	198 993.16	0.08
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.625%/CPI LINKED 16-15.01.26	300 000.00	340 291.13	0.14
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.750%/CPI LINKED 18-15.07.28	325 000.00	359 126.03	0.15
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.125%/CPI LINKED 11-15.01.21	50 000.00	59 220.14	0.02
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.375%/CPI LINKED 04-15.01.25	200 000.00	307 688.34	0.12
USD AMERICA, UNITED STATES OF 3.875%/CPI LINKED 99-15.04.29	250 000.00	533 725.02	0.22
米ドル合計		5 067 786.33	2.06

変動利付米国中期国債合計		5 067 786.33	2.06
--------------	--	--------------	------

公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券
および短期金融商品合計

5 074 546.00 2.06

他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品

米国短期国債、ゼロ・クーポン

米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 20.06.19-18.06.20	3 000 000.00	2 982 981.12	1.21
米ドル合計		2 982 981.12	1.21

米国短期国債、ゼロ・クーポン合計		2 982 981.12	1.21
------------------	--	--------------	------

他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券
および短期金融商品合計

2 982 981.12 1.21

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現（損）益 （注1）	純資産 割合 （%）
2010年12月17日のルクセンブルグ投信法第41条(1) e) に準拠した投資信託／その他の投資信託			
投資信託、オープン・エンド型			
アイルランド			
USD SOURCE MARKETS PLC - MSCI USA SOURCE ETF-A	145 150.00	12 657 805.75	5.14
USD UBS (IRL) INVESTOR SELECTION PLC - GLOB EMER MKT OPP-I-B USD	14 400.00	3 615 524.64	1.47
USD UBS ETFS PLC - MSCI USA TRN INDEX SF (USD) A-ACC	144 800.00	12 696 064.00	5.15
アイルランド合計		28 969 394.39	11.76
ルクセンブルグ			
USD UBS (LUX) BOND SICAV - EMERGING ECONOMIES CORP (USD)-I-X-DIS	45 945.00	5 033 734.20	2.04
USD UBS (LUX) BOND SICAV - USD INVEST GRADE CORP USD U X ACC	2 613.58	30 474 482.32	12.37
USD UBS (LUX) EMERGING ECONOMIES FUND-GLOBAL BONDS (USD)-U-X ACC	537.00	7 592 449.68	3.08
USD UBS (LUX) EQUITY FUND - GLOBAL SUSTAINABLE (USD) U-X-ACC	2 123.00	23 482 948.83	9.53
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - GLB EM OPP(USD)-U-X-ACC	641.54	18 890 371.32	7.66
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV-GLOBAL QUANTITATIVE (USD) U-X-ACC	3 014.21	46 690 970.69	18.94
USD UBS (LUX) INSTITUTIONAL FUND-KEY SEL. GLOBAL EQUITY FA-USD	1 799.55	46 366 775.86	18.81
USD UBS (LUX) INSTITUTIONAL SICAV-EQUITIES GLB (EX USA) PASSIVE XA	142 177.00	14 736 646.05	5.98
USD UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - USD U-X-ACC	139.00	1 546 808.68	0.63
ルクセンブルグ合計		194 815 187.63	79.04
投資信託、オープン・エンド型合計		223 784 582.02	90.80
2010年12月17日のルクセンブルグ投信法第41条(1) e) に準拠した 投資信託／その他の投資信託合計			
		223 784 582.02	90.80
投資有価証券合計		231 842 109.14	94.07

派生商品

公認の証券取引所に上場されている派生商品

指数に係る金融先物			
EUR EURO STOXX 50 INDEX FUTURE 20.03.20	-103.00	141 288.83	0.06
GBP FTSE 100 INDEX FUTURE 20.03.20	66.00	-201 859.58	-0.08
SEK OMX 30 INDEX FUTURE 21.02.20	-54.00	3 932.13	0.00
USD S&P500 EMINI FUTURE 20.03.20	-63.00	140 823.61	0.06
JPY NIKKEI 225 (OSE) INDEX FUTURE 12.03.20	34.00	-163 653.59	-0.07
CAD S&P/TSX 60 INDEX FUTURE 19.03.20	-3.00	-3 871.31	0.00
AUD SPI 200 INDEX FUTURE 19.03.20	9.00	34 840.41	0.01
USD MINI MSCI EMERGING MARKETS INDEX FUTURE 20.03.20	225.00	-653 131.70	-0.26
HKD HANG SENG INDEX FUTURE 27.02.20	-10.00	110 815.50	0.04
指数に係る金融先物合計		-590 815.70	-0.24
公認の証券取引所に上場されている派生商品合計		-590 815.70	-0.24
派生商品合計		-590 815.70	-0.24

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現（損）益 （注1）	純資産 割合 （%）
先渡為替契約			
先渡為替契約（購入／売却）			
USD	2 210 298.57	AUD 3 209 041.49	5.3.2020 60 718.87 0.03
GBP	1 719 367.68	USD 2 265 874.54	5.3.2020 2 548.41 0.00
USD	1 757 600.28	CAD 2 281 460.07	5.3.2020 32 623.08 0.01
ZAR	460 000.00	USD 32 022.53	5.3.2020 -1 484.63 0.00
JPY	298 553 216.00	USD 2 762 122.83	5.3.2020 -2 874.11 0.00
USD	190 421.80	SGD 256 846.63	5.3.2020 2 232.56 0.00
USD	650 047.98	DKK 4 330 033.89	5.3.2020 6 524.11 0.00
USD	16 623.79	NZD 25 000.00	5.3.2020 438.43 0.00
USD	1 792 020.94	HKD 13 938 000.00	5.3.2020 -1 992.06 0.00
USD	318 612.97	NOK 2 804 898.97	5.3.2020 14 285.32 0.01
USD	549 877.51	SEK 5 166 031.57	5.3.2020 13 097.73 0.01
USD	2 567 378.76	CHF 2 483 489.66	5.3.2020 -13 381.44 -0.01
USD	13 480 491.49	EUR 12 023 453.34	5.3.2020 129 951.40 0.05
USD	147 815.34	AUD 215 000.00	5.3.2020 3 797.37 0.00
USD	157 994.70	NOK 1 400 000.00	5.3.2020 6 096.64 0.00
USD	580 278.45	EUR 520 000.00	26.3.2020 2 136.81 0.00
USD	579 529.08	EUR 520 000.00	5.3.2020 2 134.16 0.00
USD	352 161.63	JPY 38 500 000.00	5.3.2020 -3 657.94 0.00
USD	352 556.68	JPY 38 500 000.00	26.3.2020 -3 691.33 0.00
USD	19 304.58	HKD 150 000.00	5.3.2020 -2.49 0.00
USD	19 302.28	HKD 150 000.00	26.3.2020 -0.54 0.00
USD	260 732.00	CAD 340 000.00	26.3.2020 3 660.50 0.00
USD	260 724.50	CAD 340 000.00	5.3.2020 3 655.68 0.00
USD	221 887.75	CHF 215 000.00	26.3.2020 -1 859.71 0.00
USD	221 565.20	CHF 215 000.00	5.3.2020 -1 855.68 0.00
USD	2 427 187.73	TWD 72 170 000.00	27.2.2020 48 800.47 0.02
IDR	32 752 500 000.00	USD 2 388 427.04	27.2.2020 -21 660.19 -0.01
INR	160 200 000.00	USD 2 254 210.82	27.2.2020 -22 614.65 -0.01
GBP	1 566 893.72	USD 2 037 228.21	26.3.2020 31 189.12 0.01
USD	2 506 345.67	AUD 3 624 594.78	26.3.2020 77 365.97 0.03
JPY	298 183 562.00	USD 2 724 778.89	26.3.2020 34 371.77 0.02
USD	16 590.67	NZD 25 000.00	26.3.2020 401.00 0.00
USD	1 869 775.12	CAD 2 442 193.69	26.3.2020 23 250.46 0.01
USD	330 525.43	SGD 445 000.00	26.3.2020 4 438.82 0.00
USD	11 218 507.67	EUR 10 046 788.86	26.3.2020 48 378.88 0.02
USD	474 174.71	NOK 4 215 576.74	26.3.2020 16 758.45 0.01
USD	1 795 208.62	HKD 13 960 000.00	26.3.2020 -1 240.46 0.00
USD	643 868.00	DKK 4 307 000.00	26.3.2020 2 846.94 0.00
USD	538 593.32	SEK 5 106 177.53	26.3.2020 7 515.99 0.00
USD	2 045 809.68	CHF 1 979 766.85	26.3.2020 -14 505.70 -0.01
JPY	800 577 300.00	USD 7 294 248.26	18.2.2020 97 894.69 0.04
USD	19 302.53	HKD 150 000.00	26.3.2020 -0.29 0.00
USD	19 305.13	HKD 150 000.00	5.3.2020 -1.94 0.00
JPY	17 437 400.00	USD 158 851.81	18.2.2020 2 156.69 0.00
USD	22 986.99	JPY 2 523 600.00	18.2.2020 -314.71 0.00
GBP	350 000.00	USD 459 145.40	5.3.2020 2 622.05 0.00
GBP	350 000.00	USD 459 438.35	26.3.2020 2 587.92 0.00
EUR	2 150 000.00	USD 2 385 840.81	26.3.2020 4 552.50 0.00
EUR	2 150 000.00	USD 2 382 766.10	5.3.2020 4 539.81 0.00
GBP	965 254.83	SEK 12 055 000.00	26.3.2020 20 355.33 0.01
GBP	964 922.60	SEK 12 055 000.00	5.3.2020 20 443.32 0.01
BRL	10 530 000.00	USD 2 519 677.05	27.2.2020 -58 994.23 -0.02
USD	215 275.16	AUD 315 000.00	5.3.2020 4 272.09 0.00
USD	215 369.15	AUD 315 000.00	26.3.2020 4 275.59 0.00

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量／ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 割合 （％）
先渡為替契約（続き）			
先渡為替契約（購入／売却）			
GBP	1 010 000.00 USD	1 322 384.92 26.3.2020	10 890.90 0.01
CAD	190 000.00 USD	144 566.89 26.3.2020	-909.29 0.00
USD	123 592.42 JPY	13 500 000.00 5.3.2020	-1 175.48 0.00
CAD	200 000.00 USD	152 175.58 5.3.2020	-958.63 0.00
USD	120 406.05 SEK	1 150 000.00 5.3.2020	914.57 0.00
USD	123 726.76 JPY	13 500 000.00 26.3.2020	-1 191.37 0.00
GBP	1 010 000.00 USD	1 321 557.73 5.3.2020	10 971.20 0.01
USD	120 522.75 SEK	1 150 000.00 26.3.2020	914.90 0.00
USD	156 242.81 GBP	120 000.00 26.3.2020	-2 166.20 0.00
USD	156 143.21 GBP	120 000.00 5.3.2020	-2 177.06 0.00
先渡為替契約（購入／売却）合計			607 900.37 0.25
銀行預金、要求払預金および貯蓄預金ならびにその他の流動資産			14 969 618.20 6.07
その他の資産および負債			-363 619.31 -0.15
純資産合計			246 465 192.70 100.00

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

財務書類に対する注記

2020年1月31日現在

注1．重要な会計方針の概要

当財務書類は、投資信託としてルクセンブルグで一般に公認されている会計原則に従って作成されている。重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

a) 純資産価格の計算

各サブ・ファンドの異なるクラス受益証券1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および転換価格は、サブ・ファンドまたは受益証券クラスの勘定通貨で表示され、毎ファンド営業日に、クラス受益証券がそれぞれに帰属する各サブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの各クラス受益証券の受益証券口数で除することにより決定される。

本書において「営業日」とは、ルクセンブルグにおける個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除き、12月24日および12月31日を除くルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいう。

各サブ・ファンドのクラス受益証券に帰属する純資産価額の割合は、かかるクラス受益証券に課せられる手数料および各サブ・ファンドの受益証券の発行・買戻しによる変動を考慮して、各クラス受益証券の流通している受益証券とサブ・ファンドの流通している受益証券の総口数との比率により決定される。

一取引日に、サブ・ファンドのすべてのクラス受益証券の発行受益証券または買戻受益証券の総額が純資本に流入または純資本から流出した場合、各サブ・ファンドの純資産価額はそれに応じて増加または減少することがある（いわゆるシングル・スウィング・プライシング）。その際の最大の調整額は、純資産価額の2%となる。サブ・ファンドが支出する見積り取引費用および税金、ならびにサブ・ファンドが投資する資産の見積り呼値スプレッドが考慮されることになる。純変動がファンドの全受益証券の増加につながる場合、かかる調整によって純資産価額は増加する。純変動が受益証券の減少につながる場合、純資産価額は減少する。取締役会は、各サブ・ファンドの閾値を設定することができる。かかる閾値は、取引日におけるファンド資産純価額または当該サブ・ファンドの通貨の絶対額に関する純変動に基づく。純資産価額は、取引日にかかる閾値を超えた場合に調整される。

すべてのサブ・ファンドにスウィング・プライシングの方法が適用される。

会計年度末に純資産価格にスウィング・プライシング調整があった場合、サブ・ファンドの純資産価格情報の3年度の比較から確認することができる。1口当たり発行および買戻価格は、調整後の純資産価格を示す。

b) 評価原則

- 流動資産は、現金、預金、為替手形、要求払約束手形、要求払債券、前払費用、配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息、いずれの形においても全額で評価が行なわれる。ただし、かかる評価額が完全には支払われないまたは受領できない可能性のある場合には、その真正価額を表すために適切と思われる控除が考慮された上で、価格が決定される。
- 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の資産は、その最終市場価格で評価される。当該有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合、当該投資対象の主要市場である証券取引所の直近の表示価格が適用される。有価証券、派生商品およびその他の資産について、証券取引所において一般に取引されておらず、かつ市場の市価決定方法を使用する流通市場において証券ディーラー間で取引されている場合、管理会社は、かかる価格に基づき、当該有価証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されて

いない、または公認かつ公開で定期的に運営されている他の規制ある市場で取引されている有価証券、派生商品および他の投資対象は、当該市場における最終の入手可能価格で評価される。

- － 証券取引所に上場されておらず、また別の規制された市場でも取引されていない、適正価格が入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想売却価格に基づき誠実に決定される他の原則に従って、管理会社により評価される。
- － 証券取引所に上場されていない派生商品（OTC派生商品）の評価は、独立価格決定ソースを参照して行われる。派生商品の独立価格決定ソースが一つしか利用できない場合、入手した評価の妥当性は、派生商品が発生した裏付けとなる証書の市場価額に基づき管理会社およびファンドの監査人に認められた評価方法によって確認される。
- － 他の譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託（UCITS）および／または投資信託（UCI）の受益証券は、それらの直近純資産価格で評価される。
- － 証券取引所に上場されていないまたは公開されている他の規制ある市場で取引されていない短期金融商品の価額は、関連するカーブを元に評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドの要素を参照する。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品は、満期までの残存期間にもっとも近い金利が補間される。かかる方法により計算された金利は、原借主を反映する信用スプレッドを加算することで市場価格に転換される。借主の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整が行われる。
- － 外国為替取引によりヘッジされない当該サブ・ファンドの勘定通貨以外の通貨建ての証券、派生商品およびその他の資産は、当該通貨のルクセンブルグにおける中間の市場取引レート（売買価格の仲値）またはこれが提供されない場合は当該通貨を最も代表する市場におけるレートで評価される。
- － 定期預金および信託投資は、これらの額面額に発生利息を付して評価される。
- － スワップの価値は、外部サービス・プロバイダーにより計算され、第2次の独立した評価が他の外部サービス・プロバイダーにより提供されている。かかる計算は、イン・フローおよびアウト・フローの両方のすべてのキャッシュ・フローの純現在価値に基づくものである。特定の場合に、内部計算（ブルームバーグにより提供されたモデルおよび市場データに基づく。）および／またはブローカーの報告評価が利用される。評価方法は、各有価証券に依拠し、UBSの評価指針に従い決定される。

異常事態のため上記規則に基づく評価が実行不可能または不正確になった場合、管理会社は、純資産額の適切な評価を実行するため誠実に他の一般に認められ監査可能な評価基準を適用する権限を付与される。

異常事態においては、追加評価は一日繰り延べることができる。これらの新評価は、受益証券の爾後の発行および買戻しについて正式なものである。

c) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約に係る未実現（損）益は、評価日の実勢先物為替レートに基づいて評価される。

d) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される入手可能な直近の公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は運用計算書に計上される。実現損益は、（最初に取得された契約が、最初に販売されるものとみなされる）先入れ先出し法に従って計算される。

e) 有価証券売却に係る実現純利益（損失）

有価証券売却に係る実現利益（損失）は、売却投資証券の平均原価に基づいて計算されている。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての銀行口座、その他の純資産額および有価証券の評価額は、評価日の現行のスポット・レート終値の仲値で換算されている。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての収益および費用は支払日の現行のスポット・レート終値の仲値で換算されている。外国為替に係る損益は財務書類に含まれている。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日の現行のスポット・レート終値の仲値で換算されている。

g) 投資有価証券取引の計上

投資有価証券取引は、取引日の翌銀行営業日に計上される。

h) 連結財務書類

ファンドの連結財務書類はユーロで設定されている。ファンドの2020年1月31日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書の様々な項目は、決算日のユーロの為替レートに換算された各サブ・ファンドの財務書類中の対応する項目の金額に等しい。

以下の為替レートが外国為替の換算および2020年1月31日現在の連結財務書類に使用された。

為替レート

1 ユーロ = 1.068803 スイス・フラン

1 ユーロ = 1.108200 米ドル

i) モーゲージ・バック証券

ファンドは、その投資方針に従い、モーゲージ・バック証券に投資することができる。モーゲージ・バック証券は、証券の形態で統合された住居モーゲージの資金プールに対する参加権である。裏付であるモーゲージに関する元本および利息の支払は、元本が証券の原価を減少させるモーゲージ・バック証券の保有者に対して行われる。元本および利息の支払は、アメリカ合衆国の政府機関に類似する機関により保証される。損益は、元本の各支払に関連する各頭金の支払について計算される。

この損益は、運用計算書の証券の売却にかかる純実現損益に含まれる。さらに、モーゲージへの期前弁済は、証券の存続期間を短縮することがあり、従って、ファンドの予想利回りに影響する。

j) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引からの未収金も含まれることがある。「有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引からの未払金も含まれることがある。

外国為替取引からの未収金および未払金は相殺される。

k) 利益の認識

源泉徴収税控除後の分配金は、関連する有価証券が最初に「配当落ち」を認定した日に利益として認識される。利息収入は、日次ベースで発生する。

l) スワップ

ファンドは、当該種類の取引を専門とする一流金融機関との間で取交わされる、金利スワップ契約、金利スワップションにかかる金利先渡契約およびクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。

未実現損益の変動は、運用計算書において「スワップに係る未実現評価（損）益」の変動として反映されている。手仕舞い時または満期時に発生するスワップに係る利益または損失は、運用計算書において「スワップに係る実現（損）益」として記録される。

注2．報酬

ファンドは、各サブ・ファンドの各クラス受益証券に、各サブ・ファンドの各クラス受益証券の平均純資産額に基づいて下表のとおりに計算される報酬を毎月支払う。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーイールド（米ドル）

	上限年率報酬	名称に「ヘッジ」が付くクラス受益証券の上限年率報酬
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.440%	1.490%

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーグロース（米ドル）

	上限年率報酬	名称に「ヘッジ」が付くクラス受益証券の上限年率報酬
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.800%	1.850%

上記の報酬から、以下の費用が支払われる。

1. ファンドの運用、管理、ポートフォリオ管理および販売に関して（該当する場合）、また保管受託銀行のすべての職務（ファンド資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに英文目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等）に関して、以下の条項に従ってファンドの純資産価額に基づく上限報酬がファンド資産から支払われる。名称に「ヘッジ」が付くクラス受益証券への上限報酬は、為替リスクヘッジへの報酬を含むことがある。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンド資産に対し請求され、毎月支払われる（上限報酬）。
2. 上限報酬には、ファンドに請求される以下の報酬および追加の費用は含まれない。
 - a) 資産の売買のためのファンド資産の管理に関する一切の追加の費用（市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値のスプレッド、仲介手数料）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に記載されているシングル・スウィング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
 - b) ファンドの設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に関する一切の手数料。
 - c) ファンドの設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して監査人が提供するサービスに関して監査人に支払われるか、または法律によって許可される一切のその他の報酬。
 - d) ファンドの設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、ファンドおよびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
 - e) ファンドの純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む。）。
 - f) ファンドの法的文書に関するコスト（目論見書、K I I D、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
 - g) 外国の監督官庁へのファンドの登録に関するコスト（該当する場合、手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。）。
 - h) ファンドによる議決権または債権者の権利の使用により発生した費用（外部顧問報酬を含む。）。

- i) ファンドの名義で登録された知的財産またはファンドの利用者の権利に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）をファンドの資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、ファンドの総費用率（T E R）の開示において考慮される。
3. 管理会社は、ファンドの販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

管理会社は、ファンドの販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。ファンドの収益および資産につき徴収されるすべての税金（特に年次税）はファンドが負担する。

報酬制度を用いていない他のファンド・プロバイダーとの報酬規定を全般的に比較するという目的上、「上限管理報酬」は報酬の80%と定められている。

個々のサブ・ファンドに割当てられ得る費用はすべて、それらのサブ・ファンドに請求される。クラス受益証券に割当てられ得る費用は、それらのクラス受益証券に請求される。ただし、費用が複数またはすべてのサブ・ファンド／クラス受益証券にそれぞれ関連する場合には、これらの費用について当該サブ・ファンド／クラス受益証券がその純資産額に比例して負担する。

各サブ・ファンドの投資方針の規定により、他のU C I SまたはU C I T Sへ投資するサブ・ファンドについて、関連する投資ファンドおよびサブ・ファンドの両レベルで報酬が生じることがある。

以下のサブ・ファンドは、2020年1月31日現在その純資産価額の50%以上をその他のU C I T Sに投資した。

U B S（Lux）ストラテジー・ファンドーイールド（米ドル）

U B S（Lux）ストラテジー・ファンドーグロース（米ドル）

U B S ETF- MSCI EMU UCITS ETF（EUR）A-dis（年率0.18%）およびU B S ETF plc- MSCI（USA）SF（USD）A-ac（年率0.15%）を除き、その他のすべての保有対象ファンドの上限報酬は年率0.00%であった。

管理会社自ら、あるいは共同経営もしくは支配または実質的な直接もしくは間接の保有を通じ、直接もしくは間接に運用している投資信託の受益証券への投資の場合、投資を行うサブ・ファンドに対して、対象ファンドの発行または買戻手数料が請求されないことがある。

管理会社が前段落の記載に従い関連ファンドの受益証券に投資する場合、投資するサブ・ファンドの実質的な報酬に満たない実質的な報酬が適用され、管理会社は、関連ファンドへの投資高における上記の減額された実質的な報酬の代わりに、サブ・ファンドが支払う管理報酬総額が常に、関連ファンド以外のファンドに適用される販売目論見書に規定される金額を超えないようにするため、一方では投資を行うサブ・ファンドの実質的な報酬と他方では関連ファンドの実質的な報酬との間の差額を請求することができる。

サブ・ファンドの継続費用の詳細は、主要な投資家向け資料（K I I D S）に記載されている。

注3．年次税

現在施行されている法令に従い、ファンドはルクセンブルグにおいて、各四半期末日におけるファンドの純資産総額に基づき計算され、四半期毎に支払われる年率0.05%の発行税、または、一定のクラス受益証券については、0.01%の軽減年率の年次税の対象となっている。

ルクセンブルグ法の法定条項に従い年次税を既に支払っている他の投資信託の受益証券または株式へ投資された純資産部分に関し、年次税は放棄された。

注４．その他の収益

その他の収益は主にシングル・スウィング・プライシングによる収益で構成される。

注５．利益分配

約款第10条に従い、年次決算の終了とともに、管理会社は、各サブ・ファンドまたは受益証券クラスが分配金を支払う程度を決定する。分配金は、ファンドの純資産が法の規定が定めるファンド資産の最低額を下回るほどの金額であってはならない。分配が行われる場合、支払は会計年度の終了から４か月以内に行われる。

取締役会は、中間分配金の支払および分配金の支払停止を行う権限を有している。

分配が実際の収益を受ける権利に対応するよう収益平準化額が計算される。

注６．金融先物に係る契約債務

2020年１月31日現在のサブ・ファンドおよび各通貨当たりの金融先物に係る契約債務は、以下のとおり要約される。

金融先物

UBS (Lux) ストラテジー・ファンド	債券に係る金融先物（買い）	債券に係る金融先物（売り）
イールド（米ドル）およびグロース（米ドル）については該当なし。		

UBS (Lux) ストラテジー・ファンド	指数に係る金融先物（買い）	指数に係る金融先物（売り）
－イールド（米ドル）	60,089,133.00 米ドル	29,426,299.97 米ドル
－グロース（米ドル）	26,396,192.58 米ドル	17,467,642.39 米ドル

債券または指数に係る金融先物契約（もしあれば）は、当該金融先物の時価（契約数×想定契約規模×先物の市場価格）に基づき計算される。

注７．ソフト・ダラー・アレンジメント

2019年２月１日から2020年１月31日までの会計年度中、いかなる「ソフト・ダラー・アレンジメント」もUBS (Lux) ストラテジー・ファンドに代わって締結されておらず、「ソフト・ダラー・アレンジメント」の金額はなかった。

注８．総経費率（TER）

当比率は、今期版のスイス・ファンズ・アンド・アセット・マネジメント・アソシエーション（SFAMA）による「TERの計算および公表に係る指針」に従って計算されており、遡及的に把握される、純資産中における、純資産が負担するすべての経常費用および手数料（運営経費）の合計の割合を表示するものである。

過去12か月におけるTER

UBS (Lux) ストラテジー・ファンド	総経費率（TER）
－イールド（米ドル）クラスP-a c c 受益証券	1.49%
－イールド（米ドル）クラス（日本円・ヘッジ） P-a c c 受益証券	1.50%
－グロース（米ドル）クラスP-a c c 受益証券	1.86%

ーグロース（米ドル）クラス（日本円・ヘッジ） P－a c c受益証券	1.87%
---------------------------------------	-------

取引費用および為替ヘッジに関連して発生したその他の費用は、T E Rに含まれない。

運用期間が12か月に満たないクラス受益証券のT E Rについては、年率換算されている。

注9．取引費用

取引費用は、当期に発生したブローカー報酬、印紙税、地方税およびその他の海外手数料を含む。取引費用は、有価証券の購入および売却に係る費用に含まれる。

2020年1月31日に終了した会計年度において、ファンドにおいて発生した投資有価証券の購入および売却および類似取引に関連する取引費用は、以下のとおりである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド	取引費用
－イールド（米ドル）	128,360.98 米ドル
－グロース（米ドル）	69,212.12 米ドル

すべての取引費用が個別に特定されるわけではない。固定利付証券、先渡為替契約およびその他の派生商品契約について、取引費用は投資有価証券の売買価格に含まれる。個別に特定はされないが、これらの取引費用は各ファンドの運用成績において表示される。

注10．当報告期間中の重要な事象

スイスにおけるUBSのアセット・マネジメント事業は、ユービーエス・エイ・ジーからUBSグループの一員であるUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーに譲渡された。譲渡は2019年6月17日に効力が生じた。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーは、スイス金融市場監査局（FINMA）が承認した集団投資スキームの資産管理会社である。

注11．後発事象

報告期間終了時点において、限られた数の未知のウィルスの症例が世界保健機関へ報告されていた。その後、世界的に未知のウイルスが広がったことから、世界保健機関は2020年3月11日に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の大発生をパンデミックと宣言した。報告期間終了後にウイルスが新たなコロナウイルスと同定されたことおよびその後の世界的な感染拡大は、非調整後発事象とみなす。現時点では、この新たに生じたリスクがファンドのポートフォリオに与える詳細な影響を評価することはできないが、世界経済への影響に対する懸念が高まっており、この不確実性の結果として、財務諸表に反映される価値は、投資の実際の売却時に受け取る価値と大幅に異なる可能性がある。過去数週間における金融市場の大幅な修正やボラティリティの高まりを踏まえると、ファンドの影響は、その資産の将来的な評価の観点から重要である可能性があるが、取締役会および投資運用会社は、ポートフォリオおよびファンド自体への経済的影響を監視し管理するために、ウィルス拡大の抑制に向けた各国政府の取り組みを継続的に注視している。

また、ファンドの継続企業としての前提が不適切であるという兆候はない。

報告期間の終了日から財務諸表の承認日までの間に、財務諸表で認識される金額の開示または調整を必要とするその他の事象は発生しなかった。

注12．準拠法、営業地域および言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、受益者、管理会社および保管受託銀行との間のすべての法律上の紛争の管轄地である。ルクセンブルグの法律が適用される。しかし、外国の投資家からの請求に関する事項については、管理会社および／または保管受託銀行は、ファンド受益証券が売買された国の管轄に服し、代理人を選定することが出来る。

本財務書類は、ドイツ語版が正式書類であり、かかるドイツ語版のみが公認の監査人により監査された。しかし、ファンドの受益証券が売買されているその他の国の投資者に売却された受益証券の場合、管理会社

および保管受託銀行は、両者およびファンドを拘束する関連言語に翻訳された承認済の翻訳を認知することができる（即ち、管理会社および保管受託銀行がこれを承認する。）。

注13. OTC派生商品および貸付有価証券

ファンドがOTC派生商品取引を締結する場合、OTCの取引相手方の信用力に関するリスクに晒されることがある。ファンドが先物契約、オプションおよびスワップ取引を締結する、またはその他のデリバティブ技法を用いる場合、特定のまたは複数の契約に基づき、OTCの取引相手方が債務を履行しない（またはできない）リスクに晒される。取引相手方リスクは、有価証券の預け入れにより軽減され得る。適用される契約に従い、ファンドが有価証券を受け取る場合、当該有価証券は、ファンドを受取人として保管受託銀行の保護管理下に置かれる。OTCの取引相手方に破産および支払不能、またはその他の信用事由が生じた場合、保管受託銀行または副保管人／コルレス銀行のネットワーク内において、有価証券に関連するファンドの権利または認識が遅延、制限または排除される可能性があり、その結果、そのような債務をカバーするために過去において利用可能であった有価証券があるにも関わらず、OTC取引の枠組みにおいて債務の履行をファンドが強いられる可能性がある。

ファンドは第三者に組入証券の一部を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。担保は、貸付有価証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた有価証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、有価証券貸付代理人としての役割を担う。

OTC派生商品*

以下のサブ・ファンドが無担保で保有する店頭派生商品は、その代わりにマージン勘定を設けている。

サブ・ファンド 取引相手方	未実現（損）益	受領担保
UBS（Lux）ストラテジー・ファンド ーイールド（米ドル）		
バンク・オブ・アメリカ	136,170.37米ドル	0.00米ドル
カナディアン・インペリアル・バンク	795,347.69米ドル	0.00米ドル
ゴールドマン・サックス	99,677.49米ドル	0.00米ドル
HSBC	－336,665.09米ドル	0.00米ドル
JPモルガン	521,929.62米ドル	0.00米ドル
モルガン・スタンレー	－92,436.75米ドル	0.00米ドル
ステート・ストリート	266.63米ドル	0.00米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	373,154.80米ドル	0.00米ドル
ウエストパック・バンキング・コーポレーション	315,913.93米ドル	0.00米ドル
UBS（Lux）ストラテジー・ファンド ーグロース（米ドル）		
バンク・オブ・アメリカ	40,514.94米ドル	0.00米ドル
バークレイズ	16,667.34米ドル	0.00米ドル
カナディアン・インペリアル・バンク	189,996.18米ドル	0.00米ドル
シティバンク	80,541.98米ドル	0.00米ドル
ゴールドマン・サックス	58,914.34米ドル	0.00米ドル
HSBC	－60,254.83米ドル	0.00米ドル
JPモルガン	48,800.47米ドル	0.00米ドル
モルガン・スタンレー	－18,813.25米ドル	0.00米ドル
ステート・ストリート	51,881.46米ドル	0.00米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	－8,833.90米ドル	0.00米ドル
ウエストパック・バンキング・コーポレーション	208,485.64米ドル	0.00米ドル

* 公認の証券取引所に上場されている派生商品は、決済機関により保証されているため、かかる表には含まれていない。取引相手方に債務不履行が生じた場合、当該決済機関が損失にかかるリスクを負う。

貸付有価証券

	2020年1月31日現在の貸付有価証券からの 取引相手方エクスポージャー		2020年1月31日現在の 担保の内訳（％）		
UBS（Lux）ストラテジー・ ファンド	貸付有価証券の時価	担保 （ユービーエス・ スイス・エイ・ジー）	株式	債券	現金
ーイールド（米ドル）	85,834,200.62米ドル	92,209,302.29米ドル	52.08	47.92	0.00
ーグロース（米ドル）	3,346,118.39米ドル	3,594,642.23米ドル	52.08	47.92	0.00

③【投資有価証券明細表等】

「② 損益計算書」の「2020年1月31日現在の投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表」を参照のこと。

[次へ](#)

UBS (Lux) Strategy Fund

Combined Statement of Net Assets

	EUR
Assets	31.1.2020
Investments in securities, cost	6 429 930 533.55
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	1 239 471 745.24
Total investments in securities (Note 1)	7 669 402 278.79
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	248 712 461.59
Other liquid assets (Margins)	73 835 162.81
Receivable on securities sales (Note 1)	14 144 876.26
Receivable on subscriptions	8 664 664.94
Interest receivable on securities	7 377 857.10
Interest receivable on liquid assets	312.72
Receivable on dividends	73 339.30
Other receivables	225 751.53
Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)	-19 144 920.69
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	17 069 160.78
Total Assets	8 020 360 945.13
Liabilities	
Bank overdraft	-468 075.95
Payable on securities purchases (Note 1)	-850 981.54
Payable on redemptions	-30 063 988.22
Provisions for flat fee (Note 2)	-5 240 379.59
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-116 665.69
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-755 268.74
Total provisions	-6 112 314.02
Total Liabilities	-37 495 359.73
Net assets at the end of the financial year	7 982 865 585.40

UBS (Lux) Strategy Fund
Annual Report as of 31 January 2020

The notes are an integral part of the financial statements.

13

Combined Statement of Operations

	EUR
Income	1.2.2019-31.1.2020
Interest on liquid assets	918 743.44
Interest on securities	30 160 464.03
Dividends	29 879 197.65
Interest received on swaps (Note 1)	1 558 525.15
Income on securities lending (Note 13)	1 640 314.56
Other income (Note 4)	762 363.08
Total income	64 919 607.91
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-214 986.79
Fiat fee (Note 2)	-121 496 983.10
Taxe d'abonnement (Note 3)	-1 547 513.89
Cost on securities lending (Note 13)	-656 125.82
Other commissions and fees (Note 2)	-1 122 584.19
Interest on cash and bank overdraft	-761 132.45
Total expenses	-125 799 326.24
Net income (loss) on investments	-60 879 718.33
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	445 141 019.63
Realized gain (loss) on options	-11 862 585.19
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	506 029.37
Realized gain (loss) on financial futures	8 083 813.41
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-72 405 213.65
Realized gain (loss) on swaps	1 184 839.71
Realized gain (loss) on foreign exchange	-23 076 963.52
Total realized gain (loss)	347 570 939.76
Net realized gain (loss) of the financial year	286 691 221.43
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	238 616 850.34
Unrealized appreciation (depreciation) on options	3 780 671.45
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	-114 248.81
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	-23 627 174.40
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	35 681 121.20
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	254 337 219.78
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	541 028 441.21

UBS (Lux) Strategy Fund
Annual Report as of 31 January 2020

UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (USD)

Three-year comparison

	ISIN	31.1.2020	31.1.2019	31.1.2018
Net assets in USD		829 122 119.51	864 088 724.89	1 061 338 723.11
Class K-1-acc	LU0939686977			
Units outstanding		12.8000	14.5000	9.9000
Net asset value per unit in USD		6 619 573.49	6 083 112.37	6 212 888.94
Issue and redemption price per unit in USD ¹		6 619 573.49	6 083 112.37	6 212 888.94
Class (JPY hedged) K-1-acc	LU1610875996			
Units outstanding		5.5000	5.4000	9.3000
Net asset value per unit in JPY		525 432 859	495 722 416	519 048 875
Issue and redemption price per unit in JPY ¹		525 432 859	495 722 416	519 048 875
Class P-4%-mdist	LU1417001382			
Units outstanding		128 468.6250	137 929.6570	116 186.0690
Net asset value per unit in USD		1 033.86	994.17	1 062.81
Issue and redemption price per unit in USD ¹		1 033.86	994.17	1 062.81
Class (EUR hedged) P-4%-mdist²	LU1751696797			
Units outstanding		9 247.1990	5 701.6060	-
Net asset value per unit in EUR		923.91	914.29	-
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		923.91	914.29	-
Class P-acc	LU0033043885			
Units outstanding		124 233.9180	145 823.3760	202 774.9990
Net asset value per unit in USD		3 571.69	3 300.01	3 388.62
Issue and redemption price per unit in USD ¹		3 571.69	3 300.01	3 388.62
Class (GBP hedged) P-acc	LU1634239799			
Units outstanding		15 649.5890	15 585.0890	14 142.5180
Net asset value per unit in GBP		1 055.22	991.58	1 035.87
Issue and redemption price per unit in GBP ¹		1 055.22	991.58	1 035.87
Class (JPY hedged) P-acc	LU1410364910			
Units outstanding		206 923.4460	210 111.5350	302 904.5980
Net asset value per unit in JPY		11 019	10 452	11 006
Issue and redemption price per unit in JPY ¹		11 019	10 452	11 006
Class P-dist	LU0033041590			
Units outstanding		30 278.8170	33 625.7960	37 862.7490
Net asset value per unit in USD		1 602.84	1 501.53	1 550.28
Issue and redemption price per unit in USD ¹		1 602.84	1 501.53	1 550.28
Class Q-4%-mdist³	LU1891428622			
Units outstanding		20 408.0330	1 132.1670	-
Net asset value per unit in USD		105.64	100.93	-
Issue and redemption price per unit in USD ¹		105.64	100.93	-
Class Q-acc	LU0941351925			
Units outstanding		249 671.1020	236 009.2460	220 937.2500
Net asset value per unit in USD		130.55	119.91	122.40
Issue and redemption price per unit in USD ¹		130.55	119.91	122.40
Class Q-dist	LU1240800539			
Units outstanding		49 065.6990	70 244.0170	71 031.4920
Net asset value per unit in USD		114.73	107.46	110.96
Issue and redemption price per unit in USD ¹		114.73	107.46	110.96

¹ See note 1

² First NAV: 2.2.2018

³ First NAV: 5.11.2018

Performance

	Currency	2019/2020	2018/2019	2017/2018
Class K-1-acc	USD	8.8%	-2.1%	9.6%
Class (JPY hedged) K-1-acc	JPY	6.0%	-4.5%	-
Class P-4%-mdist	USD	8.2%	-2.6%	9.0%
Class (EUR hedged) P-4%-mdist	EUR	5.2%	-	-
Class P-acc	USD	8.2%	-2.6%	9.0%
Class (GBP hedged) P-acc	GBP	6.4%	-4.3%	-
Class (JPY hedged) P-acc	JPY	5.4%	-5.0%	7.3%
Class P-dist	USD	8.2%	-2.6%	9.0%
Class Q-4%-mdist	USD	8.9%	-	-
Class Q-acc	USD	8.9%	-2.0%	9.7%
Class Q-dist	USD	8.9%	-2.0%	9.7%

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming units.

The performance data were not audited.

The sub-fund has no benchmark.

UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (USD)
Annual Report as of 31 January 2020

Report of the Portfolio Manager

The financial year, from 1 February 2019 to 31 January 2020, initially saw a deceleration of global economic growth with trade uncertainties weighing on business sentiment. More accommodative monetary policies, gradually improving economic data and steps towards a trade deal created a benign environment for most asset classes. 2020 generally started positively. However, the outbreak of the coronavirus introduced an additional risk for markets.

Fixed Income performed well against the backdrop of more central bank stimulus. Riskier bonds, benefitted from the bullish market sentiment. The subfund posted positive performance in the financial year.

Structure of the Securities Portfolio

Classification by Currency as a % of net assets	
USD	94.45
EUR	2.07
Total	96.52

Classification by Instrument as a % of net assets	
Investment funds, open end	74.73
Notes, fixed rate	7.57
Treasury notes, floating rate	4.15
Treasury bills, zero coupon	3.07
Treasury notes, fixed rate	2.76
Bonds, fixed rate	2.27
Medium term notes, fixed rate	1.92
Medium term notes, zero coupon	0.05
Total	96.52

Statement of Net Assets

	USD
Assets	31.1.2020
Investments in securities, cost	705 814 879.44
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	94 487 258.97
Total investments in securities (Note 1)	800 302 138.41
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	26 244 706.28
Other liquid assets (Margins)	5 363 194.76
Receivable on securities sales (Note 1)	3 906 344.08
Receivable on subscriptions	2 817 330.64
Interest receivable on securities	953 544.22
Interest receivable on liquid assets	13.16
Other receivables	2 000.92
Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)	-2 158 535.07
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	1 813 358.69
Total Assets	839 244 096.09
Liabilities	
Payable on securities purchases (Note 1)	-921 023.38
Payable on redemptions	-8 625 616.05
Provisions for flat fee (Note 2)	-496 978.46
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-10 413.15
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-67 945.54
Total provisions	-575 337.15
Total Liabilities	-10 121 976.58
Net assets at the end of the financial year	829 122 119.51

Statement of Operations

	USD
Income	1.2.2019-31.1.2020
Interest on liquid assets	169 517.86
Interest on securities	4 538 163.15
Dividends	1 762 777.38
Interest received on swaps (Note 1)	168 748.71
Income on securities lending (Note 13)	209 373.57
Other income (Note 4)	113 271.23
Total income	6 961 851.90
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-22 141.29
Flat fee (Note 2)	-11 409 831.26
Taxe d'abonnement (Note 3)	-143 249.69
Cost on securities lending (Note 13)	-83 749.43
Other commissions and fees (Note 2)	-116 788.86
Interest on cash and bank overdraft	-21 582.25
Total expenses	-11 797 342.78
Net income (loss) on investments	-4 835 490.88
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	42 658 618.74
Realized gain (loss) on options	-1 257 653.91
Realized gain (loss) on financial futures	2 216 668.58
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-1 054 625.32
Realized gain (loss) on swaps	122 881.40
Realized gain (loss) on foreign exchange	92 044.38
Total realized gain (loss)	42 777 933.87
Net realized gain (loss) of the financial year	37 942 442.99
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	29 376 977.83
Unrealized appreciation (depreciation) on options	408 750.00
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	59 864.71
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	-2 919 755.14
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	1 610 635.49
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	28 536 472.89
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	66 478 915.88

UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (USD)
Annual Report as of 31 January 2020

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.2.2019-31.1.2020
Net assets at the beginning of the financial year	864 088 724.89
Subscriptions	72 627 746.65
Redemptions	-167 306 883.96
Total net subscriptions (redemptions)	-94 679 137.31
Dividend paid	-6 766 383.95
Net income (loss) on investments	-4 835 490.88
Total realized gain (loss)	42 777 933.87
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	28 536 472.89
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	66 478 915.88
Net assets at the end of the financial year	829 122 119.51

Development of the outstanding units

	1.2.2019-31.1.2020
Class	K-1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	14.5000
Number of units issued	0.3000
Number of units redeemed	-2.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	12.8000
Class	(JPY hedged) K-1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	5.4000
Number of units issued	0.5000
Number of units redeemed	-0.4000
Number of units outstanding at the end of the financial year	5.5000
Class	P-4%-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	137 929.6570
Number of units issued	11 604.1900
Number of units redeemed	-21 065.2220
Number of units outstanding at the end of the financial year	128 468.6250
Class	(EUR hedged) P-4%-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	5 701.6060
Number of units issued	3 569.1460
Number of units redeemed	-23.5530
Number of units outstanding at the end of the financial year	9 247.1990
Class	P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	145 823.3760
Number of units issued	9 517.3970
Number of units redeemed	-31 106.8550
Number of units outstanding at the end of the financial year	124 233.9180
Class	(GBP hedged) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	15 585.0890
Number of units issued	116.0000
Number of units redeemed	-51.5000
Number of units outstanding at the end of the financial year	15 649.5890
Class	(JPY hedged) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	210 111.5350
Number of units issued	13 169.6170
Number of units redeemed	-16 357.7060
Number of units outstanding at the end of the financial year	206 923.4460
Class	P-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	33 625.7960
Number of units issued	1 409.0220
Number of units redeemed	-4 756.0010
Number of units outstanding at the end of the financial year	30 278.8170
Class	Q-4%-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	1 132.1670
Number of units issued	19 375.8660
Number of units redeemed	-100.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	20 408.0330
Class	Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	236 009.2460
Number of units issued	88 524.6540
Number of units redeemed	-74 862.7980
Number of units outstanding at the end of the financial year	249 671.1020
Class	Q-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	70 244.0170
Number of units issued	29 837.7470
Number of units redeemed	-51 016.0650
Number of units outstanding at the end of the financial year	49 065.6990

UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (USD)
Annual Report as of 31 January 2020

The notes are an integral part of the financial statements.

93

Annual Distribution¹

UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (USD)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per unit
P-dist	1.4.2019	4.4.2019	USD	21.13
Q-dist	1.4.2019	4.4.2019	USD	2.14

Monthly Distribution¹

UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (USD)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per unit
P-4%-mdist	11.2.2019	14.2.2019	USD	3.31
P-4%-mdist	11.3.2019	14.3.2019	USD	3.33
P-4%-mdist	10.4.2019	15.4.2019	USD	3.36
P-4%-mdist	10.5.2019	15.5.2019	USD	3.39
P-4%-mdist	11.6.2019	14.6.2019	USD	3.32
P-4%-mdist	10.7.2019	15.7.2019	USD	3.40
P-4%-mdist	12.8.2019	16.8.2019	USD	3.40
P-4%-mdist	10.9.2019	13.9.2019	USD	3.38
P-4%-mdist	10.10.2019	15.10.2019	USD	3.38
P-4%-mdist	11.11.2019	14.11.2019	USD	3.40
P-4%-mdist	10.12.2019	13.12.2019	USD	3.42
P-4%-mdist	10.1.2020	15.1.2020	USD	3.45
(EUR hedged) P-4%-mdist	11.2.2019	14.2.2019	EUR	3.04
(EUR hedged) P-4%-mdist	11.3.2019	14.3.2019	EUR	3.06
(EUR hedged) P-4%-mdist	10.4.2019	15.4.2019	EUR	3.07
(EUR hedged) P-4%-mdist	10.5.2019	15.5.2019	EUR	3.10
(EUR hedged) P-4%-mdist	11.6.2019	14.6.2019	EUR	3.02
(EUR hedged) P-4%-mdist	10.7.2019	15.7.2019	EUR	3.09
(EUR hedged) P-4%-mdist	12.8.2019	16.8.2019	EUR	3.08
(EUR hedged) P-4%-mdist	10.9.2019	13.9.2019	EUR	3.06
(EUR hedged) P-4%-mdist	10.10.2019	15.10.2019	EUR	3.05
(EUR hedged) P-4%-mdist	11.11.2019	14.11.2019	EUR	3.05
(EUR hedged) P-4%-mdist	10.12.2019	13.12.2019	EUR	3.07
(EUR hedged) P-4%-mdist	10.1.2020	15.1.2020	EUR	3.09
Q-4%-mdist	11.2.2019	14.2.2019	USD	0.33
Q-4%-mdist	11.3.2019	14.3.2019	USD	0.33
Q-4%-mdist	10.4.2019	15.4.2019	USD	0.34
Q-4%-mdist	10.5.2019	15.5.2019	USD	0.34
Q-4%-mdist	11.6.2019	14.6.2019	USD	0.33
Q-4%-mdist	10.7.2019	15.7.2019	USD	0.34
Q-4%-mdist	12.8.2019	16.8.2019	USD	0.34
Q-4%-mdist	10.9.2019	13.9.2019	USD	0.34
Q-4%-mdist	10.10.2019	15.10.2019	USD	0.34
Q-4%-mdist	11.11.2019	14.11.2019	USD	0.34
Q-4%-mdist	10.12.2019	13.12.2019	USD	0.34
Q-4%-mdist	10.1.2020	15.1.2020	USD	0.35

¹ See note 5UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (USD)
Annual Report as of 31 January 2020

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 31 January 2020

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
-------------	----------------------	---	----------------------------

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Notes, fixed rate

USD			
USD ABU DHABI GOVERNMENT OF-REG-S 3.12500% 17-11-10-27	1 990 000.00	2 089 437.50	0.25
USD ALBERTA, PROVINCE OF 3.90000% 18-15-03-28	1 870 000.00	1 869 447.79	0.22
USD ALPHABET INC 1.99800% 16-15-08-28	1 215 000.00	1 235 824.00	0.15
USD APPLE INC 2.20000% 19-11-09-29	1 000 000.00	1 007 781.20	0.12
USD APPLE INC 2.45000% 16-04-08-28	1 350 000.00	1 392 410.52	0.17
USD APPLE INC 2.90000% 17-12-09-27	3 375 000.00	3 579 785.21	0.43
USD APPLE INC 3.00000% 17-09-02-24	400 000.00	419 407.88	0.05
USD APPLE INC 3.20000% 17-11-05-27	2 230 000.00	2 405 383.70	0.29
USD APPLE INC 3.25000% 16-23-02-26	1 525 000.00	1 640 725.24	0.20
USD BEREKSHIRE HATHAWAY INC 3.12500% 18-15-03-28	1 800 000.00	1 930 491.90	0.23
USD CHEVRON CORP 2.95400% 16-16-05-28	1 550 000.00	1 644 585.18	0.20
USD CORPORACION ANDINA DE FOMENTO 4.37500% 12-15-06-22	725 000.00	763 410.50	0.09
USD EQUINOR ASA 3.62500% 18-10-09-28	800 000.00	896 526.08	0.11
USD EUROPEAN INVESTMENT BANK 2.37500% 17-24-05-27	1 100 000.00	1 166 729.52	0.14
USD EXPORT-IMPORT BANK OF KOREA 2.90000% 15-10-05-21	1 000 000.00	1 009 687.50	0.12
USD EXXON MOBIL CORP 3.04300% 16-01-03-26	1 000 000.00	1 063 258.70	0.13
USD HSBC BANK PLC-REG-S 4.12500% 10-12-08-20	900 000.00	910 945.08	0.11
USD INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 2.25000% 19-18-06-29	2 800 000.00	2 745 302.58	0.33
USD INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 2.00000% 19-23-07-26	1 175 000.00	1 214 958.81	0.15
USD JOHNSON & JOHNSON 2.45000% 16-01-03-26	1 250 000.00	1 296 112.62	0.16
USD JOHNSON & JOHNSON 2.90000% 17-15-01-28	1 000 000.00	1 085 548.70	0.13
USD KOREA EAST-WEST POWER CO LTD-REG-S 3.87500% 18-19-07-23	400 000.00	424 250.00	0.05
USD KOREA HYDRONUCLEAR POWER CO LTD-REG-S 3.12500% 17-25-07-27	1 200 000.00	1 271 250.00	0.15
USD KOREA RESOURCES CORP-REG-S 3.00000% 17-24-04-22	1 200 000.00	1 221 375.00	0.15
USD KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU 2.87500% 18-03-04-28	2 100 000.00	2 317 134.54	0.28
USD KUWAIT INTERNATIONAL GOV'T BOND-REG-S 3.50000% 17-20-03-27	2 800 000.00	3 036 250.00	0.37
USD MICROSOFT CORP 2.87500% 17-08-02-24	400 000.00	419 326.04	0.05
USD MICROSOFT CORP 3.00000% 17-06-02-27	850 000.00	930 532.40	0.11
USD MICROSOFT CORP 4.00000% 11-08-02-21	700 000.00	718 489.57	0.09
USD NOVARTIS CAPITAL CORP 3.10000% 17-17-05-27	1 270 000.00	1 367 320.74	0.16
USD PROCTER & GAMBLE CO 2.85000% 17-11-08-27	300 000.00	325 738.50	0.04
USD QATAR STATE OF-REG-S 3.37500% 19-14-03-24	1 200 000.00	1 285 400.00	0.15
USD QATAR STATE OF-REG-S 4.00000% 19-14-03-29	1 000 000.00	1 130 000.00	0.14
USD QUEBEC, PROVINCE OF 2.50000% 16-20-04-26	1 400 000.00	1 470 870.38	0.18
USD ROCHE HOLDINGS INC-REG-S 3.62500% 18-17-09-28	2 300 000.00	2 602 610.31	0.31
USD SHELL INTERNATIONAL FINANCE BV 2.87500% 16-10-05-28	900 000.00	950 559.74	0.11
USD STATE STREET CORP 2.40000% 20-24-01-30	448 000.00	452 812.86	0.05
USD TOTAL CAPITAL INTERNATIONAL SA 3.45500% 19-19-02-29	1 200 000.00	1 321 703.52	0.16
USD VISA INC 3.15000% 15-14-12-25	1 000 000.00	1 074 274.50	0.13
USD WALMART INC 3.05000% 19-08-07-26	925 000.00	989 755.82	0.12
USD WALMART INC 3.70000% 18-26-08-28	1 300 000.00	1 459 326.11	0.18
USD WESTBANK BANKING CORP 2.85000% 16-19-05-28	2 450 000.00	2 544 055.50	0.31
Total USD		58 608 877.52	7.67
Total Notes, fixed rate		58 608 877.52	7.67

Medium term notes, fixed rate

USD			
USD ASB FINANCE LTD-REG-S 2.12500% 16-01-09-21	800 000.00	802 448.00	0.07
USD ASIAN DEVELOPMENT BANK 2.62500% 17-12-01-27	900 000.00	966 902.40	0.12
USD ASIAN DEVELOPMENT BANK 2.75000% 18-19-01-28	500 000.00	545 598.20	0.07
USD ASIAN DEVELOPMENT BANK 1.75000% 19-19-09-29	2 000 000.00	2 025 540.00	0.24
USD BANK OF AMERICA CORP 3.28900% 16-21-10-27	575 000.00	611 564.77	0.07
USD COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA-REG-S 3.15000% 17-19-09-27	1 000 000.00	1 064 980.00	0.13
USD JAHN TOBACCO INC-REG-S 2.80000% 16-13-04-28	875 000.00	897 408.75	0.11
USD LANDWIRTSCHAFTLICHE KREITENBANK-REG-S 1.75000% 20-14-01-27	850 000.00	859 503.00	0.08
USD MDGH - GMTN BV-REG-S 3.00000% 17-19-04-24	2 100 000.00	2 157 750.00	0.26
USD QUEBEC, PROVINCE OF 7.50000% 99-15-09-29	1 000 000.00	1 482 058.90	0.18
USD SP POWERASSETS LTD-REG-S 3.25000% 15-24-11-25	1 590 000.00	1 654 871.50	0.20
USD SUMITOMO MITSUBI BANKING CORP-REG-S 2.44000% 19-18-08-24	488 000.00	500 487.04	0.06
USD TORONTO-DOMINION BANK 2.50000% 15-14-12-20	400 000.00	402 806.44	0.05
USD TOYOTA MOTOR CREDIT CORP 2.80000% 17-11-01-22	1 750 000.00	1 782 734.97	0.21
Total USD		15 354 453.97	1.85
Total Medium term notes, fixed rate		15 354 453.97	1.85

Bonds, fixed rate

USD			
USD BANK NEDERLANDSE GEMEENTEN NV-REG-S 2.62500% 14-28-04-21	1 850 000.00	1 875 525.01	0.23
USD BANK NEDERLANDSE GEMEENTEN NV-REG-S 2.37500% 16-16-03-28	850 000.00	889 674.94	0.11
USD BRITISH COLUMBIA, PROVINCE OF 2.25000% 16-02-06-26	900 000.00	928 930.58	0.10
USD EUROPEAN INVESTMENT BANK 1.87500% 15-10-02-25	1 850 000.00	1 687 250.24	0.20
USD ING BANK NV-REG-S 2.62500% 12-05-12-22	1 850 000.00	1 696 068.00	0.20
USD INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 3.00000% 14-21-02-24	1 175 000.00	1 247 284.12	0.15
USD INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 2.12500% 15-15-01-25	1 275 000.00	1 318 777.51	0.16
USD INTL BK FOR RECONSTR & DEVT 2.50000% 15-29-07-25	1 750 000.00	1 849 536.32	0.22
USD KOREA, REPUBLIC OF 3.87500% 13-11-09-23	800 000.00	843 500.00	0.08
USD KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU 2.90000% 14-20-11-24	575 000.00	604 380.37	0.07
USD MICROSOFT CORP 2.40000% 15-08-08-26	2 775 000.00	2 877 214.07	0.35
USD MORGAN STANLEY 5.50000% 10-24-07-20	1 050 000.00	1 068 502.36	0.13
USD NOVARTIS CAPITAL CORP 3.40000% 14-06-05-24	400 000.00	428 306.16	0.05
USD ONTARIO, PROVINCE OF 2.50000% 16-27-04-26	1 750 000.00	1 836 357.33	0.22
Total USD		18 853 308.99	2.27
Total Bonds, fixed rate		18 853 308.99	2.27

UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (USD)
Annual Report as of 31 January 2020

The notes are an integral part of the financial statements.

95

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Treasury notes, fixed rate			
USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 5.375000% 01-15-02-31	850 000.00	1 180 171.87	0.14
USD AMERICA, UNITED STATES OF 4.375000% 06-15-02-36	970 000.00	1 381 410.13	0.16
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.250000% 17-15-08-27	2 405 000.00	2 542 911.80	0.31
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.250000% 17-15-11-27	2 400 000.00	2 540 156.16	0.31
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.625000% 19-15-02-29	3 153 000.00	3 451 918.90	0.42
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.500000% 15-31-01-22	1 000 000.00	1 002.93	0.00
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.625000% 10-15-11-20	495 000.00	499 118.56	0.06
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.125000% 16-31-07-21	1 000 000.00	995 820.31	0.12
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.375000% 16-30-09-23	640 000.00	642 067.15	0.10
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.250000% 17-15-02-27	1 601 000.00	1 899 351.35	0.23
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.750000% 13-15-05-23	3 500 000.00	3 549 355.25	0.43
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.500000% 13-15-08-23	1 000 000.00	1 041.06	0.00
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.375000% 17-15-05-27	410 000.00	436 537.88	0.05
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.125000% 15-15-05-25	2 450 000.00	2 545 085.82	0.31
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.500000% 19-30-11-24	675 000.00	680 589.81	0.08
Total USD		22 527 538.76	2.72
Total Treasury notes, fixed rate			
		22 527 538.76	2.72
Treasury notes, floating rate			
USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 12-15-01-22	2 000 000.00	2 278 025.07	0.28
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 12-15-07-22	2 200 000.00	2 481 127.16	0.30
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 19-15-01-23	2 100 000.00	2 356 178.03	0.28
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.250%/CPI LINKED 15-15-01-25	2 200 000.00	2 442 687.86	0.30
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI INDEX 13-15-07-23	2 200 000.00	2 483 683.31	0.30
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI LINKED 15-15-07-25	2 800 000.00	2 919 100.66	0.35
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI LINKED 17-15-01-27	1 000 000.00	1 104 037.13	0.13
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.500%/CPI LINKED 16-15-01-28	4 450 000.00	4 674 796.70	0.59
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.625%/CPI LINKED 14-15-01-24	2 200 000.00	2 501 628.52	0.30
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.625%/CPI LINKED 16-15-01-26	2 500 000.00	2 635 759.42	0.34
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.125%/CPI LINKED 11-15-01-21	1 900 000.00	2 250 365.33	0.27
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.375%/CPI LINKED 04-15-01-25	2 450 000.00	3 789 182.20	0.45
USD AMERICA, UNITED STATES OF 3.675%/CPI LINKED 99-15-04-29	1 000 000.00	2 134 900.08	0.26
Total USD		34 431 653.67	4.15
Total Treasury notes, floating rate			
		34 431 653.67	4.15
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange			
		149 775 832.91	18.06
Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market			
Treasury bills, zero coupon			
USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.000000% 25-04-19-23-04-20	8 500 000.00	8 471 159.84	1.02
USD AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.000000% 22-06-19-20-02-20	8 500 000.00	8 434 062.89	1.03
USD AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.000000% 12-09-19-12-03-20	8 500 000.00	8 486 236.84	1.02
Total USD		25 451 481.57	3.07
Total Treasury bills, zero coupon			
		25 451 481.57	3.07
Notes, fixed rate			
USD			
USD HSBC HOLDINGS PLC 4.875000% 11-14-01-22	1 500 000.00	1 586 352.30	0.19
USD NESTLE HOLDINGS INC-144A 3.625000% 18-24-09-28	800 000.00	899 266.24	0.11
USD NEW YORK LIFE GLOBAL FUNDING-REG-S 1.950000% 17-28-09-20	1 200 000.00	1 202 336.40	0.15
USD SCENTRE GROUP TRUST 1/2-RIG-S 3.750000% 17-23-03-27	400 000.00	427 532.00	0.05
Total USD		4 115 486.94	0.50
Total Notes, fixed rate			
		4 115 486.94	0.50
Medium term notes, fixed rate			
USD			
USD GUARDIAN LIFE GLOBAL FUNDING-REG-S 2.000000% 16-26-04-21	600 000.00	602 933.22	0.07
Total USD		602 933.22	0.07
Total Medium term notes, fixed rate			
		602 933.22	0.07
Medium term notes, zero coupon			
USD			
USD INTL BK FOR RECONSTR & DEVT WORLD BANK 0.000000% 00-01-05-30	540 000.00	439 993.45	0.05
Total USD		439 993.45	0.05
Total Medium term notes, zero coupon			
		439 993.45	0.05
Treasury notes, fixed rate			
USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.750000% 12-15-05-22	395 000.00	396 166.79	0.04
Total USD		396 166.79	0.04
Total Treasury notes, fixed rate			
		396 166.79	0.04
Total Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market			
		30 948 061.97	3.73

UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (USD)
Annual Report as of 31 January 2020

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
-------------	----------------------	---	----------------------------

UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010**Investment funds, open end**

Ireland				
USD	SOURCE MARKETS PLC - MSCI USA SOURCE ETF-A	185 349.00	15 163 399.55	1.95
USD	UBS (RL) INVESTOR SELECTION PLC - GLOB EMER MKT OPP-A-B USD	10 357.00	2 600 415.68	0.31
USD	UBS ETF PLC - MSCI USA TRN INDEX SF (USD) A-ACC	185 144.00	15 239 425.92	1.95
Total Ireland			34 997 261.15	4.22
Luxembourg				
EUR	UBS (LUX) BOND FUND - EURO HIGH YIELD (EUR) A-ACC	114 700.00	17 217 122.64	2.08
USD	UBS (LUX) BOND SICAV - SHORT TERM USD CORPORATES (USD) U-X-A	5 538.00	60 786 940.80	7.33
USD	UBS (LUX) BOND SICAV - USD CORPORATES U-X-ACC	3 249.00	39 871 045.71	4.81
USD	UBS (LUX) BOND SICAV - USD HIGH YIELD U-X-ACC	1 289.00	25 581 415.68	3.09
USD	UBS (LUX) BOND SICAV - EMERGING ECONOMIES CORP (USD) A-X-DS	247 420.00	27 107 335.20	3.27
USD	UBS (LUX) BOND SICAV - USD INVEST GRADE CORP USD U-X-ACC	11 599.00	135 244 803.98	16.31
USD	UBS (LUX) EMERGING ECONOMIES FUND-GLOBAL BONDS (USD) U-X-ACC	2 870.00	40 577 896.80	4.89
USD	UBS (LUX) EQUITY FUND - GLOBAL SUSTAINABLE (USD) U-X-ACC	3 321.00	36 734 278.41	4.43
USD	UBS (LUX) EQUITY SICAV - GLOB EM OPP (USD) U-X-ACC	800.00	23 556 392.00	2.84
USD	UBS (LUX) EQUITY SICAV-GLOBAL QUANTITATIVE (USD) U-X-ACC	4 729.75	73 265 168.97	8.84
USD	UBS (LUX) INSTITUTIONAL FUND-KEY SEL GLOBAL EQUITY RA-USD	3 018.61	77 776 922.88	9.38
USD	UBS (LUX) INSTITUTIONAL SICAV-EQUITIES GLOB (EUR) USA PASSIVE XA	177 130.00	18 359 835.45	2.21
USD	UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - USD U-X-ACC	764.00	8 501 883.68	1.03
Total Luxembourg			584 585 042.18	70.51
Total Investment funds, open end			619 578 243.53	74.73
Total UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010			619 578 243.53	74.73
Total investments in securities			800 302 138.41	96.52

Derivative instruments**Derivative instruments listed on an official stock exchange****Financial Futures on Indices**

EUR	EURO STOXX 50 INDEX FUTURE 20.09.20	-177.00	208 166.75	0.03
CHF	SWISS MARKET INDEX FUTURE 20.09.20	76.00	106 372.65	0.01
GBP	FTSE 100 INDEX FUTURE 20.09.20	128.00	-389 351.49	-0.05
SEK	OMX 30 INDEX FUTURE 21.02.20	-95.00	6 917.64	0.00
USD	S&P500 EMINI FUTURE 20.09.20	-25.00	94 651.49	0.01
JPY	NIKKEI 225 (CME) INDEX FUTURE 12.09.20	-12.00	31 369.65	0.00
CAD	S&P500 60 INDEX FUTURE 19.09.20	-44.00	-104 446.71	-0.01
AUD	SPI 200 INDEX FUTURE 19.09.20	-39.00	-106 752.15	-0.01
USD	MINI MSCI EMERGING MARKETS INDEX FUTURE 20.09.20	750.00	-2 171 666.15	-0.26
HKD	HANG SENG INDEX FUTURE 27.02.20	-15.00	166 229.25	0.02
Total Financial Futures on Indices			-2 158 535.07	-0.26
Total Derivative instruments listed on an official stock exchange			-2 158 535.07	-0.26
Total Derivative instruments			-2 158 535.07	-0.26

Forward Foreign Exchange contracts**Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)**

USD	8 662 346.31	AUD	9 698 584.87	5.9.2020	185 739.38	0.02
GBP	1 956 015.58	USD	2 577 995.28	5.9.2020	2 645.68	0.00
USD	1 868 069.00	JPY	201 922 941.00	5.9.2020	1 889.72	0.00
NZD	10 000.00	USD	6 649.56	5.9.2020	-1 75.43	0.00
USD	3 992 062.15	CAD	5 182 024.02	5.9.2020	74 012.75	0.01
USD	229 828.99	SGD	310 000.00	5.9.2020	2 894.75	0.00
ZAR	2 220 000.00	USD	154 391.18	5.9.2020	-7 212.64	0.00
USD	1 070 363.09	CXK	7 190 000.00	5.9.2020	10 711.98	0.00
USD	536 838.84	NOK	4 735 462.30	5.9.2020	24 024.24	0.00
USD	2 234 151.16	HKD	17 377 000.00	5.9.2020	-2 508.60	0.00
USD	843 287.56	SEK	7 922 969.27	5.9.2020	20 047.04	0.00
USD	4 408 437.49	CHF	4 264 995.75	5.9.2020	-23 604.64	0.00
USD	25 462 448.32	EUR	22 710 341.06	5.9.2020	245 456.98	0.03
USD	535 178.59	EUR	480 000.00	5.9.2020	2 198.67	0.00
USD	417 000.04	JPY	45 500 000.00	5.9.2020	-3 513.99	0.00
USD	45 047.34	HKD	350 000.00	5.9.2020	-2.49	0.00
USD	45 043.68	HKD	350 000.00	26.9.2020	3.77	0.00
USD	8 936 570.93	TWD	265 720 000.00	27.2.2020	179 876.60	0.02
IDR	120 585 370 000.00	USD	8 793 507.42	27.2.2020	-79 746.66	-0.01
INR	589 750 000.00	USD	8 298 507.04	27.2.2020	-63 252.11	-0.01
USD	23 114 068.47	EUR	20 899 915.93	26.9.2020	99 677.49	0.01
USD	1 110 455.85	CXK	7 430 000.00	26.9.2020	4 831.27	0.00
USD	2 201 856.57	HKD	17 120 000.00	26.9.2020	-1 438.56	0.00
GBP	4 274 943.27	USD	5 580 076.72	26.9.2020	88 169.30	0.01
USD	5 678 269.89	AUD	8 214 245.77	26.9.2020	173 589.39	0.02
USD	1 754 148.26	CAD	2 291 242.14	26.9.2020	21 756.95	0.00
USD	2 286 692.05	JPY	250 318 068.00	26.9.2020	-29 609.84	0.00
NZD	10 000.00	USD	6 649.56	26.9.2020	-162.59	0.00
USD	548 777.80	NOK	4 878 770.70	26.9.2020	19 400.88	0.00
USD	753 041.69	SGD	1 014 000.00	26.9.2020	10 003.89	0.00
USD	797 312.93	SEK	7 562 918.14	26.9.2020	10 717.80	0.00
USD	3 933 859.67	CHF	3 228 049.33	26.9.2020	-25 725.65	0.00

UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (USD)
Annual Report as of 31 January 2020

The notes are an integral part of the financial statements.

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Forward Foreign Exchange contracts (Continued)			
Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)			
GBP 16 534 100.00 USD 21 466 279.91 18.2.2020		335 099.26	0.04
JPY 4 965 342 600.00 USD 45 422 630.12 18.2.2020		609 606.31	0.07
EUR 8 458 400.00 USD 9 466 986.85 18.2.2020		-56 561.46	-0.01
USD 946 192.03 JPY 109 645 000.00 18.2.2020		-12 690.09	0.00
USD 47 950.99 SEK 450 000.00 26.9.2020		547.32	0.00
USD 47 904.55 SEK 450 000.00 5.9.2020		547.02	0.00
USD 229 571.37 CAD 300 000.00 5.9.2020		2 786.14	0.00
USD 229 575.24 CAD 300 000.00 26.9.2020		2 787.47	0.00
USD 141 120.05 JPY 15 492 700.00 18.2.2020		-1 992.04	0.00
GBP 950 000.00 USD 1 246 941.50 26.9.2020		7 129.81	0.00
GBP 950 000.00 USD 1 246 159.95 5.9.2020		7 214.85	0.00
GBP 3 221 658.10 SEK 40 235 000.00 26.9.2020		67 998.35	0.01
GBP 3 220 544.25 SEK 40 235 000.00 5.9.2020		66 232.02	0.01
EUR 35 140 000.00 USD 8 406 494.92 27.2.2020		-196 871.52	-0.02
GBP 3 260 000.00 USD 4 265 821.98 5.9.2020		35 411.99	0.01
GBP 3 250 000.00 USD 4 255 199.00 26.9.2020		35 044.96	0.01
USD 481 785.51 GBP 370 000.00 26.9.2020		-6 642.26	0.00
USD 481 479.89 GBP 370 000.00 5.9.2020		-6 674.27	0.00
JPY 269 899 500.00 USD 2 429 566.38 18.2.2020		7 153.76	0.00
Total Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)		1 813 358.69	0.22
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets		31 607 901.04	3.81
Other assets and liabilities		-2 442 743.56	-0.29
Total net assets		829 122 119.51	100.00

UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (USD)
Annual Report as of 31 January 2020

UBS (Lux) Strategy Fund – Growth (USD)

Three-year comparison

	ISIN	31.1.2020	31.1.2019	31.1.2018
Net assets in USD		246 465 192.70	221 769 984.01	161 875 887.93
Class F-acc	LU1317082466			
Units outstanding		41 973.6540	54 137.0390	27 913.8710
Net asset value per unit in USD		144.94	130.48	137.38
Issue and redemption price per unit in USD ¹		144.94	130.48	137.59
Class I-A3-acc²	LU1921469760			
Units outstanding		842 283.8250	675 994.6720	-
Net asset value per unit in USD		118.79	106.94	-
Issue and redemption price per unit in USD ¹		118.79	106.94	-
Class P-acc	LU0033040865			
Units outstanding		28 873.8890	32 875.3900	34 965.3060
Net asset value per unit in USD		4 124.29	3 745.48	3 978.13
Issue and redemption price per unit in USD ¹		4 124.29	3 745.48	3 984.10
Class (JPY hedged) P-acc	LU1410364837			
Units outstanding		64 843.9680	82 595.5580	76 453.5120
Net asset value per unit in JPY		12 290	11 434	12 426
Issue and redemption price per unit in JPY ¹		12 290	11 434	12 445
Class Q-acc	LU0941351685			
Units outstanding		94 607.4110	80 101.9010	73 391.7800
Net asset value per unit in USD		146.85	132.37	139.54
Issue and redemption price per unit in USD ¹		146.85	132.37	139.75

¹ See note 1

² First NAV: 21.12.2018

Performance

	Currency	2019/2020	2018/2019	2017/2018
Class F-acc	USD	11.1%	-5.2%	19.1%
Class I-A3-acc	USD	11.1%	-	-
Class P-acc	USD	10.1%	-6.0%	17.8%
Class (JPY hedged) P-acc	JPY	7.5%	-8.1%	16.0%
Class Q-acc	USD	10.9%	-5.3%	18.6%

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming units.

The performance data were not audited.

The subfund has no benchmark.

Report of the Portfolio Manager

The financial year, from 1 February 2019 to 31 January 2020, initially saw a deceleration of global economic growth with trade uncertainties weighing on business sentiment. More accommodative monetary policies, gradually improving economic data and steps towards a trade deal created a benign environment for most asset classes. 2020 generally started positively. However, the outbreak of the coronavirus introduced an additional risk for markets.

Fixed Income performed well against the backdrop of more central bank stimulus. Riskier bonds, benefitted from the bullish market sentiment. The subfund posted positive performance in the financial year.

Structure of the Securities Portfolio

Classification by Currency as a % of net assets	
USD	94.07
Total	94.07

Classification by instrument as a % of net assets	
Investment funds, open end	90.80
Treasury notes, floating rate	2.06
Treasury bills, zero coupon	1.21
Total	94.07

Statement of Net Assets

	USD
Assets	31.1.2020
Investments in securities, cost	197 373 968.28
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	34 468 140.86
Total investments in securities (Note 1)	231 842 109.14
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	12 180 237.09
Other liquid assets (Margins)	2 789 381.11
Receivable on securities sales (Note 1)	5.59
Receivable on subscriptions	90 725.06
Interest receivable on securities	5 483.41
Interest receivable on liquid assets	1.89
Receivable on dividends	1 222.24
Other receivables	46 583.12
Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)	-590 815.70
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	607 900.37
Total Assets	246 972 833.32
Liabilities	
Payable on redemptions	-325 149.76
Provisions for flat fee (Note 2)	-153 004.42
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-1 441.89
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-28 044.55
Total provisions	-182 490.86
Total Liabilities	-507 640.62
Net assets at the end of the financial year	246 465 192.70

Statement of Operations

	USD
Income	1.2.2019-31.1.2020
Interest on liquid assets	39 769.95
Interest on securities	147 608.55
Dividends	751 598.54
Interest received on swaps (Note 1)	46 554.17
Income on securities lending (Note 13)	30 800.55
Other income (Note 4)	33 038.38
Total income	1 049 370.14
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-6 270.18
Flat fee (Note 2)	-3 336 378.09
Taxe d'abonnement (Note 3)	-21 820.26
Cost on securities lending (Note 13)	-12 320.22
Other commissions and fees (Note 2)	-31 848.36
Interest on cash and bank overdraft	-13 018.75
Total expenses	-3 421 655.86
Net income (loss) on investments	-2 372 285.72
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	15 297 671.44
Realized gain (loss) on options	-340 273.49
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	246 340.53
Realized gain (loss) on financial futures	1 121 835.33
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	695 500.96
Realized gain (loss) on swaps	33 764.25
Realized gain (loss) on foreign exchange	97 950.74
Total realized gain (loss)	17 152 789.76
Net realized gain (loss) of the financial year	14 780 504.04
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	8 613 349.24
Unrealized appreciation (depreciation) on options	117 650.00
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	-28 671.03
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	-803 294.43
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	741 444.69
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	8 640 478.47
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	23 420 982.51

UBS (Lux) Strategy Fund – Growth (USD)
Annual Report as of 31 January 2020

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.2.2019-31.1.2020
Net assets at the beginning of the financial year	221 769 984.01
Subscriptions	32 546 833.46
Redemptions	-31 272 607.28
Total net subscriptions (redemptions)	1 274 226.18
Net income (loss) on investments	-2 372 285.72
Total realized gain (loss)	17 152 789.76
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	8 640 478.47
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	23 420 982.51
Net assets at the end of the financial year	246 465 192.70

Development of the outstanding units

	1.2.2019-31.1.2020
Class	F-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	54 137.0390
Number of units issued	4 637.6910
Number of units redeemed	-16 801.0760
Number of units outstanding at the end of the financial year	41 973.6540
Class	I-A3-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	675 994.6720
Number of units issued	170 395.4500
Number of units redeemed	-4 106.2970
Number of units outstanding at the end of the financial year	842 283.8250
Class	P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	32 875.3900
Number of units issued	2 080.3990
Number of units redeemed	-6 081.9000
Number of units outstanding at the end of the financial year	28 873.8890
Class	(JPY hedged) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	82 595.5580
Number of units issued	3 780.0000
Number of units redeemed	-21 531.5900
Number of units outstanding at the end of the financial year	64 843.9680
Class	Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	80 101.9010
Number of units issued	30 325.8970
Number of units redeemed	-15 820.3870
Number of units outstanding at the end of the financial year	94 607.4110

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 31 January 2020

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
-------------	----------------------	---	----------------------------

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Bearer shares

Canada			
CAD CANOPY GROWTH CORP COM NPV	300.00	6 759.67	0.00
Total Canada		6 759.67	0.00

Total Bearer shares		6 759.67	0.00
----------------------------	--	-----------------	-------------

Treasury notes, floating rate

USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 12-15-01-22	300 000.00	341 703.76	0.14
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 12-15-07-22	300 000.00	336 335.53	0.14
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 19-15-01-23	325 000.00	364 646.60	0.15
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 16-15-04-21	325 000.00	351 888.17	0.14
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.250%/CPI INDEX 19-15-07-29	350 000.00	385 626.91	0.15
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.250%/CPI INDEX 15-15-01-25	400 000.00	444 157.79	0.18
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI INDEX 13-15-07-23	300 000.00	336 684.09	0.14
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI LINKED 15-15-07-25	325 000.00	364 687.60	0.15
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI LINKED 17-15-01-27	325 000.00	356 812.06	0.14
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.625%/CPI LINKED 14-15-01-24	175 000.00	196 993.18	0.08
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.625%/CPI LINKED 16-15-01-26	300 000.00	340 291.13	0.14
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.750%/CPI LINKED 16-15-07-28	325 000.00	359 126.03	0.15
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.125%/CPI LINKED 11-15-01-21	50 000.00	59 220.14	0.02
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.375%/CPI LINKED 04-15-01-25	200 000.00	307 666.34	0.12
USD AMERICA, UNITED STATES OF 3.875%/CPI LINKED 99-15-04-29	250 000.00	533 725.02	0.22
Total USD		5 047 786.33	2.06

Total Treasury notes, floating rate		5 047 786.33	2.06
--	--	---------------------	-------------

Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		5 074 546.00	2.06
--	--	---------------------	-------------

Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market

Treasury bills, zero coupon

USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF TS 0.00000% 20-06-19-18-06-20	3 000 000.00	2 982 981.12	1.21
Total USD		2 982 981.12	1.21

Total Treasury bills, zero coupon		2 982 981.12	1.21
--	--	---------------------	-------------

Total Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market		2 982 981.12	1.21
--	--	---------------------	-------------

UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010

Investment funds, open end

Ireland			
USD SOURCE MARKETS PLC - MSCI USA SOURCE ETRA	145 150.00	12 837 805.75	5.14
USD UBS (RL) INVSTOR SELECTION PLC - GLOB EMER MKT OPP-I-B USD	14 400.00	3 815 324.64	1.47
USD UBS ETPS PLC - MSCI USA TRN INDEX SF (USD) A-ACC	144 800.00	12 496 064.00	5.15
Total Ireland		28 949 394.39	11.76

Luxembourg			
USD UBS (LUX) BOND SICAV - EMERGING ECONOMIES CORP (USD) X-DIS	45 945.00	5 033 734.20	2.04
USD UBS (LUX) BOND SICAV - USD INVEST GRADE CORP USD X-ACC	2 613.58	30 474 482.32	12.37
USD UBS (LUX) EMERGING ECONOMIES FUND-GLOBAL BONDS (USD) U-X-ACC	537.00	7 592 449.88	3.08
USD UBS (LUX) EQUITY FUND - GLOBAL SUSTAINABLE (USD) U-X-ACC	2 123.00	23 452 946.83	9.53
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - GLE EM OPP (USD) U-X-ACC	641.54	18 890 371.32	7.66
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV-GLOBAL QUANTITATIVE (USD) U-X-ACC	3 014.21	46 690 970.69	18.94
USD UBS (LUX) INSTITUTIONAL FUND-KEY SEL GLOBAL EQUITY RA-USD	1 790.55	46 366 775.86	18.81
USD UBS (LUX) INSTITUTIONAL SICAV-EQUITIES GLE (EX USA) PASSIVE XA	142 177.00	14 736 646.05	5.98
USD UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - USD U-X-ACC	195.00	1 546 808.86	0.63
Total Luxembourg		164 815 187.63	79.64

Total Investment funds, open end		223 764 582.02	90.80
---	--	-----------------------	--------------

Total UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010		223 764 582.02	90.80
--	--	-----------------------	--------------

Total Investments in securities		231 842 109.14	94.07
--	--	-----------------------	--------------

UBS (Lux) Strategy Fund – Growth (USD)
Annual Report as of 31 January 2020

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
-------------	----------------------	---	----------------------------

Derivative instruments

Derivative instruments listed on an official stock exchange

Financial Futures on Indices

EUR	EURO STOXX 50 INDEX FUTURE 20.09.20	-108.00	141,288.83	0.06
GBP	FTSE 100 INDEX FUTURE 20.09.20	66.00	-207,859.58	-0.08
SEK	OMX 30 INDEX FUTURE 21.02.20	-54.00	8,932.19	0.00
USD	S&P500 EMH-FUTURE 20.09.20	-63.00	140,629.61	0.06
JPY	NIKKEI 225 (TOPIX) INDEX FUTURE 12.08.20	34.00	-168,853.59	-0.07
CAD	S&PTX 60 INDEX FUTURE 19.09.20	-3.00	-3,871.31	0.00
AUD	SPI 200 INDEX FUTURE 19.09.20	9.00	34,840.41	0.01
USD	MINI MSCI EMERGING MARKETS INDEX FUTURE 20.09.20	225.00	-458,131.70	-0.28
HKD	HANG SENG INDEX FUTURE 27.02.20	-10.00	110,815.50	0.04
Total Financial Futures on Indices			-590,815.70	-0.24
Total Derivative instruments listed on an official stock exchange			-590,815.70	-0.24
Total Derivative Instruments			-590,815.70	-0.24

Forward Foreign Exchange contracts

Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)

USD	2,210,298.57	AUD	3,209,041.49	5.3.2020	80,718.87	0.03
GBP	1,719,387.88	USD	2,265,874.54	5.3.2020	2,548.41	0.00
USD	1,757,800.28	CAD	2,281,490.07	5.3.2020	32,623.08	0.01
ZAR	460,000.00	USD	32,022.59	5.3.2020	-1,484.63	0.00
JPY	298,553,216.00	USD	2,762,122.83	5.3.2020	-2,874.11	0.00
USD	190,421.80	SGD	256,846.69	5.3.2020	2,232.56	0.00
USD	650,047.98	DKK	4,390,033.89	5.3.2020	6,524.11	0.00
USD	16,623.79	NZD	25,000.00	5.3.2020	436.43	0.00
USD	1,792,020.94	HKD	13,938,000.00	5.3.2020	-1,992.06	0.00
USD	818,812.97	NOK	2,804,898.97	5.3.2020	14,285.32	0.01
USD	549,877.51	SEK	5,166,031.57	5.3.2020	13,097.73	0.01
USD	2,567,376.76	CHF	2,483,489.66	5.3.2020	-13,361.44	-0.01
USD	13,480,491.49	EUR	12,023,453.34	5.3.2020	129,951.40	0.05
USD	147,815.34	AUD	215,000.00	5.3.2020	3,797.37	0.00
USD	157,994.70	NOK	1,400,000.00	5.3.2020	6,098.64	0.00
USD	580,278.45	EUR	520,000.00	26.3.2020	2,136.81	0.00
USD	579,529.08	EUR	520,000.00	5.3.2020	2,134.16	0.00
USD	352,161.63	JPY	36,500,000.00	5.3.2020	-3,657.94	0.00
USD	352,556.68	JPY	36,500,000.00	26.3.2020	-3,891.33	0.00
USD	19,304.58	HKD	150,000.00	5.3.2020	-2.49	0.00
USD	19,302.28	HKD	150,000.00	26.3.2020	-0.54	0.00
USD	260,732.00	CAD	340,000.00	26.3.2020	3,660.50	0.00
USD	260,724.50	CAD	340,000.00	5.3.2020	3,655.68	0.00
USD	221,687.75	CHF	215,000.00	26.3.2020	-1,839.71	0.00
USD	221,565.20	CHF	215,000.00	5.3.2020	-1,855.68	0.00
USD	2,427,187.73	TWD	72,170,000.00	27.2.2020	46,800.47	0.02
IDR	32,752,500,000.00	USD	2,388,427.04	27.2.2020	-21,680.19	-0.01
INR	160,200,000.00	USD	2,254,210.82	27.2.2020	-22,814.85	-0.01
GBP	1,566,893.72	USD	2,037,228.21	26.3.2020	31,189.12	0.01
USD	2,506,345.67	AUD	3,624,594.78	26.3.2020	77,365.97	0.03
JPY	298,183,562.00	USD	2,724,778.89	26.3.2020	34,371.77	0.02
USD	16,590.67	NZD	25,000.00	26.3.2020	401.00	0.00
USD	1,869,775.12	CAD	2,442,193.89	26.3.2020	23,250.46	0.01
USD	390,525.43	SGD	445,000.00	26.3.2020	4,438.62	0.00
USD	11,218,507.67	EUR	10,046,786.86	26.3.2020	46,378.88	0.02
USD	474,174.71	NOK	4,215,576.74	26.3.2020	16,756.45	0.01
USD	1,795,268.82	HKD	13,940,000.00	26.3.2020	-1,240.46	0.00
USD	643,866.00	DKK	4,307,000.00	26.3.2020	2,846.94	0.00
USD	538,993.32	SEK	5,106,177.58	26.3.2020	7,515.99	0.00
USD	2,045,409.68	CHF	1,979,766.65	26.3.2020	-14,505.70	-0.01
JPY	800,577,300.00	USD	7,294,248.28	18.2.2020	97,894.69	0.04
USD	19,302.53	HKD	150,000.00	26.3.2020	-0.29	0.00
USD	19,305.13	HKD	150,000.00	5.3.2020	-1.94	0.00
JPY	17,437,400.00	USD	156,851.81	18.2.2020	2,156.69	0.00
USD	22,986.99	JPY	2,523,600.00	18.2.2020	-314.71	0.00
GBP	350,000.00	USD	439,145.40	5.3.2020	2,622.05	0.00
GBP	390,000.00	USD	439,438.35	26.3.2020	2,587.92	0.00
EUR	2,150,000.00	USD	2,385,840.81	26.3.2020	4,552.50	0.00
EUR	2,150,000.00	USD	2,382,766.10	5.3.2020	4,539.81	0.00
GBP	965,254.83	SEK	12,055,000.00	26.3.2020	20,355.33	0.01
GBP	964,922.60	SEK	12,055,000.00	5.3.2020	20,443.32	0.01
BRL	10,530,000.00	USD	2,519,677.05	27.2.2020	-58,994.23	-0.02
USD	215,275.16	AUD	315,000.00	5.3.2020	4,272.09	0.00
USD	215,389.15	AUD	315,000.00	26.3.2020	4,275.99	0.00
GBP	1,010,000.00	USD	1,322,584.92	26.3.2020	10,890.90	0.01
CAD	190,000.00	USD	144,546.89	26.3.2020	-909.29	0.00
USD	123,592.42	JPY	13,500,000.00	5.3.2020	-1,175.48	0.00
CAD	200,000.00	USD	152,175.58	5.3.2020	-958.63	0.00
USD	120,406.05	SEK	1,150,000.00	5.3.2020	914.57	0.00
USD	123,726.78	JPY	13,500,000.00	26.3.2020	-1,191.37	0.00
GBP	1,010,000.00	USD	1,321,557.73	5.3.2020	10,971.20	0.01
USD	120,522.75	SEK	1,150,000.00	26.3.2020	914.90	0.00
USD	156,242.81	GBP	120,000.00	26.3.2020	-2,166.20	0.00
USD	156,143.21	GBP	120,000.00	5.3.2020	-2,177.05	0.00
Total Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)					607,900.37	0.25

Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets	14,969,618.20	6.07
Other assets and liabilities	-363,619.31	-0.15
Total net assets	246,465,192.70	100.00

UBS (Lux) Strategy Fund – Growth (USD)

Annual Report as of 31 January 2020

The notes are an integral part of the financial statements.

131

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the Net Asset Value

The net asset value and the issue, redemption and conversion price per unit of the different unit classes of each subfund are expressed in the currency of account of the subfund or unit class concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each unit class by the number of units in the respective unit class of the subfund.

In this context, “business day” refers to normal bank business days in Luxembourg (i.e. each day on which the banks are open during normal business hours) except for 24 and 31 December with the exception of individual non-statutory rest days in Luxembourg and days on which exchanges in the main countries in which the subfund invests are closed or 50% or more subfund investments cannot be adequately valued.

The percentage of the net asset value which is attributable to each unit class of a subfund is determined by the ratio of units issued in each unit class to the total number of units issued in the subfund, taking into account the fees charged to that unit class, and changes according to the issues and redemptions of units for each subfund.

If the total subscriptions or redemptions of all the unit classes of a subfund on a single trading day come to a net capital inflow or outflow, the respective subfund's net asset value may be increased or reduced accordingly (so-called single swing pricing). The maximum adjustment amounts to 2% of the net asset value. Estimated transaction costs and tax charges that may be incurred by the subfund as well as the estimated bid/offer spread of the assets in which the subfund invests may be taken into account. The adjustment leads to an increase in net asset value if the net movements result in a rise in all units of the Fund. It results in a reduction of net asset value if the net movements bring about a fall in the units. The board of directors can set a threshold value for each subfund. This may consist of the net movement on a trading day in relation to the net fund assets or to an absolute amount in the currency of the subfund concerned. The net asset value would be adjusted if this threshold were to be exceeded on a trading day.

For all subfunds the swing pricing methodology is applied.

If there were swing pricing adjustments to the net asset value at the end of the financial year, this can be seen from the three-year comparison of the net asset value information of the subfunds. The issue and redemption price per share/unit represents the adjusted net asset value.

b) Valuation principles

- Liquid funds – whether in the form of cash, bank deposits, bills of exchange, sight securities, debt claims, prepaid expenses, cash dividends and declared or accrued interest that has not yet been received – are valued at their full value unless it is unlikely that this value will be fully paid or received, in which case their value is determined by taking into consideration a deduction that seems appropriate in order to portray their true value.
- Securities, derivatives and other assets listed on a stock exchange are valued at the last-known market prices. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the latest available price on the stock exchange that represents the major market for these investments will apply. In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Management Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange or which are traded on another regulated market which operates regularly and is recognised and open to the public are valued at the last available price on this market.
- Securities and other investments that are not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Management Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of the likely sales prices.
- Derivatives not listed on a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. In case only one independent pricing source of a derivative is available, the plausibility of the valuation obtained will be verified by means of calculation methods recognised by the Management Company and the Fund's auditors, based on the market value of the underlying instrument from which the derivative originates.
- Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings

for collective investment (UCI) are valued at their last-known net asset value.

- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. The valuation based on the curves refers to the interest rate and credit spread components. The following principles are applied in this process: for each money market instrument, the interest rates nearest the residual maturity are interpolated. The interest rate calculated in this way is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the credit rating of the borrower.
- Securities, derivatives and other assets denominated in a currency other than the currency of account of the relevant subfund and not hedged by foreign-exchange transactions, are valued at the middle-market rate of exchange (midway between the bid and offer rate) known in Luxembourg or, if not available, on the most representative market for this currency.
- Fixed-term deposits and fiduciary investments are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows. In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available by Bloomberg), and/or broker statement valuations may be used. The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the UBS Valuation Policy.

The Management Company is authorized to apply other generally recognized and auditable valuation criteria in good faith in order to achieve an appropriate valuation of the net assets if, due to extraordinary circumstances, a valuation in accordance with the above-mentioned regulations proves to be unfeasible or inaccurate.

In extraordinary circumstances, additional valuations can be carried out over the course of the day. These new valuations will then be authoritative for subsequent issues and redemptions of units.

c) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

d) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated

in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

e) Net realized profit (loss) on sales of securities

The realized profits or losses on sales of securities are calculated on the basis of the average cost of investments sold.

f) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the prevailing mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the prevailing mid closing spot rates at payment date. Profit or loss on foreign exchange is included in the financial statements.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at mid closing spot rate prevailing on the day of acquisition.

g) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for on the bank business days following the transaction dates.

h) Combined financial statements

The combined financial statements of the Fund are established in EUR. The various items of the combined statement of net assets and the combined statement of operations as at 31 January 2020 of the Fund are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into EUR at the closing exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the combined financial statements as of 31 January 2020:

Exchange rates		
EUR	1 = CHF	1.068803
EUR	1 = USD	1.108200

i) "Mortgage-backed securities"

The Fund, in accordance with its investment policies, may invest in mortgage-backed securities. A mortgage-backed security is a participation in a pool of residential mortgages which is consolidated into the form of securities. The principal and interest payments on the underlying mortgages are passed through to the holders of the mortgage-backed security of which the principle reduces the cost basis of the security. The payment of principal and interest may be guaranteed by quasi-governmental agencies of the United States. A gain or loss is calculated on each paydown associated with each payment of principal.

This gain or loss has been included in "Net realized gain or loss on sales of securities" in the statement of operations. In addition, prepayments of the underlying mortgages may shorten the life of the security, thereby affecting the Fund's expected yield.

j) Receivable on securities sales,

Payable on securities purchases

The position "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The position "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

Receivables and payables from foreign exchange transactions are netted.

k) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the date upon which the relevant securities are first listed as "ex-dividend". Interest income is accrued on a daily basis.

l) Swaps

The Fund may enter into interest rate swap contracts, forward rate agreements on interest rates swaptions and credit default swaps, if they are executed with first-class financial institutions that specialize in transactions of this kind.

Changes in unrealized profits and losses are reflected in the Statement of Operations under the changes in "Unrealized appreciation (depreciation) on Swaps". Gains or losses on swaps incurred when closed-out or matured are recorded as "Realized gain (loss) on Swaps" in the Statement of Operations.

Note 2 – Flat fee

The Fund charges a monthly flat fee for each of the subfunds resp. for each of the unit classes, calculated on the average net asset value of the subfunds resp. the unit classes as shown in the table below.

UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income (CHF)

UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income (USD)

UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income (EUR)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.080%	1.130%
Unit classes with "N" in their name	1.500%	1.550%
Unit classes with "K-1" in their name	0.850%	0.880%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.570%	0.600%
Unit classes with "Q" in their name	0.850%*	0.900%

* Max 0.85% / EIT 0.65%

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "I-A1" in their name	0.650%	0.680%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.570%**	0.600%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

** Max 0.57% / EIT 0.48%

UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (CHF)

UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (USD)

UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (EUR)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.440%	1.490%
Unit classes with "N" in their name	1.680%	1.730%
Unit classes with "K-1" in their name	0.900%	0.930%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.760%	0.790%
Unit classes with "Q" in their name	1.050%*	1.100%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.850%	0.880%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.800%	0.830%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.760%	0.790%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

* Max 1.05% / EIT 0.85%

UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced (CHF)*

UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced (USD)*

UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced (EUR)*

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.620%	1.670%
Unit classes with "P-C" in their name	1.620%	1.670%
Unit classes with "N" in their name	1.860%	1.910%
Unit classes with "K-1" in their name	1.000%	1.030%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.850%	0.880%
Unit classes with "Q" in their name	1.150%**	1.200%***
Unit classes with "I-A1" in their name	0.950%	0.980%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.900%****	0.930%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.850%*****	0.880%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

* The entire flat fee for the "Balanced" subfunds accruing to the unit class "P-C-dist" accrues to the UBS Optiver Foundation.

** Max 1.15% / EIT 0.95%

*** Max 1.20% / EIT 1.00%

**** Max 0.900% / EIT 0.620%

***** Max 0.850% / EIT 0.540%

UBS (Lux) Strategy Fund – Growth (CHF)

UBS (Lux) Strategy Fund – Growth (USD)

UBS (Lux) Strategy Fund – Growth (EUR)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Unit classes with "N" in their name	1.980%	2.030%
Unit classes with "K-1" in their name	1.100%	1.130%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.940%	0.970%
Unit classes with "Q" in their name	1.250%*	1.300%
Unit classes with "I-A1" in their name	1.050%	1.080%
Unit classes with "I-A2" in their name	1.000%	1.030%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.940%	0.970%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

* Max 1.25% / Dt 1.05%

UBS (Lux) Strategy Fund – Equity (CHF)

UBS (Lux) Strategy Fund – Equity (USD)

UBS (Lux) Strategy Fund – Equity (EUR)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.920%	1.970%
Unit classes with "N" in their name	1.980%	2.030%
Unit classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	1.030%	1.060%
Unit classes with "Q" in their name	1.350%*	1.400%
Unit classes with "I-A1" in their name	1.150%	1.180%
Unit classes with "I-A2" in their name	1.100%	1.130%
Unit classes with "I-A3" in their name	1.030%	1.060%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

* Max 1.35% / Dt 1.15%

Out of the aforementioned flat fee the following fees are paid:

1. For the management, administration, portfolio management and distribution of the Company (if applicable), as well as for all the tasks of the Depositary, such as the safekeeping and supervision of the Company's assets, the handling of payment transactions and all other tasks listed in the section "Depositary and main paying agent" of the prospectus, a maximum flat fee based on the net asset value of the Company is paid from the Company's assets, in accordance with the following provisions. The maximum flat fee for unit classes with "hedged" in their name may contain fees for hedging currency risk. This fee is charged to the Company's assets on a pro rata

basis upon every calculation of the net asset value and is paid on a monthly basis (maximum flat fee).

2. The maximum flat fee does not include the following fees and additional expenses, which are also charged to the Fund:

- a) all additional expenses related to management of the Fund's assets for the sale and purchase of assets (bid/offer spread, brokerage fees in line with the market, commissions, fees, etc.). These expenses are generally calculated upon the purchase or sale of the respective assets. In derogation hereto, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of units, are covered by the application of the Single Swinging Pricing principle pursuant to the section entitled "Net asset value, issue, redemption and conversion price" of the sales prospectus;
- b) fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as all fees of the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;
- c) auditor's fees for the annual audit and certification in connection with the establishment, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as any other fees paid to the auditor for the services it provides in relation to the administration of the Fund and as permissible by law;
- d) fees for legal and tax advisers, as well as notaries, in connection with the establishment, registration in distribution countries, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as for the general safeguarding of the interests of the Fund and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
- e) costs for the publication of the Fund's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
- f) costs for the Fund's legal documents (prospectuses, KIID, annual and semi-annual reports, as well as all other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
- g) costs for the Fund's registration with any foreign supervisory authorities, if applicable, including fees, translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
- h) expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Fund, including fees for external advisers;
- i) costs and fees related to any intellectual property registered in the Fund's name or usufructuary rights of the Fund;
- j) all expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary for protecting the interests of the investors;

k) if the Management Company participates in class-action suits in the interests of investors, it may charge the Fund's assets for the expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and Depositary costs). Furthermore, the Management Company may charge for all administrative costs, provided these are verifiable and disclosed, and taken into account in the disclosure of the Fund's total expense ratio (TER).

3. The Management Company may pay retrocessions in order to cover the distribution activities of the Fund.

The Management Company may pay retrocessions in order to cover the distribution activities of the Fund. All taxes levied on the income and assets of the Fund, particularly the *taxe d'abonnement*, will also be borne by the Fund.

For purposes of general comparability with fee rules of different fund providers that do not have a flat fee, the term "maximum management fee" is set at 80% of the flat fee.

All costs which can be allocated to individual subfunds will be charged to these subfunds. Costs which can be allocated to unit classes will be charged to these unit classes. If costs pertain to several or all subfunds/unit classes, however, these costs will be charged to the subfunds/unit classes concerned in proportion to their relative net asset values.

In the subfunds that may invest in other UCIs or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the relevant investment fund and at that of the subfund.

The following subfunds invested as at 31 January 2020 at least 50% of their net asset value into other UCITS:

UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (CHF)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced (CHF)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Growth (CHF)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (EUR)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced (EUR)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Growth (EUR)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Equity (EUR)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (USD)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced (USD)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Growth (USD)

With the exception of the target fund UBS ETF – MSCI EMU UCITS ETF (EUR) A-dis (0.18% p.a.) and UBS ETF plc – MSCI (USA) SF (USD) A-ac (0.15% p.a.), the maximum fee of all other target funds was 0.00% p.a.

In the case of investments in units of funds managed directly or indirectly by the Management Company itself or another company related to it by common management or control, or by a substantial direct or indirect holding, the subfund's making the investment

may not be charged with any of the target fund's issue or redemption commissions.

When the Management Company invests in the units of an Associated Fund, according to the above paragraph, which applies a lower actual flat fee than the actual flat fee of the investing subfund, the Management Company may, instead of the aforementioned reduced actual flat fee on the volume invested in the Associated Fund, charge the difference between the actual flat fee of the investing subfund on the one hand and the actual flat fee of the Associated Fund on the other, such that at all times, the total management fee payable by the subfund shall not exceed the amount stated in the sales prospectus applicable to funds that are not Associated Funds.

Details on the ongoing charges of the subfunds can be found in the KIIDs.

Note 3 – Taxe d'abonnement

In accordance with the law and the regulations currently in force, the Fund is subject in Luxembourg to the subscription tax at the annual rate of 0.05% or a reduced *taxe d'abonnement* amounting to 0.01% p.a. for some unit classes, payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of the Fund at the end of each quarter.

The *Taxe d'abonnement* is waived for that part of the net assets invested in units or shares of other undertakings for collective investment that have already paid the *Taxe d'abonnement* in accordance with the statutory provisions of Luxembourg law.

Note 4 – Other income

Other income mainly consist of income resulting from Single Swing Pricing.

Note 5 – Income Distribution

In accordance with article 10 of the Regulations, once the annual accounts are closed the Management Company will decide to what extent distribution should be made for each subfund or unit class. Distributions may not be so large as to cause the net assets of the Fund to fall below the minimum fund assets laid down by the provisions of the law. If distributions are made, they will be paid out within four months of the end of the financial year.

The Board of Directors is authorized to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

An income equalisation amount will be calculated so that the distribution corresponds to the actual income entitlement.

Note 6 – Commitments on Financial Futures

Commitments on Financial Futures per subfund and resp. currency at 31 January 2020 can be summarised as follows:

Financial Futures

UBS (Lux) Strategy Fund	Financial Futures on bonds (purchased)	Financial Futures on bonds (sold)
- Balanced (USD)	- USD	29 959 757.94 USD

UBS (Lux) Strategy Fund	Financial Futures on indices (purchased)	Financial Futures on indices (sold)
- Yield (CHF)	106 632 008.63 CHF	72 099 346.65 CHF
- Balanced (CHF)	130 136 254.06 CHF	87 224 267.98 CHF
- Growth (CHF)	60 233 836.75 CHF	40 889 521.55 CHF
- Equity (CHF)	21 108 544.43 CHF	19 455 784.58 CHF
- Yield (EUR)	78 725 140.25 EUR	63 502 737.94 EUR
- Balanced (EUR)	89 619 372.92 EUR	70 141 154.52 EUR
- Growth (EUR)	21 107 051.80 EUR	16 414 200.70 EUR
- Equity (EUR)	8 342 178.21 EUR	8 152 385.59 EUR
- Yield (USD)	60 089 133.00 USD	29 426 299.97 USD
- Balanced (USD)	117 481 646.62 USD	84 772 651.38 USD
- Growth (USD)	26 396 192.58 USD	17 467 642.39 USD
- Equity (USD)	6 129 822.37 USD	5 381 743.48 USD

The commitments on Financial Futures on bonds or index (if any) are calculated based on the market value of the Financial Futures (Number of contracts*notional contract size*market price of the futures).

Note 7 – Soft dollar arrangements

During the financial year from 1 February 2019 until 31 January 2020, no "soft dollar arrangements" were entered into on behalf of UBS (Lux) Strategy Fund and "soft dollars" amount to nil.

Note 8 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Swiss Funds & Asset Management Association (SFAMA) "Guidelines on the calculation and disclosure of the TER" in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Strategy Fund	Total Expense Ratio (TER)
- Fixed Income (CHF) P-acc	1.13%
- Fixed Income (CHF) P-dist	1.13%
- Fixed Income (CHF) Q-acc	0.71%
- Fixed Income (CHF) Q-dist	0.70%
- Yield (CHF) K-1-acc	0.96%
- Yield (CHF) P-acc	1.50%
- Yield (CHF) P-dist	1.50%

UBS (Lux) Strategy Fund	Total Expense Ratio (TER)
- Yield (CHF) Q-acc	0.91%
- Yield (CHF) Q-dist	0.91%
- Balanced (CHF) P-acc	1.68%
- Balanced (CHF) P-C-dist	1.68%
- Balanced (CHF) P-dist	1.68%
- Balanced (CHF) Q-acc	1.01%
- Balanced (CHF) Q-C-dist	1.01%
- Balanced (CHF) Q-dist	1.01%
- Growth (CHF) P-acc	1.86%
- Growth (CHF) Q-acc	1.11%
- Equity (CHF) P-acc	1.98%
- Equity (CHF) Q-acc	1.21%
- Fixed Income (EUR) N-acc	1.55%
- Fixed Income (EUR) P-acc	1.13%
- Fixed Income (EUR) P-dist	1.13%
- Fixed Income (EUR) Q-acc	0.70%
- Fixed Income (EUR) Q-dist	0.71%
- Yield (EUR) K-1-acc	0.95%
- Yield (EUR) N-acc	1.73%
- Yield (EUR) P-acc	1.49%
- Yield (EUR) P-dist	1.49%
- Yield (EUR) Q-acc	0.90%
- Yield (EUR) Q-dist	0.90%
- Balanced (EUR) I-A2-acc	0.67%
- Balanced (EUR) K-1-acc	1.05%
- Balanced (EUR) N-acc	1.92%
- Balanced (EUR) (CAD hedged) P-4%-mdist	1.68%
- Balanced (EUR) (GBP hedged) P-4%-mdist	1.68%
- Balanced (EUR) (SGD hedged) P-4%-mdist	1.68%
- Balanced (EUR) (USD hedged) P-4%-mdist	1.68%
- Balanced (EUR) P-acc	1.68%
- Balanced (EUR) P-C-dist	1.68%
- Balanced (EUR) P-dist	1.68%
- Balanced (EUR) P-mdist	1.67%
- Balanced (EUR) (USD hedged) P-mdist	1.68%
- Balanced (EUR) Q-acc	1.01%
- Balanced (EUR) Q-C-dist	1.01%
- Balanced (EUR) Q-dist	1.01%
- Growth (EUR) N-acc	2.04%
- Growth (EUR) P-acc	1.87%
- Growth (EUR) Q-acc	1.11%
- Equity (EUR) N-acc	2.06%
- Equity (EUR) P-acc	2.00%
- Equity (EUR) Q-acc	1.23%
- Fixed Income (USD) I-A3-acc	0.51%
- Fixed Income (USD) P-acc	1.13%
- Fixed Income (USD) P-dist	1.13%
- Fixed Income (USD) P-mdist	1.13%
- Fixed Income (USD) Q-acc	0.71%
- Fixed Income (USD) Q-dist	0.70%
- Yield (USD) K-1-acc	0.95%
- Yield (USD) (JPY hedged) K-1-acc	0.95%
- Yield (USD) P-4%-mdist	1.49%
- Yield (USD) (EUR hedged) P-4%-mdist	1.50%
- Yield (USD) P-acc	1.49%
- Yield (USD) (GBP hedged) P-acc	1.50%
- Yield (USD) (JPY hedged) P-acc	1.50%
- Yield (USD) P-dist	1.49%
- Yield (USD) Q-4%-mdist	0.90%
- Yield (USD) Q-acc	0.90%

UBS (Lux) Strategy Fund
Annual Report as of 31 January 2020

UBS (Lux) Strategy Fund	Total Expense Ratio (TER)
– Yield (USD) Q-dist	0.90%
– Balanced (USD) I-A3-acc	0.58%
– Balanced (USD) K-1-acc	1.04%
– Balanced (USD) P-4%-mdist	1.67%
– Balanced (USD) (HKD) P-4%-mdist	1.67%
– Balanced (USD) (AUD hedged) P-4%-mdist	1.68%
– Balanced (USD) (CAD hedged) P-4%-mdist	1.68%
– Balanced (USD) (GBP hedged) P-4%-mdist	1.68%
– Balanced (USD) (RMB hedged) P-4%-mdist	1.67%
– Balanced (USD) P-acc	1.67%
– Balanced (USD) P-C-dist	1.67%
– Balanced (USD) P-dist	1.67%
– Balanced (USD) P-mdist	1.67%
– Balanced (USD) (SGD hedged) P-mdist	1.67%
– Balanced (USD) Q-4%-mdist	1.00%
– Balanced (USD) (AUD hedged) Q-4%-mdist	1.01%
– Balanced (USD) (HKD) Q-4%-mdist	1.00%
– Balanced (USD) Q-acc	1.00%
– Balanced (USD) Q-dist	1.00%
– Balanced (USD) Q-mdist	1.00%
– Balanced (USD) (SGD hedged) Q-mdist	1.01%
– Growth (USD) F-acc	0.99%
– Growth (USD) I-A3-acc	0.99%
– Growth (USD) P-acc	1.86%
– Growth (USD) (JPY hedged) P-acc	1.87%
– Growth (USD) Q-acc	1.11%
– Equity (USD) P-acc	2.01%
– Equity (USD) Q-acc	1.24%

Transaction costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

The TER for classes of shares which were active less than a 12 month period are annualised.

Note 9 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the period. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 31 January 2020, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions as follows:

UBS (Lux) Strategy Fund	Transaction costs
– Fixed Income (CHF)	6 387.85 CHF
– Yield (CHF)	249 424.60 CHF
– Balanced (CHF)	244 571.95 CHF
– Growth (CHF)	102 946.72 CHF
– Equity (CHF)	51 878.13 CHF
– Fixed Income (EUR)	1 204.24 EUR
– Yield (EUR)	132 584.34 EUR
– Balanced (EUR)	133 926.78 EUR
– Growth (EUR)	36 833.91 EUR
– Equity (EUR)	25 208.45 EUR

UBS (Lux) Strategy Fund
Annual Report as of 31 January 2020

UBS (Lux) Strategy Fund	Transaction costs
– Fixed Income (USD)	1 562.91 USD
– Yield (USD)	128 360.98 USD
– Balanced (USD)	202 112.79 USD
– Growth (USD)	69 212.12 USD
– Equity (USD)	21 179.00 USD

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each Fund.

Note 10 – Significant event during the reporting period

The Swiss UBS asset management business was transferred from UBS AG to UBS Asset Management Switzerland AG, a member of UBS Group. The transfer became effective on 17 June 2019.

UBS Asset Management Switzerland AG is a FINMA approved asset manager of collective investment schemes.

Note 11 – Subsequent Event

As at the end of the Reporting Period, a limited number of cases of an unknown virus had been reported to the World Health Organization. Following the subsequent spread of an unknown virus globally, the World Health Organization declared the COVID-19 outbreak to be a pandemic on 11 March 2020. The identification of the virus after the end of the Reporting Period as a new coronavirus, and its subsequent global outbreak, is considered a non-adjusting subsequent event. At present it is not possible to assess the detailed impact, of this emerging risk, on the portfolios of the Fund but there is growing concern about the impact on the world economy and as a result of this uncertainty the values reflected in these financial statements may materially differ from the value received upon actual sales of those investments. In the light of significant corrections and heightened volatility in the financial markets over the past few weeks, the impact for the Fund might be important in terms of future valuations of its asset, nevertheless the Board and the Investment Managers continue to observe the efforts of governments to contain the spread of the virus in order to monitor and manage the economic impact on the portfolios and the Fund itself.

In addition, there is no indication that the going concern assumption of the Fund is inappropriate.

No other events took place between the end of the Reporting Period and the date of the approval of these financial statements that would require disclosure in or adjustments to the amounts recognized in these financial statements.

Note 12 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the unitholders, the Management Company and the depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Management Company and/or the depositary can elect to make themselves and the Fund subject to the jurisdiction of the countries in which the Fund units were bought and sold.

The German version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited from the auditor. However, in the case of units sold to investors from the other countries in which Fund units can be bought and sold, the Management Company and the Depositary may recognize approved translations (i.e. approved by the Management Company and the Depositary) into the languages concerned as binding upon themselves and the Fund.

Note 13 – OTC-Derivatives and Securities Lending

If the Fund enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Fund enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Fund is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Fund. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Fund in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Fund to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Fund may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch acts as securities lending agent.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income (CHF)		
Bank of America	277 060.43 CHF	0.00 CHF
Barclays	244 655.74 CHF	0.00 CHF
Citibank	339 805.65 CHF	0.00 CHF
HSBC	-76 959.03 CHF	0.00 CHF
JP Morgan	51 219.58 CHF	0.00 CHF
Morgan Stanley	-19 189.24 CHF	0.00 CHF
UBS AG	216 934.28 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (CHF)		
Bank of America	2 122 460.57 CHF	0.00 CHF
Barclays	2 025 951.70 CHF	0.00 CHF
Canadian Imperial Bank	391 350.92 CHF	0.00 CHF
Citibank	2 923 537.82 CHF	0.00 CHF
HSBC	-577 246.31 CHF	0.00 CHF
JP Morgan	371 618.70 CHF	0.00 CHF
Morgan Stanley	-135 386.46 CHF	78 022.65 CHF
UBS AG	2 106 911.21 CHF	0.00 CHF
Westpac Banking Corp	116 307.45 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced (CHF)		
Bank of America	1 652 169.54 CHF	0.00 CHF
Barclays	1 613 509.08 CHF	0.00 CHF
Canadian Imperial Bank	332 646.03 CHF	0.00 CHF
Citibank	1 898 788.56 CHF	0.00 CHF
HSBC	-462 807.84 CHF	0.00 CHF
JP Morgan	289 997.53 CHF	0.00 CHF
Morgan Stanley	-227 488.33 CHF	9 644.50 CHF
State Street	53 406.37 CHF	0.00 CHF
UBS AG	1 729 645.83 CHF	0.00 CHF
Westpac Banking Corp	124 256.42 CHF	0.00 CHF

UBS (Lux) Strategy Fund
Annual Report as of 31 January 2020

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Strategy Fund – Growth (CHF)		
Bank of America	535 756.20 CHF	0.00 CHF
Barclays	433 739.82 CHF	0.00 CHF
Citibank	589 925.54 CHF	0.00 CHF
Goldman Sachs	10 676.55 CHF	0.00 CHF
HSBC	-164 855.74 CHF	0.00 CHF
JP Morgan	101 332.10 CHF	0.00 CHF
Morgan Stanley	-35 525.83 CHF	0.00 CHF
UBS AG	747 155.19 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Strategy Fund – Equity (CHF)		
Bank of America	215 677.29 CHF	0.00 CHF
Barclays	122 335.65 CHF	0.00 CHF
Citibank	240 729.13 CHF	0.00 CHF
Goldman Sachs	7 870.50 CHF	0.00 CHF
HSBC	-78 009.27 CHF	0.00 CHF
JP Morgan	46 470.36 CHF	0.00 CHF
Morgan Stanley	-15 829.59 CHF	0.00 CHF
UBS AG	417 323.05 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income (EUR)		
Bank of America	18 690.11 EUR	0.00 EUR
Barclays	-88 435.18 EUR	0.00 EUR
HSBC	-39 773.44 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	27 586.46 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	-12 157.72 EUR	0.00 EUR
State Street	3 967.90 EUR	0.00 EUR
UBS AG	24 160.03 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	-217 010.52 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (EUR)		
Bank of America	157 308.43 EUR	0.00 EUR
Barclays	-816 982.95 EUR	0.00 EUR
HSBC	-279 411.30 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	372 656.03 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	-95 505.13 EUR	0.00 EUR
State Street	35 842.94 EUR	0.00 EUR
UBS AG	188 006.31 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	-1 974 574.06 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced (EUR)		
Bank of America	106 628.32 EUR	0.00 EUR
Barclays	-387 833.26 EUR	0.00 EUR
Canadian Imperial Bank	59 248.39 EUR	0.00 EUR
HSBC	-159 547.42 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	148 559.91 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	23 752.76 EUR	0.00 EUR
State Street	196 051.53 EUR	0.00 EUR
UBS AG	107 951.30 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	-980 042.10 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Strategy Fund – Growth (EUR)		
Bank of America	24 477.32 EUR	0.00 EUR
Barclays	-111 508.18 EUR	0.00 EUR
Citibank	3 439.44 EUR	0.00 EUR
HSBC	-50 700.14 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	33 078.00 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	-14 582.84 EUR	0.00 EUR
State Street	6 157.75 EUR	0.00 EUR
UBS AG	168 586.14 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	-259 392.59 EUR	0.00 EUR

UBS (Lux) Strategy Fund
Annual Report as of 31 January 2020

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Strategy Fund – Equity (EUR)		
Bank of America	13 124.30 EUR	0.00 EUR
Barclays	-51 017.23 EUR	0.00 EUR
HSBC	-27 168.45 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	17 768.47 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	-7 828.70 EUR	0.00 EUR
State Street	3 425.22 EUR	0.00 EUR
UBS AG	91 052.91 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	-119 648.09 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income (USD)		
Bank of America	26 939.64 USD	0.00 USD
HSBC	-54 329.52 USD	0.00 USD
JP Morgan	33 092.62 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-14 690.66 USD	0.00 USD
UBS AG	74 557.78 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	13 636.75 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (USD)		
Bank of America	136 170.37 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	795 347.69 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	99 677.49 USD	0.00 USD
HSBC	-336 665.09 USD	0.00 USD
JP Morgan	521 929.62 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-92 436.75 USD	0.00 USD
State Street	266.63 USD	0.00 USD
UBS AG	373 154.80 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	315 913.93 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced (USD)		
Bank of America	144 647.03 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	418 483.59 USD	0.00 USD
Citibank	-56 479.87 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-47 069.25 USD	0.00 USD
HSBC	-1 403 212.17 USD	0.00 USD
JP Morgan	994 472.43 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-2 155 578.05 USD	0.00 USD
State Street	173 366.39 USD	0.00 USD
UBS AG	373 800.02 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	800 840.76 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Strategy Fund – Growth (USD)		
Bank of America	40 514.94 USD	0.00 USD
Barclays	16 667.34 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	189 996.18 USD	0.00 USD
Citibank	80 541.98 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	58 914.34 USD	0.00 USD
HSBC	-60 254.83 USD	0.00 USD
JP Morgan	48 800.47 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-18 813.25 USD	0.00 USD
State Street	51 881.46 USD	0.00 USD
UBS AG	-8 833.90 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	208 485.64 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Strategy Fund – Equity (USD)		
Bank of America	8 823.07 USD	0.00 USD
HSBC	-18 066.51 USD	0.00 USD
JP Morgan	11 458.68 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-5 086.51 USD	0.00 USD
UBS AG	134 541.14 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	4 361.64 USD	0.00 USD

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

Securities Lending

UBS (Lux) Strategy Fund	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 31 January 2020		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 31 January 2020		
	Market value of securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equities	Bonds	Cash
– Fixed Income (CHF)	17 005 356.40 CHF	18 268 382.97 CHF	52.08	47.92	0.00
– Yield (CHF)	123 395 625.99 CHF	132 560 500.32 CHF	52.08	47.92	0.00
– Balanced (CHF)	58 518 173.14 CHF	62 864 451.21 CHF	52.08	47.92	0.00
– Growth (CHF)	396 870.00 CHF	426 346.44 CHF	52.08	47.92	0.00
– Equity (CHF)	5 984 431.54 CHF	6 428 908.91 CHF	52.08	47.92	0.00
– Fixed Income (EUR)	27 491 329.85 EUR	29 533 173.57 EUR	52.08	47.92	0.00
– Yield (EUR)	92 614 529.15 EUR	99 493 221.28 EUR	52.08	47.92	0.00
– Balanced (EUR)	31 777 183.57 EUR	34 137 347.41 EUR	52.08	47.92	0.00
– Growth (EUR)	3 251 287.11 EUR	3 492 767.61 EUR	52.08	47.92	0.00
– Equity (EUR)	15 855.08 EUR	17 032.67 EUR	52.08	47.92	0.00
– Fixed Income (USD)	27 380 691.62 USD	29 414 317.98 USD	52.08	47.92	0.00
– Yield (USD)	85 834 200.62 USD	92 209 302.29 USD	52.08	47.92	0.00
– Balanced (USD)	86 086 583.24 USD	92 480 429.94 USD	52.08	47.92	0.00
– Growth (USD)	3 346 118.39 USD	3 594 642.23 USD	52.08	47.92	0.00
– Equity (USD)	17 491.32 USD	18 790.45 USD	52.08	47.92	0.00

(2) 【2019年1月31日終了年度】

① 【貸借対照表】

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド

連結純資産計算書

	ユーロ	千 円
	2019年1月31日現在	
資産		
投資有価証券、取得原価	7,046,201,101.04	839,413,937
投資有価証券、未実現評価（損）益	958,526,560.47	114,189,269
投資有価証券合計（注1）	8,004,727,661.51	953,603,206
現金預金、要求払預金および貯蓄預金	98,954,761.13	11,788,481
その他の流動資産（委託証拠金）	38,378,275.75	4,572,004
有価証券売却未収金（注1）	7,034,364.12	838,004
発行受益証券未収金	8,189,015.70	975,557
有価証券に係る未収利息	12,347,011.61	1,470,899
未収分配金	605,140.91	72,090
その他の未収金	90,628.26	10,797
金融先物に係る未実現（損）益（注1）	4,289,679.20	511,029
先渡為替契約に係る未実現（損）益（注1）	(17,292,343.38)	(2,060,037)
資産合計	8,157,324,194.81	971,782,031
負債		
当座借越	(893,964.39)	(106,498)
有価証券購入未払金（注1）	(12,149,110.10)	(1,447,323)
買戻受益証券未払金	(18,590,088.71)	(2,214,637)
報酬引当金（注2）	(5,245,134.70)	(624,853)
年次税引当金（注3）	(135,708.64)	(16,167)
その他の手数料および報酬引当金（注2）	(426,591.09)	(50,820)
引当金合計	(5,807,434.43)	(691,840)
負債合計	(37,440,597.63)	(4,460,298)
期末現在純資産額	8,119,883,597.18	967,321,733

注記は、財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド

連結運用計算書

	ユーロ	千 円
	自2018年2月1日	至2019年1月31日
収益		
流動資産に係る利息	727,114.26	86,621
有価証券に係る利息	38,433,489.84	4,578,582
分配金	33,356,667.54	3,973,780
貸付有価証券に係る収益（注11）	2,642,757.91	314,832
その他の収益（注4）	1,086,754.46	129,465
収益合計	76,246,784.01	9,083,279
費用		
報酬（注2）	(127,882,191.61)	(15,234,605)
年次税（注3）	(1,646,923.35)	(196,198)
貸付有価証券に係るコスト（注11）	(1,057,103.10)	(125,933)
その他の手数料および報酬（注2）	(1,393,894.88)	(166,055)
現金および当座借越に係る利息	(567,514.11)	(67,608)
その他の費用	(916.39)	(109)
費用合計	(132,548,543.44)	(15,790,508)
投資に係る純（損）益	(56,301,759.43)	(6,707,229)
実現（損）益（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る		
実現（損）益	116,023,831.38	13,821,919
オプションに係る実現（損）益	(5,396,882.21)	(642,931)
利回り評価有価証券および		
短期金融商品に係る実現（損）益	219,813.95	26,186
金融先物に係る実現（損）益	(26,646,911.46)	(3,174,447)
先渡為替契約に係る実現（損）益	(212,696,416.83)	(25,338,524)
外国為替に係る実現（損）益	12,462,515.49	1,484,659
実現（損）益合計	(116,034,049.68)	(13,823,136)
当期実現純（損）益	(172,335,809.11)	(20,530,365)
未実現評価（損）益の変動（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る		
未実現評価（損）益	(114,194,704.68)	(13,604,015)
オプションに係る未実現評価（損）益	(3,638,782.61)	(433,488)
利回り評価有価証券および		
短期金融商品に係る未実現評価（損）益	139,318.22	16,597
金融先物に係る未実現評価（損）益	5,076,096.86	604,715
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(129,560,525.13)	(15,434,545)
未実現評価（損）益の変動合計	(242,178,597.34)	(28,850,736)
運用の結果による純資産の純増（減）	(414,514,406.45)	(49,381,101)

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド－イールド（米ドル）

純資産計算書

	米ドル	千円
2019年1月31日現在		
資産		
投資有価証券、取得原価	785,040,227.54	84,415,376
投資有価証券、未実現評価（損）益	64,641,666.43	6,950,918
投資有価証券合計（注1）	849,681,893.97	91,366,294
現金預金、要求払預金および貯蓄預金	11,183,694.79	1,202,583
その他の流動資産（委託証拠金）	4,447,727.38	478,264
発行受益証券未収金	121,032.36	13,015
有価証券に係る未収利息	1,219,941.94	131,180
未収分配金	45,180.59	4,858
その他の未収金	3,160.91	340
金融先物に係る未実現（損）益（注1）	761,220.07	81,854
先渡為替契約に係る未実現（損）益（注1）	202,723.20	21,799
資産合計	867,666,575.21	93,300,187
負債		
有価証券購入未払金（注1）	(780,992.00)	(83,980)
買戻受益証券未払金	(2,238,253.70)	(240,679)
報酬引当金（注2）	(506,507.77)	(54,465)
年次税引当金（注3）	(12,589.68)	(1,354)
その他の手数料および報酬引当金（注2）	(39,507.17)	(4,248)
引当金合計	(558,604.62)	(60,067)
負債合計	(3,577,850.32)	(384,726)
期末現在純資産額	864,088,724.89	92,915,461

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド－イールド（米ドル）

運用計算書

	米ドル	千円
	自2018年2月1日 至2019年1月31日	
収益		
流動資産に係る利息	108,281.90	11,644
有価証券に係る利息	5,449,284.12	585,962
分配金	1,956,993.24	210,435
貸付有価証券に係る収益（注11）	338,067.82	36,352
その他の収益（注4）	355,047.60	38,178
収益合計	8,207,674.68	882,571
費用		
報酬（注2）	(12,771,159.51)	(1,373,283)
年次税（注3）	(153,835.06)	(16,542)
貸付有価証券に係るコスト（注11）	(135,227.12)	(14,541)
その他の手数料および報酬（注2）	(159,528.31)	(17,154)
現金および当座借越に係る利息	(57,277.99)	(6,159)
費用合計	(13,277,027.99)	(1,427,679)
投資に係る純（損）益	(5,069,353.31)	(545,108)
実現（損）益（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る 実現（損）益	10,229,577.01	1,099,986
オプションに係る実現（損）益	(690,596.37)	(74,260)
金融先物に係る実現（損）益	(3,430,674.02)	(368,900)
先渡為替契約に係る実現（損）益	1,491,127.91	160,341
外国為替に係る実現（損）益	(1,557,667.09)	(167,496)
実現（損）益合計	6,041,767.44	649,671
当期実現純（損）益	972,414.13	104,564
未実現評価（損）益の変動（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る 未実現評価（損）益	(33,549,498.47)	(3,607,578)
オプションに係る未実現評価（損）益	(408,750.00)	(43,953)
金融先物に係る未実現評価（損）益	411,846.58	44,286
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	1,574,523.33	169,308
未実現評価（損）益の変動合計	(31,971,878.56)	(3,437,936)
運用の結果による純資産の純増（減）	(30,999,464.43)	(3,333,372)

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーグロース（米ドル）

純資産計算書

	米ドル	千円
資産	2019年1月31日現在	
投資有価証券、取得原価	191,728,149.83	20,616,528
投資有価証券、未実現評価（損）益	25,765,812.65	2,770,598
投資有価証券合計（注1）	217,493,962.48	23,387,126
現金預金、要求払預金および貯蓄預金	3,214,657.69	345,672
その他の流動資産（委託証拠金）	1,328,191.66	142,820
発行受益証券未収金	3,463.87	372
有価証券に係る未収利息	28,116.84	3,023
未収分配金	42,615.92	4,582
その他の未収金	29,501.94	3,172
金融先物に係る未実現（損）益（注1）	212,478.73	22,848
先渡為替契約に係る未実現（損）益（注1）	(133,544.32)	(14,360)
資産合計	222,219,444.81	23,895,257
負債		
有価証券購入未払金（注1）	(210,757.21)	(22,663)
買戻受益証券未払金	(72,893.14)	(7,838)
報酬引当金（注2）	(139,967.86)	(15,051)
年次税引当金（注3）	(2,038.69)	(219)
その他の手数料および報酬引当金（注2）	(23,803.90)	(2,560)
引当金合計	(165,810.45)	(17,830)
負債合計	(449,460.80)	(48,331)
期末現在純資産額	221,769,984.01	23,846,926

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーグロース（米ドル）

運用計算書

	米ドル	千円
	自2018年2月1日 至2019年1月31日	
収益		
流動資産に係る利息	30,924.64	3,325
有価証券に係る利息	105,142.50	11,306
分配金	722,515.01	77,692
貸付有価証券に係る収益（注11）	36,013.32	3,873
その他の収益（注4）	122,588.46	13,182
収益合計	1,017,183.93	109,378
費用		
報酬（注2）	(2,754,445.55)	(296,186)
年次税（注3）	(25,732.98)	(2,767)
貸付有価証券に係るコスト（注11）	(14,405.33)	(1,549)
その他の手数料および報酬（注2）	(24,422.72)	(2,626)
現金および当座借越に係る利息	(12,151.93)	(1,307)
費用合計	(2,831,158.51)	(304,434)
投資に係る純（損）益	(1,813,974.58)	(195,057)
実現（損）益（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る 実現（損）益	2,348,534.21	252,538
オプションに係る実現（損）益	(118,922.53)	(12,788)
利回り評価有価証券および 短期金融商品に係る実現（損）益	101,455.49	10,910
金融先物に係る実現（損）益	(866,143.24)	(93,136)
先渡為替契約に係る実現（損）益	1,873,087.53	201,413
外国為替に係る実現（損）益	(238,048.49)	(25,597)
実現（損）益合計	3,099,962.97	333,339
当期実現純（損）益	1,285,988.39	138,282
未実現評価（損）益の変動（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る 未実現評価（損）益	(7,147,013.84)	(768,518)
オプションに係る未実現評価（損）益	(117,650.00)	(12,651)
利回り評価有価証券および 短期金融商品に係る未実現評価（損）益	34,311.18	3,689
金融先物に係る未実現評価（損）益	41,618.88	4,475
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	779,180.29	83,785
未実現評価（損）益の変動合計	(6,409,553.49)	(689,219)
運用の結果による純資産の純増（減）	(5,123,565.10)	(550,937)

注記は、財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記

2019年1月31日現在

注1．重要な会計方針の概要

当財務書類は、投資信託としてルクセンブルグで一般に公認されている会計原則に従って作成されている。重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

a) 純資産価格の計算

各サブ・ファンドの異なるクラス受益証券1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および転換価格は、サブ・ファンドまたは受益証券クラスの勘定通貨で表示され、毎ファンド営業日に、クラス受益証券がそれぞれに帰属する各サブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの各クラス受益証券の受益証券口数で除することにより決定される。

本書において「営業日」とは、ルクセンブルグにおける個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除き、12月24日および12月31日を除くルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいう。

各サブ・ファンドのクラス受益証券に帰属する純資産価額の割合は、かかるクラス受益証券に課せられる手数料および各サブ・ファンドの受益証券の発行・買戻しによる変動を考慮して、各クラス受益証券の流通している受益証券とサブ・ファンドの流通している受益証券の総口数との比率により決定される。

一取引日に、サブ・ファンドのすべてのクラス受益証券の発行受益証券または買戻受益証券の総額が純資本に流入または純資本から流出した場合、各サブ・ファンドの純資産価額はそれに応じて増加または減少することがある（いわゆるシングル・スウィング・プライシング）。その際の最大の調整額は、純資産価額の2%となる。サブ・ファンドが支出する見積り取引費用および税金、ならびにサブ・ファンドが投資する資産の見積り呼値スプレッドが考慮されることになる。純変動がファンドの全受益証券の増加につながる場合、かかる調整によって純資産価額は増加する。純変動が受益証券の減少につながる場合、純資産価額は減少する。取締役会は、各サブ・ファンドの閾値を設定することができる。かかる閾値は、取引日におけるファンド資産純価額または当該サブ・ファンドの通貨の絶対額に関する純変動に基づく。純資産価額は、取引日にかかる閾値を超えた場合に調整される。

b) 評価原則

- 流動資産は、現金、預金、為替手形、要求払約束手形、要求払債券、前払費用、配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息、いずれの形においても全額で評価が行なわれる。ただし、かかる評価額が完全には支払われないまたは受領できない可能性のある場合には、その真正価額を表すために適切と思われる控除が考慮された上で、価格が決定される。
- 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の資産は、その最終市場価格で評価される。当該有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合、当該投資対象の主要市場である証券取引所の直近の表示価格が適用される。有価証券、派生商品およびその他の資産について、証券取引所において一般に取引されておらず、かつ市場の市価決定方法を使用する流通市場において証券ディーラー間で取引されている場合、管理会社は、かかる価格に基づき、当該有価証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていない、または公認かつ公開で定期的に運営されている他の規制ある市場で取引されている有価証券、派生商品および他の投資対象は、当該市場における最終の入手可能価格で評価される。

- － 証券取引所に上場されておらず、また別の規制された市場でも取引されていない、適正価格が入手できない有価証券、派生商品およびその他の投資対象は、予想売却価格に基づき誠実に決定される他の原則に従って、管理会社により評価される。
- － 証券取引所に上場されていない派生商品（OTC派生商品）の評価は、独立価格決定ソースを参照して行われる。派生商品の独立価格決定ソースが一つしか利用できない場合、入手した評価の妥当性は、派生商品が発生した裏付けとなる証書の市場価額に基づき管理会社およびその監査人に認められた評価方法によって確認される。
- － 他の譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託（UCITS）および／または投資信託（UCI）の受益証券は、それらの直近純資産価格で評価される。
- － 証券取引所に上場されていないまたは公開されている他の規制ある市場で取引されていない短期金融商品の価額は、関連するカーブを元に評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドの要素を参照する。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品は、満期までの残存期間にもっとも近い金利が補間される。かかる方法により計算された金利は、原借主を反映する信用スプレッドを加算することで市場価格に転換される。借主の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整が行われる。
- － 外国為替取引によりヘッジされない当該サブ・ファンドの勘定通貨以外の通貨建ての証券、派生商品およびその他の資産は、当該通貨のルクセンブルグにおける中間の市場取引レート（売買価格の仲値）またはこれが提供されない場合は当該通貨を最も代表する市場におけるレートで評価される。
- － 定期預金および信託投資は、これらの額面額に発生利息を付して評価される。
- － スワップの価値は、外部サービス・プロバイダーにより計算され、第2次の独立した評価が他の外部サービス・プロバイダーにより提供されている。かかる計算は、イン・フローおよびアウト・フローの両方のすべてのキャッシュ・フローの純現在価値に基づくものである。特定の場合に、内部計算（ブルームバーグにより提供されたモデルおよび市場データに基づく。）および／またはブローカーの報告評価が利用される。評価方法は、各有価証券に依拠し、UBSの評価指針に従い決定される。

異常事態のため上記規則に基づく評価が実行不可能または不正確になった場合、管理会社は、純資産額の適切な評価を実行するため誠実に他の一般に認められ監査可能な評価基準を適用する権限を付与される。

異常事態においては、追加評価は一日繰り延べることができる。これらの新評価は、受益証券の爾後の発行および買戻しについて正式なものである。

c) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約に係る未実現（損）益は、評価日の実勢先物為替レートに基づいて評価される。

d) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される入手可能な直近の公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は運用計算書に計上される。実現損益は、（最初に取得された契約が、最初に販売されるものとみなされる）先入れ先出し法に従って計算される。

e) 有価証券売却に係る実現純利益（損失）

有価証券売却に係る実現純利益（損失）は、売却投資証券の平均原価に基づいて計算されている。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての銀行口座、その他の純資産額および有価証券の評価額は、評価日の現行のスポット・レート終値の仲値で換算されている。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての収益および費用は支払日の現行のスポット・レート終値の仲値で換算されている。外国為替に係る損益は財務書類に含まれている。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日の現行のスポット・レート終値の仲値で換算されている。

g) 投資有価証券取引の計上

投資有価証券取引は、取引日の翌銀行営業日に計上される。

h) 連結財務書類

ファンドの連結財務書類はユーロで設定されている。ファンドの2019年1月31日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書の様々な項目は、決算日のユーロの為替レートに換算された各サブ・ファンドの財務書類中の対応する項目の金額に等しい。

以下の為替レートが外国為替の換算および2019年1月31日現在の連結財務書類に使用された。

為替レート

1 ユーロ = 1.138385 スイス・フラン

1 ユーロ = 1.147450 米ドル

i) モーゲージ・バック証券

ファンドは、その投資方針に従い、モーゲージ・バック証券に投資することができる。モーゲージ・バック証券は、証券の形態で統合された住居モーゲージの資金プールに対する参加権である。裏付であるモーゲージに関する元本および利息の支払は、元本が証券の原価を減少させるモーゲージ・バック証券の保有者に対して行われる。元本および利息の支払は、アメリカ合衆国の政府機関に類似する機関により保証される。損益は、元本の各支払に関連する各頭金の支払について計算される。

この損益は、運用計算書の証券の売却にかかる純実現損益に含まれる。さらに、モーゲージへの期前弁済は、証券の存続期間を短縮することがあり、従って、ファンドの予想利回りに影響する。

じ）有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定には、外国為替取引からの未収金も含まれることがある。「有価証券購入未払金」の勘定には、外国為替取引からの未払金も含まれることがある。

く）利益の認識

源泉徴収税控除後の分配金は、関連する有価証券が最初に「配当落ち」を認定した日に利益として認識される。利息収入は、日次ベースで発生する。

し）スワップ

ファンドは、当該種類の取引を専門とする一流金融機関との間で取交わされる、金利スワップ契約、金利スワップションにかかる金利先渡契約およびクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。

未実現損益の変動は、運用計算書において「スワップに係る未実現評価（損）益」の変動として反映されている。手仕舞い時または満期時に発生するスワップに係る利益または損失は、運用計算書において「スワップに係る実現（損）益」として記録される。

注２．報酬

ファンドは、各サブ・ファンドの各クラス受益証券に、各サブ・ファンドの各クラス受益証券の平均純資産額に基づいて下表のとおり計算される報酬を毎月支払う。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーイールド（米ドル）

	上限年率報酬	名称に「ヘッジ」が付くクラス受益証券の上限年率報酬
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.440%	1.490%

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーグロース（米ドル）

	上限年率報酬	名称に「ヘッジ」が付くクラス受益証券の上限年率報酬
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.800%	1.850%

上記の報酬から、以下の費用が支払われる。

1. ファンドの運用、管理、ポートフォリオ管理および販売に関して（該当する場合）、また保管受託銀行のすべての職務（ファンド資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに英文目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等）に関して、以下の条項に従ってファンドの純資産価額に基づく上限報酬がファンド資産から支払われる。名称に「ヘッジ」が付くクラス受益証券への上限報酬は、為替リスクヘッジへの報酬を含むことがある。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンド資産に対し請求され、毎月支払われる（上限報酬）。
2. 上限報酬には、ファンドに請求される以下の報酬および追加の費用は含まれない。
 - a) 資産の売買のためのファンド資産の管理に関する一切の追加の費用（市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値のスプレッド、仲介手数料）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によ

て生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に記載されているシングル・スウィング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。

- b) ファンドの設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に関する一切の手数料。
- c) ファンドの設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して監査人が提供するサービスに関して監査人に支払われるか、または法律によって許可される一切のその他の報酬。
- d) ファンドの設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、ファンドおよびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
- e) ファンドの純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む。）。
- f) ファンドの法的文書に関するコスト（目論見書、K I I D、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
- g) 外国の監督官庁へのファンドの登録に関するコスト（該当する場合、手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。）。
- h) ファンドによる議決権または債権者の権利の使用により発生した費用（外部顧問報酬を含む。）。
- i) ファンドの名義で登録された知的財産またはファンドの利用者の権利に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）をファンドの資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、ファンドの総費用率（T E R）の開示において考慮される。

3. 管理会社は、ファンドの販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

管理会社は、ファンドの販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。ファンドの収益および資産につき徴収されるすべての税金（特に年次税）はファンドが負担する。

報酬制度を用いていない他のファンド・プロバイダーとの報酬規定を全般的に比較するという目的上、「上限管理報酬」は報酬の80%と定められている。

個々のサブ・ファンドに割当てられ得る費用はすべて、それらのサブ・ファンドに請求される。クラス受益証券に割当てられ得る費用は、それらのクラス受益証券に請求される。ただし、費用が複数またはすべてのサブ・ファンド／クラス受益証券にそれぞれ関連する場合には、これらの費用について当該サブ・ファンド／クラス受益証券がその純資産額に比例して負担する。

各サブ・ファンドの投資方針の規定により、他のU C I SまたはU C I T Sへ投資するサブ・ファンドについて、関連する投資ファンドおよびサブ・ファンドの両レベルで報酬が生じることがある。

以下のサブ・ファンドは、2019年1月31日現在その純資産価額の50%以上をその他のU C I T Sに投資した。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーイールド（米ドル）

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーグロース（米ドル）

或るサブ・ファンドが保有する保有対象ファンドであるUBS-ETF MSCI EMU UCITS ETF（EUR）A-dis（年率0.18%）を除き、その他のすべての保有対象ファンドの上限報酬は年率0.00%であった。

管理会社自ら、あるいは共同経営もしくは支配または実質的な直接もしくは間接の保有を通じ、直接もしくは間接に運用している投資信託の受益証券への投資の場合、投資を行うサブ・ファンドに対し、対象ファンドの発行または買戻手数料が請求されないことがある。

管理会社が前段落の記載に従い関連ファンドの受益証券に投資する場合、投資するサブ・ファンドの実質的な報酬に満たない実質的な報酬が適用され、管理会社は、関連ファンドへの投資高における上記の減額された実質的な報酬の代わりに、サブ・ファンドが支払う管理報酬総額が常に、関連ファンド以外のファンドに適用される販売目論見書に規定される金額を超えないようにするため、一方では投資を行うサブ・ファンドの実質的な報酬と他方では関連ファンドの実質的な報酬との間の差額を請求することができる。

サブ・ファンドの継続費用の詳細は、主要な投資家向け資料（K I I D s）に記載されている。

注３．年次税

現在施行されている法令に従い、ファンドはルクセンブルグにおいて、各四半期末日におけるファンドの純資産総額に基づき計算され、四半期毎に支払われる年率0.05%の発行税、または、一定のクラス受益証券については、0.01%の軽減年率の年次税の対象となっている。

ルクセンブルグ法の法定条項に従い年次税を既に支払っている他の投資信託の受益証券または株式へ投資された純資産部分に関し、年次税は放棄された。

注４．その他の収益

その他の収益は主にシングル・スウィング・プライシングによる収益で構成される。

注５．利益分配

約款第10条に従い、年次決算の終了とともに、管理会社は、各サブ・ファンドまたは受益証券クラスが分配金を支払う程度を決定する。分配金は、ファンドの純資産が法の規定が定めるファンド資産の最低額を下回るほどの金額であってはならない。分配が行われる場合、支払は会計年度の終了から4か月以内に行われる。

取締役会は、中間分配金の支払および分配金の支払停止を行う権限を有している。

分配が実際の収益を受ける権利に対応するよう収益平準化額が計算される。

注６．金融先物およびオプションに係る契約債務

2019年1月31日現在のサブ・ファンドおよび各通貨当たりの金融先物およびオプションに係る契約債務は、以下のとおり要約される。

a) 金融先物

UBS (Lux) ストラテジー・ファンド	債券に係る金融先物（買い）	債券に係る金融先物（売り）
－イールド（米ドル）	- 米ドル	26,657,263.80 米ドル
－グロース（米ドル）	- 米ドル	6,454,249.79 米ドル

UBS (Lux) ストラテジー・ファンド	指数に係る金融先物（買い）	指数に係る金融先物（売り）
－イールド（米ドル）	53,570,680.60 米ドル	42,968,842.94 米ドル
－グロース（米ドル）	17,244,870.92 米ドル	13,053,173.35 米ドル

債券または指数に係る金融先物契約（もしあれば）は、当該金融先物の時価（契約数×想定契約規模×先物の市場価格）に基づき計算される。

b) オプション

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド	指数に係るオプション、従来型（売り）
－イールド（米ドル）	2,947,469.00 米ドル
－グロース（米ドル）	730,107.00 米ドル

注7．ソフト・コミッション・アレンジメント

2018年2月1日から2019年1月31日までの会計年度中、いかなる「ソフト・コミッション・アレンジメント」もUBS（Lux）ストラテジー・ファンドに代わって締結されておらず、「ソフト・コミッション・アレンジメント」の金額はなかった。

注8．総経費率（T E R）

当比率は、今期版のスイス・ファンズ・アンド・アセット・マネジメント・アソシエーション（S F A M A）による「T E Rの計算および公表に係る指針」に従って計算されており、遡及的に把握される、純資産中における、純資産が負担するすべての経常費用および手数料（運営経費）の合計の割合を表示するものである。

過去12か月におけるT E R

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド	総経費率（T E R）
－イールド（米ドル）クラスP－a c c受益証券	1.49%
－イールド（米ドル）クラス（日本円・ヘッジ） P－a c c受益証券	1.49%
－グロース（米ドル）クラスP－a c c受益証券	1.85%
－グロース（米ドル）クラス（日本円・ヘッジ） P－a c c受益証券	1.85%

取引費用および為替ヘッジに関連して発生したその他の費用は、T E Rに含まれない。

運用期間が12か月に満たないクラス受益証券のT E Rについては、年率換算されている。

注9．取引費用

取引費用は、当期に発生したブローカー報酬、印紙税、地方税およびその他の海外手数料を含む。取引費用は、有価証券の購入および売却に係る費用に含まれる。

2019年1月31日に終了した会計年度において、ファンドにおいて発生した投資有価証券の購入および売却に関連する取引費用は、以下のとおりである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド	取引費用
－イールド（米ドル）	108,783.16米ドル
－グロース（米ドル）	31,723.48米ドル

すべての取引費用が個別に特定されるわけではない。固定利付証券、先渡為替契約およびその他の派生商品契約について、取引費用は投資有価証券の売買価格に含まれる。個別に特定はされないが、これらの取引費用は各ファンドの運用成績において表示される。

注10．準拠法、営業地域および言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、受益者、管理会社および保管受託銀行との間のすべての法律上の紛争の管轄地である。ルクセンブルグの法律が適用される。しかし、外国の投資家からの請求に関する事項については、管理会社および／または保管受託銀行は、ファンド受益証券が売買された国の管轄に服し、代理人を選定することが出来る。

本財務書類は、ドイツ語版が正式書類であり、かかるドイツ語版のみが公認の監査人により監査された。しかし、ファンドの受益証券が売買されているその他の国の投資者に売却された受益証券の場合、管理会社および保管受託銀行は、両者およびファンドを拘束する関連言語に翻訳された承認済の翻訳を認知することができる（即ち、管理会社および保管受託銀行がこれを承認する。）。

注11．O T C派生商品および貸付有価証券

ファンドがOTC派生商品取引を締結する場合、OTCの取引相手方の信用力に関するリスクに晒されることがある。ファンドが先物契約、オプションおよびスワップ取引を締結する、またはその他のデリバティブ技法を用いる場合、特定のまたは複数の契約に基づき、OTCの取引相手方が債務を履行しない（またはできない）リスクに晒される。取引相手方リスクは、有価証券の預け入れにより軽減され得る。適用される契約に従い、ファンドが有価証券を受け取る場合、当該有価証券は、ファンドを受取人として保管受託銀行の保護管理下に置かれる。OTCの取引相手方に破産および支払不能、またはその他の信用事由が生じた場合、保管受託銀行または副保管人／コルレス銀行のネットワーク内において、有価証券に関連するファンドの権利または認識が遅延、制限または排除される可能性があり、その結果、そのような債務をカバーするために過去において利用可能であった有価証券があるにも関わらず、OTC取引の枠組みにおいて債務の履行をファンドが強いられる可能性がある。

ファンドは第三者に組入証券の一部を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。貸付有価証券の収益およびコストは、運用計算書に別個に表示される。担保は、貸付有価証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた有価証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、有価証券貸付代理人としての役割を担う。

OTC派生商品*

以下のサブ・ファンドが無担保で保有する店頭派生商品は、その代わりにマージン勘定を設けている。

サブ・ファンド 取引相手方	未実現（損）益	受領担保
UBS（Lux）ストラテジー・ファンド ーイールド（米ドル）		
バンク・オブ・アメリカ	31,167.53米ドル	0.00米ドル
J Pモルガン	267,278.61米ドル	0.00米ドル
ステート・ストリート	-255,192.13米ドル	0.00米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	357,868.88米ドル	0.00米ドル
ウェストパック・バンキング・コーポレーション	-198,399.69米ドル	0.00米ドル
UBS（Lux）ストラテジー・ファンド ーグロース（米ドル）		
バンク・オブ・アメリカ	25,606.72米ドル	0.00米ドル
パークレイズ	-3,904.14米ドル	0.00米ドル
シティバンク	27,102.82米ドル	0.00米ドル
ゴールドマン・サックス	210.03米ドル	0.00米ドル
J Pモルガン	74,820.99米ドル	0.00米ドル
ステート・ストリート	-280,944.83米ドル	0.00米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	38,539.49米ドル	0.00米ドル
ウェストパック・バンキング・コーポレーション	-14,975.40米ドル	0.00米ドル

* 公認の証券取引所に上場されている派生商品は、決済機関により保証されているため、かかる表には含まれていない。取引相手方に債務不履行が生じた場合、当該決済機関が損失にかかるリスクを負う。

貸付有価証券

	2019年1月31日現在の貸付有価証券からの 取引相手方エクスポージャー		2019年1月31日現在の 担保の内訳（％）		
UBS（Lux）ストラテジー・ ファンド	貸付有価証券の時価	担保 （ユービーエス・ スイス・エイ・ジー）	株式	債券	現金
ーイールド（米ドル）	113,671,490.69米ドル	119,401,937.67米ドル	28.37	71.63	0.00
ーグロース（米ドル）	16,904,185.95米ドル	17,756,365.69米ドル	28.37	71.63	0.00

[次へ](#)

UBS (Lux) Strategy Fund

Consolidated Statement of Net Assets

	EUR
Assets	31.1.2019
Investments in securities, cost	7 046 201 101.04
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	958 526 560.47
Total investments in securities (Note 1)	8 004 727 661.51
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	98 954 761.13
Other liquid assets (Margins)	38 378 275.75
Receivable on securities sales (Note 1)	7 034 364.12
Receivable on subscriptions	8 189 015.70
Interest receivable on securities	12 347 011.61
Receivable on dividends	605 140.91
Other receivables	90 628.26
Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)	4 289 679.20
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-17 292 343.38
Total Assets	8 157 324 194.81
Liabilities	
Bank overdraft	-893 964.39
Payable on securities purchases (Note 1)	-12 149 110.10
Payable on redemptions	-18 590 088.71
Provisions for flat fee (Note 2)	-5 245 134.70
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-135 708.64
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-426 591.09
Total provisions	-5 807 434.43
Total Liabilities	-37 440 597.63
Net assets at the end of the financial year	8 119 883 597.18

UBS (Lux) Strategy Fund
Annual Report as of 31 January 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

13

Consolidated Statement of Operations

	EUR
Income	1.2.2018-31.1.2019
Interest on liquid assets	727 114.26
Interest on securities	38 433 489.84
Dividends	33 356 667.54
Income on securities lending (Note 11)	2 642 757.91
Other income (Note 4)	1 086 754.46
Total income	76 246 784.01
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-127 882 191.61
Taxe d'abonnement (Note 3)	-1 646 923.35
Cost on securities lending (Note 11)	-1 057 103.10
Other commissions and fees (Note 2)	-1 393 894.88
Interest on cash and bank overdraft	-567 514.11
Other expenses	-916.39
Total expenses	-132 548 543.44
Net income (loss) on investments	-56 301 759.43
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	116 023 831.38
Realized gain (loss) on options	-5 396 882.21
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	219 813.95
Realized gain (loss) on financial futures	-26 646 911.46
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-212 696 416.83
Realized gain (loss) on foreign exchange	12 462 515.49
Total realized gain (loss)	-116 034 049.68
Net realized gain (loss) of the financial year	-172 335 809.11
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-114 194 704.68
Unrealized appreciation (depreciation) on options	-3 638 782.61
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	139 318.22
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	5 076 096.86
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-129 560 525.13
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-242 178 597.34
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-414 514 406.45

UBS (Lux) Strategy Fund
Annual Report as of 31 January 2019

Statement of Net Assets

	USD
Assets	31.1.2019
Investments in securities, cost	785 040 227.54
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	64 641 666.43
Total investments in securities (Note 1)	849 681 893.97
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	11 183 694.79
Other liquid assets (Margins)	4 447 727.38
Receivable on subscriptions	121 032.36
Interest receivable on securities	1 219 941.94
Receivable on dividends	45 180.59
Other receivables	3 160.91
Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)	761 220.07
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	202 723.20
Total Assets	867 666 575.21
Liabilities	
Payable on securities purchases (Note 1)	-780 992.00
Payable on redemptions	-2 238 253.70
Provisions for flat fee (Note 2)	-506 507.77
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-12 589.68
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-39 507.17
Total provisions	-558 604.62
Total Liabilities	-3 577 850.32
Net assets at the end of the financial year	864 088 724.89

Statement of Operations

	USD
Income	1.2.2018-31.1.2019
Interest on liquid assets	108 281.90
Interest on securities	5 449 284.12
Dividends	1 956 993.24
Income on securities lending (Note 1.1)	338 067.82
Other income (Note 4)	355 047.60
Total income	8 207 674.68
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-12 771 159.51
Taxe d'abonnement (Note 3)	-153 835.06
Cost on securities lending (Note 1.1)	-135 227.12
Other commissions and fees (Note 2)	-159 528.31
Interest on cash and bank overdraft	-57 277.99
Total expenses	-13 277 027.99
Net income (loss) on investments	-5 069 353.31
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	10 229 577.01
Realized gain (loss) on options	-690 596.37
Realized gain (loss) on financial futures	-3 430 674.02
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	1 491 127.91
Realized gain (loss) on foreign exchange	-1 557 667.09
Total realized gain (loss)	6 041 767.44
Net realized gain (loss) of the financial year	972 414.13
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-33 549 498.47
Unrealized appreciation (depreciation) on options	-408 750.00
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	411 846.58
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	1 574 523.33
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-31 971 878.56
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-30 999 464.43

UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (USD)
Annual Report as of 31 January 2019

Statement of Net Assets

	USD
Assets	31.1.2019
Investments in securities, cost	191 728 149.83
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	25 765 812.65
Total investments in securities (Note 1)	217 493 962.48
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	3 214 657.69
Other liquid assets (Margins)	1 328 191.66
Receivable on subscriptions	3 463.87
Interest receivable on securities	28 116.84
Receivable on dividends	42 615.92
Other receivables	29 501.94
Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)	212 478.73
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-133 544.32
Total Assets	222 219 444.81
Liabilities	
Payable on securities purchases (Note 1)	-210 757.21
Payable on redemptions	-72 893.14
Provisions for flat fee (Note 2)	-139 967.86
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-2 038.69
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-23 803.90
Total provisions	-165 810.45
Total Liabilities	-449 460.80
Net assets at the end of the financial year	221 769 984.01

Statement of Operations

	USD
Income	1.2.2018-31.1.2019
Interest on liquid assets	30 924.64
Interest on securities	105 142.50
Dividends	722 515.01
Income on securities lending (Note 1 1)	36 013.32
Other income (Note 4)	122 588.46
Total income	1 017 183.93
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-2 754 445.55
Taxe d'abonnement (Note 3)	-25 732.98
Cost on securities lending (Note 1 1)	-14 405.33
Other commissions and fees (Note 2)	-24 422.72
Interest on cash and bank overdraft	-12 151.93
Total expenses	-2 831 158.51
Net income (loss) on investments	-1 813 974.58
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	2 348 534.21
Realized gain (loss) on options	-118 922.53
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	101 455.49
Realized gain (loss) on financial futures	-866 143.24
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	1 873 087.53
Realized gain (loss) on foreign exchange	-238 048.49
Total realized gain (loss)	3 099 962.97
Net realized gain (loss) of the financial year	1 285 988.39
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-7 147 013.84
Unrealized appreciation (depreciation) on options	-117 650.00
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	34 311.18
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	41 618.88
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	779 180.29
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-6 409 553.49
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-5 123 565.10

UBS (Lux) Strategy Fund – Growth (USD)
Annual Report as of 31 January 2019

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the Net Asset Value

The net asset value and the issue, redemption and conversion price per unit of the different unit classes of each subfund are expressed in the currency of account of the subfund or unit class concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each unit class by the number of units in the respective unit class of the subfund.

In this context, "business day" refers to normal bank business days in Luxembourg (i.e. each day on which the banks are open during normal business hours) except for 24 and 31 December with the exception of individual non-statutory rest days in Luxembourg and days on which exchanges in the main countries in which the subfund invests are closed or 50% or more subfund investments cannot be adequately valued.

The percentage of the net asset value which is attributable to each unit class of a subfund is determined by the ratio of units issued in each unit class to the total number of units issued in the subfund, taking into account the fees charged to that unit class, and changes according to the issues and redemptions of units for each subfund.

If the total subscriptions or redemptions of all the unit classes of a subfund on a single trading day come to a net capital inflow or outflow, the respective subfund's net asset value may be increased or reduced accordingly (so-called single swing pricing). The maximum adjustment amounts to 2% of the net asset value. Estimated transaction costs and tax charges that may be incurred by the subfund as well as the estimated bid/offer spread of the assets in which the subfund invests may be taken into account. The adjustment leads to an increase in net asset value if the net movements result in a rise in all units of the Fund. It results in a reduction of net asset value if the net movements bring about a fall in the units. The board of directors can set a threshold value for each subfund. This may consist of the net movement on a trading day in relation to the net fund assets or to an absolute amount in the currency of the subfund concerned. The net asset value would be adjusted if this threshold were to be exceeded on a trading day.

b) Valuation principles

- Liquid funds – whether in the form of cash, bank deposits, bills of exchange, sight securities, debt claims, prepaid expenses, cash dividends and declared or accrued interest that has not yet been received – are valued at their full value unless it is unlikely that this value will be fully paid or received, in which case their value is determined by taking into consideration a deduction that seems appropriate in order to portray their true value.
- Securities, derivatives and other assets listed on a stock exchange are valued at the last-known market prices. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the latest available price on the stock exchange that represents the major market for these investments will apply. In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Management Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange or which are traded on another regulated market which operates regularly and is recognised and open to the public are valued at the last available price on this market.
- Securities and other investments that are not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Management Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of the likely sales prices.
- Derivatives not listed on a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. In case only one independent pricing source of a derivative is available, the plausibility of the valuation obtained will be verified by means of calculation methods recognised by the Management Company and the Fund's auditors, based on the market value of the underlying instrument from which the derivative originates.
- Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCI) are valued at their last-known net asset value.
- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. The valuation based on the curves refers to the interest rate and credit spread components. The following principles are applied in this process: for each money market instrument, the interest rates nearest the residual

maturity are interpolated. The interest rate calculated in this way is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the credit rating of the borrower.

- Securities, derivatives and other assets denominated in a currency other than the currency of account of the relevant subfund and not hedged by foreign-exchange transactions, are valued at the middle-market rate of exchange (midway between the bid and offer rate) known in Luxembourg or, if not available, on the most representative market for this currency.
- Fixed-term deposits and fiduciary investments are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows. In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available by Bloomberg), and/or broker statement valuations may be used. The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the UBS Valuation Policy.

The Management Company is authorized to apply other generally recognized and auditable valuation criteria in good faith in order to achieve an appropriate valuation of the net assets if, due to extraordinary circumstances, a valuation in accordance with the above-mentioned regulations proves to be unfeasible or inaccurate.

In extraordinary circumstances, additional valuations can be carried out over the course of the day. These new valuations will then be authoritative for subsequent issues and redemptions of units.

c) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

d) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

e) Net realized profit (loss) on sales of securities

The realized profits or losses on sales of securities are calculated on the basis of the average cost of investments sold.

f) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the prevailing mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the prevailing mid closing spot rates at payment date. Profit or loss on foreign exchange is included in the financial statements.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at mid closing spot rate prevailing on the day of acquisition.

g) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for on the bank business days following the transaction dates.

h) Consolidated financial statements

The consolidated financial statements of the Fund are established in EUR. The various items of the consolidated statement of net assets and the consolidated statement of operations as at 31 January 2019 of the Fund are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into EUR at the closing exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the consolidated financial statements as of 31 January 2019:

Exchange rates		
EUR	1 = CHF	1.138385
EUR	1 = USD	1.147450

i) "Mortgage-backed securities"

The Fund, in accordance with its investment policies, may invest in mortgage-backed securities. A mortgage-backed security is a participation in a pool of residential mortgages which is consolidated into the form of securities. The principal and interest payments on the underlying mortgages are passed through to the holders of the mortgage-backed security of which the principle reduces the cost basis of the security. The payment of principal and interest may be guaranteed by quasi-governmental agencies of the United States. A gain or loss is calculated on each paydown associated with each payment of principal.

This gain or loss has been included in "Net realized gain or loss on sales of securities" in the statement of operations. In addition, prepayments of the underlying mortgages may shorten the life of the security, thereby affecting the Fund's expected yield.

*j) Receivable on securities sales,**Payable on securities purchases*

The account "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The account "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

k) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the date upon which the relevant securities are first listed as "ex-dividend". Interest income is accrued on a daily basis.

l) Swaps

The Fund may enter into interest rate swap contracts, forward rate agreements on interest rates swaptions and credit default swaps, if they are executed with first-class financial institutions that specialize in transactions of this kind.

Changes in unrealized profits and losses are reflected in the Statement of Operations under the changes in "Unrealized appreciation (depreciation) on Swaps". Gains or losses on swaps incurred when closed-out or matured are recorded as "Realized gain (loss) on Swaps" in the Statement of Operations.

Note 2 – Flat fee

The Fund charges a monthly flat fee for each of the subfunds resp. for each of the unit classes, calculated on the average net asset value of the subfunds resp. the unit classes as shown in the table below.

UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income (CHF)

UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income (USD)

UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income (EUR)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.080%	1.130%
Unit classes with "N" in their name	1.500%	1.550%
Unit classes with "K-1" in their name	0.850%	0.880%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.570%	0.600%
Unit classes with "Q" in their name	0.850%*	0.900%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.650%	0.680%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.570%	0.600%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

* Max 0.85% / Eff 0.85%

UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (CHF)

UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (USD)

UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (EUR)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.440%	1.490%
Unit classes with "N" in their name	1.680%	1.730%
Unit classes with "K-1" in their name	0.900%	0.930%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.760%	0.790%
Unit classes with "Q" in their name	1.050%*	1.100%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.850%	0.880%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.800%	0.830%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.760%	0.790%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

* Max 1.05% / Eff 0.85%

UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced (CHF)*

UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced (USD)*

UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced (EUR)*

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.620%	1.670%
Unit classes with "P-C" in their name	1.620%	1.670%
Unit classes with "N" in their name	1.860%	1.910%
Unit classes with "K-1" in their name	1.000%	1.030%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.850%	0.880%
Unit classes with "Q" in their name	1.150%***	1.200%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.950%	0.980%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.900%***	0.930%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.850%****	0.880%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

* The entire flat fee for the "Balanced" subfunds according to the unit class "P-C-flat" accrues to the UBS Optimus Foundation.

** Max 1.15% / Eff 0.95%

*** Max 0.900% / Eff 0.820%

**** Max 0.850% / Eff 0.540%

UBS (Lux) Strategy Fund – Growth (CHF)

UBS (Lux) Strategy Fund – Growth (USD)

UBS (Lux) Strategy Fund – Growth (EUR)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Unit classes with "N" in their name	1.980%	2.030%
Unit classes with "K-1" in their name	1.100%	1.130%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.940%	0.970%

UBS (Lux) Strategy Fund
Annual Report as of 31 January 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

303

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "Q" in their name	1.250%*	1.300%
Unit classes with "I-A1" in their name	1.050%	1.080%
Unit classes with "I-A2" in their name	1.000%	1.030%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.940%	0.970%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

* Max 1.25% / Min 1.05%

UBS (Lux) Strategy Fund – Equity (CHF)

UBS (Lux) Strategy Fund – Equity (USD)

UBS (Lux) Strategy Fund – Equity (EUR)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.920%	1.970%
Unit classes with "N" in their name	1.980%	2.030%
Unit classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	1.030%	1.060%
Unit classes with "Q" in their name	1.350%*	1.400%
Unit classes with "I-A1" in their name	1.150%	1.180%
Unit classes with "I-A2" in their name	1.100%	1.130%
Unit classes with "I-A3" in their name	1.030%	1.060%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

* Max 1.35% / Min 1.15%

Out of the aforementioned flat fee the following fees are paid:

1. For the management, administration, portfolio management and distribution of the Company (if applicable), as well as for all the tasks of the Depositary, such as the safekeeping and supervision of the Company's assets, the handling of payment transactions and all other tasks listed in the section "Depositary and main paying agent" of the prospectus, a maximum flat fee based on the net asset value of the Company is paid from the Company's assets, in accordance with the following provisions. The maximum flat fee for unit classes with "hedged" in their name may contain fees for hedging currency risk. This fee is charged to the Company's assets on a pro rata basis upon every calculation of the net asset value and is paid on a monthly basis (maximum flat fee).
2. The maximum flat fee does not include the following fees and additional expenses, which are also charged to the Fund:
 - a) all additional expenses related to management of the Fund's assets for the sale and purchase of assets (bid/offer spread, brokerage fees in line

- with the market, commissions, fees, etc.). These expenses are generally calculated upon the purchase or sale of the respective assets. In derogation hereto, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of units, are covered by the application of the single swing pricing principle pursuant to the section entitled "Net asset value, issue, redemption and conversion price" of the sales prospectus;
- b) fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as all fees of the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;
 - c) auditor's fees for the annual audit and certification in connection with the establishment, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as any other fees paid to the auditor for the services it provides in relation to the administration of the Fund and as permissible by law;
 - d) fees for legal and tax advisers, as well as notaries, in connection with the establishment, registration in distribution countries, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as for the general safeguarding of the interests of the Fund and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
 - e) costs for the publication of the Fund's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
 - f) costs for the Fund's legal documents (prospectuses, KIID, annual and semi-annual reports, as well as all other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
 - g) costs for the Fund's registration with any foreign supervisory authorities, if applicable, including fees, translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
 - h) expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Fund, including fees for external advisers;
 - i) costs and fees related to any intellectual property registered in the Fund's name or usufructuary rights of the Fund;
 - j) all expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary for protecting the interests of the investors;
 - k) if the Management Company participates in class-action suits in the interests of investors, it may charge the Fund's assets for the expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and Depositary costs). Furthermore, the Management Company may charge for all administrative costs, provided these are verifiable and disclosed, and taken into account in the disclosure of the Fund's total expense ratio (TER).

UBS (Lux) Strategy Fund
Annual Report as of 31 January 2019

3. The Management Company may pay retrocessions in order to cover the distribution activities of the Fund.

The Management Company may pay retrocessions in order to cover the distribution activities of the Fund. All taxes levied on the income and assets of the Fund, particularly the *taxe d'abonnement*, will also be borne by the Fund.

For purposes of general comparability with fee rules of different fund providers that do not have a flat fee, the term "maximum management fee" is set at 80% of the flat fee.

All costs which can be allocated to individual subfunds will be charged to these subfunds. Costs which can be allocated to unit classes will be charged to these unit classes. If costs pertain to several or all subfunds/unit classes, however, these costs will be charged to the subfunds/unit classes concerned in proportion to their relative net asset values.

In the subfunds that may invest in other UCIs or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the relevant investment fund and at that of the subfund.

The following subfunds invested as at 31 January 2019 at least 50% of their net asset value into other UCITS:

UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (CHF)
UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced (CHF)
UBS (Lux) Strategy Fund – Growth (CHF)
UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (EUR)
UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced (EUR)
UBS (Lux) Strategy Fund – Growth (EUR)
UBS (Lux) Strategy Fund – Equity (EUR)
UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (USD)
UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced (USD)
UBS (Lux) Strategy Fund – Growth (USD)

With the exception of the target fund UBS ETF - MSCI EMU UCITS ETF (EUR) A-dis (0.18% p.a.) held by the subfund UBS (Lux) Strategy Fund – Equity (EUR), the maximum fee of all other target funds was 0.00% p.a.

In the case of investments in units of funds managed directly or indirectly by the Management Company itself or another company related to it by common management or control, or by a substantial direct or indirect holding, the subfund's making the investment may not be charged with any of the target fund's issue or redemption commissions.

When the Management Company invests in the units of an Associated Fund, according to the above paragraph, which applies a lower actual flat fee than the actual flat fee of the investing subfund, the Management Company may, instead of the aforementioned reduced actual flat fee on the volume invested in the Associated Fund, charge

the difference between the actual flat fee of the investing subfund on the one hand and the actual flat fee of the Associated Fund on the other, such that at all times, the total management fee payable by the subfund shall not exceed the amount stated in the sales prospectus applicable to funds that are not Associated Funds.

Details on the ongoing charges of the subfunds can be found in the KIIDs.

Note 3 – Taxe d'abonnement

In accordance with the law and the regulations currently in force, the Fund is subject in Luxembourg to the subscription tax at the annual rate of 0.05% or a reduced *taxe d'abonnement* amounting to 0.01% p.a. for some unit classes, payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of the Fund at the end of each quarter.

The *Taxe d'abonnement* is waived for that part of the net assets invested in units or shares of other undertakings for collective investment that have already paid the *Taxe d'abonnement* in accordance with the statutory provisions of Luxembourg law.

Note 4 – Other income

Other income mainly consist of income resulting from Single Swing Pricing.

Note 5 – Income Distribution

In accordance with article 10 of the Regulations, once the annual accounts are closed the Management Company will decide to what extent distribution should be made for each subfund or unit class. Distributions may not be so large as to cause the net assets of the Fund to fall below the minimum fund assets laid down by the provisions of the law. If distributions are made, they will be paid out within four months of the end of the financial year.

The Board of Directors is authorized to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

An income equalisation amount will be calculated so that the distribution corresponds to the actual income entitlement.

Note 6 – Commitments on Financial Futures and Options

Commitments on Financial Futures and Options per subfund and resp. currency at 31 January 2019 can be summarised as follows:

UBS (Lux) Strategy Fund
Annual Report as of 31 January 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

305

a) Financial Futures

UBS (Lux) Strategy Fund	Financial Futures on bonds (purchased)	Financial Futures on bonds (sold)
- Fixed Income (CHF)	- CHF	8 490 837.21 CHF
- Yield (CHF)	- CHF	58 461 062.74 CHF
- Balanced (CHF)	- CHF	41 757 901.96 CHF
- Growth (CHF)	- CHF	15 311 230.72 CHF
- Equity (CHF)	- CHF	6 542 517.99 CHF
- Fixed Income (EUR)	- EUR	3 912 826.73 EUR
- Yield (EUR)	- EUR	33 013 529.62 EUR
- Balanced (EUR)	- EUR	23 231 743.07 EUR
- Growth (EUR)	- EUR	4 890 893.28 EUR
- Equity (EUR)	- EUR	2 690 103.41 EUR
- Fixed Income (USD)	- USD	5 892 786.96 USD
- Yield (USD)	- USD	26 657 263.80 USD
- Balanced (USD)	- USD	42 090 416.53 USD
- Growth (USD)	- USD	6 454 249.79 USD
- Equity (USD)	- USD	1 683 745.30 USD

UBS (Lux) Strategy Fund	Financial Futures on indices (purchased)	Financial Futures on indices (sold)
- Yield (CHF)	79 515 606.24 CHF	74 535 951.41 CHF
- Balanced (CHF)	77 347 502.85 CHF	75 060 439.82 CHF
- Growth (CHF)	33 654 085.41 CHF	25 262 852.35 CHF
- Equity (CHF)	14 504 579.70 CHF	11 139 863.24 CHF
- Yield (EUR)	58 749 996.05 EUR	55 142 666.34 EUR
- Balanced (EUR)	49 658 764.53 EUR	48 415 965.77 EUR
- Growth (EUR)	12 214 006.10 EUR	8 048 638.92 EUR
- Equity (EUR)	7 207 800.27 EUR	6 194 369.79 EUR
- Yield (USD)	53 570 680.60 USD	42 968 842.94 USD
- Balanced (USD)	75 185 018.55 USD	59 703 985.19 USD
- Growth (USD)	17 244 870.92 USD	13 053 173.35 USD
- Equity (USD)	4 332 738.96 USD	3 404 867.99 USD

The commitments on Financial Futures on bonds or index (if any) are calculated based on the market value of the Financial Futures (Number of contracts*notional contract size*market price of the futures).

b) Options

UBS (Lux) Strategy Fund	Options on indices, classic-styled (sold)
- Yield (CHF)	6 250 778.63 CHF
- Balanced (CHF)	4 641 136.07 CHF
- Growth (CHF)	1 609 642.57 CHF
- Equity (CHF)	697 511.78 CHF
- Yield (EUR)	3 582 057.61 EUR
- Balanced (EUR)	2 498 013.86 EUR
- Growth (EUR)	518 455.71 EUR
- Equity (EUR)	306 360.19 EUR
- Yield (USD)	2 947 469.00 USD
- Balanced (USD)	4 569 929.00 USD
- Growth (USD)	730 107.00 USD
- Equity (USD)	189 287.00 USD

Note 7 – Soft commission arrangements

During the financial year from 1 February 2018 until 31 January 2019, no "soft commission arrangements" were entered into on behalf of UBS (Lux) Strategy Fund and "soft commissions" amount to nil.

Note 8 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Swiss Funds & Asset Management Association (SFAMA) "Guidelines on the calculation and disclosure of the TER" in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Strategy Fund	Total Expense Ratio (TER)
- Fixed Income (CHF) P-acc	1.14%
- Fixed Income (CHF) P-dist	1.14%
- Fixed Income (CHF) Q-acc	0.71%
- Fixed Income (CHF) Q-dist	0.71%
- Yield (CHF) K-1-acc	0.94%
- Yield (CHF) P-acc	1.49%
- Yield (CHF) P-dist	1.49%
- Yield (CHF) Q-acc	0.90%
- Yield (CHF) Q-dist	0.90%
- Balanced (CHF) P-acc	1.67%
- Balanced (CHF) P-C-dist	1.67%
- Balanced (CHF) P-dist	1.67%
- Balanced (CHF) Q-acc	1.00%
- Balanced (CHF) Q-C-dist	0.99%
- Balanced (CHF) Q-dist	1.00%
- Growth (CHF) P-acc	1.85%
- Growth (CHF) Q-acc	1.10%
- Equity (CHF) P-acc	1.97%
- Equity (CHF) Q-acc	1.20%
- Fixed Income (EUR) N-acc	1.55%
- Fixed Income (EUR) P-acc	1.13%
- Fixed Income (EUR) P-dist	1.13%
- Fixed Income (EUR) Q-acc	0.70%
- Fixed Income (EUR) Q-dist	0.70%
- Yield (EUR) K-1-acc	0.95%
- Yield (EUR) N-acc	1.73%
- Yield (EUR) P-acc	1.49%
- Yield (EUR) P-dist	1.49%
- Yield (EUR) Q-acc	0.90%
- Yield (EUR) Q-dist	0.90%
- Balanced (EUR) I-A2-acc	0.66%
- Balanced (EUR) K-1-acc	1.05%
- Balanced (EUR) N-acc	1.91%
- Balanced (EUR) (CAD hedged) P-4%-mdist	1.70%
- Balanced (EUR) (GBP hedged) P-4%-mdist	1.70%
- Balanced (EUR) (HKD hedged) P-4%-mdist	1.70%
- Balanced (EUR) (SGD hedged) P-4%-mdist	1.70%

UBS (Lux) Strategy Fund
Annual Report as of 31 January 2019

UBS (Lux) Strategy Fund	Total Expense Ratio (TER)
– Balanced (EUR) (USD hedged) P-4%-mdist	1.71%
– Balanced (EUR) P-acc	1.67%
– Balanced (EUR) P-C-dist	1.67%
– Balanced (EUR) P-dist	1.67%
– Balanced (EUR) P-mdist	1.67%
– Balanced (EUR) (USD hedged) P-mdist	1.67%
– Balanced (EUR) Q-acc	1.00%
– Balanced (EUR) Q-C-dist	1.00%
– Balanced (EUR) Q-dist	1.00%
– Growth (EUR) N-acc	2.02%
– Growth (EUR) P-acc	1.84%
– Growth (EUR) Q-acc	1.10%
– Equity (EUR) N-acc	2.05%
– Equity (EUR) P-acc	1.99%
– Equity (EUR) Q-acc	1.22%
– Fixed Income (USD) I-A3-acc	0.51%
– Fixed Income (USD) P-acc	1.13%
– Fixed Income (USD) P-dist	1.13%
– Fixed Income (USD) P-mdist	1.13%
– Fixed Income (USD) Q-acc	0.70%
– Fixed Income (USD) Q-dist	0.70%
– Yield (USD) K-1-acc	0.95%
– Yield (USD) (JPY hedged) K-1-acc	0.95%
– Yield (USD) P-4%-mdist	1.51%
– Yield (USD) (EUR hedged) P-4%-mdist	1.49%
– Yield (USD) P-acc	1.49%
– Yield (USD) (GBP hedged) P-acc	1.49%
– Yield (USD) (JPY hedged) P-acc	1.49%
– Yield (USD) P-dist	1.49%
– Yield (USD) Q-4%-mdist	0.91%
– Yield (USD) Q-acc	0.90%
– Yield (USD) Q-dist	0.90%
– Balanced (USD) I-A3-acc	0.58%
– Balanced (USD) K-1-acc	1.05%
– Balanced (USD) (JPY hedged) K-1-acc	1.05%
– Balanced (USD) P-4%-mdist	1.69%
– Balanced (USD) (HKD) P-4%-mdist	1.68%
– Balanced (USD) (AUD hedged) P-4%-mdist	1.68%
– Balanced (USD) (CAD hedged) P-4%-mdist	1.68%
– Balanced (USD) (GBP hedged) P-4%-mdist	1.68%
– Balanced (USD) (RMB hedged) P-4%-mdist	1.68%
– Balanced (USD) P-acc	1.67%
– Balanced (USD) P-C-dist	1.67%
– Balanced (USD) P-dist	1.67%
– Balanced (USD) P-mdist	1.67%
– Balanced (USD) (SGD hedged) P-mdist	1.67%
– Balanced (USD) Q-4%-mdist	1.01%
– Balanced (USD) (AUD hedged) Q-4%-mdist	1.02%
– Balanced (USD) (HKD) Q-4%-mdist	0.97%
– Balanced (USD) Q-acc	1.00%
– Balanced (USD) Q-dist	1.00%
– Balanced (USD) Q-mdist	0.98%
– Balanced (USD) (SGD hedged) Q-mdist	0.98%
– Growth (USD) F-acc	0.97%
– Growth (USD) I-A3-acc	0.97%
– Growth (USD) P-acc	1.85%

UBS (Lux) Strategy Fund	Total Expense Ratio (TER)
– Growth (USD) (JPY hedged) P-acc	1.85%
– Growth (USD) Q-acc	1.10%
– Equity (USD) P-acc	1.97%
– Equity (USD) Q-acc	1.20%

Transaction costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

The TER for classes of shares which were active less than a 12 month period are annualised.

Note 9 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the period. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 31 January 2019, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions as follows:

UBS (Lux) Strategy Fund	Transaction costs
– Fixed Income (CHF)	4 938.06 CHF
– Yield (CHF)	190 670.32 CHF
– Balanced (CHF)	160 338.04 CHF
– Growth (CHF)	60 451.49 CHF
– Equity (CHF)	27 371.37 CHF
– Fixed Income (EUR)	1 060.57 EUR
– Yield (EUR)	116 065.02 EUR
– Balanced (EUR)	79 174.23 EUR
– Growth (EUR)	18 828.22 EUR
– Equity (EUR)	12 626.66 EUR
– Fixed Income (USD)	1 357.15 USD
– Yield (USD)	108 783.16 USD
– Balanced (USD)	183 084.60 USD
– Growth (USD)	31 723.48 USD
– Equity (USD)	8 624.79 USD

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each Fund.

UBS (Lux) Strategy Fund
Annual Report as of 31 January 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

307

Note 10 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the unitholders, the Management Company and the depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Management Company and/or the depositary can elect to make themselves and the Fund subject to the jurisdiction of the countries in which the Fund units were bought and sold.

The German version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited from the auditor. However, in the case of units sold to investors from the other countries in which Fund units can be bought and sold, the Management Company and the Depositary may recognize approved translations (i.e. approved by the Management Company and the Depositary) into the languages concerned as binding upon themselves and the Fund.

UBS (Lux) Strategy Fund
Annual Report as of 31 January 2019

Note 11 – OTC-Derivatives and Securities Lending

If the Fund enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Fund enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Fund is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Fund. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Fund in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Fund to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Fund may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch acts as securities lending agent.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income (CHF)		
Canadian Imperial Bank	-110 669.88 CHF	0.00 CHF
Citibank	-752 919.19 CHF	0.00 CHF
State Street	-285 064.49 CHF	0.00 CHF
UBS AG	9 616.62 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (CHF)		
Bank of America	+1 787 423.13 CHF	0.00 CHF
Barclays	55 651.31 CHF	0.00 CHF
Canadian Imperial Bank	-740 162.87 CHF	0.00 CHF
Citibank	-7 731 047.07 CHF	0.00 CHF
State Street	-1 798 171.05 CHF	0.00 CHF
UBS AG	106 352.33 CHF	0.00 CHF
Westpac Banking Corp	259 690.47 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced (CHF)		
Bank of America	-1 654 665.91 CHF	0.00 CHF
Barclays	40 347.20 CHF	0.00 CHF
Canadian Imperial Bank	-477 400.41 CHF	0.00 CHF
Citibank	-4 986 411.58 CHF	0.00 CHF
State Street	-1 145 563.30 CHF	0.00 CHF
UBS AG	26 460.35 CHF	0.00 CHF
Westpac Banking Corp	15 7227.93 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Strategy Fund – Growth (CHF)		
Bank of America	-389 461.98 CHF	0.00 CHF
Barclays	17 112.78 CHF	0.00 CHF
Canadian Imperial Bank	-141 195.63 CHF	0.00 CHF
Citibank	-1 439 346.75 CHF	0.00 CHF
State Street	-356 088.04 CHF	0.00 CHF
UBS AG	-145 810.30 CHF	0.00 CHF

UBS (Lux) Strategy Fund
Annual Report as of 31 January 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

309

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Strategy Fund – Equity (CHF)		
Canadian Imperial Bank	-36 723.26 CHF	0.00 CHF
Citibank	-510 754.67 CHF	0.00 CHF
State Street	-87 976.84 CHF	0.00 CHF
UBS AG	-314 121.42 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income (EUR)		
Bardays	5 921.08 EUR	0.00 EUR
State Street	115 537.57 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-27 255.79 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	14 093.38 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (EUR)		
Bank of America	-12 072.71 EUR	0.00 EUR
Bardays	-28 226.15 EUR	0.00 EUR
Canadian Imperial Bank	36 712.55 EUR	0.00 EUR
Citibank	14 933.18 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	-216 565.41 EUR	0.00 EUR
State Street	1 468 378.20 EUR	0.00 EUR
UBS AG	307 656.46 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	-277 549.79 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced (EUR)		
Bardays	22 217.13 EUR	0.00 EUR
Goldman Sachs	-382 859.03 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	-196 107.95 EUR	0.00 EUR
State Street	1 041 364.58 EUR	0.00 EUR
UBS AG	305 630.26 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	-279 762.85 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Strategy Fund – Growth (EUR)		
State Street	159 374.01 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-30 219.31 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	19 000.81 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Strategy Fund – Equity (EUR)		
State Street	66 126.00 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-15 370.65 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	24 610.36 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income (USD)		
UBS AG	-8 229.11 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Strategy Fund – Yield (USD)		
Bank of America	31 167.53 USD	0.00 USD
JP Morgan	267 278.61 USD	0.00 USD
State Street	-255 192.13 USD	0.00 USD
UBS AG	357 868.88 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-198 399.69 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced (USD)		
Bank of America	1 676 243.10 USD	0.00 USD
Bardays	-7 584.28 USD	0.00 USD
Citibank	135 692.82 USD	0.00 USD
HSBC	1 580.77 USD	0.00 USD
JP Morgan	672 731.93 USD	0.00 USD
State Street	-665 217.09 USD	0.00 USD
UBS AG	472 564.21 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-163 649.20 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Strategy Fund – Growth (USD)		
Bank of America	25 606.72 USD	0.00 USD
Bardays	-3 904.14 USD	0.00 USD
Citibank	27 102.82 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	210.03 USD	0.00 USD
JP Morgan	74 820.99 USD	0.00 USD
State Street	-280 944.83 USD	0.00 USD
UBS AG	38 539.49 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-14 975.40 USD	0.00 USD

UBS (Lux) Strategy Fund
Annual Report as of 31 January 2019

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Strategy Fund – Equity (USD)		
UBS AG	-64 497.98 USD	0.00 USD

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the net of loss.

Securities Lending

UBS (Lux) Strategy Fund	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 31 January 2019		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 31 January 2019		
	Market value of securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equities	Bonds	Cash
– Fixed Income (CHF)	38 535 488.28 CHF	40 478 152.81 CHF	28.37	71.63	0.00
– Yield (CHF)	259 824 400.40 CHF	272 922 759.03 CHF	28.37	71.63	0.00
– Balanced (CHF)	108 738 825.56 CHF	114 220 605.30 CHF	28.37	71.63	0.00
– Growth (CHF)	23 534 731.20 CHF	24 721 172.31 CHF	28.37	71.63	0.00
– Equity (CHF)	15 540 925.82 CHF	16 324 380.41 CHF	28.37	71.63	0.00
– Fixed Income (EUR)	43 126 487.57 EUR	45 300 595.15 EUR	28.37	71.63	0.00
– Yield (EUR)	129 501 691.52 EUR	136 030 176.13 EUR	28.37	71.63	0.00
– Balanced (EUR)	79 643 789.74 EUR	83 658 820.35 EUR	28.37	71.63	0.00
– Growth (EUR)	8 286 140.38 EUR	8 703 864.19 EUR	28.37	71.63	0.00
– Equity (EUR)	7 539 826.05 EUR	7 919 926.40 EUR	28.37	71.63	0.00
– Fixed Income (USD)	28 378 727.46 USD	29 809 365.81 USD	28.37	71.63	0.00
– Yield (USD)	113 671 490.69 USD	119 401 937.67 USD	28.37	71.63	0.00
– Balanced (USD)	148 672 601.79 USD	156 167 537.04 USD	28.37	71.63	0.00
– Growth (USD)	16 904 185.95 USD	17 756 365.69 USD	28.37	71.63	0.00
– Equity (USD)	7 434 884.38 USD	7 809 694.37 USD	28.37	71.63	0.00

UBS (Lux) Strategy Fund
Annual Report as of 31 January 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

311

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(イールド（米ドル）)

(2020年5月末日現在)

		米ドル (IV. およびV. を除く。)	千円(V. を除く。)
I. 資産総額		739,520,420.00	79,520,631
II. 負債総額		17,205,909.23	1,850,151
III. 純資産総額（I. - II.）		722,314,510.77	77,670,479
IV. 発行済口数	クラス P-a c c	114,636.804口	
	クラス (日本円・ヘッジ) P-a c c	143,785.446口	
V. 1口当たりの純資産価格	クラス P-a c c	3,406.01米ドル	366,248円
	クラス (日本円・ヘッジ) P-a c c	10,415円	

(グロス（米ドル）)

(2020年5月末日現在)

		米ドル (IV. およびV. を除く。)	千円(V. を除く。)
I. 資産総額		221,130,218.69	23,778,132
II. 負債総額		15,406,590.42	1,656,671
III. 純資産総額（I. - II.）		205,723,628.27	22,121,462
IV. 発行済口数	クラス P-a c c	22,814.355口	
	クラス (日本円・ヘッジ) P-a c c	21,336.055口	
V. 1口当たりの純資産価格	クラス P-a c c	3,776.70米ドル	406,109円
	クラス (日本円・ヘッジ) P-a c c	11,141円	

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（1）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 ノーザン・トラスト・グローバル・サービスS E

取扱場所 ルクセンブルグ、L-1748、セニンガーベルグ、ル・エメール通り6番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

（2）受益者集会

受益者集会は開催されない。

（3）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は米国人をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

株式資本の13,000,000ユーロ（15億4,869万円）は、1株2,000ユーロ（238,260円）の株式6,500株によって表章される。2020年5月末日現在、すべての株式は全額払込済みである。

最近5年間における資本金の額の増減は以下のとおりである。

2016年5月末日現在	13,000,000ユーロ
2017年5月末日現在	13,000,000ユーロ
2018年5月末日現在	13,000,000ユーロ
2019年5月末日現在	13,000,000ユーロ
2020年5月末日現在	13,000,000ユーロ

（2）会社の機構

定款に基づき、管理会社は、株主総会により任命される3名以上の取締役（株主であるか否かを問わない。）により構成される取締役会により運営される。株主総会は、取締役の員数および報酬金額を定め、いつでも取締役を解任することができる。

取締役会は、互選により会長1名を選任し、適切とみなされる場合には、一または複数の副会長を選任する。最初の会長は、特例により、株主総会により直接任命される。

取締役会は、会長により、または、会長が行為できない場合には、副会長により、または、副会長が不在の場合には、最年長の取締役により、招集され、開催される。

取締役会は、管理会社の利益のために必要とされる場合および2名以上の取締役が要求した場合に招集される。取締役会は、会長が、または、会長が行為できない場合には、副会長が、または、副会長が不在の場合には、最年長の取締役が、議長を務める。

取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席する場合にのみ、有効に審議を行い、決議を行う。

決議は、出席または代理出席取締役の単純過半数によって行われる。可否同数の場合、当該取締役会の議長を務める者が決定票を有するものとする。

行為することができない取締役または欠席する取締役は、ケーブル、テレックスまたはファクシミリにより、取締役会のいずれかの構成員に対し、取締役会に代理出席し、当該取締役の代わりに議決を行う権限を書面により付与することができる。取締役は、一または複数の構成員について代理出席することができる。

取締役会の全構成員により合意されたすべての決定は、一または複数の個別の文書にかかる決定を含め、当該決定が取締役会によって行われた場合と同様の効力を有する。かかる決定の日付は、最後の署名が行われた日とする。

取締役会は、法律、定款または運用するUCIまたはAIFの約款により規定される制限のみに従い、管理会社の目的を達成するために必要または有効なあらゆる行為を遂行する権限を有する。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ファンドを設定し、管理を行うことを専業とする。ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却および申込みならびにファンド資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、ファンド資産の運用を運用会社であるUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）およびユービーエス・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）に委託しており、またファンド資産の保管業務および支払事務代行業務をUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店に、所在地事務・管理事務代行業務および登録・名義書換事務代行業務をノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEに委託している。

管理会社は、2020年5月末日現在、以下のとおり、408本の投資信託／投資法人のサブ・ファンドの管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	オープン・エンド型 投資信託／投資法人	371	534,677,553.88オーストラリア・ドル
			1,576,146,076.21カナダ・ドル
			10,700,385,385.12スイス・フラン
			3,768,146,005.98中国元
			933,715,864.88デンマーク・クローネ
			43,083,147,405.56ユーロ
			1,861,333,348.24英ポンド
			272,360,801.73香港ドル
			295,255,458,340.32日本円
			66,625,399.81シンガポール・ドル
			120,254,036,182.92米ドル
アイルランド	オープン・エンド型 投資信託／投資法人	37	368,089,884.75オーストラリア・ドル
			545,204,917.33スイス・フラン
			2,919,794,452.25ユーロ
			1,875,563,566.14英ポンド
			14,776,254,140.86米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づいて、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定を適用して管理会社によって作成された財務書類の原文を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されています。日本文の財務書類には、2020年5月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝119.13円）で換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【貸借対照表】

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
貸借対照表

2019年12月31日および2018年12月31日現在

	注記	2019年12月31日		2018年12月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
A. 未払込資本		0.00	0	0.00	0
B. 創業費		0.00	0	0.00	0
C. 固定資産		5,619,778.73	669,484	13,930,359.53	1,659,524
I. 無形資産	3	5,619,778.73	669,484	13,930,359.53	1,659,524
1. 開発費		0.00	0	0.00	0
3. 有価約因として取得された 範囲内ののれん		5,619,778.73	669,484	13,930,359.53	1,659,524
4. 事前支払額および無形資産仮勘定		0.00	0	0.00	0
II. 有形資産		0.00	0	0.00	0
1. 土地および建物		0.00	0	0.00	0
2. 工場および機械		0.00	0	0.00	0
3. その他の什器・備品、器具 および機器		0.00	0	0.00	0
4. 事前支払額および建設仮勘定		0.00	0	0.00	0
D. 流動資産		216,211,012.66	25,757,218	164,026,118.10	19,540,431
I. 棚卸資産		0.00	0	0.00	0
II. 債権		57,189,419.87	6,812,976	34,340,474.43	4,090,981
1. 売掛金	4	53,584,938.90	6,383,574	34,311,997.40	4,087,588
a) 1年以内に期限到来		53,584,938.90	6,383,574	34,311,997.40	4,087,588
b) 1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
2. 関連会社に対する債権	5	3,604,480.97	429,402	28,477.03	3,392
a) 1年以内に期限到来		3,604,480.97	429,402	28,477.03	3,392
b) 1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
3. 参加持分に連動する 関連会社に対する債権		0.00	0	0.00	0
III. 投資	6	122,758.33	14,624	97,506.32	11,616
1. 関連会社持分		0.00	0	0.00	0
2. 自己株式		0.00	0	0.00	0
3. その他の投資		122,758.33	14,624	97,506.32	11,616
IV. 銀行預金および手元現金	7	158,898,834.46	18,929,618	129,588,137.35	15,437,835
E. 前払金		534,849.89	63,717	873,314.38	104,038
資産合計		222,365,641.28	26,490,419	178,829,792.01	21,303,993

注記は、年次財務書類と不可分なものです。

	注記	2019年12月31日		2018年12月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資本金および負債					
A. 資本金および準備金		44,120,076.96	5,256,025	42,287,104.81	5,037,663
I. 払込資本金	8	13,000,000.00	1,548,690	13,000,000.00	1,548,690
II. 資本剰余金		0.00	0	0.00	0
III. 再評価積立金		0.00	0	0.00	0
IV. 準備金	9	8,413,300.00	1,002,276	8,613,300.00	1,026,102
1. 法定準備金		1,300,000.00	154,869	1,300,000.00	154,869
2. 自己株式に対する準備金		0.00	0	0.00	0
3. 定款に規定された準備金		0.00	0	0.00	0
4. 公正価値準備金を含む その他の準備金		7,113,300.00	847,407	7,313,300.00	871,233
a) その他の分配可能準備金		150,000.00	17,870	150,000.00	17,870
b) その他の分配不能準備金		6,963,300.00	829,538	7,163,300.00	853,364
V. 繰越損益		73,804.81	8,792	76,024.94	9,057
VI. 当期損益		22,632,972.15	2,696,266	20,597,779.87	2,453,814
VII. 中間配当金		0.00	0	0.00	0
VIII. 資本投資助成金		0.00	0	0.00	0
B. 引当金		2,577,912.46	307,107	1,646,209.84	196,113
1. 年金および類似の債務に対する 引当金		0.00	0	0.00	0
2. 納税引当金	10	2,577,912.46	307,107	1,646,209.84	196,113
3. その他の引当金		0.00	0	0.00	0
C. 債務		175,667,651.86	20,927,287	134,896,477.36	16,070,217
1. 社債		0.00	0	0.00	0
2. 金融機関に対する債務		0.00	0	0.00	0
3. 棚卸資産からの控除として 区分表示される範囲の注文前受金		0.00	0	0.00	0
4. 買掛金		0.00	0	0.00	0
5. 未払為替手形		0.00	0	0.00	0
6. 関連会社に対する債務		138,913,599.31	16,548,777	113,102,326.09	13,473,880
a) 1年以内に期限到来	11,12	138,913,599.31	16,548,777	29,150,138.87	3,472,656
b) 1年を超えて期限到来		0.00	0	83,952,187.22	10,001,224
8. その他の債務	13	36,754,052.55	4,378,510	21,794,151.27	2,596,337
a) 税金債務		100,815.46	12,010	70,750.24	8,428
b) 社会保障債務		334,020.67	39,792	179,346.15	21,366
c) その他の債務		36,319,216.42	4,326,708	21,544,054.88	2,566,543
i) 1年以内に期限到来		36,319,216.42	4,326,708	21,544,054.88	2,566,543
ii) 1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
D. 繰延収益		0.00	0	0.00	0
資本金、準備金および負債合計		222,365,641.28	26,490,419	178,829,792.01	21,303,993

注記は、年次財務書類と不可分なものです。

（２）【損益計算書】

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
損益計算書

2019年12月31日および2018年12月31日に終了した年度

	注記	2019年1月1日から 2019年12月31日まで		2018年1月1日から 2018年12月31日まで	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
1. 純取引高	14	806,953,402.76	96,132,359	745,032,647.06	88,755,739
4. その他の営業収益		595,747.27	70,971	388,668.05	46,302
5. 原材料ならびに消耗品および その他の外部費用	15	743,333,142.48	88,553,277	691,589,624.24	82,389,072
a) 原材料および消耗品		0.00	0	0.00	0
b) その他の外部費用		743,333,142.48	88,553,277	691,589,624.24	82,389,072
6. 人件費	16	7,018,605.23	836,126	4,683,714.99	557,971
a) 賃金および給与		6,031,940.09	718,585	4,029,792.42	480,069
b) 社会保障費		929,095.57	110,683	598,805.08	71,336
i) 年金に関連するもの		614,122.80	73,160	424,652.40	50,589
ii) その他の社会保障費		314,972.77	37,523	174,152.68	20,747
c) その他の人件費		57,569.57	6,858	55,117.49	6,566
7. 評価額調整		13,388,634.80	1,594,988	8,310,580.80	990,039
a) 創業費ならびに有形固定資産および 無形固定資産に関連するもの		13,388,634.80	1,594,988	8,310,580.80	990,039
b) 流動資産に関連するもの		0.00	0	0.00	0
8. その他の営業費用	17	4,188,235.52	498,944	2,244,522.53	267,390
11. 受取利息および類似収益		199,709.59	23,791	110,588.05	13,174
a) 関連会社に関連するもの		199,709.59	23,791	110,588.05	13,174
b) その他の受取利息および類似収益		0.00	0	0.00	0
14. 支払利息および類似費用		11,390,890.83	1,356,997	11,630,977.68	1,385,598
a) 関連会社に関連するもの	12	11,054,281.39	1,316,897	11,537,715.71	1,374,488
b) その他の支払利息および類似費用		336,609.44	40,100	93,261.97	11,110
15. 損益にかかる税金	10	5,796,378.61	690,523	6,474,703.05	771,331
16. 税引後損益		22,632,972.15	2,696,266	20,597,779.87	2,453,814
17. 前科目に含まれないその他の税金	10	0.00	0	0.00	0
18. 当期損益		22,632,972.15	2,696,266	20,597,779.87	2,453,814

注記は、年次財務書類と不可分なものです。

年次財務書類に対する注記－2019年12月31日**注１－概要**

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」といいます。）は、ルクセンブルグの法律に準拠して、存続期間を無期限とするソシエテ・アノニム（公開有限責任会社）として、2010年7月1日に設立されました。当社は、ルクセンブルグで登記され、2010年8月1日に営業を開始しました。当社は当初、スイスで設立された銀行であるユービーエス・エイ・ジーの全額出資子会社でした。

当社の登記上の事務所の所在地は、ルクセンブルグ L-1855、J. F. ケネディ通り33A番です。

当社の目的は、2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）（以下「2010年法」といいます。）の第15章の規定に従って、管理業務を行うことにあります。

2013年10月30日以降、当社の目的は、2013年7月12日のオルタナティブ投資信託に関する法律の第2章第5条の規定に従って、管理業務を行うことに拡張されています。許可された活動は、ポートフォリオの運用、管理事務および販売です。2018年12月19日以降、当社はまた、ポートフォリオ一任運用業務の認可を受けています。

当社は、2016年4月28日以降、UBSアセット・マネジメント・エイ・ジー（スイス・チューリッヒ）の全額出資子会社であり、UBSグループの連結勘定に組み込まれています。UBSグループ・エイ・ジーの連結年次財務書類は、スイス、チューリッヒ CH-8098、UBSグループ・エイ・ジーにて入手することができます。

注２－重要な会計方針の要約

本年次財務書類は、ルクセンブルグ大公国において一般に認められた会計原則ならびに法律および規則の要件に従って作成されています。

2019年および2018年の会計年度間においてより高い比較可能性を確保するために、過年度の特定の数値が再分類されています。この再分類は、2019年および2018年の会計年度の当社の業績に影響を与えるものではありません。

具体的には、下記の会計方針が使用されています。

外貨換算

当社は、ユーロ（EUR）で会計処理を行っており、本年次財務書類は当該通貨を用いて作成されています。

有形および無形資産を除く外貨建資産および負債は、貸借対照表日の決算レートで貸借対照表の通貨に換算されています。

有形および無形資産は、購入日の為替レートでユーロに換算されています。

損益計算書には、為替レートの変動により生じるすべての実現損益および未実現損益が含まれます。

外貨建収益および費用は、当該収益および費用が記帳された月の末日の為替レートでユーロに換算されています。

有形および無形資産

有形および無形資産は、当初購入価格から減価償却累計額を控除した金額で評価されます。減価償却は、各項目の標準耐用年数にわたり定額法で計算されます。資産が減損の傾向にある場合には、これにしたがって残存価額が調整されます。

債権

未収金は、名目価額から必要な調整価額を控除して計上されています。

投資

投資は、貸借対照表日付において取得原価または市場価格のいずれか低い方で評価されています。

負債・費用性引当金

明確なリスクおよび不確実な負債に対して引当金が計上されています。

債務

債務は、返済額で計上されます。

収益

収益は、一般的に、発生主義に基づいて計上されます。

見積りの使用

ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に基づいて、取締役会は、当年度に報告された資産および負債の金額ならびに損益計算書において報告された金額に影響を与える見積りを行わなければなりません。当該会計見積りは、取締役会による最善の判断を反映するものであり、実際の結果はこれらの見積りとは異なることがあります。

注3－無形資産

当社は、2010年9月15日にファンド管理業務譲渡契約を締結し、以下のUBSの投資信託の管理会社の事業を90,874,000.00ユーロで取得しました。

- － UBSマネー・マーケット・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
- － UBSエクイティ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
- － UBSストラテジー・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
- － UBSボンド・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
- － UBSフォーカスト・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
- － UBSインスティテューショナル・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
- － UBSミディアム・ターム・ボンド・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
- － UBSセクター・ポートフォリオ・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
- － UBSエマージング・エコノミーズ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
- － UBSショート・ターム・インベスト・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
- － UBSイスラミック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

当該購入価格は、インカム・アプローチ（配当ディスカウント・モデル）を使用して決定された当該譲渡事業の時価を表象しています。関連する無形資産は、対応する借入金（注記12を参照のこと。）と同じ10年間にわたって償却されます。

2011年10月にUBS（Lux）イスラミック・ファンドを償還することおよび2011年11月にUBSセクター・ポートフォリオを償還することが、それぞれの取締役会によって決定されました。さらに、フォーカスト・ファンドの一部のサブ・ファンドを償還し、既存の専門投資信託（SIF）に基本的な権限を譲渡することが決定されました。当該再構成により、当該サブ・ファンドの購入に関して2011年に無形資産7,289,774.92ユーロの減損が計上されます。

UBSアセット・マネジメントは、すべての投資運用活動をUBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「UBS FML」といいます。）に集中させるという戦略的決定を行いました。業務能力を向上させるため、UBSサード・パーティー・マネジメント・カンパニー・エス・エイは、現在の顧客および従業員の大部分をUBS FMLへ移管し、一部分をその他の現地の管理会社へ移管しました。残りの従業員の移管を含め、プロジェクトは2019年の第1半期にほぼ完了しています。この移管のためにUBS FMLは5,078,054.00ユーロの紹介手数料を支払いましたが、2019年の会計年度に全額が償却されました。

	2019年12月31日	2018年12月31日
<u>購入費用</u>		
期首残高	83,584,225.08	83,584,225.08
追加	5,078,054.00	0.00
減損	0.00	0.00
期末残高	88,662,279.08	83,584,225.08
<u>減価償却累計額</u>		
期首残高	(69,653,865.55)	(61,343,284.75)
減価償却費	(13,388,634.80)	(8,310,580.80)

期末残高	(83,042,500.35)	(69,653,865.55)
簿価純額	5,619,778.73	13,930,359.53

注４－売掛金

当該債権は、2019年12月16日から2019年12月31日までの期間にかかるUBSが出資するルクセンブルグ籍の大口の投資信託ならびに2019年12月分にかかるUBS（Lux）インスティテューショナル・ファンド、UBS（Lux）インスティテューショナルSICAV、UBS（Lux）インベストメントSICAVおよびETF SICAVsの管理投資信託からの未収報酬です。

さらに、当該項目にはその他の管理投資信託（主に不動産ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンド、アイルランド籍ファンド）およびポートフォリオ運用業務からの未収報酬が含まれます。

注５－関連会社に対する債権

2019年12月31日および2018年12月31日現在、当該債権は、その他のUBSの事業体に提供されたサービス費用の回収可能額を表示しています。

注６－その他の投資

当社は、2018年の前半において少量のファンド受益証券を市場価格で購入しました。2019年12月31日現在、その他の投資は、ポートフォリオの評価を表しています。

注７－銀行預金および手元現金

現金には、UBSグループに帰属する事業体に預託された144,047,048.99ユーロ（2018年：115,640,954.00ユーロ）が含まれます。

ユーロ	2019年12月31日	2018年12月31日
ユービーエス・エイ・ジー	83,000,000.00	0.00
UBSヨーロッパSE	61,047,048.99	115,640,954.00
ルクセンブルグ支店		
残高	144,047,048.99	115,640,954.00

注８－発行済資本金

当社は、発行済資本金と払込済資本を合わせた10,000,000.00ユーロで設立され、1株当たり額面価額2,000ユーロの記名株式5,000株に表章されました。

2013年10月30日現在、臨時株主総会は、3,000,000.00ユーロの資本金の増加を決定しました。2019年12月31日および2018年12月31日現在、発行済資本金および払込済資本の金額は、13,000,000.00ユーロであり、1株当たり額面価額2,000ユーロの記名株式6,500株に表章されています。

注９－準備金

損益の配分は、2019年4月24日現在の株主の決定に基づいています：

ユーロ	発行済資本金	法定準備金	その他の準備金	繰越利益	当期利益	資本合計
2018年12月31日現在	13,000,000.00	13,000,000.00	7,313,300.00	76,024.94	20,597,779.87	42,287,104.81
2018年の利益配分			(1,500,000.00)	(2,220.13)	202,220.13	0.00
			1,300,000.00			
配当分配金					(20,800,000.00)	(20,800,000.00)
当期利益					22,632,972.15	22,632,972.15
2019年12月31日現在	13,000,000.00	13,000,000.00	7,113,300.00	73,804.81	22,632,972.15	44,120,076.96

法定準備金

ルクセンブルグの商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）の規定に基づき、その年度利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで積み立てることを要します。法定準備金は分配金として支払われることができません。

富裕税準備金

ルクセンブルグの税法は、該当年度の富裕税負債の5倍の金額に相当する分類不能な特別準備金が5年間にわたって設定されていることを条件に、富裕税を減額することを規定しています。2014年の期末現在における5,275,095ユーロの当該準備金を「その他の準備金」に含めることが、2015年4月29日現在、直近の総会で承認されました。2015年11月19日にルクセンブルグの税務当局は第47号通達を発出し、2015年以降の富裕税の減額を（当年ではなく）前年の法人税納税金額を上限とすることにしました。

2014年および2015年の会計年度においては、2014年および2015年の富裕税の減額を受けるため、2014年度および2015年度における富裕税の減少金額の5倍の金額に相当する特別準備金を計上することのみが必要です。2014年の税務申告書には、2014年度の法人税額を上限とした2014年度および2015年度における富裕税の減額の申請が含まれ、当該準備金は2017年の財務諸表に計上されます。そのため、2015年の期末現在における当該準備金は前年と変わらず5,275,095ユーロとなります。

株主は、2019年4月24日の総会において、1,300,000ユーロを当該特別準備金に割り当てることを決定しました。2019年12月31日現在、特別準備金の総額は、2013年の1,500,000ユーロの解除を考慮に入れた上で、6,963,300ユーロとなります。

富裕税準備金	ユーロ
2014／2015年度の特別準備金	1,384,300.00
2016年度の特別準備金	1,505,000.00
2017年度の特別準備金	1,430,000.00
2018年度の特別準備金	1,344,000.00
2019年度の特別準備金	1,300,000.00
合計	6,963,300.00

注10－課税

当社は、ルクセンブルグの税法に準拠した課税対象法人です。

課税引当金は、以下の法人所得税（以下「C I T」といいます。）に対する負債および富裕税（以下「NWT」といいます。）に対する未収税金で構成されています。C I T（2017年度まで）およびNWT（2018年度まで）に関する査定を、2019年に受けました。

ユーロ	C I T	NWT	合計
2018年12月31日現在の引当金	1,646,209.84	—	1,646,209.84
2019年前払金	(4,864,676.00)	—	(4,864,676.00)
前年の支払額	—	—	—
2019年納税額	5,907,514.90		5,907,514.90
前年の I C C 納税額	(111,136.29)		(111,136.29)
2019年12月31日現在の引当金	2,577,912.45	—	2,577,912.45

ユーロ	C I T	NWT	合計
2017年12月31日現在の引当金	3,086,125.48	(8,025.00)	3,078,100.48
2018年前払金	(4,864,725.00)	—	(4,864,725.00)
前年の支払額	(3,049,893.69)	8,025.00	(3,041,868.69)
2018年納税額	5,797,761.56		5,797,761.56
前年の I C C 納税額	676,941.49		676,941.49
2018年12月31日現在の引当金	1,646,209.84	—	1,646,209.84

注11－関連会社に対する債務

2019年12月31日および2018年12月31日現在、関連会社に対する債務には、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドおよびUBSグローバル・アセット・マネジメント（米州）アイ・エヌ・シーに対する、2019年12月分の未払ポートフォリオ運用報酬および販売報酬UBSが含まれます。

さらに、当該項目には2019年第4四半期についての管理投資信託（不動産ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンド、アイルランド籍ファンド）からの未収報酬が含まれます。

注12－関連会社からの借入金

当社は、注記3に列挙されているUBSの投資信託管理会社の事業取得資金の調達のために、プロフィット・パーテシペイティング・ローン契約をユービーエス・エイ・ジーとの間で締結しました。

2019年12月31日現在、借入金額は、83,105,808.51ユーロの元本、106,190.79ユーロ（2018年：35,781.68ユーロ）の固定利息および10,936,356.20ユーロ（2018年：810,597.03ユーロ）の変動利息です。

固定利率は、0.5%とUBS内部振替価格（売呼値）のいずれか高い方で計算されます。2019年12月31日現在、UBS内部振替価格（売呼値）（ユーロ）が0.065%であったため、適用された固定金利は0.5%でした。変動利息は、UBSの投資信託管理会社の事業取得によって生じた純利益から10%のマージンを控除したものに対応します。ローン契約は、2020年第4四半期に満期を迎えます。

ユーロ	2019年12月31日	2018年12月31日
期首残高	83,105,808.51	83,105,808.51
減額	0.00	0.00
返済	0.00	0.00
残高合計	83,105,808.51	83,105,808.51
未収固定利息	106,190.79	35,781.68
未収変動利息	10,936,356.20	810,597.03
未収利息合計	11,042,546.99	846,378.71
期末残高	94,148,355.50	83,952,187.22

注13－その他の債務

当該項目は、以下の未払金から構成されます。

ユーロ	2019年12月31日	2018年12月31日
給与に係る源泉徴収税	100,815.46	70,750.24
付加価値税	0.00	0.00
税金合計	100,815.46	70,750.24
社会保障費	334,020.67	179,346.15
給与およびボーナス引当金	745,682.49	430,690.52
専門家報酬	324,404.80	656,686.87
キャップ費用*	691,338.60	0.00
集団訴訟	5,221,945.24	1,567,477.68
委託された役割からの業務	25,058,089.01	18,835,100.30
その他	4,277,756.28	54,099.51
その他の合計	36,319,216.42	21,544,054.88
その他の債務合計	36,754,052.55	21,794,151.27

* 特定のファンドでは、（総資産に対する割合により）営業費用に関する上限（キャップ）が定められています。当社は、当該上限を超えた全ての費用を負担します。

注14－純取引高

純取引高には、管理投資信託のために受領した総報酬の総額が含まれます。当該総報酬には、委託された役割（主に、中央管理事務会社、投資運用会社、販売事業者）に関する金額が含まれます。このような投資信託の業務提供者に支払う金額は、注記15「原材料ならびに消耗品およびその他の外部費用」において開示されています。

当社は、2019年12月31日に終了した年度に、以下の投資スキームで管理される管理会社業務を提供することにより、806,953,402.76ユーロ（2018年：745,032,647.06ユーロ）の総収益を稼得しました。

企業ストラクチャー（ルクセンブルグ籍）	A I F	企業ストラクチャー（ルクセンブルグ籍）	A I F
APPIA グローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオ A S. C. S. SICAV-FIS	X	UBS (Lux) Sicav 1	
APPIA グローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオ S. C. A. SICAV-FIS	X	UBS (Lux) Sicav 2	
APPIA II グローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオ・フィーダー SCA SICAV-RAIF	X	UBS (Lux) ストラテジー-Sicav	
APPIA II グローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオ SCSp	X	UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ Sicav	X
APPIA III グローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオ・フィーダー SCA SICAV-RAIF	X	UBS ETF Sicav	
APPIA III グローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオ・フィーダー SCSp	X	UBS グローバル・プライベート・エクイティ・グロウス III フィーダー SCA, SICAV-SIF	X
		UBS グローバル・プライベート・エクイティ・グロウス III SLP-SIF	X
		企業ストラクチャー（アイルランド籍）	A I F

APPIA IIIグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオSCSp	X
Archmoreインフラストラクチャー・デット・プラットフォーム, SCA-SICAV SIF	X
Archmoreインターナショナル・インフラストラクチャー・ファンドIII-ファンドA (USD) SCSp	X
Archmoreインターナショナル・インフラストラクチャー・ファンドIII-ファンドB (USD) SCSp	X
Archmoreインターナショナル・インフラストラクチャー・ファンドIII-ファンドC (EUR) SCSp	X
Archmore SCSp, SICAV-SIF	X
アトラスSICAV-FIS	X
BCB&パートナーズ・ファンドSICAV-SIF	X
BOSインターナショナル・ファンド	
BPERインターナショナルSICAV	
フォーカストSicav	
グローバル・オポチュニティーズ・アクセス	
グローバル・プライベート・エクイティ・グロースIV SCSp-SICAV-RAIF	X
Itauファンズ	
ユスケSICAV	
Kersio Lux	
Leudelangeファンド	X
マネージャー・オポチュニティーズ・アクセス	X
ミグロス・バンク (Lux) Fonds	
モビウスSICAV	
マルチ・マネージャー・アクセス	
マルチ・マネージャー・アクセスII	
OnCapital SICAV	
SF (Lux) SICAV2	
SF (Lux) SICAV3	X
Steli (Lux) Sicav	
UBS (Lux) ボンドSicav	
UBS (Lux) エクイティSicav	
UBS (Lux) インスティテューショナルSicav	
UBS (Lux) インベストメントSicav	X
UBS (Lux) キー・セレクションSicav	
UBS (Lux) マネー・マーケットSicav	
UBS (Lux) リアル・エステート・ファンド・セレクション	X

キー・オルタナティブ・プラットフォームICAV	X
キー・オルタナティブ・プラットフォーム・マスターICAV	X
セレクト・オルタナティブ・ストラテジーズICAV	X
UBS (Irl) ETFピーエルシー	
UBS (Irl) ファンド・ピーエルシー	
UBS (Irl) インベスター・セレクション・ピーエルシー	

契約ストラクチャー（ルクセンブルグ籍）	AIF
AEK Wien SIF	X
コンスタンス・ロング・ターム・ボンド	X
フォーカスト・ファンド	
ルクセンブルグ・プレイメント・ファンド	
UBS (Lux) ボンド・ファンド	
UBS (Lux) エマージング・エコノミーズ・ファンド	
UBS (Lux) エクイティ・ファンド	
UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド	
UBS (Lux) ミディアム・ターム・ボンド・ファンド	
UBS (Lux) マネー・マーケット・ファンド	
UBS (Lux) マネー・マーケット・インベスト	
UBS (Lux) ストラテジー・ファンド	
ヴィクトリアIIファンド	X

契約ストラクチャー（アイルランド籍）	AIF
UBSコモン・コントラクチュアル・ファンド	

契約ストラクチャー（フランス籍）	AIF
インフラストラクチャー・デット・プラットフォームII フォンドゥ・プロフェッショナル・スペシャリゼ	X

注15－原材料ならびに消耗品およびその他の外部費用

743,333,142.48ユーロ（2018年：691,589,624.24ユーロ）の原材料ならびに消耗品およびその他の外部費用は、ポートフォリオの運用、管理事務または販売のために委託された役割に支払われた手数料費用を表している。前年比での増加は、純取引高の推移（注記14を参照のこと。）と同様のものです。

注16－人件費

当社は、当事業年度中に平均47名（2018年：34.75名）の従業員（正規職員）を雇用しました。2019年末現在、53名の従業員が雇用されており、そのうち女性が27名および男性が26名（2018年12月31日：女性20名／男性16名）、ルクセンブルグ大公国民が5名および他国民が48名（2018年12月31日：ルクセンブルグ国民5名／他国民31名）です。

社会保障費の一部としての法定年金保険の金額は379,620.32ユーロ（2018年：267,644.54ユーロ）です。

注17－その他の営業費用

グループ費用は、管理およびインフラ関連業務について、その他のUBSグループ会社より請求される費用1,474,701.94ユーロ（2018年：1,112,233.11ユーロ）です。専門家報酬の増加は、主に、英国のEUからの離脱（ブレグジット）計画に伴う費用によるものです。

ユーロ	<u>2019年12月31日</u>	<u>2018年12月31日</u>
グループ費用	1,474,701.94	1,112,233.11
専門家報酬	1,473,339.62	531,475.63
その他	1,240,193.96	600,813.79
その他の営業費用合計	4,188,235.52	2,244,522.53

注18－取締役会および理事会に関する情報

2019年12月31日現在、理事会は6名の構成員から成り立ちます。

UBS関連会社に雇用されている取締役会の構成員には、職務に対する特定の報酬は支払われませんでした。社外取締役には、報酬が支払われました。

会計年度中、社外取締役を含む理事会は、職務への報酬として1,044,338.45ユーロ（2018年：773,715.94ユーロ）を受領しました。

注19－後発事象

2020年2月17日付で、アンドレ・ミュラー・ワグナーおよびパスカル・キスラーの2名の取締役会役員が辞任しました。アンドレ・ヴァレンテ（UBSファンド・マネジメント（スイス）エイ・ジーの最高経営責任者）およびクリスチアン・モーラー（UBSファンド・マネジメント（スイス）エイ・ジーの専務取締役）が、新しい取締役会役員に指名され、アンドレ・ヴァレンテは会長に選出されました。

COVID-19

新型コロナウイルス（COVID-19）の発生が確認されて以来、UBSは、世界保健機関（WHO）、地方自治体および関連保健当局の勧告および助言を綿密に監視し、タイムリーな施策を実行しています。これらの措置は、顧客および従業員の健康を守るために迅速かつ適切に行動することができるよう、先を見越して考慮されています。かかる状況に対するUBSの対応は、封じ込め（渡航制限など）、コンティンジェンシー（社会的距離・分業・在宅勤務）およびコミュニケーションに重点を置いています。

コロナウイルス（COVID-19）の蔓延に対する懸念の高まりが株式市場に大きな影響を与えており、弱気相場に突入する可能性が高いと考えられます。その結果、当社の手数料収入の減少が予想されます。しかし、UBS FMLの構造的なセットアップと実質的なEBTマージンは、市場の下落に対する高い回復力を可能にしており、これは堅固な株式ポジションによってさらに強化されています。

[次へ](#)



Balance Sheet – Assets

	Notes	31.12.2019	31.12.2018
A. Subscribed capital unpaid		0.00	0.00
B. Formation expenses		0.00	0.00
C. Fixed assets		5,619,778.73	13,930,359.53
I. Intangible assets	3	5,619,778.73	13,930,359.53
1. Costs of development		0.00	0.00
3. Goodwill, to the extent that it was acquired for valuable consideration		5,619,778.73	13,930,359.53
4. Payments on account and intangible assets under development		0.00	0.00
II. Tangible assets		0.00	0.00
1. Land and buildings		0.00	0.00
2. Plant and machinery		0.00	0.00
3. Other fixtures and fittings, tools and equipment		0.00	0.00
4. Payments on account and tangible assets in the course of construction		0.00	0.00
D. Current assets		216,211,012.66	164,026,118.10
I. Stocks		0.00	0.00
II. Debtors		57,189,419.87	34,340,474.43
1. Trade debtors	4	53,584,938.90	34,311,997.40
a) becoming due and payable within one year		53,584,938.90	34,311,997.40
b) becoming due and payable after more than one year		0.00	0.00
2. Amounts owed by affiliated undertakings	5	3,604,480.97	28,477.03
a) becoming due and payable within one year		3,604,480.97	28,477.03
b) becoming due and payable after more than one year		0.00	0.00
3. Amounts owed by undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests		0.00	0.00
III. Investments	6	122,758.33	97,506.32
1. Shares in affiliated undertakings		0.00	0.00
2. Own shares		0.00	0.00
3. Other investments		122,758.33	97,506.32
IV. Cash at bank and in hand	7	158,898,834.46	129,588,137.35
E. Prepayments		534,849.89	873,314.38
TOTAL ASSETS		222,365,641.28	178,829,792.01

The accompanying notes are integral part of the financial statements.



Balance Sheet – Capital and Liabilities

	Notes	31.12.2019	31.12.2018
A. Capital and reserves		44,120,076.96	42,287,104.81
I. Subscribed capital	8	13,000,000.00	13,000,000.00
II. Share premium account		0.00	0.00
III. Revaluation reserve		0.00	0.00
IV. Reserves	9	8,413,300.00	8,613,300.00
1. Legal reserve		1,300,000.00	1,300,000.00
2. Reserve for own shares		0.00	0.00
3. Reserves provided for by the articles of association		0.00	0.00
4. Other reserves, including the fair value reserve		7,113,300.00	7,313,300.00
a) other available reserves		150,000.00	150,000.00
b) other non available reserves		6,963,300.00	7,163,300.00
V. Profit or loss brought forward		73,804.81	76,024.94
VI. Profit or loss for the financial year		22,632,972.15	20,597,779.87
VII. Interim dividends		0.00	0.00
VIII. Capital investment subsidies		0.00	0.00
B. Provisions		2,577,912.46	1,646,209.84
1. Provisions for pensions and similar obligations		0.00	0.00
2. Provisions for taxation	10	2,577,912.46	1,646,209.84
3. Other provisions		0.00	0.00
C. Creditors		175,667,651.86	134,896,477.36
1. Debenture loans		0.00	0.00
2. Amounts owed to credit institutions		0.00	0.00
3. Payments received on account of orders in so far as they are shown separately as deductions from stocks		0.00	0.00
4. Trade creditors		0.00	0.00
5. Bills of exchange payable		0.00	0.00
6. Amounts owed to affiliated undertakings		138,913,599.31	113,102,326.09
a) becoming due and payable within one year	11, 12	138,913,599.31	29,150,138.87
b) becoming due and payable after more than one year		0.00	83,952,187.22
8. Other creditors	13	36,754,052.55	21,794,151.27
a) Tax authorities		100,815.46	70,750.24
b) Social security authorities		334,020.67	179,346.15
c) Other creditors		36,319,216.42	21,544,054.88
i) becoming due and payable within one year		36,319,216.42	21,544,054.88
ii) becoming due and payable after more than one year		0.00	0.00
D. Deferred income		0.00	0.00
TOTAL CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES		222,365,641.28	178,829,792.01

The accompanying notes are integral part of the financial statements.



Profit and Loss Accounts

Euro	Notes	1.1.2019	1.1.2018
		-31.12.2019	-31.12.2018
1. Net turnover	14	806,953,402.76	745,032,647.06
4. Other operating income		595,747.27	388,668.05
5. Raw materials and consumables and other external expenses	15	743,333,142.48	691,589,624.24
a) Raw materials and consumables		0.00	0.00
b) Other external expenses		743,333,142.48	691,589,624.24
6. Staff costs	16	7,018,605.23	4,683,714.99
a) Wages and salaries		6,031,940.09	4,029,792.42
b) Social security costs		929,095.57	598,805.08
i) relating to pensions		614,122.80	424,652.40
ii) other social security costs		314,972.77	174,152.68
c) Other staff costs		57,569.57	55,117.49
7. Value adjustments		13,388,634.80	8,310,580.80
a) in respect of formation expenses and of tangible and intangible fixed assets		13,388,634.80	8,310,580.80
b) in respect of current assets		0.00	0.00
8. Other operating expenses	17	4,188,235.52	2,244,522.53
11. Other interest receivable and similar income		199,709.59	110,588.05
a) derived from affiliated undertakings		199,709.59	110,588.05
b) other interest and similar income		0.00	0.00
14. Interest payable and similar expenses		11,390,890.83	11,630,977.68
a) concerning affiliated undertakings	12	11,054,281.39	11,537,715.71
b) other interest and similar expenses		336,609.44	93,261.97
15. Tax on profit or loss	10	5,796,378.61	6,474,703.05
16. Profit or loss after taxation		22,632,972.15	20,597,779.87
17. Other taxes not shown under above items	10	0.00	0.00
18. Profit or loss for the financial year		22,632,972.15	20,597,779.87

The accompanying notes are integral part of the financial statements.



Notes to the financial statements

Note 1 – General

UBS Fund Management (Luxembourg) S.A., hereinafter referred to as the “Company”, was created on July 1, 2010 in the legal form of a Société Anonyme (public limited company) according to Luxembourg law for an unlimited period. The Company is registered in Luxembourg and began operating on August 1, 2010. The company was originally a fully owned subsidiary of UBS AG, a bank incorporated in Switzerland.

The location of the registered Office of the Company is 33A, avenue John F. Kennedy, L-1855 Luxembourg.

The purpose of the Company is to perform management services as foreseen in Chapter 15 of the law dated December 17, 2010 relating to undertakings for collective investment, as amended (the “Law of 2010”).

Since October 30, 2013, the purpose of the Company is extended to perform management services as foreseen in article 5 of Chapter 2 of the law dated July 12, 2013 relating to alternative investment funds. The allowed activities are portfolio management, administration and distribution. Since December 19, 2018, the Company is also licensed for discretionary portfolio mandates.

The Company since 28 April 2016 is a fully owned subsidiary of the UBS Asset Management AG, Zurich (Switzerland) and is incorporated in the UBS Group's consolidated accounts. A copy of the consolidated annual accounts for the UBS Group AG is available at UBS Group AG, CH-8098 Zurich, Switzerland.

Note 2 – Summary of Significant Accounting Policies

The financial statements are prepared in accordance with the generally accepted accounting principles and the legal and regulatory requirements in force in the Grand Duchy of Luxembourg.

To ensure a better comparability between 2019 and 2018 financial year, certain prior year figures have been reclassified. This reclassification does not have any impact on the Company's result for the financial year 2019 nor 2018.

In particular, the following accounting policies have been used:

Conversion of foreign currency

The Company maintains its accounts in Euro (EUR) and the financial statements have been drawn up using this currency.

Assets and liabilities in other currencies - apart from tangible and intangible assets - have been converted into the balance sheet currency according to the closing rate at the balance sheet date.

Tangible and intangible assets have been converted into EUR according to the exchange rate on the date of purchase.



The profit and loss account includes all realized gains and losses and unrealized gains and losses resulting from exchange rate movements.

Revenue and costs in other currencies have been converted into EUR according to the exchange rate of the end of the month in which the revenues and costs have been booked.

Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets have been valued at their initial purchase price, minus accumulated depreciation. Depreciation is calculated on a linear basis over the standard operational period of use for each item. If there are indications that an asset should be impaired, the residual value will be adjusted accordingly.

Debtors

Accounts receivable are recorded at nominal value minus any necessary value adjustments.

Investments

Investments are valued at balance sheet date at the lower of cost or market.

Provisions for liabilities and charges

Provisions are recorded for recognizable risks and uncertain liabilities.

Creditors

Creditors are recorded at reimbursement value.

Income

Income is generally recorded on an accrual basis.

Use of estimates

The general accepted accounting principles in Luxembourg requires the Board of Directors to make estimates that affect the reported amounts of assets and liabilities and the reported amounts in the profit and loss account during the year. These accounting estimates reflect Board of Directors' best judgment and actual results could differ from those estimates.

Note 3 – Intangible assets

On September 15, 2010, the Company entered into the Fund Management Transfer Agreement to acquire the business from the UBS fund management companies (listed below) for an amount of EUR 90,874,000.00:

- UBS Money Market Fund Management Company S.A.
- UBS Equity Fund Management Company S.A.
- UBS Strategy Fund Management Company S.A.
- UBS Bond Fund Management Company S.A.
- UBS Focused Fund Management Company S.A.
- UBS Institutional Fund Management Company S.A.
- UBS Medium Term Bond Fund Management Company S.A.
- UBS Sector Portfolio Management Company S.A.
- UBS Emerging Economies Fund Management Company S.A.
- UBS Short Term Invest Management Company S.A.
- UBS Islamic Fund Management Company S.A.



This purchase price represented the market value of the transferred business as determined by the use of the Income Approach (Dividend Discount Model). The associated intangible asset is being depreciated over 10 years consistent with the corresponding loan (see Note 12).

The respective Board of Directors took the decision to liquidate UBS (Lux) Islamic Fund in October 2011 and to liquidate UBS Sector Portfolio in November 2011. In addition the decision has been taken to liquidate some sub-funds of Focused Fund and to transfer underlying mandates to an existing SIF structure. This restructuring lead to an impairment of EUR 7,289,774.92 of the intangible assets recorded in 2011 for the purchase of these funds.

UBS Asset Management has taken the strategic decision to concentrate all the investment management activities in Luxembourg in UBS Fund Management (Luxembourg) S.A. ("UBS FML"). In order to enhance its service capabilities, UBS Third Party Management Company S.A. transferred the majority of its current book of business and headcounts to UBS FML and the minority to other local management companies. Most of the project, including the transfer of the remaining staff, has been done in the first half of 2019. For this transfer UBS FML paid a referral fee of EUR 5,078,054.00, which was fully depreciated in the Financial Year 2019.

EUR	<u>31.12.2019</u>	<u>31.12.2018</u>
<u>Purchase costs</u>		
Opening balance	83,584,225.08	83,584,225.08
Additions	5,078,054.00	0.00
Impairment	0.00	0.00
Closing balance	88,662,279.08	83,584,225.08
<u>Accumulated depreciation</u>		
Opening balance	-69,653,865.55	-61,343,284.75
Depreciation	-13,388,634.80	-8,310,580.80
Closing balance	-83,042,500.35	-69,653,865.55
Net book value	5,619,778.73	13,930,359.53

Note 4 – Trade debtors

The debtors represent accrued fee receivables from the UBS sponsored Luxembourg based wholesale Funds for the period from December 16, 2019 until December 31, 2019 and for the month of December 2019 for UBS (Lux) Institutional Fund, UBS (Lux) Institutional SICAV, UBS (Lux) Investment SICAV and ETF SICAVs.

In addition, this position includes the accrued fee receivable of other managed Funds (mainly Real Estate and Private Equity funds, Ireland domiciled Funds) and Portfolio Mandates.



Note 5 – Amounts owed by affiliated undertakings

As of December 31, 2019 and 2018, the receivable represents the recoverable of some costs for services provided to other UBS entities.

Note 6 – Other investments

The Company purchased during the first half of the year 2018 a small number of fund units at market value. As of December 31, 2019, the other investments represent the valuation of the portfolio.

Note 7 – Cash at bank and in hand

Cash includes an amount of EUR 144,047,048.99 (2018: EUR 115,640,954.00) placed with entities belonging to the UBS Group.

EUR	<u>31.12.2019</u>	<u>31.12.2018</u>
UBS AG	83,000,000.00	0.00
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	61,047,048.99	115,640,954.00
Balance	144,047,048.99	115,640,954.00

Note 8 – Subscribed capital

The Company has been incorporated with a subscribed and completely paid up capital of EUR 10,000,000.00, divided into 5,000 registered shares with a par value of EUR 2,000 each.

As of October 30, 2013, the Extraordinary General Meeting decided the capital increase of EUR 3,000,000.00. As of December 31, 2019 and 2018 the subscribed and completely paid-up capital amounts to EUR 13,000,000.00 divided into 6,500 registered shares with a par value of EUR 2,000 each.

Note 9 – Reserves

The allocation of the result is based on the decision of the shareholders as of April 24, 2019:

EUR	Subscribed capital	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward	Profit of the financial year	Total Equity
31.12.18	13,000,000.00	1,300,000.00	7,313,300.00	76,024.94	20,597,779.87	42,287,104.81
Allocation of 2018 profit			-1,500,000.00 1,300,000.00	-2,220.13	202,220.13	0.00
Dividend paid					-20,800,000.00	-20,800,000.00
Profit of the financial year					22,632,972.15	22,632,972.15
31.12.19	13,000,000.00	1,300,000.00	7,113,300.00	73,804.81	22,632,972.15	44,120,076.96



Legal reserve

According to the provisions of the Luxembourg law of 10 August 1915 on commercial companies, as amended, at least 5% of the annual profit must be allocated to the legal reserve until the latter amounts to 10% of the subscribed capital. The legal reserve may not be paid out in the form of dividends.

Reserve for Net Wealth Tax

Luxembourg tax legislation provides for a reduction of the net worth tax on the condition that a special non-distributable reserve is established for a period of 5 years and for an amount equal to 5 times the net worth tax liability of a given year. This reserve is included under "Other reserves" and amounts to EUR 5,275,095 as of year-end 2014 and has been approved by the last General Assembly as of 29 April 2015. On 19 November 2015 the Luxembourg tax authorities issued the Circular I. Fort. No 47bis stating that as from 2015, the reduction of the Net Wealth Tax is limited to the amount of Corporate Income Tax due for the preceding year (and not anymore of the current year).

For the fiscal year 2014 and 2015, it is only required to book one special NWT reserve to reduce the NWT of 2014 and 2015, corresponding to five times the higher of the amount of the reduction for 2014 and the amount of the reduction for 2015. The 2014 tax returns contain the NWT reduction request for both 2014 and 2015 with a ceiling of the CIT of the year 2014 and such reserve will be booked in the 2017 financial accounts. Therefore, as of year-end 2015 this reserve remains unchanged in EUR currency compared to previous year and amounts to EUR 5,275,095.

The shareholder decided on the General Assembly of 24 April 2019, to allocate EUR 1,300,000 to this special reserve. Considering the release for 2013 EUR 1,500,000, the special reserve amounts to EUR 6,963,300 as of 31 December 2019.

<u>Net Wealth Tax Reserve</u>	EUR
Special reserve 2014/2015	1,384,300.00
Special reserve 2016	1,505,000.00
Special reserve 2017	1,430,000.00
Special reserve 2018	1,344,000.00
Special reserve 2019	1,300,000.00
Total	6,963,300.00



Note 10 – Taxation

The Company is a fully taxable corporation in accordance with Luxembourg tax law.

The provision for taxation consists of a liability for corporate income tax (CIT) and a tax receivable for net wealth tax (NWT) as outlined below. The tax assessments for CIT until year 2017 and NWT until year 2018 have been received in 2019.

EUR	CIT	NWT	Total
Provisions as of 31.12.2018	1,646,209.84	-	1,646,209.84
Advance payments 2019	-4,864,676.00	-	-4,864,676.00
Payments of prior years	-	-	-
Taxes due for 2019	5,907,514.90		5,907,514.90
Taxes due for prior years ICC	-111,136.29		-111,136.29
Provisions as of 31.12.2019	2,577,912.45	-	2,577,912.45

EUR	CIT	NWT	Total
Provisions as of 31.12.2017	3,086,125.48	-8,025.00	3,078,100.48
Advance payments 2018	-4,864,725.00	-	-4,864,725.00
Payments of prior years	-3,049,893.69	8,025.00	-3,041,868.69
Taxes due for 2018	5,797,761.56		5,797,761.56
Taxes due for prior years ICC	676,941.49		676,941.49
Provisions as of 31.12.2018	1,646,209.84	-	1,646,209.84

Note 11 – Amounts due to affiliated undertakings

As at December 31, 2019 and 2018, amounts due to affiliated undertakings include accruals for the portfolio management and distributions fees for the month of December 2019, mainly payable to UBS Asset Management Switzerland AG, UBS Asset Management (UK) Ltd and UBS Asset Management (Americas) Inc.

In addition, this position includes the accrued fee payable for managed funds for the 4th quarter 2019: Real Estate, Private Equity funds and discretionary Portfolio Mandates.



Note 12 – Loan from affiliated undertakings

The Company entered into a profit participating loan agreement with UBS AG to finance the acquisition of the business of the UBS fund management companies listed in Note 3.

As at December 31, 2019, the loan amounts to EUR 83,105,808.51 of principal and EUR 106,190.79 (2018: EUR 35,781.68) of fixed interests and EUR 10,936,356.20 (2018: EUR 810,597.03) variable interests.

Fixed interest rate is calculated at the higher of 0.5% and UBS-internal transfer price (ask). As of December 31, 2019, the applied fixed interest rate was 0.5% as the UBS rate for EUR was 0.065%.

Variable interest corresponds to the net profits deriving from the acquired businesses of the UBS fund management companies less the commercial margin of 10%. The loan matures in the 4th quarter 2020.

EUR	<u>31.12.2019</u>	<u>31.12.2018</u>
Opening balance	83,105,808.51	83,105,808.51
Reduction	0.00	0.00
Repayment	0.00	0.00
Total balance	83,105,808.51	83,105,808.51
Accrued fixed interests	106,190.79	35,781.68
Accrued variable interests	10,936,356.20	810,597.03
Total accrued interests	11,042,546.99	846,378.71
Closing balance	94,148,355.50	83,952,187.22



Note 13 – Other creditors

This position is composed of the following payables:

EUR	<u>31.12.2019</u>	<u>31.12.2018</u>
Withholding tax on salaries	100,815.46	70,750.24
VAT	0.00	0.00
Total Tax authorities	100,815.46	70,750.24
Social Security authorities	334,020.67	179,346.15
Salary and bonus provisions	745,682.49	430,690.52
Professional services	324,404.80	656,686.87
Capping fees*	691,338.60	0.00
Class action	5,221,945.24	1,567,477.68
Services from delegated functions	25,058,089.01	18,835,100.30
Others	4,277,756.28	54,099.51
Total Other creditors	36,319,216.42	21,544,054.88
Total Other creditors	36,754,052.55	21,794,151.27

*For selected funds a cap (as percentage of the total assets) related operating expenses is defined. The Company bears all expenses above the cap.



Note 14 – Net turnover

The net turnover includes also the aggregate all-in-fee received for the managed funds. Such all-in fees include amounts owed to the delegated functions, mainly central administration, investment managers and distribution partners. Such amounts to the service providers of the funds are disclosed in Note 15, Raw materials and consumables and other external expenses.

For the year ending December 31, 2019, the Company earned gross revenues of EUR 806,953,402.76 (2018: EUR 745,032,647.06) for Management Company services delivered for the following managed investment schemes:

Corporate Structures - Luxembourg based	AIF	Corporate Structures - Ireland based	AIF
APPIA Global Infrastructure Portfolio A S.C.S, SICAV-HS	x	Key Alternative Platform ICAV	x
APPIA Global Infrastructure Portfolio S.C.A, SICAV-HS	x	Key Alternative Platform Master ICAV	x
APPIA II Global Infrastructure Portfolio Feeder SCA SICAV-RAIF	x	Select Alternative Strategies ICAV	x
APPIA II Global Infrastructure Portfolio SCSp	x	UBS (Ir) ETF plc	
APPIA III Global Infrastructure Portfolio Feeder SCA SICAV-RAIF	x	UBS (Ir) Fund plc	
APPIA III Global Infrastructure Portfolio Feeder SCSp	x	UBS (Ir) Investor Selection plc	
APPIA III Global Infrastructure Portfolio SCSp	x		
Archmore Infrastructure Debt Platform, SCA-SICAV SIF	x		
Archmore International Infrastructure Fund III - Fund A (USD) SCSp	x	Contractual Structures - Luxembourg based	AIF
Archmore International Infrastructure Fund III - Fund B (USD) SCSp	x	Aek' Wlen SIF	x
Archmore International Infrastructure Fund III - Fund C (EUR) SCSp	x	Constance Long Term Fund	x
Archmore SCSp, SICAV-SIF	x	Focused Fund	
Atlas SICAV-HS	x	Luxembourg Placement Fund	
BCB & Partners Fund SICAV-SIF	x	UBS (Lux) Bond Fund	
BOS International Fund		UBS (Lux) Emerging Economies Fund	
BPER International SICAV		UBS (Lux) Equity Fund	
Focused Sicav		UBS (Lux) Institutional Fund	
Global Opportunities Access		UBS (Lux) Medium Term Bond Fund	
Global Private Equity Growth IV SCSp-SICAV-RAIF	x	UBS (Lux) Money Market Fund	
Itau Funds		UBS (Lux) Money Market Invest	
Jyske SICAV		UBS (Lux) Strategy Fund	
Kersio Lux		Victoria II Fund	x
Leudelange Fund	x		
Manager Opportunities Access	x	Contractual Structures - Ireland based	AIF
Migros Bank (Lux) Fonds		UBS Common Contractual Fund	
Mobius SICAV			
Multi Manager Access		Contractual Structures - France based	AIF
Multi Manager Access II		Infrastructure Debt Platform II Fonds Professionnel Spécialisé	x
OnCapital SICAV			
SF (Lux) SICAV 2			
SF (Lux) SICAV 3	x		
Steli (Lux) Sicav			
UBS (Lux) Bond Sicav			
UBS (Lux) Equity Sicav			
UBS (Lux) Institutional Sicav			
UBS (Lux) Investment Sicav	x		
UBS (Lux) Key Selection Sicav			
UBS (Lux) MoneyMarket Sicav			
UBS (Lux) Real Estate Funds Selection	x		
UBS (Lux) Sicav 1			
UBS (Lux) Sicav 2			
UBS (Lux) Strategy Sicav			
UBS (Lux) Strategy Xtra Sicav	x		
UBS ETF Sicav			
UBS Global Private Equity Growth III Feeder SCA, SICAV-SIF	x		
UBS Global Private Equity Growth III SLP-SIF	x		



Note 15 – Raw materials and consumables and other external expenses

The raw materials and consumables and other external expenses in the amount of EUR 743,333,142.48 (2018: EUR 691,589,624.24) represent the fee expenses paid to delegated functions for portfolio management, administration or distribution. The increase year over year is congruent to the net turnover development (see Note 14).

Note 16 – Staff costs

The Company employed an average of 47 (2018: 34.75) staff during the business year. As of end of 2019, 53 staff were employed, whereof 27 women and 26 men (31.12.2018: 20 women / 16 men); 5 are citizens of G.D. of Luxembourg, 48 are from abroad (31.12.2018: 5 Luxembourg / 31 non-Luxembourg citizen).

The amount of legal pension insurance as a part of social security costs is EUR 379,620.32 (2018: EUR 267,644.54).

Note 17 – Other operating expenses

Group charges are expenses charged by other UBS Group entities for management and infrastructure related services amounting to EUR 1,474,701.94 (2018: EUR 1,112,233.11). The increase of professional fees is mainly explained by the costs in relation with the Brexit project.

EUR	<u>31.12.2019</u>	<u>31.12.2018</u>
Group charges	1,474,701.94	1,112,233.11
Professional fees	1,473,339.62	531,475.63
Other	1,240,193.96	600,813.79
Total other operating expenses	4,188,235.52	2,244,522.53

Note 18 – Information concerning the Board of Directors and the Executive Management

The Executive Management consisted as of 31.12.2019 of 6 members.

No specific remuneration was paid to the members of the Board of Directors employed by UBS entities in respect of their duties. The independent directors are remunerated.

The Executive Management including the independent directors received remuneration amounting to EUR 1,044,338.45 (2018: EUR 773,715.94) in respect of their duties.



Note 19 – Subsequent events

Two board members resigned as of 17.2.2020 André Müller-Wegner and Pascal Kistler. André Valente (CEO UBS Fund Management (Switzerland) AG) and Christian Maurer (Executive Director UBS Asset Management Switzerland AG) were appointed as new BoD members, André Valente was elected as Chairman.

COVID-19

Since the outbreak of novel coronavirus (COVID-19) was confirmed, UBS have been closely monitoring and ensuring the timely implementation of the recommendations and advice of the World Health Organization (WHO), local government and relevant health authorities. The measures are proactive and considered, enabling us to act quickly and appropriately to safeguard the wellbeing of our clients and employees. UBS's response to the situation focuses on containment (e.g. travel restrictions), contingency (social distancing, split operations, work from home) and communications.

Growing concern over the spread of the coronavirus (COVID-19) had significant negative impact on the stock markets and it is now likely that we are heading into a bear market territory. As consequence, this will lead to expected lower fee income for the company. However, the structural set-up of UBS FML with a substantial EBT-margin allows for high resilience to falling markets; which is further strengthened through the solid equity position.

4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、各サブ・ファンドのために、（a）管理会社、（b）その関係法人、（c）管理会社もしくはその関係法人の取締役、または（d）それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニ名義を含む。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除く。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ国際的に承認された金融市場における、その時々、（i）公に入手可能な相場に基づき決定された価格で行われる場合、または（ii）適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社およびファンドのその他のサービス提供会社ならびに／またはそれらの関連会社、構成員、従業員もしくはこれらと関係する者は、ファンドとの関係において様々な利益相反にさらされる可能性がある。

管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社および保管受託銀行は、ファンドの利益が損なわれるリスクを最小限に抑え、それが避けられない場合にファンドの受益者を公正に取り扱うために、利益相反のための方針を採用し、実施し、かつ利益相反を特定、管理するための適切な組織的・事務的な措置を講じている。

管理会社、保管受託銀行、投資運用会社および主たる販売会社は、UBSグループの一員（以下「関係者」という。）である。

関係者は、世界中でフルサービスを提供するプライベート・バンク、投資銀行、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要な参加者でもある。そのため、関係者は、様々な事業活動を積極的に行い、ファンドが投資を行う金融市場においてその他の直接または間接的な利害を有する可能性がある。

関係者（その子会社および支店を含む。）は、ファンドが締結する金融デリバティブ契約に関して取引相手方として行為することができる。保管受託銀行がファンドにその他の商品またはサービスを提供する関係者から法的に独立している事業体と密接な関連会社である場合には、潜在的な利益相反がさらに生じる可能性がある。

関係者は、その事業遂行において、関係者およびファンドまたはファンドの受益者による様々な事業活動との間に利益相反を引き起こす可能性のある行為または取引を特定し、管理し、必要な場合は禁止するよう努める。関係者は、最高水準の健全性および公正な取引に従う方法により利益相反を管理するよう努めている。関係者は、この目的において、ファンドまたはファンドの受益者の利益を害するおそれのある利益相反を伴う事業活動が適切な独立性をもって行われ、かつ、あらゆる利益相反を公正に解決することを徹底する手続きを実施している。受益者は、管理会社宛てに書面で請求することにより、管理会社および／またはファンドの利益相反に関する方針の追加情報を無料で取得することができる。

管理会社が相当な注意および最善の努力を払ったとしても、利益相反を管理するために管理会社が講じる組織的・事務的な措置が、ファンドまたはその受益者の利益を損なうリスクを回避するとの合理的な信頼を確保するには不十分であるというリスクがある。このような場合、これに関連する軽減されない利益相反および下された決定が、管理会社の以下のウェブサイトにおいて投資家に報告される。

https://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

各情報は、管理会社の登録事務所においても無料で入手可能である。

さらに、管理会社および保管受託銀行が同じグループの構成員であることを考慮しなければならない。したがって、両者は（i）当該関係から生じるあらゆる利益相反を特定し、（ii）かかる利益相反を回避するためにあらゆる合理的な措置を講じることを徹底する方針および手続きを導入している。

管理会社と保管受託銀行との間の関係から生じる利益相反を回避することができない場合、管理会社または保管受託銀行は、ファンドおよび受益者の利益への悪影響を防ぐため、かかる利益相反を管理、監視および開示する。保管受託銀行により委託される保管機能の概要ならびに保管受託銀行の委託先および再

委託先の一覧は、以下のウェブページで閲覧することができ、これらに関する最新情報は、請求により投資家に提供される。

<https://www.ubs.com/global/en/legalinfo2/luxembourg.html>

5【その他】

（１）定款の変更等

管理会社の定款の変更または解散に関しては、1915年8月10日法の要求する条件に基づき株主総会の決議が必要である。

（２）事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、営業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

（３）訴訟事件その他の重要事項

管理会社に重要な影響を与えまたは与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に開始し、同年12月31日に終了する。

管理会社の存続期間は無期限である。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）投資運用会社

名称	UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ） (UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich)
資本金の額	2020年5月末日現在、500,000スイスフラン（約5,576万円） （注）スイスフランの円貨換算は、便宜上、2020年5月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1スイスフラン＝111.52円）による。以下、別段の記載がない限り、スイスフランの円金額表示はすべてこれによるものとする。
事業の内容	UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、スイス在外のファンドならびに機関投資家および非機関投資家のクライアントに対し、ポートフォリオ運用を提供している。UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）が提供する運用の範囲は、アクティブ株式、システムティックならびにインデックス投資、債券、インベストメント・ソリューション、不動産およびプライベート・マーケットに及ぶ。

名称	ユービーエス・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ） (UBS Switzerland AG, Zurich)
資本金の額	2020年5月末日現在、10,000,000スイス・フラン（約11億円）
事業の内容	投資運用会社として、主に年金プラン、財団、政府、金融機関、法人等の機関投資家および投資信託向けに株式、債券の運用を行っている。

（2）保管受託銀行 主支払事務代行会社

名称	UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 (UBS Europe SE, Luxembourg Branch)
資本金 (株主資本) の額	2020年5月末日現在 446,001,000ユーロ（約531億円）
事業の内容	UBSは1973年からルクセンブルグに存在している。 UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、UBS（ルクセンブルグ）エス・エイがUBSドイツランド・アーゲーに合併され、合併と同時に、UBSヨーロッパSEの名称で欧州会社（Societas Europaea）の法的形態が採用されたことにより設立された。 同社は主にプライベート・バンキング業務および多数の投資信託に対する保管業務を提供する。

(3) 管理事務代行会社

名称	ノーザン・トラスト・グローバル・サービシズ S E (Northern Trust Global Services SE)
資本金の額	2020年5月末日現在、393,067,791ユーロ（約468億円）
事業の内容	欧州会社（Societas Europaea）であり、1915年8月10日法、欧州会社に関する法律に係る2001年10月8日欧州理事会規則（EC）2157/2001、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法（改正済）およびその定款に準拠する。同社の目的は、公衆から預金またはその他の元本返還資金を受領すること、信用を供与すること、また、ルクセンブルグ法のもとで信用機関が遂行できるその他の活動（投資会社のものを含む）に従事することである。

(4) 元引受会社

名称	UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ） (UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich)
資本金の額	2020年5月末日現在、500,000スイスフラン（約5,576万円）
事業の内容	UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、スイス在外のファンドならびに機関投資家および非機関投資家のクライアントに対し、ポートフォリオ運用を提供している。UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）が提供する運用の範囲は、アクティブ株式、システムティックならびにインデックス投資、債券、インベストメント・ソリューション、不動産およびプライベート・マーケットに及ぶ。

(5) 代行協会員 日本における販売会社

名称	UBS証券株式会社
資本金の額	2020年5月末日現在、321億円
事業の内容	金融商品取引法に基づき日本において第一種金融取引業を営んでいる。

2【関係業務の概要】

（１）投資運用会社

投資運用会社として当該資産の投資運用業務を行う。

（２）保管受託銀行 主支払事務代行会社

ファンド資産の保管業務および支払事務（受益者への配当支払業務を含む。）を行う。

保管可能な金融商品の保管、ファンドのその他の資産の記録保持および所有権の確認を行うために、任命されている。また、2010年法および保管受託契約の規定に従い、ファンドのキャッシュフローの効果的かつ適切な監視を徹底して行うものとする。

（３）管理事務代行会社

ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に１口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。

（４）元引受会社

ファンドの元引受業務を行う。

（５）代行協会員 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱業務および代行協会員業務を行う。

3【資本関係】

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイおよびUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、UBSアセット・マネジメント・エイ・ジーの全額出資子会社である。UBSアセット・マネジメント・エイ・ジー、ユービーエス・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）およびUBSヨーロッパSEはユービーエス・エイ・ジーの全額出資子会社であり、ユービーエス・エイ・ジーはUBSグループ・エイ・ジーの全額出資子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

（2020年5月付）

定 義

1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（随時改正および補足済）
2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法（随時改正および補足済）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（随時改正および補足済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（随時改正および補足済）
1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（随時改正および補足済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法
A I F	通達2011/61/EU第4条第1項（a号）に記載される投資信託（その投資コンパートメントを含む。）であり、以下に該当するオルタナティブ投資ファンドをいう。 （a）多数の投資家から資本を調達し、当該投資家の利益のために定められた投資方針に従って当該資本を投資することを目的とする。 （b）通達2009/65/EC第5条に基づく許認可を要しない。
A I F M	ルクセンブルグにおいて、この用語は、2013年法第1条第39項に規定するオルタナティブ投資ファンドを意味する。
C S S F	その通常の事業活動として一または複数のA I Fを運用する法人であるオルタナティブ投資ファンド運用者をいう。
E C	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E E C	欧州共同体
E S M A	欧州経済共同体（現在はE Cが継承）
E U	欧州証券市場監督局
F C P	欧州連合（特に、E Cにより構成）
加盟国	契約型投資信託
メモリアル	E U加盟国または欧州経済地域を形成する契約の当事者であるその他の国
パートIファンド	ルクセンブルグの官報であるメモリアルA
パートIIファンド	2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（通達2009/65/ECをルクセンブルグ法に導入）。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
R C S	2010年法パートIIに基づく投資信託
R E S A	ルクセンブルグ大公国の商業および法人登記所 （Registre de Commerce et des Sociétés）
S I C A F	ルクセンブルグ大公国の中央電子プラットフォームである会社公告集 （Recueil Electronique des Sociétés et des Associations）
S I C A V	固定資本を有する投資法人
U C I	変動資本を有する投資法人
U C I T S	投資信託
	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

I. ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要および統計

ルクセンブルグにおいて契約型の投資信託は1959年に初めて設定された。2020年3月31日現在、規制を受ける契約型UCIは1,334存在し¹、純資産総額は、7,696億5,700万ユーロ²である。

投資法人型のファンドは1959年から1960年にかけて初めて設定され、このタイプの代表的なファンドとして、パン・ホールディング（Pan-Holding）、セレクトッド・リスクス・インベストメント（Selected Risks Investments）およびコモンウェルス・アンド・ヨーロピアン・インベストメント・トラスト（Commonwealth and European Investment Trust）があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する投資法人型のファンドは1967年から1968年にかけて初めて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド（United States Trust Investment Fund）である。2020年3月31日現在、規制を受けるSICAV型およびSICAR型のUCIは2,322存在し、純資産総額は、3兆3,485億8,500万ユーロ³である。

2020年3月31日現在、ルクセンブルグ籍のファンドが運用する純資産の総額は4兆6,687億1,300万ユーロ⁴に達している。

II. ルクセンブルグの投資信託の監督

ルクセンブルグの投資信託の監督は、公的機関によって行われている。これは、当初は、銀行および信用取引ならびに有価証券の発行を規制する1965年6月19日付の大公令、その後は、投資信託の監督に関する1972年12月22日付の大公令に基づく管轄権を有する銀行監督官であった。

監督機関の機能は、その後、1983年5月20日法によりルクセンブルグ金融庁（以下「IML」という。）（同法第30条に基づき銀行監督官の継承者となり、1998年4月22日法に基づきルクセンブルグ中央銀行（以下「BCL」という。）になった。）に委譲された。

1999年1月1日以降、監督機能は、BCLとは分離されており、1998年12月23日法により新たに創設された公的機関である金融監督委員会（以下「CSSF」という。）によって行使されている。CSSFは、銀行、金融セクターで業務を行っているその他の機関および投資信託の監督に関し以前はBCLに委託されていたあらゆる規制に関する権限、ならびにルクセンブルグ証券取引所およびルクセンブルグ証券取引所での有価証券の公募および有価証券の上場に関し証券取引委員会に委託されていたあらゆる規制に関する権限を行使している。

II. ルクセンブルグの投資信託の形態

1. 前書き

1.1 一般⁵

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法（随時改正および補足済）（以下「1915年法」という。）ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

¹ この数値は、UCITS、パートIIファンドであるUCI、SIFおよびSICARを含む。

² CSSFウェブサイト（<http://www.cssf.lu/en/supervision/ivm/ucits/statistics/>）上で入手可能な最新の統計を参照のこと。

³ Idem

⁴ ALFIウェブサイト（https://www.alfi.lu/Alfi/media/Statistics/Luxembourg/ouverture_section_statistique_chiffres_du_mois.pdf）上で入手可能な最新の統計を参照のこと。

⁵ ルクセンブルグの投資信託制度は、特に欧州連合の法律に基づいており、かかる法律は現時点の概要において適宜考慮されているが、必ずしもすべての欧州連合の法律が現時点の概要に反映されているとは限らないこと（特にその射程が投資信託以外に及ぶ場合）に留意されたい。

1.2 UCITS／UCI

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法（改正済）（以下「1988年3月30日法」という。）が制定された。1988年3月30日法は、通達85／611／EEC（以下「UCITS通達」という。）の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についてのその他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日法（以下「2002年法」という。）により、ルクセンブルグは、UCITS通達を改正する通達2001／107／ECおよび通達2001／108／ECを実施した。2002年法は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

経過規定に従い、2002年法は、直ちに1988年3月30日法に代わるものではなく、1988年3月30日法は2004年2月13日まで全体として効力を有し、UCITSに適用される経過規定として2007年2月13日まで効力を有していた。

投資信託に関する2010年12月17日法（以下「2010年法」という。）により、ルクセンブルグは、2009年7月13日付通達2009／65／EC（以下「UCITS IV通達」という。）を実施した。2010年法は、2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。2002年法パートIIに基づくUCIについては、2011年1月1日より2010年法が法律上適用された。

2010年法は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法（以下「2013年法」という。）により改正された。2013年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行され、近時、預託業務、報酬方針および制裁に関する2014年7月23日付欧州議会および理事会通達2014／91／EU（以下「UCITS V通達」という。）をルクセンブルグ法に適用する2016年5月10日法により改正された。2016年5月10日法は、2016年5月12日にメモリアルに公告され、2016年6月1日付で施行された。

2010年法の最後の改正は、2019年4月11日のメモリアル第238号において公告されたグレートブリテン及び北アイルランド連合王国が欧州連合から離脱する場合に金融セクターに関して講じられるべき措置に関する2019年4月8日法により行われた。

1.3 専門投資信託

その証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に関する1991年7月19日法（以下「1991年法」という。）は、ルクセンブルグの成文法に基づく、機関投資家に限定される規制UCIを導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法は、2007年2月13日より1991年法を廃止し、これに取って代わった（以下、併せて「2007年法」という。）。これによりその証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に代わり、専門投資信託（以下「SIF」という。）が導入された。

2007年法は、2013年法により改正された。改正済の2007年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行された。2007年法の最後の改正は、2019年4月11日のメモリアル第238号において公告されたグレートブリテン及び北アイルランド連合王国が欧州連合から離脱する場合に金融セクターに関して講じられるべき措置に関する2019年4月8日法により行われた。

SIFは、かかるピークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供される。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIに区分されている。SIFは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、監督義務がより緩やかである。このことは、いかなるプロモーターもCSSFの承認を得る必要がないという事実からも明らかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

1.4 リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法（以下「RAIF法」という。）は、2013年法および2010年法を改正し、AIFの新たな形態であるリザーブド・オルタナティブ

投資ファンド（以下「RAIF」という。）を導入した。RAIFは、AIFMDの範囲内で、認可されたAIFMによって運用され、その受益証券は、情報に精通した投資家向けのものである。よって、RAIFは、CSSFの事前の許可を必要とせず、またCSSFによる継続的で（直接的で）慎重な監督に服するものでもない。RAIFは、CSSFの監督に服することなく、SIF制度およびSICAR制度の法律上および税務上の特徴を併せて有する。

RAIF法の最後の改正は、2019年7月18日のメモリアル第514号において公告されたEuVECA、EuSEF、MMF、ELTIFおよび証券化STSの規則の適切な適用に関する規則を制定する2019年7月16日法により行われた。

2. 投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パートI UCITS（以下「パートI」という。）

パートII その他のUCI（以下「パートII」という。）

パートIII 外国のUCI（以下「パートIII」という。）

パートIV 管理会社（以下「パートIV」という。）

パートV UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定（以下「パートV」という。）

2010年法は、パートIが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（以下「UCITS」という。）とパートIIが適用される「その他の投資信託」（以下「UCI」という。）を区分して取り扱っている。2010年法パートIIに基づくUCIは、2013年法に規定するAIFとしての資格を有するのに対して、UCITSは、2013年法の範囲から除外されている。

2.1.2. 欧州連合（以下「EU」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パートIに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「パートIファンド」という。）としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パートIファンドとみなされるファンドを、以下のよう

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資すること、および/またはリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

2.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条第2項のUCITSの定義に該当するが、パートIファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- a) クローズド・エンド型のUCITS
- b) EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- c) 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- d) 2010年法第5章によりパートIファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.5. 上記d) の分類は、2003年1月22日付CSSF通達03/88（2002年法に関連して示達されたものだが、2010年法に関しても有効である。）によって以下のとおり定義されている。

- a) 2002年法第41条第1項（現2010年法第41条第1項）に規定されている譲渡性のある証券以外の証券および／またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
- b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の証券に対する投資を意味する。
- c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する投資信託（以下「レバレッジ・ファンド」という。）
- d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入方針を理由に、2002年法のパートI（現在は2010年法のパートI）の条項を充足していない投資信託

2.1.6. 2010年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パートIファンドおよびパートIIファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

- 1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement (FCP), common fund)
- 2) 投資法人 (investment companies)、これは
 - 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）である場合と、
 - 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）である場合がある。

上記の種類の投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

以下に記載される特徴に加え、2010年法第9条、第11条、第23条、第27条、第28条、第66条、第91条、第94条、第96条、第98条、第99条および第125—1条は、特定の特性を規定しており、または、CSSF規則によって特定の追加要件が定められる可能性を規定している。

（注）本書の日付において、この点に関して、CSSF規則は制定されていない。

2.2.1. 契約型投資信託

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、管理会社および保管受託銀行の三要素から成り立っている。

ファンドの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の複合投資からなる、2010年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資家はその投資によって平等に利益および残余財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は株主ではなく、その権利は投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条、ただし、これらに限られない。）および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより投資家自らと管理会社の間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。投資家は、投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）を受領することができ、当該投資家を「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定される。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2010年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に定められている範囲内で執行すること。
- 発行価格および買戻価格は、パート I ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算されること。また、パート IIが適用されるその他のすべての投資信託の場合は、少なくとも1か月に1度は計算されること。しかしながら、C S S Fは、頻度の減少が受益者の利益を毀損しないことを条件として、U C I T Sがこの頻度を1か月に1度に減らすことを許可することができ、また、適式かつ適正な請求により、パート IIが適用されるその他の投資信託に対してもかかる減少を許可することができる。
- 約款には以下の事項が記載されること。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C Pの会計期間
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注) 2010年法パート Iに基づくFCPに関し、管理会社は、状況により必要とされる例外的な場合、および受益者の利益を考慮した上で停止することが妥当であると認められる場合、受益証券の買戻しを一時的に停止することができる。いかなる場合も、純資産価額の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、（特に、FCPの業務および運営に関する法律、規則または契約の規定が遵守されていない場合）、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

F C Pに適用される投資制限に関しては、2010年法は、パート I ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のU C Iに適用される制限とを明確に区別している。

A) パート I ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) U C I T Sは、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制ある市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制ある市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T Sの設立文書に規定されていなければならない。
- (2) U C I T Sは、U C I T S IV通達に従い認可されたU C I T Sまたは同通達第1条第2項第1号および／または第2号に規定する範囲のその他のU C Iの受益証券に（設立国がE U

加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- － かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度であると判断する監督に服すること、および監督機関間の協力が十分に確保されることが定められている法律に基づき認可されたものであること。
- － かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則がUCITS IV通達の要件と同等であること。
- － かかるUCIの業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
- － 取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIが、その設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に、合計でその資産の10%超を投資しないこと。

その他のUCIに関して、CSSFは、2018年1月5日付CSSFプレスリリース18/02で公表されるとおり、UCITSの商品として適格性を有するために遵守すべき追加の基準を設けている。したがって、その他のUCIは、以下の基準を遵守しなければならない。

- (i) その他のUCIは、UCITS通達第1条第2項(a)に従い、非流動資産（商品および不動産など）に投資することを禁止される。
 - (ii) その他のUCIは、UCITS通達第50条第1項(e)(ii)に従い、UCITS通達の要件と同等の、資産の分別保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則に服する。なお、単に実務上遵守するだけでは足りないものとする。
 - (iii) ファンドの規則または設立文書において、UCITS通達第50条第1項(e)(iv)に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に、合計でUCIの資産の10%を超えて投資することができない旨の制限を記載する。なお、単に実務上遵守するだけでは足りないものとする。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がEU加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）および／または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- － UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - － OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - － OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、リスク管理ならびにリスク管理手続の内容および形式に関する2011年5月30日付通達

11/512（改正済）を發布した。通達11/512は、特に2010年7月28日および2011年4月14日付CESR/ESMAガイドラインならびに2010年12月22日付CSSF規則10-4をもってリスク管理に係る法的枠組みに関して行われた主な変更を記載している。CSSF通達11/512は、洗練されたUCITSと洗練されていないUCITSの従前の区別および関連するデリバティブ商品の利用の違いを克服するものである。全体的エクスポージャーの適切な計算方法を選択する目的において、管理会社は、金融デリバティブ商品の利用を含め、投資方針および投資戦略を基準として各UCITSのリスク特性を評価するものとする。

（5）UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2010年法第1条（すなわち上記（1））に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 1）中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 2）上記（1）に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- 3）EC法が規定する基準に従った慎重な監督に服している発行体またはEC法が規定する基準と少なくとも同程度の厳格さを有しているとCSSFが判断する慎重なルールに服しかつこれを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
- 4）CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、1）ないし3）項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、その発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロあり、通達2013/34/EUに従い年次財務書類を公表する会社であるか、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従するもしくは銀行の与信ラインを享受する証券化目的のビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

（6）UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。

（7）投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

（8）UCITSは、流動資産を保有することもできる。

（9）（a）UCITSは、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。かかる運用においてデリバティブ商品が使用される場合、かかる条件および制限は、2010年法に定められている規定に従うものとする。いかなる状況においても、かかる運用により、UCITSが、UCITSの約款または目論見書に定められている投資目的から逸脱することになってはならない。

（b）UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。

（c）UCITSは、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーが、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10) (e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)、(12)および(13)に規定する投資制限を超過してはならない。UCITSが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。

- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。

- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、一つの機関について、かかる機関が発行した譲渡性のある証券または短期金融商品、かかる機関への預金および／またはかかる機関と行ったOTCデリバティブ取引において発生するエクスポージャーの総額が、その純資産の20%を超える投資を行ってはならない。

- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払に充てられる、債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

CSSFは、本(10)に定める基準に適合した債券の発行に関する本(10) (d)の第1項で言及される法律および監督上の取決めに従い、本(10) (d)の第1項に記載する債券の種類ならびに承認済みの発行銘柄の種類のリストを欧州証券市場監督局（以下「ESMA」という。）に送付するものとする。

- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金ま

たはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達2013/34/EUまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的が（以下のベースで）CSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および／または債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場のベンチマークとして適切であること
- 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

- (b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その純資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関につき説明しなければならない。
- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売文書の中に、かかる許可に注意を促し、その純資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその純資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2010年法第181条に定める複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社

により運用されているその他のUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかるその他のUCITSおよび／またはUCIの受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

その他のUCITSおよび／またはその他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書において、当該UCITS自身ならびに投資を予定するその他のUCITSおよび／またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。また、その年次報告書において、当該UCITS自身ならびに投資するUCITSおよび／またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パートIに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - (ii) 同一発行体の債務証券の10%
 - (iii) 2010年法第2条第2項の趣旨内の同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - (iv) 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記(ii)ないし(iv)の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品

- 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記（10）、（13）ならびに（15）（a）および（b）に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。（10）および（13）の制限を超過した場合は、（16）が準用される。
- 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は（10）、（11）、（12）および（13）は適用されない。
- (b) 上記（a）の制限がUCITSの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家ならびに当該コンパートメントの創設、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、（10）、（11）および（13）に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a) にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1) による借入れの合計は、UCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記（1）ないし（8）の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。
- (b) (a) は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、（2）、（4）および（5）に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、（2）、（4）および（5）に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- (20) UCITSのコンパートメントは、UCITSのフィーダー・ファンド（以下「フィーダー」という。）またはかかるUCITS（以下「マスター」という。）のコンパートメン

トのフィーダー・ファンドとなることができるが、かかるUCITS自体はフィーダー・ファンドとなったりまたはフィーダー・ファンドの受益証券を保有したりしてはならない。かかる場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85%をマスターの受益証券に投資するものとする。

フィーダーは、15%を超える資産を以下の一または複数のものに投資することができない。

- 2010年法第41条第2項第2段落に従う補助的な流動資産
 - 2010年法第41条第1項g）および第42条第2項および第3項に従う金融デリバティブ商品（ヘッジ目的のためにのみ利用可能）
 - フィーダーが投資法人である場合は、その事業を直接行う上で必須の動産および不動産
- フィーダーとしての資格を有するUCITSのコンパートメントが、マスターの受益証券に投資する場合、フィーダーは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

コンパートメントがフィーダーとしての資格を有する場合、フィーダーがマスターの受益証券への投資を理由に支払うコストのすべての報酬および償還（ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料合計）の記載が、目論見書において開示されるものとする。年次報告書において、UCITSは、フィーダーおよびマスターの双方の手数料合計についての明細を記載するものとする。

UCITSのコンパートメントが、別のUCITSのマスター・ファンドとしての資格を有する場合、フィーダーであるUCITSは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

- (21) UC Iのコンパートメントが、目論見書だけでなく約款または設立証書に規定されている条件に従って、以下の条件に基づき同一のUC I（以下「対象ファンド」という。）内の一または複数のコンパートメントにより発行される予定のまたは発行された証券を申し込み、取得し、および／または保有する場合がある。

- 対象ファンドが、反対に、対象ファンドの投資先であるコンパートメントに投資することはない。
- 合計で対象ファンドの10%を超える資産を、その他の対象ファンドの受益証券に投資することはできない。
- 対象ファンドの譲渡可能証券に付随する議決権は、投資期間中は停止される。
- いかなる場合も、これらの証券がUC Iに保有されている限り、それらの価額は、2010年法により課されている純資産の最低値を確認する目的でのUC Iの純資産の計算について考慮されない。
- 対象ファンドに投資しているUC Iのコンパートメントの段階と対象ファンドの段階の間で、管理報酬、買付手数料および／または償還手数料の重複はない。

2010年法に加えて、以下の法的文書が特に考慮されなければならない。

- 純資産価格の計算の誤りの場合における投資家の保護および投資信託に適用される投資規則の不遵守により生じる影響の是正に関する1997年1月21日付CSSF通達02/77
- 一定の定義の明確化に関するUCITS通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/CE（以下「2007/16通達」という。）を、ルクセンブルグにおいて実施する、2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則（以下「大公規則」という。）
- 大公規則を参照してかかる大公規則の条文を明確化する2008年11月26日付CSSF通達08/380により改正済である、2008年2月19日に示達されたCSSF通達08/339。

C S S F 通達08/339は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かを評価するに当たり、U C I T S がこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。

- 特定の証券貸付取引においてU C I T S（および原則としてU C I も）が利用することのできる譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と商品の詳細について示した、2008年6月4日に示達されたC S S F 通達08/356（C S S F 通達11/512（改正済）により改正済である。）

C S S F 通達08/356は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達は、U C I T S（U C I）のカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。通達は、証券貸借取引によってU C I T S（U C I）のポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

- 2008年11月26日にC S S Fは、U C I T Sによる投資の対象となる適格資産に関するC E S Rのガイドラインを規定するC S S F 通達08/380を示達した。同通達は、U C I T Sによる投資の対象となる適格資産に関するC E S Rのガイドラインであり、委員会によってC S S F 通達08/339により公布された2007年3月付のC E S R/07-044を取消し、これに取って代わった。

このC S S F 通達08/380は、効率的なポートフォリオ管理を目的とする技法および商品に関する、U C I T Sによる投資の対象となる適格資産に関するC E S Rのガイドラインの変更のみに焦点を当てたものである。この通達には、U C I T S 通達第21条の規定に従わなくてはならないという要件は、特に、U C I T Sが買戻条件付き売買契約または証券貸付を使用することを許可された場合、かかる取引は、U C I T Sのグローバル・エクスポージャーを算定するために配慮されなければならないことを含意していることが記載されている。

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付C E S Rガイドライン10-049（改定済）
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理および預託機関と管理会社との間の契約の内容に関する通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付欧州委員会通達2010/43/ECを置換する2010年12月22日付C S S F 規則10-4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定に関する通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付欧州委員会通達2010/44/ECを置換する2010年12月22日付C S S F 規則10-5（改正済）
- 他の欧州連合加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うU C I T Sおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他の欧州連合加盟国のU C I T Sが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付C S S F 通達11/509
- C S S F 規則10-4およびE S M Aによる明確化の公表後のリスク管理における主要な規制変更の発表、リスク管理ルールに関するC S S Fによるさらなる明確化ならびにC S S Fに対して連絡されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットの定義に関する2011年5月30日C S S F 通達11/512。C S S F 通達11/512は、C S S F 通達18/698によって改正された。
- 運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関する2012年7月9日付C S S F 通達12/540

- － オープン・エンド型投資信託に重大な変更が生じた場合における投資家保護に関する2014年7月22日付C S S F通達14/591

- － E T Fおよびその他のU C I T Sに関するE S M Aガイドライン2014/937（改定済）に言及する2014年9月30日付C S S F通達14/592（同通達は、C S S F通達13/559により実施された、2012年公告の関連するE S M Aガイドライン（E S M A/2012/832）に取って代わった。）

このC S S F通達14/592は、主に、U C I T S、インデックスストラッキングU C I T S、レバレッジU C I T Sおよび逆レバレッジU C I T S、証券貸付などの担保を利用するU C I T S、レポおよび逆レポ契約を扱う。この点に関して、E U規則2015/2365も考慮しなければならない。

- － ヨーロッパのマネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するC E S Rのガイドライン（C E S R/10-049）のレビューに関するE S M Aの意見に関する2014年12月2日付のC S S F通達14/598
- － 税務情報の自動的交換および税務事項におけるマネー・ロンダリング防止の動向に関する2015年3月27日付C S S F通達15/609
- － 管理委員会/戦略に関する文書の調製、交付および協議の外部委託システムに関するリスク管理に関する2015年4月16日付のC S S F通達15/611
- － C S S Fに対する新たな月次報告に関する2015年12月3日付C S S F通達15/627
- － 休眠または不活動口座に関する2015年12月28日付C S S F通達15/631－ 投資信託に関する2010年法パート I に服するU C I T Sの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのU C I T S（該当する場合）に適用される規定に関する2016年10月11日付C S S F通達16/644。C S S F通達16/644は、2018年8月23日付C S S F通達18/697により改正済である。
- － ルクセンブルグ法により規制される投資ファンド運用者の認可および規制に関する2018年8月23日付C S S F通達18/698
- － 証券（E S M A）および銀行（E B A）セクターの苦情処理に関する2018年10月4日付ガイドラインの採択に関する2019年4月30日付C S S F通達19/718
- － 非A B C P証券化のS T S基準およびA B C P証券化のS T S基準に関するE B Aガイドラインの実施に関する2019年5月15日付C S S F通達19/719
- － オープン・エンド型の投資信託の流動性リスク管理に関するI O S C Oの勧告に関する2019年12月20日付通達19/733
- － 新型コロナウイルスの世界的流行下における金融犯罪およびA M L/C F Tへの影響に関する2020年4月10日付C S S F通達20/740

（注）2002年法に関連して示達された上記のC S S F通達および大公規則は、2010年法上でも引き続き適用される。

上記に定められた投資の制限および制約の適切な実施という文脈において、ルクセンブルグの管理会社およびS I C A Vは、常時、ポートフォリオの自己のポジション・リスクおよび全体的リスク状況への自己の寄与度を監視・測定することを可能とし、かつO T Cデリバティブの価値を正確かつ独立して評価することを可能とするリスク管理プロセスを採用しなければならない。かかるリスク管理プロセスは、2011年5月30日に出されたC S S F通達11/512（C S S F通達18/698により改正済みである。）、に基づき定められた要件を遵守するものとし、当該通達は、リスク管理における主要な規制変更を示し、リスク管理ルールに関してC S S Fよりさらに明確化しており、かつC S S Fに対して連絡されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットを定義している。この通達により、U C I T Sの目論見書は、遅くとも2011年12月31日の時点で以下の情報が記載されていなければならない。

- － コミットメント・アプローチ、レラティブVaRまたは絶対的VaRアプローチの間を区別する、グローバル・エクスポージャー決定方法
- － 予想されるレバレッジ・レベル、ならびにそれより高いレバレッジ・レベルの可能性（VaRアプローチを用いるUCITSについて）
- － レラティブVaRアプローチを用いるUCITSについての参照ポートフォリオに関する情報

また、CSSF通達14/592により実施された、ETFおよびその他のUCITSに関するESMAガイドライン2014/937（改定済）も、同文脈の中で考慮されるべきである。

当該ガイドラインの目的は、インデックスストラッキングUCITSおよびUCITS ETFに関して伝達されるべき情報に関するガイドラインを、UCITSが店頭市場において金融デリバティブ取引を行う時および効率的なポートフォリオ管理を行う時に利用する一定の規則とともに提供することにより、投資家を保護することである。

B) パートIIファンドに該当するFCPに適用される投資制限に関して、2010年法パートIIには、UCIの投資規則または借入規則についての規定はない。パートIファンドに該当しないFCPに適用される制限は、2010年法第91条第1項に従い、CSSF規則によって決定され得る。

（注）かかるCSSF規則は未だ出されていない。

ただし、2010年法パートIIに準拠するUCIに適用される投資制限は、1991年1月21日付IML通達91/75およびオルタナティブ投資戦略を実行するUCIに関するCSSF通達02/80において定められている。

2.2.1.2. 管理会社

パートIファンドを管理する管理会社は、2010年法第15章に定められる要件を遵守しなければならない（以下を参照のこと。）。

パートIIファンドのみを管理する管理会社は、2010年法第16章によって規制される。

パートIIファンドの資格を有するFCPの管理は、ルクセンブルグに登録上の事務所を有し、2010年法第16章または第15章のいずれかに定められる条件を遵守する管理会社によって行われる。

2.2.1.2.1 2010年法第16章

同法第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。2010年法は、同法第125-1条に服する管理会社と同法第125-2条に従う管理会社とを区別している。

（1）2010年法第125-1条に服する管理会社

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってそのウェブサイト上で入手可能なオフィシャル・リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。

2010年法第125-2条の適用を損なうことなく、本（1）に従い認可を受ける管理会社は、以下の活動にのみ従事することができる。

（a）通達2011/61/EUに規定するAIF以外の投資ビークルの管理を確保すること

（b）通達2011/61/EUに規定するAIFとしての資格を有する、一または複数の契約型投資信託または変動資本を有する一または複数の投資法人もしくは固定資本を有する投資法人について、2010年法第89条第2項に規定する管理会社の機能を確保すること。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および／または変動資本を有する投資法人

もしくは固定資本を有する投資法人（いずれも、単数か複数かを問わない。）のため
に、2010年法第88－2条第2項a）に従い外部AIFMを任命しなければならない。

(c) 自らの資産が管理下に置かれる一または複数のAIFの管理が、2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回らないよう確保すること。かかる場合、当該管理会社は、以下を行わなければならない。

- －自らが管理するAIFについてCSSFに確認すること
- －自らが管理するAIFの投資戦略に関する情報を、CSSFに提供すること
- －CSSFが体系的なリスクを効果的に監視できるようにするため、自らが取引する主要商品ならびに自らが管理するAIFの元本エクスポージャーおよび最も重要な集中的投資対象に係る情報を、CSSFに定期的に提供すること

前記の閾値条件を充足しなくなった場合および当該管理会社が2010年法第88－2条第2項a）に規定する外部AIFMを任命しなかった場合、または管理会社が2013年法に従うことを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内に、CSSFに認可を申請しなければならない。通達2011/61/EUに規定するAIF以外の投資ビークルが当該ビークルに関する特定セクターに係る法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる状況においても、上記(b)または(c)に記載される業務を遂行することなく、上記(a)に記載される業務のみを遂行することを認可されないものとする。管理会社自身の資産の管理事務については、付随的な性質のものに限定されなければならない。管理会社は、UCIの管理以外の活動に従事してはならない（ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる）。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に準拠するUCIでなければならない。

当該管理会社の本店（中央管理機構）および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの機能のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 管理会社はCSSFに対し適切な方法で通知しなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体のみ付与される。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが慎重な監督に服している国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) (c) または (d) の条件が充足されない場合、当該委託は、CSSFによる事前承認が得られた後にのみ、効力を有することができる。
- f) 投資運用の中核的機能に関わる権限は、預託機関に付与されてはならない。

本(1)の範囲内に該当し、本(1)第4段落目(b)において記載される活動を遂行する管理会社は、当該管理会社による任命を受けた外部AIFM自身が、前記の機能を引き受けていない範囲において、事業のより効率的な運営のため、管理事務および販売に係る自らの一または複数の機能にかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件を遵守しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。

b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために行為し、または契約型投資信託、変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人が管理されることを妨げてはならない。

C S S Fは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

(注)：現在はかかる規則は存在しない。

b) a) に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。

d) 管理会社の参照株主または参照メンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。C S S Fは、管理会社が適用法（特に、自己資金に関する要件に関する法）により課された健全性要件を遵守することを約束する受益者に関連するスポンサーシップ・レターを要求することができる。

e) 申請書に管理会社の組織、統制および内部手続が記載されなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、以下の場合、第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することができる。

a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて第16章に定められる活動を中止する場合。

b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。

e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

管理会社は、自らのために、管理するUCIの資産を使用してはならない。

管理するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(2) 2010年法第125—2条に服する管理会社

2010年法第88—2条第2項a)に規定する外部AIFMを任命することなく、任命を受けた管理会社として、通達2011/61/EUに規定する一または複数のAIFを管理し、2010年法第125—2条に基づき認可を受けた管理会社は、管理下にある資産が2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回った場合、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、C S S Fによる事前認可も得なければならない。

当該管理会社は、2013年法第5条第4項に記載される付随的業務および同法別紙Iに記載される活動にのみ従事できる。

自らが管理するAIFに関し、管理会社は、任命を受けた管理会社として、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

2010年法第16章に該当する管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有する、一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人に関する変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。2010年法第104条が適用される（下記2.2.1.2.2.の（17）および（18）を参照のこと。）。

2.2.1.2.2 2010年法第15章

同法第101条ないし第124条は、第15章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

A. 業務を行うための条件

（1）第15章の意味における管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。1915年法の規定は、2010年法が適用除外を認めない限り、2010年法第15章に服する管理会社に対し適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってそのウェブサイト上で入手可能なオフィシャル・リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。

（2）管理会社は、通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、通達に定められていないその他のUCIの管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの管理のための活動は、2010年法別表IIに記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

（注）当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

（3）上記（2）とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

（a）投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの管理（年金基金が保有するものも含む）で、かかるポートフォリオが、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）の付属書類IIセクションBに記載されている一または複数の金融商品を含む場合

（b）付随的業務としての、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）の付属書類IIセクションBに記載されている一または複数の金融商品に関する投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、本章に基づき本項に記載された業務のみの提供または（a）の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

（4）上記（2）からの一部修正として、通達2011/61/EUに規定するAIFのAIFMとして任命され、ルクセンブルグに自らの登記上の事務所を有し、かつ、第15章に基づき認可を受けた管理会社はまた、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、CSSFによる事前認可も得なければならない。管理会社が当該認可を申請する場合、当該管理会社は、本項（7）に基づき認可を申請するに際し、自らがCSSFに対して既に提供済みである情報または書類の提供が免除される。ただし、当該情報または書類が最新のものであることを条

件とする。関連する管理会社は、2013年法別紙Iに記載される活動および2010年法第101条に基づき認可に服するUCITSの追加的な管理活動にのみ従事することができる。運用するAIFの管理活動の趣旨において、かかる管理会社は、金融商品に関連する注文の受領および伝達を構成する2013年法第5条第4項に規定する付随的業務を行うこともできる。本（4）に規定するAIFのAIFMとして任命を受けた管理会社は、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

- （5）金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第1－1条、第37－1条および第37－3条は、管理会社による上記（3）の業務提供に準用される。

上記（3）（a）で定める業務を提供する管理会社は、さらに、投資会社および金融機関の資本の十分性に関するEU規則575/2013の規定および金融機関の業務および金融機関および投資会社の慎重な監督へのアクセスに関する2006年6月26日付欧州議会および理事会通達2013/36/EUを施行するルクセンブルグの規則を遵守しなければならない。

- （6）管理会社が支払不能となった場合、上記（2）（3）の申請に基づき管理される資産は、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- （7）CSSFは、管理会社を以下の条件の下に認可する。

- （a）管理会社の当初資本金は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロなければならない。

- － 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、かかる額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。
- － 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - （i）管理会社が運用するFCP（管理会社が運用機能を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
 - （ii）管理会社が指定管理会社とされた投資法人
 - （iii）管理会社が運用するUCI（管理会社が運用機能を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
- － これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、EU規則575/2013第92条ないし第95条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または保険機関は、EU加盟国またはCSSFがEC法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- （b）（a）に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- （c）管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。
- （d）認可の申請は、管理会社の組織、統制および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- （e）中央管理機構と登録事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。

（f）管理会社の業務を遂行する者は、当該UCITSまたはUCIの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な経験を有する者でなければならない。

（8）さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

（9）記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

（10）管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

（11）CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

（a）12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。

（b）虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

（c）認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

（d）認可が上記（3）（a）に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2013/36/EUの施行の結果である金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）に適合しない場合。

（e）2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

（f）2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

（12）管理会社が、（2010年法第116条に従い）集合的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。

（13）CSSFは、一定の適格参加権を有する株主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報またはかかる参加の金額が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社への参加資格は、上記金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第18条の規定と同様の規定に服する。

CSSFは、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

以下に該当する管理会社の認可については、事前に、関係する他の加盟国の管轄官庁と協議しなければならない。

（a）他の加盟国において認可されている他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の子会社

（b）他の加盟国において認可されている他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の親会社の子会社、または

（c）他の加盟国において認可されている他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社を管理している自然人または法人と同一の自然人または法人によって管理されている管理会社

（14）管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。

（15）承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。

（16）1915年法および同法第900条の3により定められる監督監査人の規定は、2010年法第15章に従い、管理会社に対しては適用されない。

（17）C S S Fは、承認された法定監査人の権限付与および管理会社の年次会計書類に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。

（18）承認された法定監査人は、管理会社の年次報告書に記載される会計情報の監査または管理会社もしくはUC Iに関するその他の法的作業を行う際に認識した一切の事実または決定が、以下の事項に該当する可能性がある場合、C S S Fに対し速やかに報告しなければならない。

- 2010年法または2010年法の施行のために導入される規則の重大な違反を構成する場合
- 管理会社の継続的な機能を阻害するか、または管理会社の事業活動に出資する主体の継続的な機能を阻害する場合
- 会計書類の証明の拒否またはかかる証明に対する留保の表明に至る場合

承認された法定監査人はまた、（16）に記載される管理会社に関する義務の履行において、年次報告書に記載される会計情報の監査または支配関係により管理会社と親密な関係を有するその他の主体に関するか、もしくは管理会社の事業活動に出資する主体と親密な関係を有するその他の主体に関してその他の法的作業を行う際に認識した、（16）に列挙した基準を満たす管理会社に関する一切の事実または決定をC S S Fに対し速やかに報告する義務を有する。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、管理会社の報告書またはその他の書類において投資家またはC S S Fに提供された情報が管理会社の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと認識した場合には、監査人は直ちにC S S Fに報告する義務を負う。

承認された法定監査人は、C S S Fに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてのC S S Fが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された法定監査人がC S S Fに対し誠実に行う本項に記載される事実または決定の開示は、契約によって課される職業上の守秘義務または情報開示に対する制限の違反を構成せず、かつ承認された法定監査人のいかなる責任をも発生させるものではない。

C S S Fは、承認された法定監査人に対し、管理会社の活動および運営の一または複数の特定の側面の管理を行うよう求めることができる。かかる管理は、当該管理会社の費用負担において行われる。

B. ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

（1）管理会社は、常に上記（1）ないし（8）に記載される条件に適合しなければならない。

管理会社の自己資本は（7）（a）に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

管理会社に関する慎重な監督は、管理会社が2010年法第1条において定義されている支店を設立しているか、または他の加盟国において業務を提供しているかにかかわらず、投資先の加盟国の機関に責任を課すUC I T S通達の規定を毀損することなく、C S S Fの責任である。

管理会社の適格ポジションは、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第18条において投資会社に関し定められている規則と同一の規則に服する。

2010年法の趣旨上、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第18条に記載されている「会社/投資会社」という用語は、「管理会社」と解釈されるものとする。

- (2) 管理会社が管理するUCITSの性質に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき健全性規制の強化にあたり、管理会社は、UCITS IV通達に従い、以下を義務づけられる。

- (a) 健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するUCITSの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

- (3) 2.2.1.2.2.のA. (3) (a) に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている各管理会社は、

- (i) 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が管理するUCITSの受益証券に投資してはならない。
- (ii) (3) の業務に関し、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。

- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてに適合しなければならない。

- (a) 管理会社は、CSSFに上記を適切に報告しなければならない、CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- (b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、管理会社が投資家の最善の利益のために活動し、UCITSがそのように管理されることを妨げてはならない。
- (c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- (d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- (e) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関または受益者の管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- (f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- (g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、機能が委託された者に常に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- (h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される者は、当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。

（i）UCITSの目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。

管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが郵便受けとなるような形の機能委託をしてはならない。

（5）事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。

（a）事業活動の遂行に際し、管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。

（b）管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。

（c）事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保有し、効率的に使用しなければならない。

（d）利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が管理するUCITSが公正に取り扱われるよう確保しなければならない。

（e）その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務に適合し、投資家の最善の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。2010年法は、管理会社が以下のすべてを満たす報酬に関する方針および実務を策定しなければならない旨を定めている。

- － UCITSの健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであること。
- － 該当するUCITSのリスク特性または該当するUCITSについて規定するファンド・ルールと矛盾するリスク・テイクングを奨励しないものであること。
- － UCITSの最善の利益に適うよう行為するUCITS運用者の義務の遵守を阻害しないものであること。

報酬に関する方針および実務は、給与および裁量的年金給付の固定および変動の構成要素を含むものとする。

報酬に関する方針および実務は、経営幹部、リスク・テーカー、コントロール・ファンクションおよび経営幹部の報酬区分に該当する報酬総額を受け取る従業員およびその専門的業務が管理会社またはかかる者が管理するUCITSのリスク特性に重大な影響を及ぼすリスク・テーカーを含むスタッフに適用される。

（6）上記（5）において言及される報酬に関する方針を策定および適用する際、管理会社は、その規模、内部組織ならびにその活動の性質、範囲および複雑性に照らして適切である方法で、かつ、適切である限りにおいて、以下の原則を遵守するものとする。

（a）報酬に関する方針は、健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進し、管理会社が管理するUCITSのリスク特性、規則または設立文書と矛盾するリスク・テイクングを奨励しない。

（b）報酬に関する方針は、管理会社およびこれが管理するUCITSならびに当該UCITSの投資家の事業戦略、目的、価値および利益に沿ったものであり、利益相反を回避するための措置を含んでいる。

（c）報酬に関する方針は、管理会社の経営体によりその監督職務において採択され、当該経営体は、報酬に関する方針の一般原則を採択し、少なくとも年に一度再検討し、その実施について責任を負い、これを監督する。本（c）において言及される職務は、当該管理会社において業務執行職務を遂行せず、かつ、リスク管理および報酬について専門知識を有する経営体のメンバーによってのみ行われるものとする。

（d）報酬に関する方針の実施は、少なくとも年に一度、経営体によりその監督職務において採択された報酬に関する方針および手続の遵守について中心的かつ独立した内部調査に服する。

- (e) コントロール・ファンクションに従事するスタッフは、これがコントロールする事業分野の業績に関係なく、その職務に関連する目的の達成に応じて報酬を受領する。
- (f) リスク管理および遵守職務に従事する上級役員の報酬は、報酬委員会（かかる委員会が存在する場合）によって直接監督される。
- (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬の総額は、財務基準および財務以外の基準を考慮した上で、個人の業績および事業部門または該当するUCITSの業績に関する評価ならびにこれらのリスクに関する評価と、個人の業績を評価する際の管理会社の全体的な業績の組み合わせに基づく。
- (h) 評価プロセスがより長期にわたるUCITSの業績およびその投資リスクに基づき、かつ、業績に連動する報酬の構成要素の実際の支払が同期間にわたって分散されることを確保するために、業績の評価は、管理会社が管理するUCITSの投資家に推奨される保有期間に照らして適切な複数年の枠組みにおいて設定される。
- (i) 保証される変動報酬は、例外的であり、新たなスタッフを雇用するという状況下においてのみ発生し、かつ、雇用の最初の年に限定される。
- (j) 報酬総額の固定および変動の構成要素は、適切にバランスを保ち、また、報酬の固定の構成要素は、報酬の変動の構成要素を一切支払わない可能性を含め、変動の構成要素に関する十分に柔軟な方針の運用を可能にするために、報酬総額の十分に高い割合を占める。
- (k) 契約の早期終了に関連する支払は、時を経て達成された業績を反映し、不履行に報酬を与えないように意図される。
- (l) 報酬の変動の構成要素または報酬の変動の構成要素のプールを計算するために用いられる業績の測定方法は、すべての関連する種類の現在および将来のリスクを統合するための包括的な調整メカニズムを含む。
- (m) UCITSの法的構造およびそのファンド規則またはその設立文書に従い、報酬の変動の構成要素の大部分（いかなる場合も50%以上）は、当該UCITSの受益証券、同等の所有持分または株式関連商品もしくは本（m）において言及されるあらゆる商品と同等に有効なインセンティブを有する同等の非現金商品により構成される。ただし、UCITSの経営幹部が占める割合が、管理会社が管理するポートフォリオ全体の50%未満である場合は、50%の最低基準は適用されない。本（m）において言及される商品は、インセンティブを管理会社およびこれが管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の利益と調整することを目的とする適切な保有方針に従うものとする。本（m）は、報酬の変動の構成要素のうち（n）に従って繰り延べられる部分および報酬の変動の構成要素のうち繰り延べられない部分の両方に適用されるものとする。
- (n) 報酬の変動の構成要素の大部分（いかなる場合も40%以上）は、関連するUCITSの投資家に対して推奨される保有期間の点において適切な期間にわたって繰り延べられ、当該UCITSのリスクの性質と正しく調整される。本（n）において言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基づき支払うべき報酬は、比例按分ベースより早く付与されない。報酬の変動の構成要素が特に高額である場合、当該金額の60%以上が繰り延べられるものとする。
- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分を含め、管理会社全体の財政状態に照らして持続可能であり、かつ、事業部門、UCITSおよび該当する個人の業績に応じて正当化される場合にのみ支払われまたは付与される。変動報酬の総額は、管理会社または該当するUCITSの財務業績が低迷またはマイナスとなった場合、マルスまたはクローバックの取決めに含め、現行の報酬および以前に獲得した金額の支払金の削減の両方を考慮した上で、通常、かなり縮小されるものとする。

- (p) 年金に関する方針は、管理会社およびこれが管理するUCITSの事業戦略、目的、価値および長期的な利益に合致する。従業員が定年の前に管理会社を退職する場合、裁量的年金給付は、(m)において定義される商品の形式で、管理会社により5年間保有されるものとする。定年に達する従業員の場合、裁量的年金給付は、5年間の保有期間を条件として、(m)において定義される商品の形式で従業員に支払われるものとする。
- (q) スタッフは、その報酬の取決めに内包されるリスク調整効果を弱めるために、報酬および責任に関連する保険の個人的なヘッジ戦略を用いないことを約束することを要求される。
- (r) 変動報酬は、2010年法の要件の回避を助長する手段または方法によって支払われない。

第1項に定める原則は、管理会社により支払われるあらゆる種類の給付、UCITS自体により直接支払われる業績報酬を含む金額、ならびに、経営幹部、リスク・テカー、コントロール・ファンクションおよび経営幹部およびリスク・テカーの報酬区分に該当する報酬総額を受け取る従業員を含め、その専門的業務がこれらのリスク特性またはこれらが管理するUCITSのリスク特性に重大な影響を及ぼすスタッフのために行われるUCITSの受益証券または投資証券の譲渡に適用されるものとする。

その規模、これが管理するUCITSの規模、その内部組織ならびにその活動の性質、範囲および複雑性の点において重要である管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務ならびにリスクを管理するために創出されるインセンティブに関して適当かつ独立した判断を行うことが可能になる形で構成されるものとする。適切な場合には、通達2009/65/EC第14a条(4)において言及される欧州証券市場監督局のガイドラインに従って設置される報酬委員会は、管理会社または該当するUCITSのリスクおよびリスク管理に関係する決定ならびに経営体によりその監督職務において行われるべき決定を含め、報酬に関する決定の準備について責任を負うものとする。該当する管理会社において業務執行職務を遂行しない経営体のメンバーが報酬委員会の議長を務めるものとする。該当する管理会社において業務執行職務を遂行しない経営体のメンバーが報酬委員会のメンバーとなるものとする。経営体に従業員代表を入れることが労働法典により規定されている管理会社において、報酬委員会は、一または複数の従業員代表を含むものとする。その決定を準備する際、報酬委員会は、投資家およびその他の利害関係者の長期的な利益ならびに公益を考慮するものとする。

- (7) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを管理する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (8) 管理会社は、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第1条第1項に規定する専属代理人を任命する権限を付与される。管理会社が専属代理人を任命する場合、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される活動の制限内において、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第37－8条に基づく投資会社に適用される規則と同一の規則を遵守しなければならない。本段落を適用する目的において、同法第37－8条における「投資会社」の文言は、「管理会社」として読まれるものとする。

C. 設立の権利および業務提供の自由

- (1) UCITS IV通達に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店を設置または業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。上記に記載される支店の設置または業務提供は、いかなる認可要件または寄付による資本の提供要件もしくはこれと同等の効力を有するその他の手段の提供要件にも服さない。

上記に規定される制限の範囲内において、ルクセンブルグにおいて設定されたUCITSは、UCITS IV通達第16条第3項の規定に従い、管理会社を自由に指定することができ、またはUCITS IV通達に基づき他の加盟国において許認可を受けた管理会社により、自由に管理されることができる。

- (2) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店を設置または業務提供の自由に基づき、他のEU加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

管理会社に関して適用される規制は、ルクセンブルグ法に基づき設立された投資ファンド運用者の認可および組織に関する2018年8月23日付CSSF通達18/698によりさらに処理される。CSSF通達18/698の目的は、オルタナティブ投資ファンドに関する法律情勢を考慮するために、また、CSSF通達18/698が適用されるルクセンブルグ法に基づき設立されたすべての投資ファンド運用者（以下「IFM」という。）、すなわち、2010年法第15章に服するルクセンブルグ法に基づくすべての管理会社、2010年法第16章第125-1条または第125-2条に服するルクセンブルグ法に基づく管理会社、2010年法第17条に服するIFMのルクセンブルグ支店、2010年法第27条の意味における自己管理投資法人（SIAG）、2013年法第2章に基づき認可されるオルタナティブ投資ファンド運用者、2013年法第4条（1）（b）の意味における内部管理オルタナティブ投資ファンド（FIAAG）の認可の取得および維持に係る条件を単一の通達に明記するために、2012年10月24日付CSSF通達12/546（改正済）に取って代わることである。CSSF通達18/698はまた、IFMがルクセンブルグおよび／または国外において設立した支店および代表事務所にも適用される。CSSF通達18/698は、特に、株式保有構造、資本要件、経営体、中央管理事務および内部統治の取決めならびに委任の管理に関する規則を含む一定の認可条件に関してさらなる説明を提示することを目的としている。さらに、同通達は、登録事務代行会社の活動を行う投資ファンド運用者に適用されるマネー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に対抗するための特定の規定を含んでいる。

2.2.1.3. 保管受託銀行

CSSFにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款およびFCPのために行う管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。関連する適用法の規定により、契約上の規定は保管受託契約に盛り込まれなければならない。保管受託銀行は、FCPの資産の日々の管理に関するすべての業務を行う。

保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価額が法律および約款に従い計算されるようにすること（UCITSに関してのみ）。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に送金されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って充当されるようにすること。

UCITS V通達（以下に定義される。）により、保管受託銀行は、保管受託銀行または保管される金融商品の保管を委託した第三者による紛失について、ファンドおよび受益者に対し責任を負

うものとする。保管された金融商品を紛失した場合、保管受託銀行は、不当に遅延することなく、ファンドまたはファンドに代わって行為する管理会社に対し同一タイプの金融商品または同等の金額を返還するものとする。保管受託銀行は、紛失が、保管受託銀行が合理的にコントロールすることのできない外部の事象により生じたものであること、保管受託銀行が紛失しないためのあらゆる合理的努力を尽くしたにもかかわらず、かかる結果を回避することができなかったことを証明することができる場合は、責任を負わないものとする。

保管受託銀行は、また、適用規制に対する自身の義務を適正に履行することを自身の過失により、もしくは故意に怠った場合、ファンドおよびファンドの受益者に対し、かかる者が被ったその他のすべての損失について責任を負うものとする。

受益者に対する保管受託銀行の債務は、直接的に、または受益者に対する補償の重複もしくは受益者に対する不平等な措置にならないことを条件に間接的に管理会社を介して履行されることができる。

保管受託銀行の債務は、保管受託銀行が保管している資産のすべてもしくは一部を副保管受託銀行に委託したという事実により影響を受けることはない。

保管受託銀行は、その登記上の事務所をルクセンブルグに置くか、または外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。後者の場合において、保管受託銀行がUCITSである場合、その登記上の事務所は、他の加盟国に所在していなければならない。保管受託銀行は、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法（改正済）に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役および業務を遂行する者は、十分良好な評価および十分な経験ならびに該当するUCITSに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびそのすべての後任の身元情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。

保管受託銀行は、要請があった場合、保管受託銀行がその債務の履行において得たもので、コモン・ファンドが2010年12月17日法を遵守しているかをCSSFが監視するために必要であるすべての情報を、CSSFに対し提供するように求められる。

保管受託銀行の機能に関して、UCITSに関する法律、規則および行政規定の調整に関する通達2009/65/ECを改正する欧州議会および理事会通達が発達されることを予想し、CSSFは、2014年7月11日に、UCITSの保管受託銀行として行為するルクセンブルグの金融機関に適用される規定を明確にすることを目的とするCSSF通達14/587（以下「通達14/587」という。）を公表した⁶。原則に基づくアプローチを変更し、CSSFは、UCITSの保管受託銀行の機能について定める、より詳細な規則を制定した。通達14/587により、IML通達91/75のE章は、UCITSには適用されなくなるが、AIFMDの範囲に該当しないすべてのファンドに引き続き適用される。現在、UCITSの保管受託銀行として行為しているルクセンブルグの金融機関は、その業務の仕組みをCSSFの新たな要件に適合しなくてはならなかった。

2014年7月23日に、欧州理事会は、2016年3月18日までに加盟国によって施行されなければならないことになっていたUCITS V通達の最終版を正式に採択した。UCITS V通達は、UCITSの預託機関の機能および義務を明確にしており、過度なリスク・テイクを制限するための管理会社の報酬に関する方針のパラメーターを定めており、また、国の規定の違反に関する行政上の制裁の最低基準の調整について定めている。

UCITS V レベル2 措置が2015年12月17日に公表された（効力発生日は、2016年10月13日）。

⁶ CSSF通達14/587は、以下において詳細に説明されるとおり、CSSF通達16/644により廃止された。

2016年5月10日に、ルクセンブルグの立法機関は、2010年12月17日法およびA I F M法を改正することによりU C I T S通達をルクセンブルグ法に置き換える法律を採択した。

2016年10月11日に、C S S Fは、U C I T Sのために保管受託銀行として行為するルクセンブルグの金融機関およびルクセンブルグのすべてのU C I T SならびにU C I T Sのために行為する管理会社に対するC S S F通達16/644を公表した。このC S S F通達16/644は、U C I T S V レベル2措置と矛盾していた通達14/587の規定を廃止し、2010年12月17日法およびU C I T S V レベル2措置に定められていた保管受託銀行に関する規則を明確にした。特に、同通達は、チェーン・オブ・カストディ（証拠保全）および特定の状況（U C I T Sがデリバティブ（金融派生商品）に投資する、担保を受け取るなどの場合）に関する組織としての要件を明確にするものであった。

2018年8月23日、C S S Fは、投資信託に関する2010年12月17日法パート I に服しないファンドの保管受託銀行および適切な場合はその支店に適用される組織上の取決めに係るC S S F通達18/697を公表した。C S S F通達18/697は、適切な場合には管理会社により代表される2010年法パート I に服するU C I T Sの保管受託銀行として行為する金融機関に適用される規定に係るC S S F通達16/644ならびに投資信託に関する1998年3月30日法に準拠するルクセンブルグの事業体が服する規則の改正および再編成に関するI M L通達91/75（C S S F通達05/177により改正済）を変更するものである。

A) 保管受託銀行は、パート I ファンドの資格を有するF C Pについて以下の業務を行わなければならない。

- F C Pのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価額が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に送金されるようにすること。
- F C Pの収益が約款に従って充当されるようにすること。

管理会社所在加盟国が、F C Pの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法第17条、第18条、第18条の2ならびに第19条、前項ならびに保管受託銀行に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行することを認めるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、F C Pのキャッシュフローが適切に監視されることを確保するものとする。

保管受託銀行は、F C PおよびF C Pの受益者に対し、保管受託銀行または2010年法第18条第4項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、F C Pのために行為する管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

保管受託銀行は、F C Pおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、委託に影響されることはないものとする。

上記の責任を排除または制限するあらゆる契約は無効となるものとする。

保管受託銀行のFCPの受益者に対する責任は、直接的にまたは管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、これが受益者に対する補償の重複または受益者に対する不平等な措置にならないことを条件とする。

UCITS V通達がルクセンブルグ法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まれなければならない契約上

の規定が定められている。これらは、とりわけ、（i）一般的な保管受託義務、（ii）保管、（iii）デューディリジェンス、（iv）支払不能保障および（v）独立性に関係するものである。SICAVはまた、客観性のある所定の基準に基づき、SICAVおよびSICAVの投資家の利益のみに一致する、保管受託銀行の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。保管受託銀行がパートIファンドの保管受託銀行である場合は、その登録事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法（改正済）に定める信用機関でなければならない。

保管受託銀行の業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するUCITSに関する経験を有していなければならない。このため、業務を遂行する者およびその後継者の身元情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。

「業務を遂行する者」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を事実上決定する者をいう。

保管受託銀行は、要請があった場合、保管受託銀行がその義務の履行にあたり得たもので、FCPが2010年法を遵守しているかをCSSFが監視するために必要であるすべての情報を、CSSFに対し提供するよう求められる。

CSSFは、2016年10月11日に、UCITSの保管受託銀行を務めるルクセンブルグの信用機関に適用される規定を明確化することを目的としたCSSF通達16/644を出した。原則に基づいたアプローチとは一線を画し、CSSFは、UCITSの保管受託銀行の機能を規制する、より命令的かつ詳細な規則を發布した。

CSSF通達16/644は、上により詳細に記載されるとおり、CSSF通達18/697により改正済である。

B) パートIIファンドの資格を有するFCPについては、以下のとおりである。

2010年法は、2013年法第2章に基づき認可されるAIFMが管理するFCPと、2013年法第3条に規定される一部修正により利益を受けかつかかる修正を利用するAIFMが管理するFCPとを区別している。

FCP（パートIIファンド）に関しては、UCIの資産は、2010年法第88-3条の規定に従い、一つの保管受託銀行にその保管を委託されなければならない。

UCITSの保管受託体制は、2010年法パートIIファンドの預託機関に適用される。2018年2月27日法（2018年3月1日にメモリアルに公告され、2018年3月5日に施行された。）が採択されたことにより、UCITSの保管受託体制の適用は、ルクセンブルグの小口投資家に対しても販売される2010年法パートIIファンドの保管受託銀行にのみ限定される一方で、その他すべての2010年法パートIIファンドの預託機関にはAIFMの保管受託体制が適用される（2016年5月に2010年法が改正される前と同様である。）。

2.2.1.4. 関係法人

（i）投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2のB.（4）に従う。

(ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

現行のFCPの目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されてきた。

公開有限責任会社の主な特徴は以下のとおりである。

この形態で設立された投資法人のすべての株式は同一の額面金額を有し、株主は、一定の株主カテゴリーまたは1人の者が保有し得る投資法人の株式の割合について記載される定款に記載される議決権の制限に服し、1株につき株主総会における1議決権を付与される。1915年8月10日法は、また、公開有限責任会社が議決権のない株式を発行する可能性、または複数の議決権を有する株式を発行する可能性について定めている。

会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主が承認し、定款に記載された金額まで引き上げられることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、1度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金（プレミアム）を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における純資産価格を下回ることとはできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。

ただし、上記の特徴は、2010年法に従うすべての会社型投資信託に完全に適用されるものではない。実際、かかる特徴は、固定資本を有する投資法人には適用されるが、変動資本を有する投資法人については、以下に定めるとおり完全には適用されない。

2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人（S I C A V）

2010年法に従い変動資本を有する投資法人（société d'investissement à capital variable。以下「S I C A V」という。）の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

S I C A Vは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特別な形態であるため、1915年8月10日法の規定は、2010年12月17日法が委任を受けていない範囲でのみ適用される。

S I C A Vの定款およびその変更は、出席当事者の決定により、フランス語、ドイツ語または英語で記載される特別な公正証書で記録される。フランス革命歴11年プレーリアル24の法令（Decree of 24 Prairial, year XI）の規定を一部修正し、かかる証書が英語で記載された場合は、かかる証書が登録機関に提出される際、かかる証書の公用語の訳文が添付されなければならないという義務は、適用されない。かかる義務は、S I C A Vの株主総会の議事録またはS I C A Vの合併案に関する集会の議事録を記録した公正証書を含む公正証書の形式で記録されなければならないその他の証書にも適用されない。

1915年8月10日を一部修正し、S I C A Vは、年次総会の招集通知と同時に年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および監督委員会による登録株主に対するコメント（該当する場合）を送付することを義務付けられていない。招集通知には、株主に対してかかる文書が提供される場所

およびその実務的手配に関する記載がなされており、また、各株主が、年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および監督委員会によるコメント（該当する場合）が送付されるよう要求することができる旨が記載されている。

株主総会の招集通知には、総会の定足数および過半数は、総会の5日前（以下「基準日」という。）の24時（ルクセンブルグ時間）に発行済みの株式に従って決定される旨が記載される。総会に出席し、自身の株式に付されている議決権を行使する株主の権利は、基準日において当該株主によって保有されている株式に従って決定される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され、また買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。新株の発行の場合、新株引受権は、定款にかかる権利が明示的に定められていない限り、既存の株主によって請求されることはできない。

2010年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないS I C A Vの最低資本金は認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる（注：本書の日付において、かかるC S S F規則は発行されていない。）。
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、S I C A Vは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- 株式は、S I C A Vの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額はC S S F規則により決定することができる（このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従いC S S Fが決定する。）。
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りS I C A Vの株式を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定すること。
- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。
- 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること（パートIファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パートI以外のファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- 定款中にS I C A Vが負担する費用の性質を規定すること。
- S I C A Vの株式は、全額払込済でなければならない、その価値を表示してはならない。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

過去においては、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド自身の株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づき（買戻手数料を課され、または課されずに）販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資法人においては、株主総会で決議された増資に関する授権に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルグの公証人の面前で陳述され、さらに1か月以内にRCSに公告するため地方裁判所の公記録保管庁に届出られなければならない。

（注）SICAVは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務は以下のとおりである。

- － S I C A Vの株式の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびS I C A Vの定款に従って執行されるようにすること。
- － S I C A Vの株式の価額が法律およびS I C A Vの定款に従って計算されるようにすること。
- － S I C A VまたはS I C A Vのために行為する管理会社の指示を実行すること（ただし、かかる指示が法律またはS I C A Vの定款と相反するはこの限りではない。）。
- － S I C A Vの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- － S I C A Vの収益が法律または定款に従って使用されるようにすること。

S I C A Vが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、S I C A Vの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、保管受託銀行が2010年法第33条第1項、第2項および第3項、前項ならびに保管受託銀行に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、S I C A Vのキャッシュフローが適切に監視されることを確保するものとする。

保管受託銀行のS I C A Vの株主に対する責任は、直接的にまたは管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、これが受益者に対する補償の重複または受益者に対する不平等な措置にならないことを条件とする。

保管受託銀行は、S I C A VおよびS I C A Vの株主に対し、保管受託銀行または2010年法第34条第3項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、S I C A Vのために行為する管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

保管受託銀行は、S I C A Vおよび株主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりS I C A Vおよび株主が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の責任を排除または制限するあらゆる契約は無効となるものとする。

上記の保管受託銀行の責任は、委託に影響されることはないものとする。

U C I T S V通達がルクセンブルグ法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まれなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、（i）一般的な保管受託義務、（ii）保管、（iii）デューデリジエンス、（iv）支払不能保障および（v）独立性に関係するものである。S I C A Vはまた、客観性のある所定の基準に基づき、S I C A VおよびS I C A Vの投資家の利益のみに一致する、保管受託銀行の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。

2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mにより管理されるS I C A Vの場合には、特別規定が適用される（2010年法第95条を参照のこと。）。

保管受託銀行としての任務を履行する際、保管受託銀行は、受益者の利益のためのみに行為しなければならない。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6. パート I ファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート I ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、U C I T S IV通達に従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、S I C A Vの組織および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの業務を遂行する者は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、業務を遂行する者およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務を遂行する者」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 上記2.2.1.2.2.の(21)および(22)に定める規定は、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」をS I C A Vと読み替える。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、ルクセンブルグ法に基づき設立された投資ファンド運用者の認可および組織に関する2018年8月23日付CSSF通達18/698に基づいて記載される適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該S I C A Vの従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するS I C A Vの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

2.3. ルクセンブルグにおける投資信託に関する追加の法規定

1983年より前においては、投資信託に関する特別法は制定されていなかったが、一部の大公規則は、政府に投資信託を監督する権限を与えた法律に基づくものであり、これらの大公規則は法律と同じ拘束力を持っていた。また、政府および銀行監督官の通達により、投資信託に関する開示、財務状況報告および運営の監督に関して既存の法律の解釈が積み重ねられ、制限規定がおかれ、また、行政指導がなされてきた。

これら一連の大公規則および政府通達は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

以上の状況は、投資信託に関する1983年8月25日法施行後変化した。その後1983年法は廃止され、投資信託に関する1988年3月30日法が施行された。2003年1月1日には投資信託に関する2002年法が施行され、2002年法は2007年2月13日に1988年3月30日法を完全に廃止した。

2011年1月1日付で、投資信託に関する2010年法が施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。

2.3.1. 設立に関する法律および法令

2.3.1.1. 1915年法

1915年法は、（FCPおよび／または非セルフ・マネージドS I C A V）の管理会社、および（2010年法により明確に適用除外されていない限り）S I C A Vの形態をとるか公開有限責任会社（société anonyme）の形態をとるかにかかわらず投資法人自身（および会社型投資信託における買戻子会社（もしあれば））に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、S I C A Vにもある程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件（1915年法第420条の1）

最低1名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項（1915年法第420条の15）

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元
- (ii) 会社の形態および名称
- (iii) 登録事務所の所在地
- (iv) 会社の目的
- (v) 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- (vi) 当初払込済の発行済資本の額

（vii）発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記事

（viii）記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定

（ix）現物出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論

（注）1915年法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。

（x）発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由

（x i）資本の一部を構成しない株式（もしあれば）およびかかる株式に付随する権利に関する記載

（x ii）取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載

（x iii）会社の存続期間

（x iv）会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420条の17）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

（i）設立定款案を公正証書の形式で作成し、これをR C Sに公告すること

（ii）応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任（1915年法第420条の19（2）および第420条の23（2））

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2010年法

投資信託に関する2010年法には、契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルグの投資信託の登録に関する要件についての規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込みに関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

この点に関する主要な要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルグのC S S Fから正式な認可を受けることを要する。

- 2010年法第2条および第87条に服するルクセンブルグの投資信託は、認可を受けること。
- E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「U C I T S」という。）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

かかる認可は、2013年法第58条第5項に従うことを条件として、ルクセンブルグのプロの投資家に対する外国法A I Fの受益証券または株式の販売が、ルクセンブルグで設立されたA I F Mにより行われる場合において2013年法第6章および第7章の規定に従って行われる場合、または別の加盟国もしくは第三国で設立されたA I F Mにより行われる場合において通達2011/61/E U第6章および第7章の規定に従って行われる場合には、免除される。

- i 認可を受けたU C Iは、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。2010年法第2条および第87条に記載されるU C Iについては、リストへの登録の申請は、設立または設定の日から1か月以内にC S S Fに対しなされなければならない。
- ii ルクセンブルグ法、規則およびC S S Fの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S Fのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルグのU C Iの解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日付大公規則に規定する投資信託（fonds d'investissement）の定義は、1991年1月21日付IML通達91/75の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、投資信託とは、「その法的形態の如何にかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人およびその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証券、およびかかる証券もしくは証券を表章しまたはその取得権を与える一切の証券の公募または私募によって公衆から調達した資金を集散的に投資することを目的とするもの」とされている。上記の定義は、2010年法の第5条、第25条、第38条、第89条、第93条および第97条の規定と本質的に同様である。

2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立された金融庁（Institut Monétaire Luxembourgeois）（IML）によりとってかわられた。IML

は、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、C S S Fに移転された。

2010年法に規制される投資信託に関連するC S S Fの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2.3.1.3.3. 2010年法第21章は、投資法人（または、F C Pの場合は管理会社）に、投資家に提供されるべき情報という観点から義務を課している。

従って、投資法人／管理会社（F C Pの場合）は、目論見書、年次報告書および半期報告書を公表しなければならない（監査済年次報告書および監査済または未監査の半期報告書が、それぞれ4か月および2か月以内に公表されなければならない。）。パートIIファンドについては、年次報告書の公表に関する期限が4か月から6か月に延長され、かつ、半期報告書の公表に関する期限が3か月に延長される（2010年法第150条第2項）。

パートIファンドに関しては、投資法人／管理会社（F C Pの場合）は、投資家向けの重要投資家情報の記載を含む文書（ルクセンブルグ語、フランス語、ドイツ語または英語）（以下「K I I」という。）を作成しなければならない（2010年法の第159条を参照のこと）。K I Iは、該当するU C I T Sの本質的な特徴について適切な情報を含んでいなければならない、募集される投資商品の性質およびリスクについて投資家が合理的に理解することができ、結果として、提供された情報に基づき投資決定ができるように記載されなければならない。

K I Iは、該当するU C I T Sについて、以下の必須要素に関する情報を提供する。

- (a) U C I T Sの識別情報
- (b) 投資目的および投資方針の簡単な説明
- (c) 過去の運用実績の提示、または該当する場合は運用実績のシナリオ
- (d) 原価および関連手数料
- (e) 関連するU C I T Sへの投資に伴うリスクに関連する適切な指針および警告を含む、投資についてのリスク／利益プロファイル。

これらの必須要素は、他の文書を参照することなく投資家にとって理解しやすいものでなければならない。

K I Iは、提案されている投資に関する追加情報の入手場所および入手方法（請求に応じていつでも無料により、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を入手できる場所および方法、ならびにかかる情報を投資家が入手できる言語を含むが、それらに限らない。）を明示する。

K I Iは、簡潔に、かつ、非専門用語により記載される。比較できるように共通の形式により作成され、かつ、小口投資家が理解しやすいように提示される。

K I Iは、当該U C I T Sが2010年法第54条に従いその受益証券を販売する旨通知されている場合は、すべての加盟国において、翻訳以外の変更または追補なしに使用される。

2010年法第21章は、さらに以下の要件を定めている（2010年法第155条および第156条）。

- U C Iはその目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない。
- 目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書は、請求により無料で投資家に提供されなければならない。
- 目論見書は、耐久性ある媒体またはウェブサイトで交付することができる。ハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。
- 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびU C I T Sに関するK I Iに指定された方法により投資家が入手できる。年次報告書および半期報告書のハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。

欧州連合理事会は、2014年10月24日に、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品（PRIIP）の重要情報文書に関する新たなEU規則（EU規則1286/2014）を採択した。当該EU規則は、小口投資家に対する投資商品の開示に関する統一規則を定めており、かかる投資家が小口投資家向け投資商品の重要な性質およびリスクを理解し、異なる商品の性質を比較できるようにすることを目的としている。KIIを作成する義務は、PRIIP（投資信託を含む。）が小口投資家にとって利用可能となる場合に適用される。

UCITSは、PRIIPの定義を満たす投資信託であるが、同EU規則は、UCITSの販売者に対して施行から5年間の移行期間を認め、かかる販売者は、当該期間中は同規則の条件を免除される。

同EU規則は、EU官報での公告から20日後に施行される。同規則は、2016年12月31日から加盟国において適用される。

2.3.1.4. 2010年法によるその他の要件

（i）公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドはその活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

（ii）設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。これらの条件のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法パートIIに服するUCIは、2010年法第88-2条第2項a）に従い任命を受ける外部AIFMが同条に基づき事前に認可を受けた場合にのみ認可されるものとする。2010年法パートIIに服する、同法第88-2条第2項b）に規定する内部的に管理されるUCIは、同法第129条第1項に基づき要求される認可のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法第88-2条第2項b）に従い認可を受けなければならない。

（iii）外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてCSSFに提出された場合の事前の意見確認

CSSFの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、CSSFに事前の意見確認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付CSSF通達05/177（2002年法体制において発令されているが2010年法の下でも適用される。）に基づき、販売用資料、それが利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合であっても、意見を求めるために、かかる文書をCSSFに提出する必要はない。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような宣伝資料を発行してはならず、および必要に応じてこれらの業務に固有の特定のリスクにつき言及することにより、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

（iv）目論見書の記載内容

目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が知識に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資商品の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確かつ容易に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、少なくとも2010年法添付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

（v）誤導的な表示の禁止

2010年法第153条は、目論見書の必須要素は常に更新されなければならない旨規定している。

(vi) 財務状況の報告および監査

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書がR C Sに提出されている旨をR E S Aに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、投資信託が年次報告書に記載される財務情報は承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、U C Iの報告書またはその他の書類に投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C Iの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちにC S S Fに報告する義務を負う。監査人は、C S S Fに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてC S S Fが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F通達02/81に基づき、C S S Fは、監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各U C Iについて毎年、前会計年度中のU C Iの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めている。C S S F通達02/81により、監査人はかかる長文報告書において、U C Iの運用（その中央管理事務および預託機関を含む。）および（資金洗浄防止規則、評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C Iの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はU C Iの状況を全体的にみることでありと述べている。

（vii）財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨規定する。さらに、ファンドは、請求に応じて、管理会社の所在加盟国の管轄当局にこれらの文書を提出しなければならない。

I M L通達97／136（C S S F通達08／348により改正）およびC S S F通達15／627に基づき、2002年法（現在の2010年法）に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

（viii）違反に対する罰則規定

ルクセンブルグの1915年法および2010年法に基づき、投資信託の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または罰金刑に処される。

2.4. 合併

2010年法によれば、ルクセンブルグで設立されたU C I T Sは、吸収される側のU C I T Sとしてもまたは吸収する側のU C I T Sとしても、U C I T SまたはU C I T Sのその他のコンパートメントとの、国境を越える合併または国内合併の対象となる可能性がある。

合併には3種類ある。

- U C I T S（またはそのうちの一または複数のコンパートメント）（以下「吸収される側のU C I T S」という。）が、清算することなく、資産および負債の全部を別の既存のU C I T S（以下「吸収する側のU C I T S」という。）に移転する場合
- 2つ以上のU C I T S（またはその／それらの一または複数のコンパートメント）が、清算することなく、資産および負債の全部を、設立した新たなU C I T Sに移転する場合
- 負債が消滅するまで存続する一または複数のU C I T S（またはコンパートメント）が、自らが設立した同一のU C I T Sの別のコンパートメントまたは別のU C I T S（またはコンパートメント）に資産を移転する場合

吸収される側のU C I T S（一部または全部が吸収される）がルクセンブルグで設立された場合、合併はC S S Fから事前の承認を受ける。

吸収する側のU C I T Sがルクセンブルグで設立された場合、C S S Fの役割は、吸収される側のU C I T Sの所在国規制機関と緊密に共同して、当該U C I T Sの投資家の利益を保護することである。

吸収される側のU C I T Sおよび吸収する側のU C I T S双方の預託機関（複数の場合もある。）は、合併の条件のドラフト（特に、合併の種類、合併日付、および移転される資産を記載しているもの）がU C I T S文書だけでなく2010年法を遵守していることを、声明書において個別に確認しなければならない。

吸収される側のU C I T Sがルクセンブルグにある場合、2010年法第67条は、C S S Fは以下の一連の情報を提供されていなければならないと定めている。

- a) 吸収される側のU C I T Sおよび吸収する側のU C I T Sにより正式に承認された、合併案の共通の条件のドラフト
- b) 目論見書および吸収する側のU C I T Sが別の加盟国で設立された場合、通達2009／65／E C第78条において言及されている、目論見書および重要投資家情報の最新情報
- c) 2010年法第70条に従い、2010年法第69条第1項a）、f）およびg）に記載されている詳細が2010年法および約款またはそれぞれのU C I T Sの設立証書の要件を遵守していることを立証したという、吸収される側のU C I T Sおよび吸収する側のU C I T Sの各預託機関による声明書。吸収する側のU C I T Sが別の加盟国で設立された場合、吸収する側のU C I T Sの預託機関により発行されたこの声明書は、通達2009／65／E C第41条に従い、2010年法第69条第1項a）、f）およびg）に記載された詳細が、通達2009／65／E CおよびU C I T Sの約款または設立証書の要件を遵守していることが立証されていることを確認するものである。

d) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがそれぞれの受益者に提供することを予定している、合併案に関する情報

ファイルの記入が完了すると、CSSFは吸収する側のUCITSの規制機関と連絡を取り、20就業日以内に承認される。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがルクセンブルグにある場合、それらの受益者は、自己の投資対象に関する影響可能性に対し説明を受けた上で決定し、ならびに2010年法第66条第4項および第73条に基づく自己の権利を行使することを可能にする等の、合併案に関する適切かつ正確な情報を提供されるものとする。

2010年法第73条（1）によれば、吸収される側のUCITSおよび／または吸収する側のUCITSがルクセンブルグで設立された場合、受益者は、投資回収費用に応じるためにUCITSにより留保されるものを除き、手数料なしに、自己の受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場合には、類似する投資方針を有し、かつ同じ管理会社により管理されている別のUCITSの受益証券、または当該管理会社が共通の経営陣もしくは支配権により関連しもしくは実質的に直接もしくは間接保有により関連しているその他の会社により管理されている別のUCITSの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は、吸収される側のUCITSの受益者および吸収する側のUCITSの受益者が2010年法第72条に従い合併案につき情報を提供された時点から有効となるものとし、2010年法第75条第1項で言及されている交換率を計算する日付の5就業日前に消滅するものとする。

以下の項を損なうことなく、ルクセンブルグで法人形態で設立されたUCITSの設立文書は、受益者総会または取締役会または重役会（該当する場合）のうちの誰が、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有するかを予定しておかなければならない。ルクセンブルグで設立されたFCPの法的形態を有するUCITSについては、これらのUCITSの管理会社は、約款で別途規定されていない限り、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有する。約款または設立証書が受益者総会による承認を規定している場合、これらの文書は、適用される定足数要件および多数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通の条件のドラフトの承認については、かかる承認は、総会に出席または代理出席している受益者による投票総数の75%を超えることまでは必要としないが、少なくとも単純過半数により採用されなければならない。

約款または設立証書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する吸収される側のUCITSの管理会社により、および法人形態の吸収される側のUCITSの総会に出席または代理出席している受益者の投票総数の単純過半数により決定する受益者総会により、承認されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅する投資法人である場合の合併については、合併の発効日は、定款（本項の規定が適用されることが了解されている。）に規定されている定足数要件および多数要件に従い決定を行う吸収される側のUCITSの受益者総会により決定されなければならない。

消滅する吸収される側の投資法人については、合併の発効日は、公正証書により記録されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅するFCPである場合の合併については、合併の発効日は、約款で別途規定されていない限り、当該UCITSの管理会社により決定されなければならない。吸収される側の消滅するコモン・ファンドについては、合併の発効日についての決定は、1915年法の規定に従って、商業および法人登録所に預託されなければならない、かつ商業および法人登録所への当該決定の預託通知として、RESAに公告されなければならない。

合併が上記規定により受益者の承認を要求する限りにおいて、当該UCITSの約款または設立証書が別途規定していない限り、合併に係るコンパートメントの受益者の承認のみが必要であるものとする。

2.5 清算

2.5.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または株主決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。以下の特別な場合には法の規定が適用される。

2.5.1.1. F C Pの強制的・自動的解散

- a. 約款で定められていた期間が満了した場合。
- b. 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。
- c. 管理会社が破産宣告を受けた場合。
- d. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

（注）純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的に清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

2.5.1.2. S I C A Vについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、当該投資信託の解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

総会は、純資産が最低資本金の3分の2または4分の1（場合に応じて）を下回ったことが確認された日から40日以内に開催されるよう、招集されなければならない。

2.5.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.5.2. 清算の方法

2.5.2.1. 裁判所によって命令されていない通常の清算

清算は、通常次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、C S S Fを含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関である“Caisse de Consignation”にエスクロー預託され、ルクセンブルグの法令に従いその時点で予見される期間内において、権限を有する者は同機関より受領することができる。

2.5.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所商事部門は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.5.2.1.に記載された方法で預託される。

2.6. 税制

以下は、現行のルクセンブルグの法律の特定の側面（すべてを網羅するものではない。）に関する理解に基づいている。

2.6.1. ファンドの税制

2.6.1.1. 出資税

2002年法第128条および2002年法を改定する2008年12月19日法の廃止に従い、2010年法に準拠する事業体の設立に際しては、出資税は支払われなくなる。

パート I に基づくU C I T Sまたはパート II に基づくU C I のみが、その設立の登記またはその定款の変更に關し、75ユーロの固定登録税を支払う必要がある。

2.6.1.2. 年次税

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産総額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集合的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの事業体
- 信用機関への預金への集合的投資を唯一の目的とするルクセンブルグの事業体
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するU C I の個別のコンパートメントおよびU C I 内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するU C I の個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（C D）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に關係する金融商品を考慮した上で、12か月

を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、以下について年次税の免除を規定している。

- a) 他のUCIにおいて保有される受益証券／投資口により表される資産の価額。ただし、当該受益証券／投資口が、2010年法第174条または2007年法第68条に規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。
- b) 以下のタイプのUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント
 - (i) その受益証券が機関投資家の保有と限定され、
 - (ii) その唯一の目的が短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金であり、
 - (iii) そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ、
 - (iv) 公認の格付機関から最高の格付を受けているもの。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、その証券が機関投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。

- c) その投資口または受益証券が、(i) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび(ii) 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるUCIおよびそのコンパートメント。
- d) 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント
- e) 以下のタイプのUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント
 - (i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されており、かつ、
 - (ii) 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、(i)の条件を満たすクラスにのみ適用される。

2.6.2. 日本の投資主または受益者／ルクセンブルグに居住しない投資主または受益者への課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託共に、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資証券または受益証券について、ルクセンブルグの通常の所得税、株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設／常任代理人を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉徴収税の対象となることがある。

2.6.3 投資主への課税関係

ルクセンブルグ法の一般的概要を記すると、原則として、契約型および会社型の投資信託共に、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益権者が、当該ファンドの投資証券または権利について、ルクセンブルグの通常の所得税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設／常任代理人を有している特定の場合は、この限りでない。

ルクセンブルグの居住者ではない契約型投資信託（パート I U C I またはパート II U C I）の受益者は、ルクセンブルグのキャピタル・ゲイン課税の対象にはならない。ただし、該当する二重課税防止条約の規定（もしあれば）の適用により、契約型投資信託（パート I U C I またはパート II U C I）を通じてかかる者がルクセンブルグ居住会社（S I C A R (*société d'investissement en capital à risque*) を除く。）、会社型投資信託、または同族不動産管理会社の資本金の10%超を保有することになり、かつ（i）かかる会社の株式がその取得から6か月以内に処分され、かつ（ii）かかる者が15年超ルクセンブルグの居住者であり、かつ自身の受益証券を譲渡した日の5年前までの期間にルクセンブルグの非居住者になっていた場合は、この限りではない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当および利子の支払国において源泉徴収税の対象となることがある。

現在、2010年12月17日法に基づく投資信託としての資格を有するルクセンブルグの会社の投資主または契約型投資信託の権利を有する受益者のいずれに対しても、かかる法的主体によって販売された投資信託の受益証券に関する分配金または実現された元本の値上がり益に関し、ルクセンブルグの源泉徴収税が課されることはない。

2.6.4 付加価値税

ルクセンブルグの付加価値税（以下「V A T」という。）法に定められているとおり、会社型投資信託（すなわち S I C A V、S I C A F または S I C A R）および契約型投資信託（すなわち F C P）は、V A Tの趣旨上、課税対象者の取り扱いを受ける。したがって、投資信託は、ルクセンブルグにおいて、前段階V A T控除権を有さないV A Tの趣旨上の課税対象者とみなされるものとする。

ルクセンブルグにおいて、V A Tの免除は、投資信託の運用業務の資格を有する業務に対し適用される。かかる投資信託（またはF C Pの場合は、その管理会社）に提供されるその他の業務は、V A Tの課税対象となる可能性があり、投資信託／その管理会社のルクセンブルグにおけるV A T登録が必要となる可能性がある。かかるV A T登録を行うことにより、投資信託／その管理会社は、海外から購入した課税対象サービス（または一定範囲の物品）についてルクセンブルグにおいて課されるV A Tを自己申告納付する義務を果たさなければならない。

投資信託によるその受益者に対する支払金に関しては、かかる支払金が投資信託の受益証券の購入に関連するものであり、したがって、投資信託に対して提供した課税対象サービスに対し受け取った対価ではない限り、原則として、ルクセンブルグにおけるV A Tの納税義務は発生しない。

2016年9月30日に、ルクセンブルグV A T当局（Administration de l'Enregistrement et des Domaines）は、会社の取締役に関するV A Tの取り扱いおよびかかる取締役の業務に関するV A Tの取り扱いに関する通達781（以下「通達781」という。）を公表した。

通達781において、ルクセンブルグV A T当局は、独立した取締役は、V A Tの課税対象になる者であることを確認した。通達781には、さらに、雇い主に代わって取締役として行為する従業員は、V A Tの課税対象にはならない者であること、したがって、V A T登録する義務はないことも明記された。V A T登録の義務（もしあれば）は、雇い主にある。

しかしながら、通達781には、契約型投資信託の取締役およびマネージャーに対する報酬、およびかかる投資信託の管理会社またはゼネラル・パートナーの取締役およびマネージャーに対する報酬（後者の場合、ゼネラル・パートナーの会社の業務に関する報酬を除く。）に関するV A Tの免除規定の適用に関しては、記載されていない。ヨーロッパの法制によると、かかるV A T免除は、該当する業

務が投資信託の運用のための「特別かつ必要な」業務としてみなされる場合に適用されなければならない。

管理会社の取締役を支払われる報酬は、管理会社（コモン・ファンド／FCPおよび管理会社を指定した会社）の資金の運用に関する部分は、免税されるべきであるが、管理会社の経営に関する部分は、VATの課税対象となる。管理会社の取締役は、VAT免除の適用の正当性を主張する立場でなくてはならない。

2.6.5 共通報告基準（CRS）

ファンドは、欧州連合の加盟国間における金融口座情報の自動的交換について規定する通達2014/107/EUを実施する2015年12月18日付ルクセンブルグ法（随時改正または補足される。以下「CRS法」という。）に定める共通報告基準（以下「CRS」という。）およびベルリンにおいて2014年10月29日に調印され、2016年1月1日に発効した金融口座情報の自動的交換に関するOECDの多国間管轄官庁協定に服することがある。

CRS法の条項に基づき、ファンドは、ルクセンブルグの報告金融機関として取り扱われる可能性が高い。

CRS法の条項に基づき、ファンドは、LTAに対し、毎年、（i）CRS法における意味の範囲内の口座保有者である各報告対象者、および（ii）CRS法における意味の範囲内のパッシブNFEの場合は、報告対象者である、各実質的支配者（Controlling Person）の氏名（または名称）、住所、居住している加盟国、TIN、および生年月日および出生地を報告することを要求される可能性がある。かかる情報は、LTAによって外国税務当局に開示される場合がある。

CRS法に基づき自身の報告義務を果たすファンドの能力は、ファンドに対し情報（各投資家の直接的または間接的所有者に関する情報および要求される裏付け証拠文書を含む。）を提供する各投資家にかかっている。ファンドの要請により、各投資家は、ファンドに対しかかる情報を提供することに同意するものとする。

報告対象者に関する情報は、CRS法に定める目的のため、年に一度、LTAに対して開示される。LTAは、自己の責任の下で、最終的に、報告された情報を報告対象法域の管轄官庁と交換する。特に、報告対象者は、これらが行う一定の業務が報告書の交付により管轄官庁に報告されること、および、当該情報の一部がLTAに対する年次開示の基準となることを通知されている。

同様に、投資主は、含まれる個人情報に正確ではない場合、当該報告書の受領から30日以内に、ファンドに通知することを約束する。投資家は、さらに、情報に関する変更が発生した後、当該変更についてファンドに通知し、当該変更のすべての裏付け証拠文書をファンドに提供することを約束する。

ファンドは、CRS法により課される税金または課徴金の支払いを回避するために、課された一切の義務を履行するよう努めるが、ファンドがかかる義務を履行することができるという保証はない。CRS法により、ファンドが税金または課徴金を課せられた場合、投資家が保有する受益証券の価額が大幅に下落する可能性がある。

ファンドによる文書の要求に応えることを怠った投資家は、かかる投資家の情報提供義務の不履行に起因する、ファンドまたは管理会社に課せられた一切の税金および課徴金を請求される可能性がある。また、ファンドは、自身の単独裁量により、かかる投資家の受益証券を買い戻すことができる。

投資家は、自身の投資に対するCRS法の影響に関し、自身の税務アドバイザーに相談するか、または専門家の助言を求めるべきである。

2.6.6 FATCA

本項において使用される大文字の用語は、本書において別途定められる場合を除き、FATCA法（以下に定義される。）において定める意味を有するものとする。

ファンドは、FATCAを遵守していない非米国金融機関および米国人による非米国事業体の直接的または間接的な所有について米国内国歳入庁に報告することを一般的に要求するいわゆるFATC

Aに服することがある。FATCAを適用する手続の一部として、米国政府は、一定の外国の法域との間で、当該法域において設立され、FATCAに服する事業体の報告および遵守要件を簡素化することを意図する政府間協定を交渉した。

ルクセンブルグは、ルクセンブルグに所在する金融機関に対し、特定米国人により保有されている金融口座（もしあれば）に関する情報を要請によりルクセンブルグ税務当局（administration des contributions directes）（以下「LTA」という。）に報告することを義務付ける2015年7月24日付ルクセンブルグ法（随時変更または補足される。以下「FATCA法」という。）により施行されるモデルI政府間協定を締結した。

FATCA法の条項に基づき、ファンドは、ルクセンブルグの報告金融機関として取り扱われる可能性が高い。

かかる地位は、ファンドに対し、ファンドのすべての投資主に関する情報を定期的に取得し、かつ確認する義務を課す。ファンドの要求により、各投資主は、特定の情報（非金融外国事業体（以下「NFFE」という。）の場合は、当該NFFEの実質的支配者に関する情報を含む。）および要求される裏付文書を提供することに同意するものとする。同様に、各投資主は、その地位に影響を及ぼす一切の情報（例えば、新しい郵送用住所または新しい居住地の住所など）を30日以内にファンドに積極的に提供することに同意するものとする。

FATCA法により、ファンドは、FATCA法の目的において、LTAに対し、投資主の氏名、住所および納税者番号（入手可能な場合）および口座残高、収益および総手取金（完全に網羅されているわけではない。）などの情報を開示する義務を負うことになる可能性がある。かかる情報は、LTAによって米国内国歳入庁に取り次がれる。

受動的NFFEとしての資格を有する投資主は、その実質的支配者（該当する場合）に対し、自己の情報をファンドが処理する旨を通知することを約束する。

さらに、ファンドは、個人データの処理について責任を負うものとし、また、各投資主は、LTAに報告されたデータにアクセスし、（必要な場合、）かかるデータを訂正する権利を有する。ファンドによって取得されたあらゆるデータは、適用あるデータ保護法に従って処理されるものとする。

ファンドは、FATCAに基づく源泉徴収税の課税を回避するために、課された一切の義務を履行するよう努めるが、ファンドがかかる義務を履行することができるという保証はない。FATCAにより、ファンドが源泉徴収税または罰金の対象となった場合、投資主が保有する投資証券の価額が大幅に下落する可能性がある。ファンドが各投資主からかかる情報を得て、LTAに伝達することを怠った場合、米国源泉の収益の支払いおよび米国源泉の利益および配当を発生させる可能性のある財産またはその他の資産の売却から生じる手取金に30%の源泉徴収税および罰金が課せられることになる可能性がある。

ファンドによる文書の要求に応えることを怠った投資家は、かかる投資家の情報提供義務の不履行に起因する、ファンドに課せられた一切の税金を請求される可能性があり、また、ファンドは、自身の単独裁量により、かかる投資家の受益証券を買い戻すことができる。

仲介機関を通じて投資を行う投資家は、その仲介機関が米国源泉徴収税制度および報告制度に従っているか、また、どのように従っているかを確認する必要がある。

投資家は、上記の要件に関し、米国の税務アドバイザーに相談するか、または専門家の助言を求めるべきである。

3. ルクセンブルグの専門投資信託（以下「SIF」という。）

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法を採択した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

既存の機関投資信託は、自動的に2007年2月13日付で、専門投資信託に関する2007年2月13日法に準拠するSIFになった。

2007年法の最後の改正は、2019年4月11日のメモリアル第238号において公告されたグレートブリテン及び北アイルランド連合王国が欧州連合から離脱する場合に金融セクターに関して講じられるべき措置に関する2019年4月8日法により行われた。

3.1 範囲

S I F制度は、（i）その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるU C Iおよび（ii）その設立文書によりS I F制度に服するU C Iに特別に適用される。

さらに、S I Fは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりU C Iとしての適格性も有している。かかる地位は、特に規則（E U）2017/1129（改正済）（いわゆる「目論見書規則」）等の各種欧州通達の適用可能性の有無について重要性を有する。

S I Fは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、または予定されている投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明する、信用機関の業務の遂行および追求に関する通達2013/36/E Uに定める信用機関、金融商品市場に関する通達2014/65/E Uに定める投資会社もしくはU C I T Sに関連する法律、規則および行政規定の調整に関する通達2009/65/C Eに定める管理会社が行った査定から利益を得られる投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がS I Fへの投資を認められることを意味する。

S I F制度に従うためには、具体的に、設立文書（定款または約款）に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ピークルの募集書類を提出しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもS I F制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2 法的構或および機能にかかる規則

3.2.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.2.1.1. 法律上の形態

2007年法は、特に、契約型投資信託（以下「F C P」という。）および変動資本を有する投資法人（以下「S I C A V」という。）について言及しているが、S I Fが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくS I Fの設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、F C Pの機能に関する上記2.2.1項を参照のこと。

F C Pへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 投資法人（S I C A VまたはS I C A F）

特性の要約については、S I C A Vの機能に関する上記2.2.2項を参照のこと。

2007年法に基づき、S I C A Vは、2010年法に準拠するS I C A Vの場合のように有限責任会社である必要はない。S I C A Vの形態で創設されるS I Fは、2007年法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式により制限されるパートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ、特別リミテッド・パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、ルクセンブルグの1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、S I Fについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.2. 複数クラスの仕組み

2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するSIF（いわゆる「アンブレラ・ファンド」。）を創設できると規定している。

さらに、SIF内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたSIFのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または配分方針について異なる特徴を持つことがある。

3.2.1.3 資本構造

2007年法の規定により、SIFの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、SIFの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に準拠するUCIについては6か月以内である。FCPに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

SIFは会社型の形態において、一部払込済の株式／受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定株式資本または変動株式資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2.2 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に準拠するUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合。）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に準拠するSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、SIFは、（例えば、SIFが発行したワラントの行使時に）所定の確定価格で株式を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは会社型の形態において、一部払込済株式を発行することができ、そのため、異なるトランシェの申込みは、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式（当初発行された株式の発行価格の残額は追加の割賦で支払われる。）によっても行うことができる。

3.3 投資規制

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パートIIと同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、CSSFの承認を受けていることを条件にあらゆる種類の資産に投資しかつあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、CSSFは、特に、通達CSSF 07/309を、専門投資信託におけるリスク分散に関して発行し、そこで専門投資信託がリスク分散原則を遵守するために従う投資制限について詳しく述べている。

アンブレラ型SIFのコンパートメントは、管理規則または設立証書および目論見書に定められる条件に従い、以下の条件に基づき同一SIF（以下「対象ファンド」という。）内の一または複数のコンパートメントにより発行されるまたは発行された証券またはパートナーシップ持分を引き受け、取得し、および／または保有することができる。

- 対象ファンドは、順次、対象ファンドが投資するコンパートメントには投資しない。
- 対象ファンドの証券に付随する議決権は、適切な会計処理や定期報告を損なうことなく、投資期間中停止される。

- いずれの場合も、S I Fがかかる証券を保有する限り、2007年法上定められる純資産額の最低額を確認する目的にかかるS I Fの純資産額の計算について、当該証券の価額は考慮されない。

3.4 規制上の側面

3.4.1 慎重な制度

S I Fは、C S S Fによる恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家に対して保証する必要があるものと同様の保護までは要しないという事実に照らし、S I Fは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うU C Iの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うU C Iについて、C S S Fは、S I Fの設立文書、S I Fの取締役／マネージャー、中央管理事務代行会社、預託機関および監査人の選任を承認しなければならない。S I Fの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、C S S Fの承認を必要とする。

2007年法の規定により、S I Fは、C S S Fによる規制当局の承認を得て初めて創設することができる。

2007年法に従うS I Fは、2013年法が適用される範囲のA I Fの資格を自動的に得るわけではない。S I Fは、A I Fの定義のすべての基準を明確に満たしている場合には、2013年法にのみ従う。2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mが管理するS I Fに対しては、2007年法パートIIの特定の規定が適用される。

3.4.2 保管受託銀行

S I Fは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登録上の事務所を有する信用機関であるか、もしくは登録上の事務所が国外に所在する場合にはルクセンブルグ支店である預託機関、または金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）に規定する投資会社に委託しなければならない。投資会社は、2013年法第19条第3項に記載される条件をも満たす場合に限り、預託機関としての資格を有する。

最初の投資日から5年間の間に行使することができる買戻請求権がなく、かつその中核的な投資方針に従って、2013年法第19条第8項a）に従い保管されなければならない資産には一般的に投資しないか、または同法第24条に従い発行者もしくは非上場会社の支配権を潜在的に取得するためにかかる会社に一般的に投資するコモン・ファンドおよびS I C A Vについては、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第26-1条に定める金融商品以外の資産のプロの預託機関の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する会社も預託機関となることができる。

資産の保管は、「監督」という概念で理解されるべきである。つまり、預託機関は、S I Fの資産がどのように投資されているか、またかかる資産を入手するための方法および場所を常に認識しておかなければならないことを意味する。このことにより、資産の物理的保管が現地の副預託機関に委託されることが妨げられることはない。

S I F法は、預託機関に対し、2010年12月17日法により課せられたファンドの特定業務に関する追加の監視業務を行うことを要求していない。預託機関の業務に関するかかる緩和は、特に、ヘッジ・ファンドに関して（特に、プライム・ブローカーの多大な関与の点において）有益であると考えられる。

3.4.3 監査人

S I Fの年次財務書類は、十分な専門経験を有すると認められるルクセンブルグの独立監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4 機能の委託

S I Fは、事業のより効率的な遂行のため、S I Fを代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。当該場合、以下の条件を遵守しなければならない。

- a) C S S Fは、上記につき適切に報告を受けなければならない。

- b) 当該権限付与がS I Fに対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、S I Fが投資家の最善の利益のために活動し、またはS I Fがそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資ポートフォリオ運用に関するものである場合、当該権限付与は、投資ポートフォリオ運用について認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する自然人または法人のみに付与される。当該権限付与が慎重な監督に服する国外の自然人または法人に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- d) 上記（c）の条件を充足しない場合、委託は、C S S Fが機能が委託された自然人または法人の選任を承認する場合に限り、有効となる。当該場合、かかる者は、当該S I Fのタイプに関し十分に良好な評価と十分な経験を有していなければならない。
- e) S I Fの取締役会は、機能が委託された自然人または法人が、当該機能を遂行する適格性と能力を有する者でなければならないこと、また、慎重に選任されることを定めることができる。
- f) S I Fの取締役会が、委託された活動を常に効率的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、S I Fの取締役会が、機能が委託された自然人または法人に常に指示を付与し、投資家の利益に適う場合には直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関に付与してはならない。
- i) S I Fの目論見書は、委託された機能を列挙しなければならない。

3.4.5 リスクの管理

A I Fに該当しないS I Fは、ポートフォリオのすべてのリスク概要における自己の投資ポジションおよび自己の持分に伴うリスクを適切な方法により発見、判定、管理および監視するために、適切なリスク管理システムを実施しなければならない。

3.4.6 利益相反

A I Fに該当しないS I Fは、更に、必要に応じて、S I FとS I Fの事業活動に寄与している者、またはS I Fに直接または間接に関係する者との間で発生する利益相反により投資家の利益が損なわれるリスクを最小限に抑える方法で構築および組織されなければならない。利益相反の可能性がある場合、S I Fは、投資家の利益の保護を確保する。S I Fは、利益相反のリスクを最小限に抑える適切な措置を実施しなければならない。

3.4.7 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

2018年1月1日以降、S I Fは、EU規則1286/2014に従い、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品の重要情報文書（P R I I P S K I D）を作成しなければならない。ただし、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品が通達2014/65/EUの別紙IIに定める専門投資家のみ販売される場合（かかる制限は、募集書類において開示されるか、または自己申告の形でC S S Fに提出されなければならない。）、またはS I Fが2018年1月1日までにU C I T S - K I Iに類似する文書を発行することを選択した場合（この場合、S I Fは2019年1月31日までP R I I P S K I Dを発行する義務を免れる。）はこの限りでない。

3.5 S I Fの税制の特徴

以下は、ルクセンブルグの法律の特定の側面（すべてを網羅するものではない。）に関する理解に基づいている。

S I Fは、0.01%（2010年法に基づき存続する大部分のU C Iについては、0.05%）の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2010年法と同様の方法により、2007年法は、年次税の免除を規定している。年次税が免除されるものは、以下のものである。

- a) 他のU C Iにおいて保有される受益証券／投資口により表される資産の価額。ただし、当該受益証券が、2007年法第68条、2010年法第174条またはリザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法第46条により規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。
- b) 以下のタイプのS I Fおよび複数のコンパートメントを有するS I Fの個々のコンパートメント
 - (i) その唯一の目的が短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金であり、
 - (ii) そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ、
 - (iii) 公認の格付機関から最高の格付を受けているもの。
- c) その証券またはパートナーシップ持分が、(i) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび(ii) 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるS I F。本項の規定は、これらの条件を満たす複数のコンパートメントを有するS I Fの個々のコンパートメントおよびS I F内または複数のコンパートメントを有するS I Fのあるコンパートメント内に設定された個々のクラスに準用される。
- d) 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるS I Fおよび複数のコンパートメントを有するS I Fの個々のコンパートメント

S I Fが受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

4. リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法は、S I F法および2010年12月17日法を改正し、A I Fの新たな形態であるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド（以下「R A I F」という。）を導入した。R A I Fは、A I FMDの範囲内で、許可されたA I FMによって運用され、その受益証券は、情報に精通した投資家向けのものである。R A I Fは、C S S Fの事前の許可を必要とせず、またC S S Fによる継続的で（直接的で）慎重な監督に服するものでもない。

R A I F制度の主な特徴の概要は、以下のとおりである。

- 法的構造の柔軟性：ルクセンブルグのすべての会社、パートナーシップおよび契約型法的形態を利用することができる。また、R A I Fは、変動資本構造を選択することもできる。さらに、R A I Fは、アンブレラ型ストラクチャーとして設立されることもできる（すなわち、複数のコンパートメントまたはサブ・ファンドを有することもできる。）。リスク分散要件は、S I Fに適用されるものと一致している。ただし、R A I Fが適格リスク資本投資対象のみに投資することを選択した場合は、リスク分散要件は適用されない。R A I Fは、あらゆるファンド戦略を採用することができ、あらゆる資産クラスに投資することができ、また、一定の条件に基づき、自身の資産ポートフォリオを分散させる必要がない。
- 適格投資家：R A I Fは、情報に精通した投資家向けである。かかる投資家カテゴリーには、機関投資家、プロの投資家および最低金額（125,000ユーロ）以上を投資する投資家または情報に精通した投資家としての資格を有する投資家が含まれる。
- R A I Fは、C S S Fの監督に服するものではない。S I FまたはS I C A Rとは異なり、R A I Fは、C S S Fの事前の許可を必要とせず、また、C S S Fの慎重な監督に服するものでもない。R A I Fは、その設立から10日以内にルクセンブルグ商業および法人登記所において登記されなければならない。
- 許可されたA I FMが指定されなければならない。R A I Fは、自動的にA I Fの資格を有し、ルクセンブルグ、他のE U加盟国または場合に応じて、第三国（ただし、第三国のマネージャーがA

I FMDの運用パスポートを入手することができることを条件とする。）において設立された許可されたA I F Mを指定しなければならない。

- － 税制：R A I Fは、年率0.01%の年次税（taxe d'abonnement）（様々な免除がある。）が課されるか、またはS I C A Rに適用される税制に服するものとする（すなわち、適格リスク資本収益および利益を除き、完全に課税対象となる。）。A I F運用業務に関するV A T免除も適用される。
- － 転換：既存のS I F、S I C A Rおよび規制対象外のA I Fは、投資家およびC S S F(該当する場合)の該当する承認を得ることを条件として、R A I Fのために選択を行うことができる。

第4【その他】

外国投資信託受益証券の様式

ファンド証券の券面に記載される主な項目は次の通りである。

1. 表面

- a. ファンドの名称
- b. 表象される口数
- c. 署名（管理会社および保管受託銀行）
- d. 管理会社の登記事務所の住所、登録番号、公開株式会社（Societe Anonyme）である旨の表示
- e. 約款のRESAへの掲載に関する情報

2. 裏面

記載なし。

その他

- （1）目論見書の表紙に図案を採用することがある。また、目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載することがある。
- （2）目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがある。
- （3）目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがある。
- （4）交付目論見書に次の事項を記載することがある。
 - 「サブ・ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はない。」
 - 「投資信託は預貯金と異なる。」
 - 「ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属する。」
 - 「投資信託は元本保証のない金融商品である。」

独立監査人の報告書

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドの受益者各位
ルクセンブルグ、L-1855、J. Fケネディ通り33A番

意見

我々は、UBS（Lux）ストラテジー・ファンド（以下「ファンド」という。）およびその各サブ・ファンドの、2020年1月31日現在の純資産計算書、投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表ならびに同日に終了した年度の運用計算書、純資産変動計算書ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記で構成される財務書類を監査した。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ファンドの2020年1月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。当該法および基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件と共にルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（「IESBA規定」）に従ってファンドから独立した立場にあり、かかる倫理上の要件に基づき他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書に含まれる情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の我々の報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドおよびその各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドまたはいずれかのサブ・ファンドの清算もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドまたはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の我々の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の我々の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドまたはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2020年5月27日

アーンスト・アンド・ヤング・
ソシエテ・アノニム
公認の監査法人

〔署名〕
ナディア ファバー

Independent auditor's report

To the Unitholders of
UBS (Lux) Strategy Fund
33A, avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxembourg

Opinion

We have audited the financial statements of UBS (Lux) Strategy Fund (the “Fund”) and of each of its subfunds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments in securities and other net assets as at 31 January 2020, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its subfunds as at 31 January 2020, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the “responsibilities of the “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the “réviseur d’entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund is responsible for assessing the Fund’s and each of its subfund’s ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund either intends to liquidate the Fund or one of its subfunds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d’entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund’s internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors of the Fund use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund’s or one of its subfund’s ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d’entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d’entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Fund or one of its subfunds to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 27 May 2020

ERNST & YOUNG

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Nadia Faber

Bericht des Réviseur d'entreprises agréé

An die Anteilscheininhaber

UBS (Lux) Strategy Fund
33A, avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxembourg

Prüfungsurteil

Wir haben den Jahresabschluss des UBS (Lux) Strategy Fund (der «Fonds») und für jeden seiner Teilfonds bestehend aus der Nettovermögensaufstellung und der Aufstellung der Wertpapierbestände und anderer Nettovermögenswerte zum 31. Januar 2020 sowie der Ertrags- und Aufwandsrechnung und den Veränderungen des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr sowie dem Anhang mit einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden - geprüft.

Nach unserer Beurteilung vermittelt der beigefügte Jahresabschluss in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen betreffend die Aufstellung und Darstellung des Jahresabschlusses ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Fonds und für jeden seiner Teilfonds zum 31. Januar 2020 sowie der Ertragslage und der Entwicklung des Nettofondsvermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir führten unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz über die Prüfungstätigkeit (das «Gesetz vom 23. Juli 2016») und nach den für Luxemburg von der Commission de Surveillance du Secteur Financier («CSSF») angenommenen internationalen Prüfungsstandards («ISA») durch. Unsere Verantwortung gemäss dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und den ISA-Standards wird im Abschnitt «Verantwortung des Réviseur d'entreprises agréé für die Jahresabschlussprüfung» weitergehend beschrieben. Wir sind unabhängig von dem Fonds in Übereinstimmung mit dem für Luxemburg von der CSSF angenommenen «International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants» («IESBA Code») zusammen mit den beruflichen Verhaltensanforderungen, welche wir im Rahmen der Jahresabschlussprüfung einzuhalten haben und haben alle sonstigen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Verhaltensanforderungen erfüllt. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Sonstige Informationen

Der Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft ist verantwortlich für die sonstigen Informationen. Die sonstigen Informationen beinhalten die Informationen, welche im Jahresbericht enthalten sind, jedoch beinhalten sie nicht den Jahresabschluss oder unseren Bericht des Réviseur d'entreprises agréé zu diesem Jahresabschluss.

Unser Prüfungsurteil zum Jahresabschluss deckt nicht die sonstigen Informationen ab und wir geben keinerlei Sicherheit jedweder Art auf diese Informationen.

Im Zusammenhang mit der Prüfung des Jahresabschlusses besteht unsere Verantwortung darin, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu beurteilen, ob eine wesentliche Unstimmigkeit zwischen diesen und dem Jahresabschluss oder mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen besteht oder auch ansonsten die sonstigen Informationen wesentlich falsch dargestellt erscheinen. Sollten wir auf Basis der von uns durchgeführten Arbeiten schlussfolgern, dass sonstige Informationen wesentliche falsche Darstellungen enthalten, sind wir verpflichtet, diesen Sachverhalt zu berichten. Wir haben diesbezüglich nichts zu berichten.

Verantwortung des Verwaltungsrats der Verwaltungsgesellschaft des Fonds für den Jahresabschluss

Der Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft des Fonds ist verantwortlich für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen zur Aufstellung und Darstellung des Jahresabschlusses und für die internen Kontrollen, die der Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft des Fonds als notwendig erachtet, um die Aufstellung des Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses ist der Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft des Fonds verantwortlich für die Beurteilung der Fähigkeit des Fonds und jeder seiner Teilfonds zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit und - sofern einschlägig - Angaben zu Sachverhalten zu machen, die im Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit stehen, und die Annahme der Unternehmensfortführung als Rechnungslegungsgrundsatz zu nutzen, sofern nicht der Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft des Fonds beabsichtigt den Fonds oder einen seiner Teilfonds zu liquidieren, die Geschäftstätigkeit einzustellen oder keine andere realistische Alternative mehr hat, als so zu handeln.

Verantwortung des Réviseur d'entreprises agréé für die Jahresabschlussprüfung

Die Zielsetzung unserer Prüfung ist es, eine hinreichende Sicherheit zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist und darüber einen Bericht des Réviseur d'entreprises agréé, welcher unser Prüfungsurteil enthält, zu erteilen. Hinreichende Sicherheit entspricht einem hohen Grad an Sicherheit, ist aber keine Garantie dafür, dass eine Prüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs stets eine wesentliche falsche Darstellung, falls vorhanden, aufdeckt. Falsche Darstellungen können entweder aus Unrichtigkeiten oder aus Verstößen resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise davon ausgegangen werden kann, dass diese individuell oder insgesamt, die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Im Rahmen einer Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs üben wir unser pflichtgemässes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus:

- Identifizieren und beurteilen wir das Risiko von wesentlichen falschen Darstellungen im Jahresabschluss aus Unrichtigkeiten oder Verstößen, planen und führen Prüfungshandlungen durch als Antwort auf diese Risiken und erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und angemessen sind, um als Grundlage für das Prüfungsurteil zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Angaben bzw. das Ausserkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- Gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Abschlussprüfung relevanten internen Kontrollsystem, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Fonds abzugeben.
- Beurteilen wir die Angemessenheit der von dem Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft des Fonds angewandten Bilanzierungsmethoden, der rechnungslegungsrelevanten Schätzungen und den entsprechenden Anhangangaben.

- Schlussfolgern wir über die Angemessenheit der Anwendung des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit durch den Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft des Fonds sowie auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Fonds oder einer seiner Teilfonds zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen könnten. Sollten wir schlussfolgern, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet im Bericht des Réviseur d'entreprises agréé auf die dazugehörigen Anhangangaben zum Jahresabschluss hinzuweisen oder, falls die Angaben unangemessen sind, das Prüfungsurteil zu modifizieren. Diese Schlussfolgerungen basieren auf der Grundlage der bis zum Datum des Berichts des Réviseur d'entreprises agréé erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Fonds oder einer seiner Teilfonds seine Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.
- Beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschliesslich der Anhangangaben und beurteilen, ob dieser die zugrundeliegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse sachgerecht darstellt.

Wir kommunizieren mit den für die Überwachung Verantwortlichen, unter anderem den geplanten Prüfungsumfang und Zeitraum sowie wesentliche Prüfungsfeststellungen einschliesslich wesentlicher Schwächen im internen Kontrollsystem, welche wir im Rahmen der Prüfung identifizieren.

Luxemburg, 27. Mai 2020

ERNST & YOUNG
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Nadia Faber

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの株主各位
ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1855、
J. F. ケネディ通り33A番

財務書類の監査に関する報告

意見

我々は、2019年12月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針を含む財務書類に対する注記で構成される、UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」といいます。）の財務書類を監査しました。

我々は、添付の財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、当社の2019年12月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用成績を、真実かつ公正に表示しているものと認めます。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの（金融監督委員会）（以下「CSSF」といいます。）が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」といいます。）および国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行いました。2016年7月23日法およびISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されています。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」といいます。）に従って当社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしています。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断しています。

その他の情報

取締役会は、運用報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する承認された法定監査人の報告書は含まれません。）に関して責任を負います。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しません。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することです。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はこの事実を報告する義務があります。この点に関し、我々に報告すべき事項はありません。

財務書類に対する取締役会および統治責任者の責任

取締役会は、財務書類の作成および表記に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した財務書類の作成および公正な表記、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負います。

本財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負います。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む承認された法定監査人の報告書を発行することです。合理的な保証は高度な水準の保証ではありますが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではありません。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合です。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っています。また、以下も実行します。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得ます。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高いです。
- ・ 当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得ます。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価します。
- ・ 取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下します。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、承認された法定監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務があります。我々の結論は、承認された法定監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づきます。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがあります。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価します。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告します。

その他の法律および規則の要求に関する報告

運用報告書は、本財務書類と一致しており、適用される規制の要求に準拠して作成されています。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認の監査法人

ルクセンブルグ、2020年3月25日

ベルナール・レースト

Independent auditor's report

To the Shareholders of
UBS fund Management (Luxembourg) S.A.
33A avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxembourg

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of UBS fund Management (Luxembourg) S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 December 2019, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2019, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the management report but does not include the financial statements and our report of the "réviseur d'entreprises agréé" thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.

- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the financial statements and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Bernard Lhoest

Luxembourg, 25 March 2020

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の報告書

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドの受益者各位
ルクセンブルグ、L-1855、J. Fケネディ通り33A番

意見

我々は、UBS（Lux）ストラテジー・ファンド（以下「ファンド」という。）およびその各サブ・ファンドの、2019年1月31日現在の純資産計算書、投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表ならびに同日に終了した年度の運用計算書、純資産変動計算書ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記で構成される財務書類を監査した。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ファンドの2019年1月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。当該法および基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件と共にルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（「IESBA規定」）に従ってファンドから独立した立場にあり、かかる倫理上の要件に基づき他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

ファンドの取締役会は、年次報告書に含まれる情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の我々の報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対するファンドの取締役会および統治責任者の責任

ファンドの取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であるとファンドの取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、ファンドの取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、ファンドの取締役会がファンドの清算もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびにファンドの取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ ファンドの取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の我々の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の我々の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2019年5月24日

アーンスト・アンド・ヤング・
ソシエテ・アノニム
公認の監査法人

[署名]

N. ファバー

Independent auditor's report

To the Unitholders of
UBS (Lux) Strategy Fund
33A, avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxembourg

Opinion

We have audited the financial statements of UBS (Lux) Strategy Fund (the “Fund”) and of each of its subfunds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments in securities and other net assets as at 31 January 2019, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its subfunds as at 31 January 2019, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the “responsibilities of the “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Fund is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the “réviseur d’entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors of the Fund is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund is responsible for assessing the Fund’s ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d’entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund’s internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors of the Fund use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund’s ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d’entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d’entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 24 May 2019

ERNST & YOUNG
Société Anonyme Cabinet
de révision agréé

N. Faber

Bericht des Réviseur d'entreprises agréé

An die Anteilscheininhaber

UBS (Lux) Strategy Fund
33A, avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxemburg

Prüfungsurteil

Wir haben den Jahresabschluss des UBS (Lux) Strategy Fund (der «Fonds») und für jeden seiner Teilfonds bestehend aus der Nettovermögensaufstellung und der Aufstellung der Wertpapierbestände und anderer Nettovermögenswerte zum 31. Januar 2019 sowie der Ertrags- und Aufwandsrechnung und den Veränderungen des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr sowie dem Anhang mit einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden - geprüft.

Nach unserer Beurteilung vermittelt der beigefügte Jahresabschluss in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen betreffend die Aufstellung und Darstellung des Jahresabschlusses ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Fonds und für jeden seiner Teilfonds zum 31. Januar 2019 sowie der Ertragslage und der Entwicklung des Nettofondsvermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir führten unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz über die Prüfungstätigkeit (das «Gesetz vom 23. Juli 2016») und nach den für Luxemburg von der Commission de Surveillance du Secteur Financier («CSSF») angenommenen internationalen Prüfungsstandards («ISA») durch. Unsere Verantwortung gemäss diesem Gesetz und diesen Standards wird im Abschnitt «Verantwortung des Réviseur d'entreprises agréé für die Jahresabschlussprüfung» weitergehend beschrieben. Wir sind unabhängig von dem Fonds in Übereinstimmung mit dem für Luxemburg von der CSSF angenommenen «International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants» («IESBA Code») zusammen mit den beruflichen Verhaltensanforderungen, welche wir im Rahmen der Jahresabschlussprüfung einzuhalten haben und haben alle sonstigen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Verhaltensanforderungen erfüllt. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Sonstige Informationen

Der Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft des Fonds ist verantwortlich für die sonstigen Informationen. Die sonstigen Informationen beinhalten die Informationen, welche im Jahresbericht enthalten sind, jedoch beinhalten sie nicht den Jahresabschluss oder unseren Bericht des Réviseur d'entreprises agréé zu diesem Jahresabschluss.

Unser Prüfungsurteil zum Jahresabschluss deckt nicht die sonstigen Informationen ab und wir geben keinerlei Sicherheit jedweder Art auf diese Informationen.

Im Zusammenhang mit der Prüfung des Jahresabschlusses besteht unsere Verantwortung darin, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu beurteilen, ob eine wesentliche Unstimmigkeit zwischen diesen und dem Jahresabschluss oder mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen besteht oder auch ansonsten die sonstigen Informationen wesentlich falsch dargestellt erscheinen. Sollten wir auf Basis der von uns durchgeführten Arbeiten schlussfolgern, dass sonstige Informationen wesentliche falsche Darstellungen enthalten, sind wir verpflichtet, diesen Sachverhalt zu berichten. Wir haben diesbezüglich nichts zu berichten.

Verantwortung des Verwaltungsrats der Verwaltungsgesellschaft des Fonds und der für die Überwachung Verantwortlichen für den Jahresabschluss

Der Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft des Fonds ist verantwortlich für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen zur Aufstellung und Darstellung des Jahresabschlusses und für die internen Kontrollen, die der Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft des Fonds als notwendig erachtet, um die Aufstellung des Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses ist der Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft des Fonds verantwortlich für die Beurteilung der Fähigkeit des Fonds zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit und - sofern einschlägig - Angaben zu Sachverhalten zu machen, die im Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit stehen, und die Annahme der Unternehmensfortführung als Rechnungslegungsgrundsatz zu nutzen, sofern der Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft des Fonds nicht beabsichtigt den Fonds zu liquidieren, die Geschäftstätigkeit einzustellen oder keine andere realistische Alternative mehr hat, als so zu handeln.

Verantwortung des Réviseur d'entreprises agréé für die Jahresabschlussprüfung

Die Zielsetzung unserer Prüfung ist es, eine hinreichende Sicherheit zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist und darüber einen Bericht des Réviseur d'entreprises agréé, welcher unser Prüfungsurteil enthält, zu erteilen. Hinreichende Sicherheit entspricht einem hohen Grad an Sicherheit, ist aber keine Garantie dafür, dass eine Prüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs stets eine wesentliche falsche Darstellung, falls vorhanden, aufdeckt. Falsche Darstellungen können entweder aus Unrichtigkeiten oder aus Verstößen resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise davon ausgegangen werden kann, dass diese individuell oder insgesamt, die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Im Rahmen einer Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs üben wir unser pflichtgemässes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus:

- Identifizieren und beurteilen wir das Risiko von wesentlichen falschen Darstellungen im Jahresabschluss aus Unrichtigkeiten oder Verstößen, planen und führen Prüfungshandlungen durch als Antwort auf diese Risiken und erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und angemessen sind, um als Grundlage für das Prüfungsurteil zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Angaben bzw. das Ausserkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- Gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Abschlussprüfung relevanten internen Kontrollsystem, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Fonds abzugeben.
- Beurteilen wir die Angemessenheit der von Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft des Fonds angewandten Bilanzierungsmethoden, der rechnungslegungsrelevanten Schätzungen und den entsprechenden Anhangangaben.

- Schlussfolgern wir über die Angemessenheit der Anwendung des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit durch den Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft des Fonds sowie auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Fonds zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen könnten. Sollten wir schlussfolgern, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet im Bericht des Réviseur d'entreprises agréé auf die dazugehörigen Anhangangaben zum Jahresabschluss hinzuweisen oder, falls die Angaben unangemessen sind, das Prüfungsurteil zu modifizieren. Diese Schlussfolgerungen basieren auf der Grundlage der bis zum Datum des Berichts des Réviseur d'entreprises agréé erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Fonds seine Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.
- Beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschliesslich der Anhangangaben und beurteilen, ob dieser die zugrundeliegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse sachgerecht darstellt.

Wir kommunizieren mit den für die Überwachung Verantwortlichen, unter anderem den geplanten Prüfungsumfang und Zeitraum sowie wesentliche Prüfungsfeststellungen einschliesslich wesentlicher Schwächen im internen Kontrollsystem, welche wir im Rahmen der Prüfung identifizieren.

Luxemburg, 24. Mai 2019

ERNST & YOUNG
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

N. Faber

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。